



IEC 活動推進会議(IEC-APC)

IEC Activities Promotion Committee of Japan

「IEC 事業概要」のPDF版は、IEC 活動推進会議(IEC-APC)が、制作・頒布するもので、IEC への理解をより深めていただき IEC 国際標準化活動を推進いただくことを目的に会員以外の方々にも頒布するものです。
IEC-APC の詳細については、「こちら」より。

IEC 事業概要

－ 2025 年版 －

2025 年 5 月 1 日

一般財団法人 日本規格協会
I E C 活 動 推 進 会 議

「IEC 事業概要 2025 年版」の発行にあたって



IEC 活動推進会議
2024 年度議長 鯨嶋 茂稔
(株式会社日立製作所)

IEC 活動推進会議(IEC-APC)の活動につきましては、日頃よりご理解、ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

2024 年は、米国をはじめとした世界の多くの国や地域で大統領選挙や総選挙が行われ、政治的にも経済的にも大きな変化が始まる年となりました。この大きな変化の中で国際協調を図る場としての標準化への取組がこれまで以上に重要性を増しています。

2024 年 10 月に英国エジンバラで開催された第 88 回 IEC 大会では、リモート参加の 557 名を含めた 1908 名の参加登録があったと伺っており、2020 年に新型コロナウイルス感染症の影響で大きく落ち込んだ IEC 大会参加者も、2022 年以降は回復しています。今回の IEC 大会の期間中は、上層会合だけでなく、多くの TC や SC の会合やトピックスを絞ったワークショップも併催され、国際標準化活動への関心は引き続き高まっています。

IEC の副会長と市場戦略評議会(MSB)議長を務められた堤和彦氏(三菱電機株式会社)が 2024 年末で任期満了となり、この IEC 大会が最後のご参加となりました。長年にわたるリーダーシップに深い敬意と心からの感謝を示したいと思います。

2024 年はいくつか嬉しいニュースもありました。まず、富田茂氏(エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社)が「トーマス・エジソン賞」を受賞され、IEC 大会で賞が授与されました。この賞は、顕著な貢献をされた IEC の国際議長や国際幹事に与えられるもので、本受賞は IEC/TC86(ファイバオプティクス)/SC86B(光ファイバ接続部品・受動部品)における国際幹事としてのご活躍が認められたものです。ご本人のご活躍と共に、それを支える日本の関係者の皆様のご支援の賜物であり、心からお祝い申し上げます。この「トーマス・エジソン賞」は、2015 年以降、10 年連続で日本の候補者に授与されています。IEC 活動への日本の貢献が大きく認められた結果であり、喜ばしい限りです。さらに、日本から 29 名の方が IEC 1906 賞を受賞されました。こちらもひとえに Project Leader ならびに Expert の皆様のご活躍が認められた証であり、心よりお祝い申し上げます。

すでに公表されていますように、2025 年の半ばには、日本の国際標準に係る国家戦略が策定される予定です。これにより、2023 年 6 月に経済産業省から発表された「日本型標準加速化モデル」の実装に向けて、企業の経営戦略や研究開発戦略における標準化の位置づけが明確となり、新たな価値軸を導入することで市場創出をはかる際の有力なツールとしての国際標準化活動の必要性が増すことが期待されます。標準化人材の育成・確保、認証産業の活用の在り方、サービス標準化の活用など、標準化活動の推進に必要な取り組みを、IEC-APC としても積極的に協力していきたいと考えています。

IEC-APC では、会員の皆様に IEC 活動の情報共有を図ると共に、IEC 国際標準化事業への意見反映の機会や、国際標準化に関する各種セミナー・研修の場の提供、併せて、我が国の IEC 国際標準化活動の促進に向けた各種施策を実施しており、その一環として IEC-APC 広報・人材委員会にて、本年も「IEC 事業概

要 2025 年版」の発刊に至りました。本誌を是非ご活用いただき、今まで以上に皆様のお役に立つことが出来たら幸いです。

末筆ながら、今後共引き続き IEC-APC へのご支援、ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

目次

1. IEC の概要.....	1
1.1 目 的.....	1
1.2 地 位.....	1
1.3 歴 史.....	1
1.4 会 員.....	3
1.5 アフィリエイト・カントリー・プログラム (Affiliate Country Programme).....	6
1.6 財 政.....	8
1.6.1 予 算.....	8
1.6.2 分担金.....	9
1.7 言 語.....	11
1.8 運営組織.....	11
1.9 役 員.....	13
1.9.1 会 長 (President).....	13
1.9.2 副会長 (Vice-President).....	14
1.9.3 財務監事 (Treasurer).....	16
1.9.4 事務総長 (Secretary General).....	16
1.10 IEC 事務局 (IEC SEC: IEC Secretariat).....	17
1.10.1 概 要.....	17
1.10.2 役 割.....	17
1.11 IEC 大会 (General Meeting).....	18
1.12 国際機関及び地域機関との関係.....	19
1.12.1 ISO との関係.....	19
1.12.2 国際機関.....	20
1.12.3 地域パートナー.....	21
1.12.4 世界標準協力 (WSC: World Standards Cooperation).....	21
2. 総会及び上層委員会 (SMB、MSB、CAB 以外).....	23
2.1 総会 (GA: General Assembly).....	23
2.1.1 構 成.....	23
2.1.2 業務事項.....	23
2.2 評議会 (IB: IEC Board).....	24
2.2.1 構 成.....	24
2.2.2 業務事項.....	25
2.2.3 IB TF (Task Force).....	25
2.3 会長委員会 (PresCom: President's Committee).....	26
2.3.1 業務事項.....	26
2.4 ビジネス諮問委員会 (BAC: Business Advisory Committee).....	26
2.4.1 構 成.....	26

2.4.2	業務事項	27
2.5	ガバナンスレビュー及び監査委員会 (GRAC: Governance Review and Audit Committee)	27
2.5.1	構成	28
2.5.2	業務事項	28
2.6	多様性諮問委員会 (DAC: Diversity Advisory Committee)	28
2.6.1	構成	29
2.6.2	業務事項	29
2.7	IEC フォーラム (IEC Forum)	29
3.	標準管理評議会	30
3.1	標準管理評議会 (SMB: Standardization Management Board)	30
3.1.1	構成	30
3.1.2	業務事項	30
3.1.3	SMB 直下の組織	31
3.2	技術諮問委員会 (AC: Technical Advisory Committee)	33
3.2.1	安全諮問委員会 (ACOS: Advisory Committee on Safety)	34
3.2.2	電磁両立性諮問委員会 (ACEC: Advisory Committee on Electromagnetic Compatibility)	36
3.2.3	環境諮問委員会 (ACEA: Advisory Committee on Environmental Aspects)	37
3.2.4	送電及び配電諮問委員会 (ACTAD: Advisory Committee on electricity Transmission And Distribution)	37
3.2.5	エネルギー効率諮問委員会 (ACEE: Advisory Committee on Energy Efficiency)	39
3.2.6	情報セキュリティとデータプライバシー諮問委員会 (ACSEC: Advisory Committee on Information Security and Data Privacy)	40
3.2.7	デジタルコンテンツ諮問委員会 (ACDC: Advisory Committee on Digital Content Management)	41
3.3	専門委員会	42
3.3.1	専門委員会 (TC: Technical Committee)	42
3.3.2	分科委員会 (SC: Subcommittee)	45
3.3.3	プロジェクト委員会 (PC: Project Committee)	46
3.3.4	作業グループ (WG: Working Group)	46
3.3.5	プロジェクトチーム (PT: Project Team)	46
3.3.6	メンテナンスチーム (MT: Maintenance Team)	46
3.3.7	諮問グループ (Advisory Group)	46
3.3.8	アドホックグループ (ahG: Ad hoc Group)	47
3.3.9	TC/SC とのリエゾン	47
3.3.10	編集委員会 (Editing Committee)	48
3.3.11	TC 100 の組織	48
3.4	SMB アドホックグループ (ahG: Ad hoc Group) の活動	48
3.4.1	ahG 97: Review of Systems Approach and Systems Committees (SyCs)	49
3.4.2	ahG 98: Zero Energy Buildings (ZEBs)	49

3.4.3	最近解散した ahG.....	49
3.5	SG (Strategic Group) の活動	50
3.6	システム活動.....	54
3.6.1	SEG (Standardization Evaluation Group) の活動.....	55
3.6.1.1	SEG 15: Joint SEG with ISO – Metaverse.....	55
3.6.1.2	SEG 16: Standardization of Sustainability Technologies.....	56
3.6.1.3	SEG 17: Medium Voltage Direct Current (MVDC) Grid	56
3.6.1.4	解散済の SEG.....	59
3.6.2	SyC (Systems Committees) の活動	63
3.7	Directives Maintenance Team (DMT).....	65
3.8	SMB の関連組織 (ISO/TMB 等) との連携	65
3.8.1	ISO/IEC Joint Advisory Group on Inclusive terminology (JAG INCL)	65
3.8.2	Joint SMB/TMB ahG on Smart Cities (JahG SC)	66
3.8.3	ISO/IEC Joint Strategic Advisory Group on Gender Responsive Standards (JSAG-GRS) ...	66
3.8.4	ISO/TMB との Joint Task Force	66
3.8.5	ISO/TMB と IEC/SMB の合同会議.....	68
3.8.6	JDMT (Joint Directives Maintenance Team)	68
3.8.7	ISO、ITU との連携：SPCG (Standardization Programme Coordination Group)	68
4.	市場戦略評議会.....	70
4.1	市場戦略評議会 (MSB: Market Strategy Board).....	70
4.1.1	MSB 設立の経緯	70
4.1.2	業務事項.....	70
4.1.3	構成.....	70
4.1.4	活動の枠組み	72
4.1.5	活動状況.....	73
5.	適合性評価評議会.....	78
5.1	適合性評価評議会 (CAB: Conformity Assessment Board)	78
5.1.1	構 成.....	78
5.1.2	業務事項.....	78
5.1.3	CAB の基本政策.....	79
5.2	CAB に関する最新のトピックス	80
5.2.1	CAB 会議における動き	80
5.2.2	CAB における作業グループの動き	80
5.2.3	CA システム	82
5.3	IEC 電気機器・部品適合性試験認証システム (IECEE: IEC System of Conformity Assessment Schemes for Electrotechnical Equipment and Components)	83
5.3.1	経 緯.....	83
5.3.2	目 的.....	83
5.3.3	組織及び運営	84

5.3.4	加盟国	87
5.3.5	我が国の参加	87
5.3.6	CB 証明書発行状況	87
5.4	IEC 品質認証システム (IECQ: IEC Quality Assessment System)	88
5.4.1	経緯	88
5.4.2	目的	89
5.4.3	組織及び運営	89
5.4.4	スキーム	90
5.4.5	加盟国	91
5.4.6	我が国の参加	91
5.4.7	認証件数	91
5.4.8	その他トピックス	92
5.5	IEC 防爆機器規格適合性認証システム (IECEx: IEC System for Certification to Standards Relating to Equipment for use in Explosive Atmospheres)	92
5.5.1	経緯	92
5.5.2	目的	93
5.5.3	組織及び運営	93
5.5.4	加盟国	95
5.5.5	我が国の参加	95
5.5.6	認証件数	95
5.5.7	認証機関 (ExCB) 及び試験機関 (ExTL)	95
5.6	IEC 再生可能エネルギー機器規格試験認証システム (IECRE: IEC System for Certification to Standards Relating to Equipment for Use in Renewable Energy Applications)	96
5.6.1	経緯	96
5.6.2	目的	96
5.6.3	組織及び運営	96
5.6.4	加盟国	98
5.6.5	我が国の参加	98
5.6.6	現在の状況	98
6.	トピックス (最近の活動)	100
6.1	マスタープランから戦略プランへ	100
6.2	表彰制度	101
6.2.1	ロード・ケルビン賞 (Lord Kelvin Award)	101
6.2.2	トーマス・エジソン賞 (Thomas A. Edison Award)	102
6.2.3	1906 賞 (1906 Award)	103
6.3	新規 TC/PC/SyC の設立について	103
6.3.1	PC 132 (Consistent and effective electronic labelling across industries)	103
7.	我が国の参加状況	104
7.1	歴史	104

7.2	IEC 大会	104
7.3	IEC 会長	104
7.4	IEC 副会長	108
7.5	上層委員会メンバー	108
7.5.1	IB	108
7.5.2	BAC、GRAC、DAC	109
7.5.3	SMB	109
7.5.4	MSB	109
7.5.5	CAB	109
7.5.6	AC	109
7.5.7	SG	110
7.5.8	SEG	110
7.6	TC/SC の幹事国	110
7.7	TC/SC の議長	111
7.8	TA の役員	112
7.9	分担金	113
7.10	IEC 活動推進会議 (IEC-APC: IEC Activities Promotion Committee)	113
7.10.1	主な事業内容	113
7.10.2	法人会員、団体会員一覧 (2025 年 4 月 1 日時点、50 音順)	115
参考 1.	IEC 規格の開発	117
参考 2.	フランクフルト協定による CENELEC との協力	122
参考 3.	IEC と IEEE の協力及びライセンス協定	123
参考 4.	刊行物	125
参考 5.	TC/SC 及び審議団体	130
参考 6.	各国の活動状況	156
参考 7.	略語	158
巻末資料		
	ISO、IEC が発行する規格・出版物の著作権について	162
	IEC 活動推進会議 入会のご案内	163

図表目次

表 1	IEC 会員(2025 年 3 月時点)	4
表 2	アフィリエイト・カントリー・プログラムへの加盟国(2025 年 3 月時点)	7
表 3	2025 年の分担金	10
表 4	歴代 IEC 副会長	15
表 5	IEC SEC 及びその地域センターの所在地	17
表 6	IEC 大会開催地	19
表 7	CB/IB メンバー国	24
表 8	IB TF 名称	25
表 9	BAC メンバー国	27
表 10	GRAC メンバー国	28
表 11	DAC メンバー国	29
表 12	SMB メンバー国	31
表 13	SG、SEG/SyC 活動の推移(2025 年 4 月 1 日時点)	57
表 14	MSB メンバー	71
表 15	MSB 発行文書	73
表 16	完了した IEC 白書プロジェクト活動(2025 年 1 月時点)	75
表 17	STTWG の活動(2025 年 1 月時点)	76
表 18	CAB メンバー国	79
表 19	CAB 関係 WG/ ahG / TF の構成	80
表 20	CA システムの概要	83
表 21	IECRE への各国の加盟状況	98
表 22	IECRE 各セクタの登録状況	99
表 23	IEC 専門委員会(TC/SC/SyC)議長及び幹事	106
表 24	プロジェクトの段階と関連文書	117
表 25	IS 発行状況	127
表 26	TC/SC の名称及び審議団体	130
表 27	TC の名称及び業務範囲(2025 年 4 月現在)	136
表 28	TC/SC メンバー及び役員	156
図 1	2025 年予算(単位:k CHF)	9
図 2	IEC の運営組織	12
図 3	IEC SEC の組織図	18
図 4	SMB 傘下の組織及び関連組織の関係	33
図 5	ACTAD の活動	38
図 6	IECEE の運営体制(2025 年 1 月時点)	85
図 7	IECQ の運営体制(2025 年 1 月時点)	90
図 8	IECEX の運営体制(2025 年 1 月時点)	94
図 9	IECRE の運営体制(2025 年 1 月時点)	97

図 10	IEC 役員及び IEC 上層委員会等の日本委員	105
図 11	IEC 国内対応組織.....	107
図 12	IEC-APC の運営組織.....	114
図 13	規格開発の手順.....	118
図 14	IEC 出版物の発行手順.....	121

1. IEC の概要

1.1 目 的

IEC (International Electrotechnical Commission: 国際電気標準会議) は、電気・電子技術及び関連技術に関する国際規格を開発し、発行すると共に、同分野における適合性評価に関する国際制度を管理、運営する国際機関である。

IEC の目的は、電気及び電子技術分野における標準化及び適合性評価等に関する国際協力、国際理解を促進し、これによって国際貿易の振興及び利用者の利便性の向上に寄与することにある。

IEC が担当する範囲は、電気、電子、磁気及び電磁気、電気音響、マルチメディア、通信、発電及び送配電の分野、また、それらに全般的に関連する用語及び記号、電磁両立性、測定及び性能、信頼性、設計及び開発、安全及び環境等の分野である。

1.2 地 位

IEC の法的地位は、準政府機構である。IEC は、スイス民法 60 条等に従った社団法人である。

1.3 歴 史

科学技術の発展には諸現象の観察や測定が必須であり、そのためにこれらの比較を可能にする科学量の定義や用語の統一、更には単位の取決めが必要である。このような定義や取決めは取りも直さず標準化の基本的事項である。従って、近代科学の創始期である 19 世紀後半から、度量衡や電磁気単位の国際標準化の必要性が必然的に高まった。こうした動きの中で、1875 年 5 月、メートル法を国際的に確立して広く普及させるための条約(メートル条約)が 17 カ国の代表により締結され、メートル条約の事務局として BIPM (Bureau International des Poids et Mesures: 国際度量衡局) がパリに設立された。これによりメートル系の標準化が急速に進んだ。一方、電磁気分野では、1881 年の第 1 回国際電気会議 (International Electrical Congress) 以降、発電機における標準化の問題や電磁気量の問題が先進国の科学者や技術者によって継続的に討議された。その結果、電磁気単位に対する検討が進み、1930 年代には、MKS 単位系に電流の基本単位であるアンペアを加えた MKSA 単位系が確立されるに至った。

以上のような国際電気会議の標準化活動に IEC 創設のルーツがある。1904 年 9 月、セントルイスで開かれた第 5 回国際電気会議の各国政府代表者会議において、“世界の技術界の協力を強化するための委員会を設置し、電気設備と機器の用語及び特性・定格に関する標準化問題を検討する”ことが決議され、国際的な標準化委員会の設立準備が開始された。そして、1906 年 6 月のロンドン会議で、米国、英国、イタリア、オーストリア、オランダ、カナダ、スイス、スペイン、ドイツ、日本、ハンガリー、フランス、ベルギーの 13 カ国の代表によって規約が作成され、委員会を IEC (International Electrotechnical Commission: 国際電気標準会議) と命名し、初代会長にケルビン卿(本名 William Thomson) (英国) の就任を決め、この年を以って IEC の創設がなされた。規約は、最終的な承認を得るため各国に配布され、1908 年 10 月にロンドンで開催された

第1回 IEC 総会 (Council) において正式に承認された。この時、初代事務総長に Charles Le Maistre 氏 (英国) が就任し、氏は 1953 年に死去するまでその任に当たった。

IEC 発足当時、正式に NC (National Committee: 国内委員会) が作られた国、すなわち加盟国は、米国、英国、イタリア、カナダ、スペイン、ドイツ、フランス、デンマーク、スウェーデンの 9 カ国であり、日本は 1910 年に正式に加盟した。そして、1914 年までに IEC は 4 つの TC (Technical Committee: 専門委員会) を作り、最初の IEC 規格として、電動機械及び設備に関する用語と定義、電気量単位の記号、銅の抵抗、水力タービン関連用語の定義等を発行した。

1914 年の第 1 次世界大戦勃発により、IEC の活動は中断を余儀なくされたが、1919 年に活動を再開後、加盟国数は 20 カ国となり、1923 年までに TC は 10 に増えた。また、この時期、総会決議の実行の促進、中央事務局の活動支援、NC と諮問委員会の業務調整を目的として、総会の下に理事会 (Committee of Action) が設置された。

第 1 次世界大戦後、多くの国際機関が出現したことに伴い、標準化作業の重複を避けるために IEC は他機関との協調が必要となった。その一例として、1934 年に IEC は UIR (International Broadcasting Union) との合同委員会として CISPR (International Special Committee on Radio Interference: 国際無線障害特別委員会) を設立した (その後、CISPR は 1950 年に IEC の特別委員会となったが、IEC の他の TC や SC (Subcommittee: 分科委員会) とは異なり、無線妨害の抑止に関心を持ついくつかの国際機関も構成員となっている)。

1938 年、IEC は IEV (International Electrical Vocabulary: 国際電気用語) の第 1 版を発行した。電気用語の統一は 1904 年のセントルイス会議での決定以降、IEC の主要な仕事の 1 つであった。IEV は、欧州各国で用いられる 2,000 の用語について英語と仏語による定義付けを行ったもので、電気技術分野以外の国際的技術機関にも広く関心と呼び起こした特筆すべき成果であった。

1939 年の第 2 次世界大戦勃発により、1945 年までの 6 年間 IEC の活動は停止した。

その後の IEC の発展の歴史について、TC の推移から概観する。

第 2 次世界大戦後、それまでは IEC のごく一部にすぎなかった弱電分野の標準化活動が活発化した。すなわち、ラジオ・テレビ用部品の試験方法や安全基準の規格化、電気音響技術の標準化、CISPR によるラジオ放送周波数帯における妨害波の許容値や測定法の規格化等である。

1948 年から 1980 年までに TC の数は 34 から 80 に増え、その中には、電子機器用コンデンサ及び抵抗器、半導体デバイス、医用電気機器、電子式航行装置、レーザ機器の安全性といった技術が含まれる。

1980 年以降も新技術に対応した TC (光ファイバ、超音波、超電導、電子実装技術、オーディオ・ビデオ・マルチメディアシステム及び機器、電子ディスプレイデバイス、燃料電池等) や、システムに対応した SyC (Systems Committee: システム・コミッティ) が設立された。

近年では、Quantum technologies (量子技術) に関する JTC、Rotating electrical machines for the traction of road vehicles (道路車両用回転電気機械) や Consistent and effective electronic labelling across industries (産業界共通の一貫した効果的な電子ラベリング) に関する PC、さらに Bio-digital convergence (生体とデジタル技術の融合) に関する SyC が設立されている。

IEC と ISO (International Organization for Standardization: 国際標準化機構) は 1976 年に協定を結び、IEC は電気・電子技術分野を、ISO はその他の工業技術分野を活動範囲とすることになった。そして、情報技術に関しては、IEC と ISO それぞれが国際標準化活動を行ってきた。しかし、進歩の著しい情報技術に対し

ては、両者が共同して取り組む必要性が高まり、1987 年 11 月に ISO/IEC JTC 1 (ISO/IEC Joint Technical Committee 1: ISO/IEC 合同専門委員会) が設立され、現在に至っている。

IEC のマネジメントを行う上層委員会については、1920 年代に確立した総会/理事会体制が続いてきたが、1990 年代に入り、環境変化のスピードに対応が難しくなり、意思決定の迅速化を目的に、上層委員会の抜本的改革が 1997 年のニューデリー総会で決定された。これにより、理事会が廃止され、最高意思決定機関である総会、総会に次ぐ意思決定機関である CB (Council Board: 評議会)、TC/SC を管理する CA (Committee of Action: 技術管理委員会)、適合性評価活動全般を管理する CAB (Conformity Assessment Board: 適合性評価評議会) による新たな上層委員会体制が作られた。なお、CAB の設立は、それまで IEC 本体と独立に運営されていた IECQ-CECC (IEC 電子部品品質認証制度) 及び IECEE (IEC 電気機器安全規格適合性試験制度) を統一管理する必要性から、1996 年のドレスデン総会で決定されていた。

CA は、IEC の組織上の位置付けや業務内容を的確に反映するため、2001 年に SMB (Standardization Management Board: 標準管理評議会) に名称変更された。また、2007 年には IEC の分野における主要な技術動向とマーケットニーズを特定する MSB (Market Strategy Board: 市場戦略評議会) の設置が承認され、2008 年から活動を開始した。

2021 年には IEC 規約及び施行規則の改訂がなされ、2022 年からは新組織で運営されている。CB (評議会) を IEC Board (評議会) に、ExCo (執行委員会) の機能を一部見直して PresCom (President's Committee: 会長委員会) に組織変更し、意思決定プロセスの一元化を図った。また、諮問機関については、AudCom (監査委員会) 以外の既存の運営諮問委員会を BAC (Business Advisory Committee: ビジネス諮問委員会) として集約した。AudCom は新たに GRAC (Governance Review and Audit Committee: ガバナンスレビュー及び監査委員会) として改組し、他に DAC (Diversity Advisory Committee: 多様性諮問委員会) 及び IF (IEC Forum: IEC フォーラム) を新設した。また、MSB の施行規則を明文化し、IEC 副会長を MSB 議長とすることが規定された。

1.4 会 員

IEC の活動へ参加するためには、正会員 (Full membership) 又は準会員 (Associate membership) として IEC に加盟する必要がある。

IEC に加盟する国は、NC を組織しなければならない。NC は、自国の電気・電子関係者 (製造業者、使用者、政府官庁、学会、工業会等) を代表していることが要求される。

UN (United Nations: 国際連合) が公式に認めている国の NC だけが、IEC の会員になることができ、各国から 1 機関だけが会員資格を認められる。

IEC への加盟は総会の承認事項で、経済活動の水準に応じて正会員又は準会員のいずれかとして入会が認められ、総会が決定した年次分担金を支払わなければならない。

正会員は、IEC の全ての活動に参加でき、それぞれの NC が同等の投票権を持つ。

準会員は、オブザーバの資格で全ての IEC 会議への参加、審議文書へのコメントの提出が可能であるが、投票権は持たない。ただし、2004 年 1 月から、あらかじめ登録した最大 4 つの TC/SC に限り P メンバー (3.3.1(3)参照) として参加でき、当該 TC/SC の技術事項に対しては投票権を持つことが認められた。準会員は、IEC の議長等の公的地位につくことができない。2025 年 3 月時点の IEC 会員は、表 1 に示すとおりであ

る。会員資格を持たない国でも IEC の活動に参加できる制度として、IEC は 2001 年にアフィリエイト・カン
 トリー・プログラムを設けた(1.5 参照)。

表 1 IEC 会員(2025 年 3 月時点)

無印:正会員(62 カ国)、準: 準会員(27 カ国) 国名アルファベット順

資格	コード	Country	国名	加盟年	備考
準	AL	Albania	アルバニア共和国	2009	
	DZ	Algeria	アルジェリア民主人民 共和国	2008	
	AR	Argentina	アルゼンチン共和国	1913	1991 資格停止、2001 復帰
	AU	Australia	オーストラリア連邦	1927	
	AT	Austria	オーストリア共和国	1910	
準	BH	Bahrain	バーレーン王国	2009	
準	BD	Bangladesh	バングラデシュ人民共 和国	2018	2018 アフィリエイトより準会員
	BY	Belarus	ベラルーシ共和国	1993	1994 準会員より正会員
	BE	Belgium	ベルギー王国	1909	
準	BA	Bosnia and Herzegovina	ボスニア・ ヘルツェゴビナ	1997	
	BR	Brazil	ブラジル連邦共和国	1952	1994 資格停止、1995 復帰、1999 資格停止、 2000 復帰
	BG	Bulgaria	ブルガリア共和国	1958	
	CA	Canada	カナダ	1908	
	CL	Chile	チリ共和国	2010	
	CN	China	中華人民共和国	1936	1936 中華民国加盟、第 2 次大戦中に資格喪 失、1956 中華人民共和国として復帰
	CO	Colombia	コロンビア共和国	2000	1997 予備準会員(Pre-Associate Member)、2000 準 会員、2010 年正会員
	HR	Croatia	クロアチア共和国	1993	
準	CY	Cyprus	キプロス共和国	1995	
	CZ	Czech Republic	チェコ共和国	1993	1956 チェコスロバキア加盟、1993 スロバキアと 分離
準	CI	Côte d'Ivoire	コートジボワール共和 国	2018	2018 アフィリエイトより準会員
-	CU	Cuba	キューバ共和国	2007	2007 アフィリエイトより準会員、2021 資格停止
-	KP	Democratic People's Republic of Korea	北朝鮮	1963	1994 資格停止、2002 復帰、2010 資格停止、 2013 復帰、2024 年資格停止
	DK	Denmark	デンマーク王国	1908	
	EG	Egypt	エジプト・アラブ共和国	1930	
準	EE	Estonia	エストニア共和国	1995	
準	ET	Ethiopia	エチオピア連邦民主 共和国	2020	2020 アフィリエイトより準会員
	FI	Finland	フィンランド共和国	1949	
	FR	France	フランス共和国	1907	
準	GE	Georgia	ジョージア	2010	

資格	コード	Country	国名	加盟年	備考
	DE	Germany	ドイツ連邦共和国	1907	1914 脱退、1924 復帰、1939 脱退、1952 復帰。1979 旧東独加盟、1991 ドイツ統合
準	GH	Ghana	ガーナ共和国	2019	2019 アフィリエイトより準会員
	GR	Greece	ギリシャ共和国	1930	
	HU	Hungary	ハンガリー	1949	
準	IS	Iceland	アイスランド	1998	
	IN	India	インド	1929	
	ID	Indonesia	インドネシア共和国	1954	
	IR	Iran	イラン・イスラム共和国	1966	1979 資格喪失、2000 復帰、2014 資格停止、同年内に復帰
	IQ	Iraq	イラク共和国	2009	
	IE	Ireland	アイルランド	1974	
	IL	Israel	イスラエル国	1951	
	IT	Italy	イタリア共和国	1907	
	JP	Japan	日本	1910	1941 脱退、1953 復帰
準	JO	Jordan	ヨルダン	2010	
準	KZ	Kazakhstan	カザフスタン共和国	2004	
準	KE	Kenya	ケニア共和国	2005	
	KR	Korea, Republic of	韓国(大韓民国)	1964	
	KW	Kuwait	クウェート国	2016	
準	LV	Latvia	ラトビア共和国	1995	
準	LT	Lithuania	リトアニア共和国	1996	
	LU	Luxembourg	ルクセンブルク大公国	1991	
	MY	Malaysia	マレーシア	1990	
準	MT	Malta	マルタ共和国	2000	
	MX	Mexico	メキシコ合衆国	1980	1987 資格停止、1993 復帰
準	MD	Moldova, Republic of	モルドバ共和国	2012	
準	ME	Montenegro	モンテネグロ	2009	
準	MA	Morocco	モロッコ王国	2010	
	NL	Netherlands	オランダ王国	1911	
	NZ	New Zealand	ニュージーランド	1979	
	NG	Nigeria	ナイジェリア連邦共和国	2006	2018 準会員より正会員
準	MK	North Macedonia	北マケドニア共和国	2005	
	NO	Norway	ノルウェー王国	1912	
	OM	Oman	オマーン国	2010	
	PK	Pakistan	パキスタン・イスラム共和国	1959	
	PE	Peru	ペルー共和国	2017	2017 アフィリエイトより正会員
	PH	Philippines, Rep. of the	フィリピン共和国	1997	2003 資格喪失、2008 正会員復帰
	PL	Poland	ポーランド共和国	1923	1939 脱退、1945 復帰
	PT	Portugal	ポルトガル共和国	1929	

資格	コード	Country	国名	加盟年	備考
	QA	Qatar	カタール国	2008	
	RO	Romania	ルーマニア	1927	
	RU	Russian Federation	ロシア連邦	1992	1911 ロシア帝国加盟、1921-1991 ソビエト連邦。1992 ロシア連邦が新 NC として加盟
	SA	Saudi Arabia	サウジアラビア王国	1998	
	RS	Serbia	セルビア共和国	1936	旧ユーゴスラビア。第2次大戦中休止、1953 復帰。1992-2006 セルビア・モンテネグロ。2006 モンテネグロ独立
	SG	Singapore	シンガポール共和国	1990	
	SK	Slovakia	スロバキア共和国	1993	1956 チェコスロバキア加盟、1993 チェコと分離
	SI	Slovenia	スロベニア共和国	1992	
	ZA	South Africa	南アフリカ共和国	1939	
	ES	Spain	スペイン王国	1907	
準	LK	Sri Lanka	スリランカ民主社会主義共和国	2006	
	SE	Sweden	スウェーデン王国	1907	
	CH	Switzerland	スイス連邦	1911	
	TH	Thailand	タイ王国	1955	1 年間の資格喪失後、1991 復帰
準	TN	Tunisia	チュニジア共和国	2000	
	TR	Turkey	トルコ共和国	1956	
準	UG	Uganda	ウガンダ共和国	2019	2019 アフィリエイトより準会員
	UA	Ukraine	ウクライナ	1993	
	AE	United Arab Emirates	アラブ首長国連邦	2010	
	GB	United Kingdom	英国	1906	
	US	United States of America	米国	1907	
準	UY	Uruguay	ウルグアイ東方共和国	2023	2023 アフィリエイトより準会員
準	UZ	Uzbekistan	ウズベキスタン共和国	2023	アフィリエイトより準会員
準	VN	Vietnam	ベトナム社会主義共和国	2002	

リビアは、2008年にアフィリエイト・カントリーから正会員に加盟した。IEC施行規則第4項に基づき2017年2月より会員資格を停止中であったが、規定期間の会費未納が続いたため、2022年2月に脱退とした（GA/10/INF）。

1.5 アフィリエイト・カントリー・プログラム (Affiliate Country Programme)

IEC は、開発途上国に IEC の作業への参画を働きかけ、技術の恩恵を開発途上国に効率的かつできるだけ低いコストで提供するために、2001 年に「アフィリエイト・カントリー・プログラム(予備加盟国プログラム)」を立ち上げた。2025 年 3 月時点、77 カ国が加盟しており、リーダには Mr Jorge Vargas(コスタリカ)が 2024 年 1 月より就任している。

2025 年 3 月時点でのアフィリエイト・カントリー・プログラムへの加盟国を表 2 に示す。

アフィリエイト・カントリー・プログラムに加盟する国は以下の恩典に浴することができる：

- 国家レベルでの採用のために最大 200 又は 400 の IEC 国際規格が無料で提供される
- IEC 適合性評価システムに関する知識習熟と実施の手引きを受けることができる
- IEC 総会に参加することができる
- 各種研修やトレーニングの機会を得ることができる
- 予備加盟国のリーダになれば、予備加盟国の声を IEC 運営委員会等に届けることができる
- 国家電気技術委員会(NEC)の設立及び利害関係者との関係構築の支援を受けることができる
- 選定した技術分野の作業文書(CD/CDV)にアクセスし、コメントすることができる

表 2 アフィリエイト・カントリー・プログラムへの加盟国(2025 年 3 月時点)

国名アルファベット順(77カ国)

コード	Country	国名	加盟年
AF	Afghanistan	アフガニスタン・イスラム共和国	2007
AG	Antigua and Barbuda	アンティグア・バーブーダ	2002
AM	Armenia	アルメニア共和国	2001
AZ	Azerbaijan	アゼルバイジャン共和国	2011
BS	Bahamas	バハマ国	2012
BB	Barbados	バルバドス	2001
BZ	Belize	ベリーズ	2002
BJ	Benin	ベニン	2001
BT	Bhutan	ブータン王国	2006
BO	Bolivia	ボリビア多民族国	2001
BW	Botswana	ボツワナ共和国	2001
BF	Burkina Fasso	ブルキナファソ	2001
BI	Burundi	ブルンジ共和国	2002
CV	Cabo Verde	カーボヴェルデ共和国	2017
KH	Cambodia	カンボジア王国	2001
CM	Cameroon	カメルーン共和国	2005
CF	Central African Republic	中央アフリカ共和国	2008
TD	Chad	チャド共和国	2008
KM	Comoros	コモロ連合	2001
CG	Congo	コンゴ共和国	2008
CR	Costa Rica	コスタリカ共和国	2000
CD	Democratic Republic of the Congo	コンゴ民主共和国	2001
DJ	Djibouti, Republic of	ジブチ共和国	2019
DM	Dominica, Commonwealth of General	ドミニカ国	2002
DO	Dominican Republic	ドミニカ共和国	2005
EC	Ecuador	エクアドル共和国	2003
SV	El Salvador	エルサルバドル共和国	2008
SZ	Eswatini Kingdom of	エスワティニ王国	2007
FJ	Fiji	フィジー共和国	2001
GA	Gabon	ガボン共和国	2007
GM	Gambia	ガンビア共和国	2008
GD	Grenada	グレナダ	2001
GT	Guatemala	グアテマラ共和国	2001
GN	Guinea	ギニア共和国	2007
GW	Guinea Bissau	ギニアビサウ共和国	2006
GY	Guyana	ガイアナ協同共和国	2001

コード	Country	国名	加盟年
HT	Haiti	ハイチ共和国	2002
HN	Honduras	ホンジュラス共和国	2007
JM	Jamaica	ジャマイカ	2001
LA	Lao People's Democratic Rep.	ラオス人民民主共和国	2002
LB	Lebanon	レバノン共和国	2001
LS	Lesotho	レソト王国	2005
LR	Liberia	リベリア共和国	2016
MG	Madagascar	マダガスカル共和国	2005
MW	Malawi	マラウイ共和国	2001
ML	Mali	マリ共和国	2001
MR	Mauritania	モーリタニア・イスラム共和国	2002
MU	Mauritius	モーリシャス共和国	2001
MN	Mongolia	モンゴル国	2001
MZ	Mozambique	モザンビーク共和国	2003
MM	Myanmar	ミャンマー連邦共和国	2007
NA	Namibia	ナミビア共和国	2001
NP	Nepal	ネパール	2001
NE	Niger	ニジェール共和国	2006
PS	Palestine, State of	パレスチナ	2009
PA	Panama	パナマ共和国	2003
PG	Papua New Guinea	パプアニューギニア独立国	2004
PY	Paraguay	パラグアイ共和国	2001
RW	Rwanda	ルワンダ共和国	2001
KN	Saint Kitts and Nevis	セントクリストファー・ネーヴィス	2013
LC	Saint Lucia	セントルシア	2002
VC	Saint Vincent and the Grenadines	セントビンセント及びグレナディーン諸島	2008
ST	Sao Tome and Principe	サントメ・プリンシペ民主共和国	2018
SN	Senegal	セネガル共和国	2002
SC	Seychelles	セーシェル共和国	2001
SL	Sierra Leone	シエラレオネ共和国	2003
SO	Somalia	ソマリア連邦共和国	2021
SS	South Sudan, The Republic of	南スーダン共和国	2013
SD	Sudan	スーダン共和国	2004
SR	Suriname	スリナム共和国	2008
TZ	Tanzania	タンザニア連邦共和国	2001
TL	Timor-Leste	東ティモール民主共和国	2022
TG	Togo	トーゴ共和国	2006
TT	Trinidad and Tobago	トリニダード・トバゴ共和国	2007
YE	Yemen	イエメン共和国	2002
ZM	Zambia	ザンビア共和国	2002
ZW	Zimbabwe	ジンバブエ共和国	2001

1.6 財 政

1.6.1 予 算

IEC の財政は、図 1 に示すように、主な収入は、会員の分担金(39%)、ロイヤリティ(39%)、刊行物(紙及び電子)の売上(8%)となっており、主な支出は、職員の人件費(66%)、運営費(23%)、会議費・旅費

(7%)、となっている。支出面においては運営費においてデジタル化に関連する費用を 2023 年より計上しているが、2024 年に続き 2025 年においても増額の傾向である。

2025 年の予算(収入)総額は、34,495,676 スイスフラン(CHF)である(支出には準備金から 7,040,045 (CHF)が充当されている)。

各会員の財務上の責任は年次分担金に限られている。なお、IEC の会計年度は暦年である。

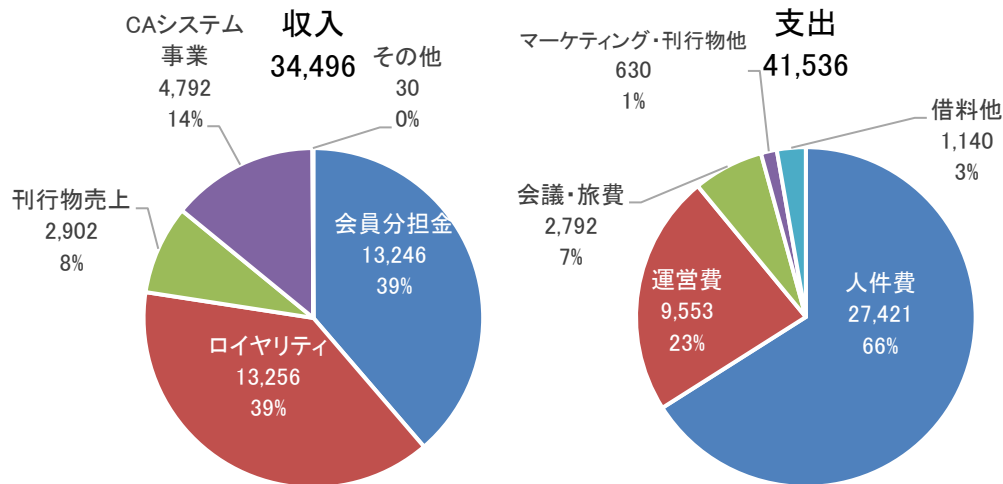


図 1 2025 年予算(単位:k CHF)

1.6.2 分担金

会員は、総会の決定に従って年次分担金を支払う。各会員の分担金は、自国の国民総生産、人口及び電力消費量を勘案して計算される¹。正会員は、総分担金の最大 50%を担う 6 会員であるグループ A²とその他に分けられる。分担金の拠出率は、IB メンバーの選出条件等に使われる。

1960 年の分担金の額は、上位から順に米国、ソ連・英国、ドイツ・フランス、日本・中国、イタリアとなっていた。1964 年に新ルールが適用され、分担金の額によって A、B、C の 3 つのグループに分けられた。当時は、米国、ソ連、英国、フランス、ドイツの 5 カ国が財政グループ A (最高分担金支払国)であったが、1984 年からは日本も財政グループ A 入りしている。

1994 年にロシアが財政グループ A から抜け、2011 年には中国が財政グループ A 入りし、現在中国、フランス、ドイツ、日本、英国、米国の 6 カ国が最高分担金を支払っている。

¹ IEC 会員別分担金の算出方法

総分担金を均等分と変動分とに分け、各会員の均等分と変動分の合計割合が各会員の分担金の割合になる。

均等分: 総分担金の 30%を、各会員が均等に負担

変動分: 総分担金の 70%を、Dunner Formula*を用いて計算された比率(%)で各会員が負担

* Dunner Formula: 国民総生産、人口及び電力消費量から分担比率を求める式

² 現在は、財政グループ A/B/C のグループ分けに代わり、最大総分担金の 50%を担うグループ A の NC とその他の NC という分類になっている。

なお、2006 年のベルリン総会において、分担金のルールの改正が行われ、財政グループ B 及び C の分類が廃止された。2025 年の分担金を表 3 に示す。また、2022 年初頭から有効になった新 IEC 規約及び施行規則では財務グループという考え方が削除されている。

表 3 2025 年の分担金

会員	国名	分担金 (CHF)	%	会員	国名	分担金 (CHF)	%
正	中国	980,600	8.18	正	ポルトガル	65,300	0.54
正	フランス	980,600	8.18	正	カタール	66,900	0.56
正	ドイツ	980,600	8.18	正	ルーマニア	62,200	0.52
正	日本	980,600	8.18	正	ロシア	400,300	3.34
正	英国	980,600	8.18	正	サウジアラビア	102,500	0.86
正	米国	980,600	8.18	正	セルビア	60,000	0.50
正	アルジェリア	60,000	0.50	正	シンガポール	78,100	0.65
正	アルゼンチン	75,800	0.63	正	スロバキア	60,000	0.50
正	オーストラリア	190,900	1.59	正	スロベニア	60,000	0.50
正	オーストリア	98,200	0.82	正	南アフリカ	74,000	0.62
正	ベラルーシ	60,000	0.50	正	スペイン	172,500	1.44
正	ベルギー	108,000	0.90	正	スウェーデン	118,400	0.99
正	ブラジル	158,600	1.32	正	スイス	143,500	1.20
正	ブルガリア	60,000	0.50	正	タイ	77,100	0.64
正	カナダ	251,700	2.10	正	トルコ	100,300	0.84
正	チリ	65,700	0.55	正	ウクライナ	60,000	0.50
正	コロンビア	64,000	0.53	正	アラブ首長国連邦	75,800	0.63
正	クロアチア	60,000	0.50	準	アルバニア	24,000	0.20
正	チェコ	64,800	0.54	準	バーレーン	24,000	0.20
正	デンマーク	93,100	0.78	準	バングラデシュ	24,000	0.20
正	エジプト	63,600	0.53	準	ボスニア・ヘルツェゴビナ	24,000	0.20
正	フィンランド	78,700	0.66	準	コートジボアール	24,000	0.20
正	ギリシャ	61,600	0.51	(留保)	キューバ	N/A	N/A
正	ハンガリー	60,000	0.50	準	キプロス	24,000	0.20
正	インド	162,300	1.35	準	エストニア	24,000	0.20
正	インドネシア	87,500	0.73	準	エチオピア	24,000	0.20
正	イラン	70,000	0.58	準	ジョージア	24,000	0.20
正	イラク	60,000	0.50	準	ガーナ	24,000	0.20
正	アイルランド	73,100	0.61	準	アイスランド	24,000	0.20
正	イスラエル	79,000	0.66	準	ヨルダン	24,000	0.20
正	イタリア	245,300	2.05	準	カザフスタン	24,000	0.20
正	韓国	174,800	1.46	準	ケニア	24,000	0.20
正	クウェート	62,100	0.52	準	北朝鮮	24,000	0.20
正	ルクセンブルク	60,000	0.50	準	ラトビア	24,000	0.20
正	マレーシア	72,300	0.60	準	リトアニア	24,000	0.20
正	メキシコ	127,700	1.07	準	マルタ	24,000	0.20
正	オランダ	152,400	1.27	準	モルドバ	24,000	0.20
正	ニュージーランド	67,500	0.56	準	モンテネグロ	24,000	0.20
正	ナイジェリア	66,900	0.56	準	モロッコ	24,000	0.20
正	ノルウェー	114,600	0.96	準	北マケドニア	24,000	0.20

会員	国名	分担金 (CHF)	%
正	オマーン	60,000	0.50
正	パキスタン	62,800	0.52
正	ペルー	60,000	0.50
正	フィリピン	68,600	0.57
正	ポーランド	88,700	0.74

注：GA/230/INF より

会員	国名	分担金 (CHF)	%
準	スリランカ	24,000	0.20
準	チュニジア	24,000	0.20
準	ウガンダ	24,000	0.20
準	ウズベキスタン	24,000	0.20
準	ベトナム	24,000	0.20
2024 年分担金合計		11,988,000	100.00

1.7 言語

IEC の公用語は、英語、仏語、ロシア語であるが、事務管理用語及び会議での言語 (working language) には英語のみが用いられる。

IEC 規格は、原則として英仏両語で作成の上発行され、英語版と仏語版は、同等の原語版と位置付けられている。多くの IEC 規格は英仏語併記版として発行されているが、英語版のみ、又は仏語版のみの単独で発行されているものもある。ロシア語版は最近ではほとんど発行されておらず、また、一部については、スペイン語版の発行が行われているものもある。

IEC においては、個々の規格類の開発に用いる言語 “definitive language” を指定することが可能である。規格審議用文書は、提案段階³から委員会段階までは、通常、英語版のみで作成されるが、照会段階以降は、英語版に加え仏語版の作成が義務付けられている。ただし、承認段階において仏語版が提出されない場合は、英語版のみで処理を開始することが許される⁴。

なお、電子化された審議文書は、英語版と仏語版が各々独立のファイルとして配布される。TC、SC、WG (Working Group: 作業グループ) 等の会議での発言は、基本、英語で行われる。

1.8 運営組織

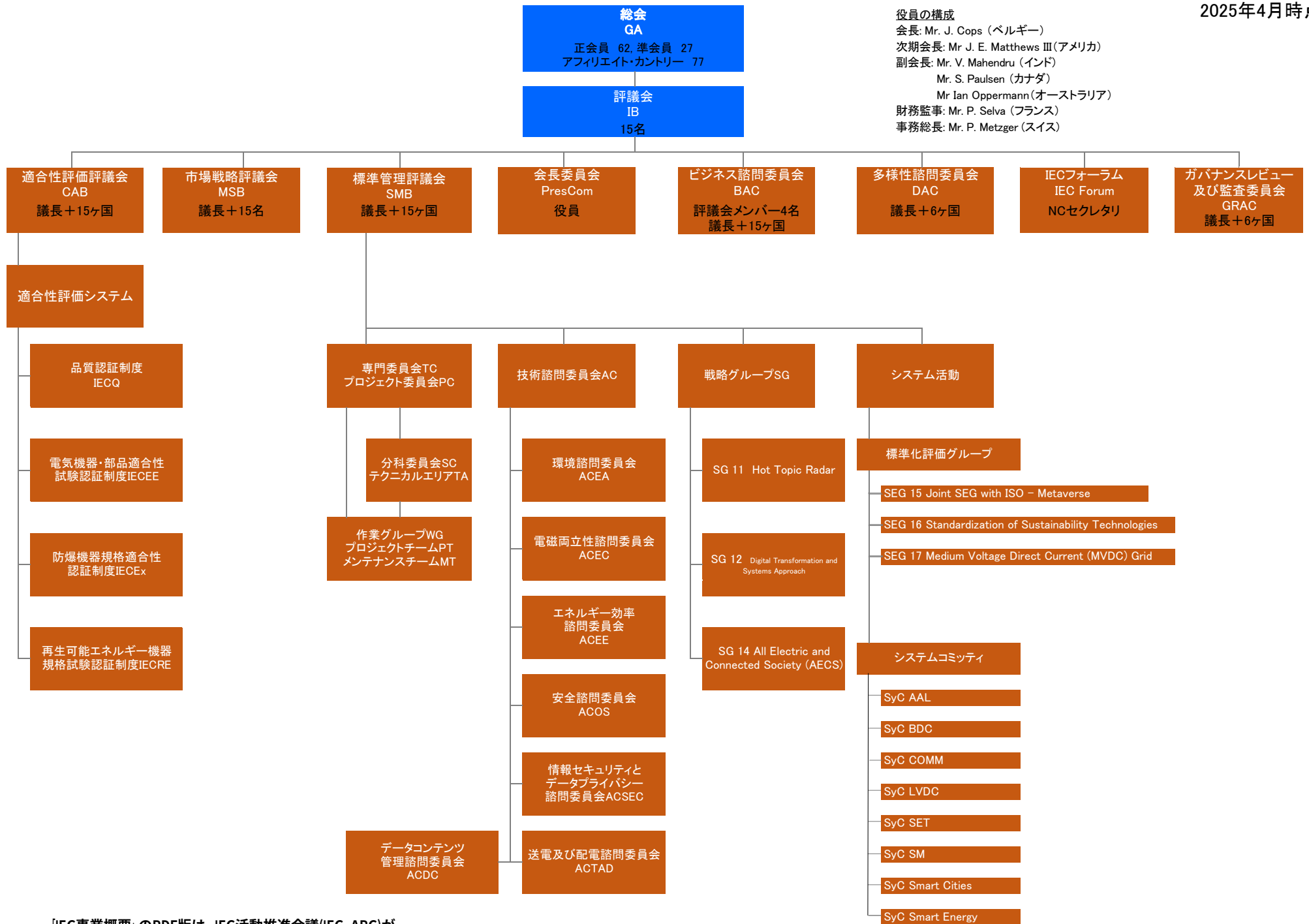
IEC は、会員である NC、及び管理・執行・諮問機関並びに役員によって構成される。

2021 年の総会で承認された IEC 規約及び施行規則に規定された IEC の運営組織は、図 2 に示すように、以下からなる。

- (1) 総会 (General Assembly, GA) : IEC の最高意思決定機関
- (2) 評議会 (IEC Board, IB [旧 CB]) : IEC の主要執行機関
- (3) ビジネス諮問委員会 (Business Advisory Committee, BAC) : 評議会からの委託で財務、販売、IT システムに関する方針・計画を策定する諮問委員会
- (4) 会長委員会 (President's Committee, PresCom) : 評議会への助言・支援を行う諮問委員会

³ プロジェクトの段階については、「参考 1.IEC 規格の開発」を参照。

⁴ TR 及び TS については、IEC SEC から仏語版テキスト作成の依頼を受けたフランス NC は、60 日以内に仏語版が提供できるかどうかを一週間以内に回答する。回答が無い場合、IEC SEC は英語版のみで処理することが許される。仏語版の SEC への送付が 60 日以後で出版前の場合、IEC SEC は遅滞なく両語版を出版できるかどうか検討する。できない場合には、両語版は後に出版される。



「IEC事業概要」のPDF版は、IEC活動推進会議(IEC-APC)が、制作・頒布するもので、IECへの理解をより深めていただきIEC国際標準化活動を推進いただくことを目的に会員以外の方々にも頒布するものです。

図2 IECの運営組織

- (5) ガバナンスレビュー及び監査委員会 (Governance Review and Audit Committee, GRAC) : IEC ガバナンスと財務の監査を行う委員会
- (6) 多様性諮問委員会 (Diversity Advisory Committee, DAC) : 多様性等を考慮して各委員会のメンバー選定指針を作成する諮問委員会
- (7) IEC フォーラム (IEC Forum) : NC セクレタリが課題に対する意見や興味をひく事柄を共有するフォーラム
- (8) 標準管理評議会 (Standardization Management Board, SMB) : 標準業務の管理を行う評議会
- (9) 適合性評価評議会 (Conformity Assessment Board, CAB) : 適合性評価活動の全体管理を行う評議会
- (10) 市場戦略評議会 (Market Strategy Board, MSB) : 主要技術動向と市場ニーズを特定する評議会

2013 年総会の決定を受け、旧 CB、SMB、CAB メンバー及び代行メンバー (Alternate) のそれぞれの兼務は禁止となった他、2018 年 10 月の旧 CB 会議により上層委員会の委員及び代行メンバー (Alternate) は、利益相反及びその発生につながる恐れのある全ての提携 (affiliations) を上層委員会の議長に開示しなければならないこととなった (開示には規格開発、適合性評価に関わる組織との提携も含まれるがこれに限定されるものではない)。また、上層委員会及び諮問委員会 (Advisory Committee) のメンバー・オルタネートは、利益相反及びその発生につながる恐れのある議論及び決定への参加が拒否されるものとなった。

2020 年 1 月より Shu 会長 (当時) の配下で IEC Governance Review Task Force (IGTF) が活動を開始、透明性・効率性の改善に向けたガバナンス構造改革が審議され、2021 年の総会で承認された改訂版 IEC 規約及び施行規則に反映された。

それぞれの詳細は、第 2 章以降を参照されたい。

1.9 役 員

IEC の役員は、会長、会長代理 (前会長又は次期会長)、副会長、財務監事及び事務総長である。役員は、IEC の全ての会議に出席できるが、投票権は持たない。ただし、会長は、総会の採択で賛否同数の場合に決定投票を行う。

1.9.1 会 長 (President)

IEC 会長は総会の投票で選出され、その任期は 3 年間 1 期限りである。会長は、IEC を代表する。また、総会 (GA、2.1 参照)、評議会 (IB、2.2 参照)、並びに会長委員会 (PresCom、2.3 参照) の議長を務める。

当初、会長は総会で選出されてすぐ執務についていたが、現在は次期会長 (President-Elect) を翌年 1 月から 1 年間務めた後に会長に就任し、更に会長任期終了後は、前会長 (Immediate Past President) として 2 年間務めることになっている。次期会長又は前会長は、会長が執務不能又は辞職の場合、会長代理 (Deputy President)⁵ として恒久的に会長を代行する。また、前会長の任期終了後は、元会長 (Past President、役員ではない) となる。

⁵ 1996 年までは会長代行 (Acting President) と称していた。なお、次期会長の制度ができる前、1990 年までは、前会長が 3 年間、会長代行を務めていた。

現会長は Mr. Jo Cops (ベルギー) であり、2021 年のドバイ大会で次期会長に選出され、2022 年に次期会長を務めた後、2023 年より会長となった。前会長は Dr. Yinbiao Shu (中国) が 2024 年までを務めた。また、2024 年のエジンバラ大会で米国の Mr. James E Matthews III が次期会長に選出された (2026 年から IEC 会長就任予定)。

歴代の IEC 会長は、次のとおり。我が国からは、これまでに、高木昇氏 (1977-1979 年)、高柳誠一氏 (2002-2004 年)、野村淳二氏 (2014-2016 年) の三氏が会長に就任している。

就任年	歴代会長	就任年	歴代会長
1906	The Rt. Hon. Lord Kelvin (英国)	1973	Dr. G. L. Palandri (イタリア)
1908	Prof. Dr. Elihu Thomson (米国)	1974	Prof. Dr. V. I. Popkov (ソ連)
1911	Prof. Dr. E. Budde (ドイツ)	1977	<u>Prof. Dr. N. Takagi (日本) (第 22 代)</u>
1913	Mr. Maurice Leblanc (フランス)	1980	Mr. W. A. McAdams (米国)
1919	Dr. C. O. Mailloux (米国)	1983	Mr. A. Dejou (フランス)
1923	Mr. Guido Semenza (イタリア)	1986	Mr. G. R. C. McDowell (英国)
1927	Prof. Dr. C. Feldmann (オランダ)	1989	Mr. R. E. Brett (オーストラリア)
1930	Prof. Dr. A. F. Enstroem (スウェーデン)	1993	Dr. H. Gissel (ドイツ)
1935	Mr. James Burke (米国)	1996	Mr. B. H. Falk (米国)
1938	Prof. Luigi Lombardi (イタリア)	1999	Mr. M. R. Funfschilling (スイス)
1946	Mr. Emile Uytborck (ベルギー)	2002	<u>Dr. S. Takayanagi (日本) (第 30 代)</u>
1949	Dr. Max Schiesser (スイス)	2005	Mr. R. Tani (イタリア)
1952	Dr. Harold S. Osborne (米国)	2008	Mr. J. Regis (カナダ)
1955	Dr. P. Dunsheath (英国)	2011	Dr. K. Wucherer (ドイツ)
1958	Dr. I. Herlitz (スウェーデン)	2014	<u>Dr. J. Nomura (日本) (第 34 代)</u>
1961	Prof. G. de Zoeten (オランダ)	2017	Mr. J. M. Shannon (米国)
1964	Prof. Dr. R. Radulet (ルーマニア)	2020	Dr. Yinbiao Shu (中国)
1967	Mr. P. Ailleret (フランス)	2023	Mr. Jo Cops (ベルギー)
1970	Mr. S. E. Goodall (英国)		

1.9.2 副会長 (Vice-President)

IEC 副会長は 3 名以内で、総会で決定され 2013 年より 3 名体制となっている。

総会で選出された SMB、CAB 及び MSB 議長は、それらの任期期間中は IEC 副会長となる。副会長の任期は 3 年間⁶で、継続する 1 期に限り再選の資格がある。

2022 年のサンフランシスコ総会で Mr. Vimal Mahendru (インド) が SMB 議長に選出され、2023 年より SMB 議長及び副会長を兼務している。2023 年の IEC 総会 (リモート開催) で Mr. Steven Margis (米国) が CAB 議長に選出され、2024 年より CAB 議長及び副会長を兼務している。2024 年のエジンバラ総会で Mr. Ian Oppermann (オーストラリア) が MSB 議長に選出され、2025 年より MSB 議長及び副会長を兼務している。2019 年より MSB コンビナ、MSB 議長及び副会長を務めてきた我が国の堤和彦氏が、2024 年末で任期を満了した。

⁶ 通常任期は 3 年であるが、ExCo における専門知識及び経験の継続性を確保することを目的に、役員の任期が段階に重なるようにする必要があるとして、2004 年のソウル総会にて、その年の SMB 議長の任期を 1 年間延長、CAB 議長の任期を 1 年間短縮することが承認された。

歴代の IEC 副会長は、表 4 のとおり。我が国からは、これまでに、東迎良育氏(1994-2000 年)、藤澤浩道氏(2009-2014 年)、堤和彦氏(2019-2024 年)の三氏が副会長に就任している。

表 4 歴代 IEC 副会長

1975	Mr. L. Podolsky(米国)		Mr. R. Winckler(ドイツ)		
1976					
1977					
1978	Mr. M. Bøckman(ノルウェー)		Prof. J. Merhaut(チェコスロバキア)		
1979					
1980					
1981	Mr. M. Bøckman(再選)		Prof. J. Merhaut(再選)		
1982					
1983					
1984	Mr. A. van den Brekel(カナダ)		Prof. F. Mlakar(ユーゴスラビア)		
1985					
1986					
1987	Mr. A. van den Brekel (再選)	Mr. R. E. Brett(オーストラリア)	Prof. F. Mlakar(再選)		
1988		Prof. J-L. de Kroes(オランダ)	Dr. S. Lu(中国)		
1989					
1990	Mr. D. Flanders(英国)	Prof. J-L. de Kroes(再選)	Dr. R. Togeï(日本)		
1991					
1992					
1993	Mr. D. Flanders(再選)	Dr. C. J. Johnston(南アフリカ)	Dr. R. Togeï(再選)		
1994					
1995	Mr. R. Denoble(フランス)	Dr. C. J. Johnston(南アフリカ)	Dr. R. Togeï(再選)		
1996	Mr. R. Denoble(再選)				
1997					
	CA 議長	CAB 議長	三人目の副会長		
1998	Mr. R. Denoble(フランス)	Dr. C. J. Johnston(南アフリカ)	Dr. R. Togeï(再選)		
1999					
2000					
	SMB 議長	CAB 議長	三人目の副会長		
2001	Mr. R. Denoble(再選)	Dr. C. J. Johnston(再選)	Mr. R. Reimer(米国)		
2002		Mr. D. K. Gray(オーストラリア)			
2003					
2004	Mr. F. Kitzantides(米国)	Mr. D. K. Gray	—		
2005		Mr. D. K. Gray(再選)			
2006					
2007	Mr. F. Kitzantides(再選)	Dr. H. Fujisawa(日本)	Mr. E. Liess(ドイツ)		
2008			Mr. E. Liess(延長)		
2009					
2010	Mr. J. E. MatthewsⅢ(米国)	Dr. H. Fujisawa(再選)	—		
2011					
2012		Dr. H. Fujisawa(再選)		Dr. Y. Shu(中国)	
2013	Mr. J. E. MatthewsⅢ(再選)	Dr. U. Spindler(ドイツ)	Dr. Y. Shu(中国)		
2014				Dr. Y. Shu(再選)	
2015					
2016	Dr. R. Sporer(ドイツ)	Mr. S. Paulsen(カナダ)	Dr. K. Tsutsumi(日本)		
2017					
2018					
2019	Dr. R. Sporer(再選)	Mr. S. Paulsen(再選)			
2020					
2021					

	SMB 議長	CAB 議長	MSB 議長
2022	Dr. R. Sporer(再選)	Mr. S. Paulsen(再選)	<u>Dr. K. Tsutsumi(再選)</u>
2023	Mr Vimal Mahendru(インド)		
2024		Mr. Steven Margis(米国)	Mr Ian Oppermann (オーストラリア)
2025			

*1997 年に規約の改正があり、3 名の副会長の内、SMB(当時 CA)議長及び CAB 議長が副会長を兼ねるようになった。

*2021 年に規約の改正があり、2022 年から IEC 会長に代わり従来の MSB コンビナが MSB 議長を務める事になった。それに伴い MSB 議長が三人目の副会長を兼ねるようになった。

*表の一部において年号と任期の区分線がずれている箇所は、過去に副会長の任期が 1 月 1 日からでなかったことを示す。

1.9.3 財務監事(Treasurer)

財務監事は、総会の投票で選出される。任期は 3 年で、継続する 1 期に限り再選の資格がある。財務監事は、IEC の全ての財政上の事項を統括し、予算及び会計年次報告書の所見を IB 及び GA に提出する。また IB への諮問機関である BAC(2.4 参照)の議長を務める。1949 年以降の財務監事は以下のとおりである。

就任年	財務監事	就任年	財務監事
1949	Dr. P. Dunsheath (英国)	1997	Dr. E. Comellini (イタリア)
1955	Dr. A. Roth (スイス)	2003	Mr. M. R. Funfschilling (スイス)
1964	Mr. J. O. Knowles (英国)	2006	Mr. O. Gourlay (フランス)
1973	Mr. M. A. Winiger (スイス)	2012	Dr. Ake G. V. Danemar (スウェーデン)
1979	Mr. R. L. Michoudet (フランス)	2018	Mr. J. Cops (ベルギー)
1984	Mr. E. Dunner (スイス)	2023	Mr. Pierre Selva (フランス)
1991	Mr. M. R. Funfschilling(スイス)		

1.9.4 事務総長(Secretary General)

事務総長は、GA が任命する。事務総長は、IEC の最高執行責任者(CEO: Chief Executive Officer)として GA の監督の下に GA 及び IB の指示を実行する。事務総長は IEC SEC を監督し、IEC の法的代表者及び署名人としての権限を持つ。歴代の事務総長は以下のとおりである。

名誉事務総長(1904 - 1906)	Mr. Colonel R.E.B. Crompton (英国)
初 代(1906 - 1953)	Mr. Charles Le Maistre (英国)
第 2 代(1953 - 1969)	Mr. Louis Ruppert (英国)
第 3 代(1969 - 1987)	Mr. Clifton Stanford (英国)
第 4 代(1988 - 1998)	Mr. Anthony Raeburn (英国)
第 5 代(1999 - 2012)	Mr. Aharon Amit (イスラエル)
第 6 代(2013 - 2019)	Mr. Frans Vreeswijk (オランダ)
第 7 代(2020 - 現在)	Mr. Philippe Metzger (スイス)

1.10 IEC 事務局(IEC SEC: IEC Secretariat)

IEC SEC は、社団法人として IEC の所在地であるスイスのジュネーブに本部が置かれている。IEC 発足時は英国のロンドンに置かれたが、1947 年にジュネーブに移転し、現在に至っている。

1.10.1 概 要

マスタープラン 2000 で提唱された WTO (World Trade Organization: 世界貿易機関) の支持を得るための活動強化、TC/SC 会議の開催等従来の IEC の活動が欧州に偏重した状態であることの是正、また発展途上国への IEC への参加の呼びかけ等のために、2000 年ストックホルム大会の旧 CB 会議で北米とアジア太平洋地域に IEC SEC の分室として IEC 地域センターを置くことが決定された。前者は IEC-ReCNA (IEC Regional Centre for North America: IEC 北米地域センター) として、2001 年 8 月に業務を開始した。後者は IEC-APRC (IEC Asia-Pacific Regional Centre: IEC アジア太平洋地域センター) として、2002 年 2 月にシンガポールで開所式が行われ、公式にスタートした。また、2007 年より、南米地域において IEC-LARC (IEC Latin America Regional Centre: IEC ラテンアメリカ地域センター) の運用を開始した。更に、2015 年 11 月よりアフリカ地域において IEC-AFRC (IEC Africa Regional Centre: IEC アフリカ地域センター) の運用を開始した。

IEC SEC 及びその地域センターの所在地は、表 5 のとおりである。

表 5 IEC SEC 及びその地域センターの所在地

IEC SEC	ジュネーブ (スイス)	URL : https://www.iec.ch/offices/iec-secretariat
IEC-APRC	シンガポール (2002 年)	URL : https://www.iec.ch/offices/asia-pacific-regional-centre
IEC-ReCNA	ウースター (米国) (2001 年)	URL : https://www.iec.ch/offices/iec-regional-centre-north-america
IEC-LARC	サンパウロ (ブラジル) (2007 年)	URL : https://www.iec.ch/offices/iec-latin-american-region
IEC-AFRC	ナイロビ (ケニア) (2015 年)	URL : https://www.iec.ch/offices/iec-africa-regional-centre

1.10.2 役 割

(1) IEC SEC の役割

IEC SEC は、事務総長及びスタッフで構成されている。組織図を図 3 に示す。ジュネーブの事務局の役割は次のとおりである。

- IEC メンバー国及びアフィリエイト国を総合的に支援すること
- 規約、施行規則及び専門業務用指針が適切に適用されているか監督すること
- TC/SC 及び IEC 適合性評価システムによる作業の円滑化を図り、IEC 国際規格及びその他の出版物を発行すること
- IEC 年次大会に貢献し、TC/SC 及びその他の IEC 利害関係者の会議、セミナー、ワークショップを主催すること

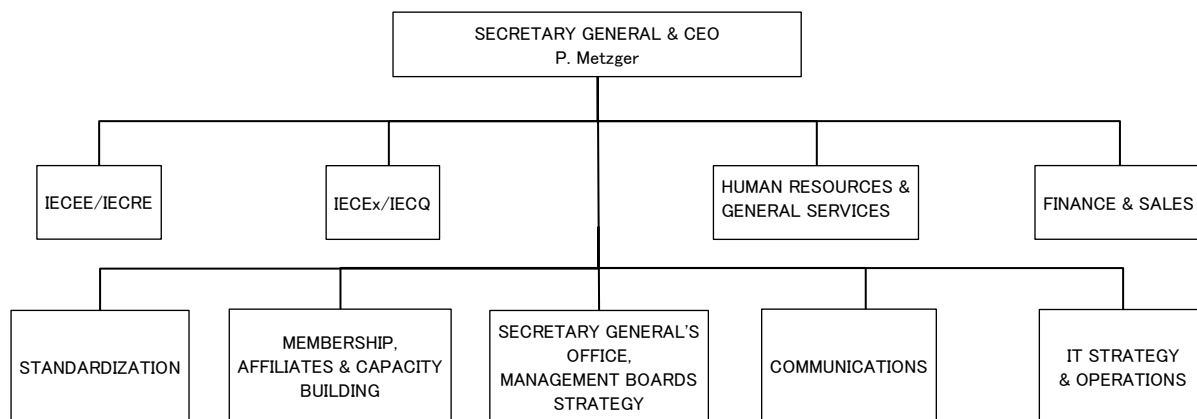


図 3 IEC SEC の組織図

出典: IEC Website

https://www.iec.ch/system/files/2025-02/2025_Feb_organigramme.pdf

(2) IEC-APRC の役割

- アジア太平洋地域における IEC の認知度向上
- IEC 規格の利用促進とアジア太平洋地域における全ての国の IEC 業務への参加促進
- 地域のニーズに沿った、IT ツールの使用法セミナーや特定技術分野のワークショップの実施
- テクニカルオフィサとして、担当の TC/SC の業務を支援 (IEC SEC と同様の方法)

(3) IEC-ReCNA の役割

- テクニカルオフィサとして、担当の TC/SC の業務を支援 (IEC SEC と同様の方法)
- 地域の TC/SC 幹事国業務支援
- MSB (4.1 参照)、SG 11 (3.4 参照)、SyC Smart Energy (3.5.2 参照)、ACEC (3.2.2 参照) の事務局

(4) IEC-LARC の役割

- ラテンアメリカ及びカリブ海地域における IEC の認知度向上
- IEC 規格の利用促進とラテンアメリカ・カリブ海地域における全ての国の IEC 業務への参加促進
- 地域のニーズに沿った、IT ツールの使用法セミナーや特定技術分野のワークショップの実施

(5) IEC-AFRC の役割

- アフリカ地域における IEC の認知度向上
- IEC 規格及び IEC 適合性評価システムの利用促進
- IEC への参加促進

1.11 IEC 大会 (General Meeting)

IEC では、毎年 1 回、IEC 大会と称して、GA (旧 C)、IB (旧 CB)、SMB、CAB 等の会議と、複数の TC、SC、WG 会議を同時開催している。第 1 回会議が 1906 年に開催された。1947 年以降の実績及び今後の予定は、表 6 のとおりである。

表 6 IEC 大会開催地

年	開催都市(国)	年	開催都市(国)	年	開催都市(国)
1947	ルツェルン(スイス)	1974	ブカレスト(ルーマニア)	2001	フィレンツェ(イタリア)
1948	ストックホルム(スウェーデン)	1975	ハーグ(オランダ)	2002	北京(中国)
1949	ストレーザ(イタリア)	1976	ニース(フランス)	2003	モントリオール(カナダ)
1950	パリ(フランス)	1977	モスクワ(ソ連)	2004	ソウル(韓国)
1951	エストリル(ポルトガル)	1978	フィレンツェ(イタリア)	2005	ケープタウン(南アフリカ)
1952	スヘフェニンゲン(オランダ)	1979	シドニー(オーストラリア)	2006	ベルリン(ドイツ)[100周年]
1953	オパティヤ(ユーゴスラビア)	1980	ストックホルム(スウェーデン)	2007	パリ(フランス)
1954	フィラデルフィア(米国)	1981	モントルー(スイス)	2008	サンパウロ(ブラジル)
1955	ロンドン(英国)	1982	リオデジャネイロ(ブラジル)	2009	テルアビブ(イスラエル)
1956	ミュンヘン(ドイツ)	1983	東京(日本)	2010	シアトル(米国)
1957	モスクワ(ソ連)	1984	ジュネーブ(スイス)	2011	メルボルン(オーストラリア)
1958	ストックホルム(スウェーデン)	1985	モントリオール(カナダ)	2012	オスロ(ノルウェー)
1959	マドリッド(スペイン)	1986	ベルリン(ドイツ)	2013	ニューデリー(インド)
1960	ニューデリー(インド)	1987	プラハ(チェコスロバキア)	2014	東京(日本)
1961	インターラーケン(スイス)	1988	イスタンブール(トルコ)	2015	ミンスク(ベラルーシ)
1962	ブカレスト(ルーマニア)	1989	ブライトン(英国)	2016	フランクフルト(ドイツ)
1963	ベネチア(イタリア)	1990	北京(中国)	2017	ウラジオストク(ロシア)
1964	エクス・レ・バン(フランス)	1991	マドリッド(スペイン)	2018	釜山(韓国)
1965	東京(日本)	1992	ロッテルダム(オランダ)	2019	上海(中国)
1966	テルアビブ(イスラエル)	1993	シドニー(オーストラリア)	2020	リモート開催 ^{*1}
1967	プラハ(チェコスロバキア)	1994	ニース(フランス)ISO と合同	2021	ドバイ(アラブ首長国連邦)
1968	ロンドン(英国)	1995	ダーバン(南アフリカ)	2022	サンフランシスコ(米国)
1969	テヘラン(イラン)	1996	ドレスデン(ドイツ)	2023	リモート開催 ^{*2}
1970	ワシントン(米国)	1997	ニューデリー(インド)	2024	エジンバラ(英国)
1971	ブリュッセル(ベルギー)	1998	ヒューストン(米国)	2025	インド(ニューデリー)
1972	アテネ(ギリシャ)	1999	京都(日本)	2026	ハンブルク(ドイツ)
1973	ミュンヘン(ドイツ)	2000	ストックホルム(スウェーデン)	2027	(未定)

^{*1} COVID-19 の影響を受けリモートでの開催に変更となった。

^{*2} カイロ(エジプト)での開催が予定されていたが、近隣地域の情勢の影響を受けリモートでの開催に変更となった。

1.12 国際機関及び地域機関との関係

IEC は、IEC 規格の活用を促進するために、多くの国際機関や地域機関と協調関係にある。

1.12.1 ISO との関係

IEC は ISO と 1976 年に協定を結び、IEC は電気・電子技術分野、ISO はその他の工業技術分野を活動範囲とすることになった。情報技術に関しては、IEC と ISO でそれぞれ国際標準化活動を行ってきたが、進歩の著しい情報技術に対して両者が共同して取り組むことの必要性が高まり、1987 年 11 月に ISO/IEC JTC 1 を設立した。また、IEC と ISO は 1989 年に、ISO/IEC 専門業務用指針を発行し、以来標準化手続きのルールを共通化した。

ISO/IEC JPC (Joint Project Committee) 2:Energy efficiency and renewable energy sources – Common international terminology は、2009 年に設置された。JPC 2 では、ISO/IEC 13273-1:2015 : Energy efficiency and renewable energy sources -- Common international terminology -- Part 1: Energy efficiency 及び ISO/IEC 13273-2:2015 : Energy efficiency and renewable energy sources -- Common international terminology -- Part 2: Renewable energy sources が 2015 年に発行され、JPC 2 は解散された。

IEC/ISO JTC 3 : Quantum technologies は、英国からの新設の提案が出され、IEC 及び ISO 双方の国内委員会での設置承認の後、IEC/SMB 及び ISO/TMB の承認を受け、以下の初期スコープで 2023 年 12 月に設置された。幹事国は英国、議長国は韓国となった。

初期スコープ：

量子情報技術（量子コンピューティング及び量子シミュレーション）、量子計測、量子源、量子検出器、量子通信、及び基本的な量子技術を含む量子技術分野の標準化

スコープ対象外：情報技術(JTC 1 及びその分科会)、ナノテクノロジー(IEC/TC 113 及び ISO/TC 229)、光ファイバー(IEC/TC 86)、極低温容器(ISO/TC 220)及び半導体(IEC/TC 47)の分野における特定のセクターベースのアプリケーション及び標準化。

また、ISO/IEC JTC 4:Smart and Sustainable Cities は、本分野に関する ISO/IEC/JTC 1 の作業プログラムの連携及びスマート・サステナブル シティ・コミュニティの総合的インフラシステムの側面を担当する方向で設置が検討されている。

既存規格のポートフォリオを基盤に、経済成長、高齢化社会への対応、気候変動、資源の使用削減などの都市が抱える課題を支援するための規格開発に従事する他、これまでの ITU-T との連携、協働も継続的に実施する予定である。新規の技術分野ではなく、既存作業の再構成となるため、TC/SC/SyC 及び WG による既存のプログラムを包含する。

1.12.2 国際機関

IEC は、国際標準化機関の ISO や ITU (International Telecommunication Union: 国際電気通信連合)、更に WHO (World Health Organization: 世界保健機関)や ILO (International Labour Organization: 国際労働機関)、UNECE (United Nations Economic Commission for Europe: 国連欧州経済委員会)、CIGRE (International Council on Large Electric Systems: 国際大電力システム会議)、IMO (International Maritime Organization: 国際海事機関)、OIML (International Organization of Legal Metrology: 国際法定計量機関)、EURELECTRIC (Union of the Electricity Industry: 欧州電気事業連盟)、IFAN (International Federation of Standards Users: 規格ユーザの国際連盟)等の国際機関と密接な協調関係を持ちながら活動している。

電気・電子分野において IEC の TC/SC が担当していない分野の国際標準化を促進するために、国際的に活動している標準化団体と個別に協定を締結し、当該標準化団体の規格を、ダブルロゴを付した規格として発行できることが 2001 年のフィレンツェ総会で決定された。これに基づき、2002 年に IEEE (Institute of Electrical and Electronics Engineers: 電気電子学会)と協力及びライセンス協定を締結した。

IEC は、いくつかの政府機関とも協調関係を持っている。IEC の主要なパートナーの 1 つに WTO がある。WTO に参加している 160 を超える中央政府のメンバーは、IS (International Standard: 国際規格)が世界貿易を促進する上で重要な役割を果たしていると認識しており、IEC 規格は WTO の TBT 協定 (Agreement on Technical Barriers to Trade: 貿易の技術的障壁に関する協定)において重要な位置付けにある。

2024年3月、6月、11月のTBT委員会では、特定の貿易上の懸念として、電気・電子機器分野をはじめ幅広い分野における各国の規制について議論が行われ、我が国からは、中国のサイバーセキュリティ、商用暗号、ワイヤレス充電器の無線管理、化粧品等に関する措置、EUのフッ素化温室効果ガス規制及び医療機器規制、インドの自動車用タイヤ・チューブに関する措置等について取上げ、問題点を指摘した。

IECは、開発途上国に対してIEC活動への参加を呼びかけており、IMF(International Monetary Fund: 国際通貨基金)、EBRD(European Bank for Reconstruction and Development: 欧州復興開発銀行)、世界銀行(World Bank)、UNDP(United Nations Development Programme: 国連開発計画)とも密接に連携している。

1.12.3 地域パートナー

IECは、CANENA(Council for Harmonization of Electrotechnical Standards of the Nations of the Americas: 米州電気技術標準調整会議)、CENELEC(European Committee for Electrotechnical Standardization: 欧州電気標準化委員会)、COPANT(Pan American Standards Commission: 汎アメリカ標準化委員会)、EASC(Euro Asian Interstate Council for Standardization, Metrology and Certification: ユーロアジア州標準化・計測・認証会議)、ETSI(European Telecommunications Standards Institute: 欧州電気通信標準化協会)、PASC(Pacific Area Standards Congress: 太平洋地域標準化会議)等の地域標準化機関との協力を促進している。特に、欧州のIEC会員で構成されるCENELECとは、協同作業協定が結ばれている。また、CANENA、COPANT、EASC、ETSI、MERCOSUR(Mercado Común del Sur: 南米南部共同市場)、PASCとも情報交換の協定を締結している。

その他に、2020年にはEACREEE(East African Center for Renewable Energy and Energy Efficiency)と、2022年にはAFSEC(African Electrotechnical Standardization Commission)とも協力協定を締結した。

2024年にはAIDSMO(Arab Industrial Development, Standardization and Mining Organization)とも協力協定を締結した。

1.12.4 世界標準協力(WSC: World Standards Cooperation)

“ISO/IEC/ITUの3機関間の協力を強化すべき”とのIEC会長の提言を受けて、ISO/IEC/ITU-T(ITU-Telecommunication Standardization Sector: 国際電気通信連合・電気通信標準化部門)の会長、副会長、事務総長等をメンバーとするWSCが2001年に設立された。これは、それまでのJPCG(Joint Presidents' Coordination Group: ISO/IEC合同会長調整グループ)が発展したものである。

なお、2005年2月のWSC会議で、ITU-R(ITU-Radiocommunication Sector: 国際電気通信連合・無線通信部門)もWSCへ参加することが決まった。

WSCの主な機能は、①特定の政策と協力を通じて、知見の共有により、IEC、ISO、及びITUの自主的な合意に基づく国際標準システムを強化及び推進し、②国際的な合意に基づく標準化及び関連する適合性評価事項の世界的な可視性を促進及び向上させ、③下部レベルの調整段階において解決に至らなかった問題を迅速に解決することであり、

協力の具体的内容は、①業界、経済界、政府、世界貿易機関(WTO)他の国際機関及び消費者を含むユーザに対して、グローバルな適合性評価の基礎となるガイドや基準を含む、国際的な合意に基づく基準の推進に関する方針と戦略の策定を目指す。②教育機関、特に工学学校と管理学校を対象としたプロモーション及びオリエンテーションプログラムの開発を目指す。③3つの組織間の調整と協力を促進し、効率的な

作業計画に貢献するよう努める。④必要に応じて、作業描写の技術的問題について合同専門諮問委員会(JTAB(Joint Technical Advisory Board: ISO/IEC 合同専門諮問評議会)を指導するよう努める(JTAB は 2023 年に廃止)。⑤3 つの組織全てに共通の標準化ロードマップの作成、3 つの組織全てに共通の特定のトピックに関する標準の展開と適用におけるサポートの提供など、共通の関心のある問題に対処するよう努める。⑥必要に応じて参加する臨時のタスクフォースを設立する。

WSC の第 1 回会議は 2002 年 4 月に開催され、その後毎年 1 回開催されている。

主な取り組みとして以下が挙げられる。

(1) Standardization Programme Coordination Group (SPCG)

IEC、ISO、ITU の 3 つの組織の共通の関心分野において、新規提案の領域の調整検討や、既存の標準化活動をレビューし調整が必要な領域や強化できる領域を特定して、それぞれの技術委員会(SMB、TMB、TSAG)に対して協力メカニズムの確立を含む勧告を行う。

(詳細は、3.8.7 参照)。

(2) World Standards Day

10 月 14 日の国際標準の日(World Standards Day)に毎年異なるテーマが設定されており、このテーマ設定を行っている。これまでのテーマは以下の通り(1998 年以降毎年設定されているがここでは過去 8 年分、2015 年以降を記載)。

2015 年: “Standards – the world’s common language”

2016 年: “Standards build trust”

2017 年: “Standards make cities smarter”

2018 年: “International standards and the fourth industrial revolution”

2019 年: “Standards on video media”

2020 年: “Standards protect the planet”

2021 年: “Standards for SDGs”

2022 年: “Shared vision for a better world”

2023 年: “Shared vision for a better world “ (SDG3「すべての人に健康と福祉を」に焦点)

2024 年: “Shared vision for a better world “ (SDG9「産業と技術革新の基盤を作ろう」に焦点)

(3) G20: International Standards Summit

国際標準の役割や認知度を向上することを目的に、G20 に合わせて International Standards Summit を開催している。2020 年からはじまり、2020 年 11 月サウジアラビア、2021 年 10 月イタリア、2022 年 10 月インドネシア、2023 年 11 月インドにて行われた。

上記の他に e-learning(標準化活動における管理者向け)、e-training(TC/SC の実務者向け)の開発に力を入れている。

WSC ホームページ: <https://www.worldstandardscooperation.org/>

2. 総会及び上層委員会(SMB、MSB、CAB 以外)

2.1 総会(GA: General Assembly)

GA は IEC の最高意思決定機関である。ガバナンス構造改革によりその前身の Council より引き継がれた。年 1 回開催される通常会議は会長が招集する。その間に IB の要求又は正会員 NC 会長の総数の 5 分の 1(1/5)以上の要請によって、緊急会議を招集することができる。

IEC の意思決定は、GA の会議における投票又は書面投票による。各 NC の投票権は一票である。定数は正会員の過半数で、議決は出席正会員の単純過半数で決する。棄権は投票と認められない。新会員の承認は書面投票で行われ、正会員の 5 分の 1(1/5)以上が反対投票をしない限り採択される。

正会員は、アドバイザーを含めて 4 名まで総会に出席できる。ただし、1999 年の京都総会において、CB メンバー国の NC は、CB メンバーを含めて 5 名まで出席できることが決められた。

会議開催通知は会議の 12 週間前に行われ、決議を必要とする審議文書及び議事次第は少なくとも 4 週間前、その他の文書やコメントも会議の 4 週間前に IEC SEC から回付される。この期間に回付されなかった案件に関しては、GA 会議で正会員の反対がなければ扱われる。

2020 年、2021 年の COVID-19 拡大以降、GA 会議をリモート開催することや正会員がリモート投票することが新たに認められた。IB がリモート開催・リモート投票について判断する。

2.1.1 構 成

GA は会長(議長)、正会員 NC の会長、会長代理(前会長又は次期会長)、副会長、財務監事、事務総長、IB メンバーで構成される。

準会員及びアフィリエイト・カントリーは、オブザーバとして総会に出席できる。

2.1.2 業務事項

GA の業務事項は IEC 施行規則により以下の様に規定されている。GA は、全ての IEC の業務の管理及び監督を、IB に委任する。

- IEC の展望、使命及び戦略の承認
- 会長による報告の承認
- 事務総長による報告の承認
- 各国負担金の承認
- 予算の承認
- 決算の承認
- 役員の選任(市場戦略評議会(MSB)の議長を除く)
- 評議会の選任
- 標準管理評議会(SMB)、適合性評価評議会(CAB)、及び 15 名のビジネス諮問委員会(BAC)の委員の選任
- 会計監査人の任命
- 新会員の承認
- IEC 規約及び施行規則の承認
- 評議会から提出された議事の処理(評議会メンバーの解任を含む)

2.2 評議会 (IB: IEC Board)

IB は IEC の主要執行機関であり、IEC の業務の管理及び監督を GA から委任される会議体として、ガバナンス構造改革により 2022 年 1 月に設立された。その前身の CB⁷(Council Board)の会議は、2001 年までは年 3 回開催、2002 年からは年 2 回の開催であった。2022 年 1 月に有効になった IEC 規約では、IB の会議は最低年 4 回開催されることとされている。議題案、及び、決議を必要とする審議文書は少なくとも会議 2 週間前に回付される。IB の決議は、メンバー 8 名以上の投票があり、その 3 分の 2 (2/3) 以上の賛成を必要とする。棄権は投票と認められない。

2.2.1 構 成

IB は役員及び投票権を持つ 15 名のメンバーで構成される。メンバーはグループ A の 6 カ国と非グループ A の中から総会で選出された 9 カ国となる。任期は 3 年、再任は 1 回までとする。1998 年発足以降の CB/IB メンバー国は、表 7 のとおりである。CB/IB メンバーは、所属する NC の代表者としてではなく、個人の資格で会議に参加する。

表 7 CB/IB メンバー国

年	財政グループ A		財政グループ A 以外*1	
1999	英国 米国、 ドイツ 日本 フランス		トルコ シンガポール デンマーク イスラエル ハンガリー	インド オーストラリア 中国 カナダ イタリア
2000			シンガポール スペイン	
2001			南アフリカ 韓国 スイス	オーストラリア カナダ スウェーデン イタリア
2002	英国 米国、 ドイツ 日本 フランス		南アフリカ 韓国 スペイン フィンランド オランダ	中国
2003				オーストラリア カナダ スウェーデン イタリア
2004			英国 米国、 ドイツ 日本 フランス	メキシコ 韓国 インド フィンランド オランダ
2005	オーストラリア カナダ スウェーデン イタリア			
2006	英国 米国、 ドイツ 日本 フランス			南アフリカ 韓国 メキシコ オランダ ブラジル
2007			オーストラリア カナダ ノルウェー イタリア	
2008			英国 米国、 ドイツ 日本 フランス	
2009	オーストラリア カナダ ノルウェー イタリア			
2010	英国 米国 ドイツ 日本 フランス	中国		
2011			南アフリカ スウェーデン 韓国 オランダ メキシコ	
2012		英国 米国 ドイツ 日本 フランス	中国	イタリア オーストリア シンガポール カナダ
2013	ロシア 南アフリカ メキシコ 韓国 ノルウェー			
2014	英国 米国 ドイツ 日本 フランス		韓国 オーストラリア メキシコ ノルウェー スウェーデン	イタリア オーストリア シンガポール カナダ
2015				
2016			英国 米国 ドイツ 日本 フランス	中国
2017				
2018	英国 米国 ドイツ 日本 フランス			韓国 オーストラリア メキシコ ノルウェー スウェーデン
2019				
2020			英国 米国 ドイツ 日本 フランス	中国
2021				

⁷ IEC 運営機構の改革に伴い、従来の GPC (General Policy Committee: 政策委員会) に意思決定機能を付加した組織として 1998 年 1 月に発足した。

年	グループ A		非グループ A	
2022 *3	英国 米国 ドイツ 日本 フランス	中国	韓国 オーストラリア メキシコ ノルウェー スウェーデン	イタリア オーストリア シンガポール カナダ
2023	英国 米国 ドイツ 日本 フランス		韓国、オーストラリア、コロ ンビア、インド、スウェーデ ン	アラブ首長国連邦 シン ガポール イタリア ノル ウェー
2024				
2025				
2026	(2025 年選挙)	中国		

^{*1} 以前は財政グループ B/C の分類があったが、2006 年のベルリン総会において、その分類は廃止された。

^{*2} 中国は、2011 年 10 月に財政グループ A に移行。ただし、任期は従来どおり 2010 年～2012 年となり、以降 2013 年から 3 年任期となっている。

^{*3} 2022 年 1 月の IB 委員はその任期と共に CB 委員が引き継いだ。

2.2.2 業務事項

IB は、GA の権限を背景に、以下の業務を含み、IEC を管理・代表する。IB の決議は全て GA に報告される。

- IEC の展望、使命及び戦略の提案及び監視
- 予算の提案及び予算執行の監視
- 会費の提案及び会費(受領)の監視
- リスク管理及びコンプライアンス方針の承認及び維持
- 財政、投資及び販売に関する事項の承認
- 重大な運営上の決定のレビュー及び承認
- 権限、業務範囲、業務目標及び事務総長の報酬の決定、レビュー及び管理
- 合意された戦略及び運営計画の範囲内での事務局及びその執行管理の監督
- 会計監査人の提案
- 総会会議の議題の提案及び全ての決議事項に関する明確な提案
- 諮問グループの設立及び解散
- 市場戦略評議会(MSB)の議長及びメンバーの任命
- 上訴及びその他の紛争の解決
- IEC 規約及び施行規則の改正の提案

なお、規格、適合性評価、技術動向及び市場ニーズのそれぞれの領域における特定の管理責任は、順に標準管理評議会(SMB)、適合性評価評議会(CAB)及び市場戦略評議会(MSB)に委任される。

2.2.3 IB TF(Task Force)

特定の課題を議論するために、アドホックに TF を構成し議論を行っている。2025 年 3 月現在の TF を表 8 に示す。但し TF 7 は IB DECISION 2025/05 にて解散することが決定した。また TF 8 は IB DECISION 2024/09 にて活動を中断している。

表 8 IB TF 名称

TF		概要
TF 6	ISO/IEC Joint Task Force on ISO/IEC JTC 1	ISO 側からの提案を発端として、JTC 1 規格の無料公開プロセス及び範囲の検討を目的に、2022 年に設立。

TF		概要
TF 7	IEC Board Task Force on Long-Term Sustainability of IEC (LTS)	BAC における将来の財務基盤の議論を発端に、将来の IEC 像を検討するために 2022 年に設立。
TF 8	IEC Board Task Force 8 – “President’s dream”	市場ニーズに合わせるよう、規格開発時間の短縮を目的に、2023 年に設立。 但し IB DECISION 2024/09 にて一時休止が決められた。

2.3 会長委員会(PresCom: President’s Committee)

PresCom はガバナンス構造改革により ExCo (Executive Committee) に替わって設立された。PresCom は、IB に対し、IEC 運営に関する助言・支援を行う。PresCom は役員により構成される。

2.3.1 業務事項

PresCom の業務事項は IEC 施行規則により以下の様に規定されている。PresCom の決定・情報等は IB 会議にて報告される。

- 評議会によって要請された特定事項に関する助言
- 国際、地域及び国内レベルでの IEC の業務の促進、及びこれらを支援する提言活動の実施
- 評議会と評議会の直属機関との効果的なコミュニケーション、調整及び対話の促進
- IEC の重大問題に関する評議会向け提案書の作成
- 事務総長の雇用、監督及び評価を実施する評議会への助言の提供、又は評議会の要求に応じてこれらに関する業務の実施

2.4 ビジネス諮問委員会(BAC: Business Advisory Committee)

BAC は財務、販売、IT システム及びそれらに関連する項目に関する方針・計画を策定する諮問委員会。従来は財務、販売、IT システムに関する会議体がそれぞれ設置されていたが、会議体間の意思疎通が非効率で、その結果として審議のスピードが遅くなっていた。この点を改善するため、ガバナンス構造改革によりこれら検討を行う単一の会議体として新たに設立された。BAC 会議は年 4 回以上開催される。BAC の決議はコンセンサススペースである。

2.4.1 構成

BAC の構成は以下である。

- 議長(財務監事(職務として参加、投票権無し))
- IB によって任命される IB のメンバー 4 名(2025 年 3 月現在 4 名:Mr. Andrew Chow(2025-2027)、Ms. Kareen Anne Riley-Takos(2025-2026)、Mr. Juan Manuel ROSALES SALAZAR(2024-2026)、Ms. Veronica A. Lancaster(2023-2025))
- 15 名のメンバー(グループ A 会員 6 名、非グループ A 会員 9 名)

- CAB、MSB 及び SMB の議長(職務として参加、投票権無し)
- 残りの役員[会長、会長代理、事務総長] (職務として参加、投票権無し)

なお、財務、販売、IT システムそれぞれの専門的な検討を実施するため、上記構成員の他にエキスパートを BAC が指名する。2022 年に発足した BAC メンバー国は、表 9 のとおりである。

表 9 BAC メンバー国

年	グループ A				非グループ A			
2022	フランス	日本 中国	英国		韓国 南アフリカ	オーストリア イタリア	シンガポール オーストラリア	
2023	ドイツ				デンマーク			インド
2024	フランス ドイツ	日本 中国		米国	サウジアラビア	オーストリア イタリア		インド
2025					韓国 デンマーク			
2026								
2027								

2022 年の BAC の発足にあたり、混乱を最小限にするため、非グループ A 国及びグループ A 国の各 3 分の 1 ずつで、初回任期を 2 年、3 年、4 年と設定した。

2.4.2 業務事項

BAC の業務事項は IEC 施行規則により以下の様に規定されている。その行動は IB に報告される。

- 財務計画(予算案、複数年度予算の見通し、及び NC の職務(及び会費の監視)などを含む)
- 投資及び事業開発(投資アプローチ、減価償却、引当金、新規収入源、並びに革新的プロジェクト、デジタルトランスフォーメーション、戦略的な情報テクノロジーインフラストラクチャへの投資及び開発などを含む)
- 事業関連の方針及びガイドライン(リスク方針及びコンプライアンス方針などを含む)[A])
- IEC の出版物及び製品の販売方針[B])
- IEC 及び IEC メンバーに関連する法律問題(IEC の知的財産及び個人データの保護など)に関する方針及びガイドライン[C])
- NC 及びステークホルダーに関するサービス
- インフラストラクチャの十分性決定(特に、情報テクノロジー)
- 上記の[A]項、[B]項及び [C]項に記載されていない IEC の戦略及び方針の実施
- 可能性のある外部組織との連携及び外部組織との既存の協力に関する事業関連機会及び影響に関する助言

2.5 ガバナンスレビュー及び監査委員会 (GRAC: Governance Review and Audit Committee)

GRAC は IEC ガバナンスと財務の監査を行う。従来財務の監査を行う会議体 (AudCom) があったが、ガバナンス構造改革により IEC ガバナンス監査の機能が追加された。GRAC 会議は年 1 回開催されるが、必要に応じて、財務幹事、議長、GRAC メンバーの過半数、もしくは、会計監査人からの要求により臨時会議が開催される。

2.5.1 構成

GRAC の構成は以下である。

- 議長
- グループ A 会員から 3 名
- 非グループ A 会員から 3 名

GRAC の議長は IB が任命する。任期は 3 年、再任は 1 回までとする。

GRAC の年次会議は2部構成となる。財務監事、事務総長及び要請された事務局の職員は、年次会計書類のプレゼンテーションに参加するため、及び要求された追加の分析情報又は説明を提供するため、会計監査人を伴って年次会議の第1部に出席する。第2部は会計監査人、財務幹事、議長及び GRAC メンバーが参加する非公開セッションとして開催され、監査、監査意見、その他慎重な扱いを要する問題について独立した議論が行われる。2022 年に発足した GRAC メンバー国は、表 10 のとおりである。なお、米国は 2023 年に GRAC 議長となり、メンバー国から外れている。

表 10 GRAC メンバー国

年	グループ A		非グループ A		
2022	フランス 中国	米国	ノルウェー メキシコ	韓国	ナイジェリア
2023	フランス 中国	英国	インド		
2024					
2025					
2026				韓国	

2.5.2 業務事項

GRAC の業務事項は IEC 施行規則により以下の様に規定されており、これらについて IB に勧告する。

- コンプライアンス、運営の安全性、ガバナンス、倫理慣行及び多様性の実施に関する問題の監査、レビュー及び/又は調査。これらは、IB から要請された場合、又は IEC の活動に重大な影響を与えると GRAC が判断した場合に行われる。
- IB 及び GA へのプレゼンテーションを支援するために行う、会計監査人からの監査済み計算書類に関する年次報告書の受領、及び財務監事の監査覚書のレビュー
- 会計監査人の業務のレビュー、及びGAが行う会計監査人の任命に関する勧告
- 監査料の決定
- 財務諸表及びガバナンスに関する懸念分野の特定及び報告
- 財務及びガバナンスの内部統制の十分性に関するレビュー、並びに必要な場合は改善の勧告
- 監査済み会計書類に関する懸念事項及び財務の安全性に関するその他の事項に関する調査

2.6 多様性諮問委員会(DAC: Diversity Advisory Committee)

DAC は多様性等を考慮して各委員会のメンバー選定指針を作成する。多様性に関する重要性が認識され、ガバナンス構造改革により新設された。DAC 会議は年 1 回以上開催される。

2.6.1 構成

DAC の構成は以下である。

- 議長
- グループ A 会員から 3 名
- 非グループ A 会員から 3 名

DAC の議長は IB が任命する。任期は 3 年、再任は 1 回までとする。2022 年に発足した DAC メンバー国は、表 11 のとおりである。議長は米国が 2027 年までの任期で務めている。

表 11 DAC メンバー国

年	グループ A		非グループ A	
2022	日本 英国	ドイツ	オーストリア	カナダ
2023			オーストラリア	
2024			オーストリア	
2025	日本 英国		オーストリア	
2026			オーストラリア	

2022 年の DAC 発足にあたり、混乱を最小限にするため、非グループ A 及びグループ A それぞれ 1 ヶ国の初回任期を 4 年と設定した。

2.6.2 業務事項

DAC は、IB 配下の会議体のメンバーの選任手順指針(必要な場合は、ガイドライン及び勧告を含む)を IB に提案する業務を行う。ガイドラインには、IEC のいずれかのレベルで必要とされる、適切なスキル、コンピテンシー測定項目、多様性業績評価に関するベストプラクティス、及び監視手法の勧告を含めることができる。DAC が開発したガイドラインは、IB に提出され承認が求められる。

2.7 IEC フォーラム(IEC Forum)

IEC フォーラムは、IEC の課題に対する意見や興味をひく事柄を NC セクレタリが共有するためのフォーラムで、NC セクレタリで構成され、IEC SEC が支援する。IEC フォーラムは年 2 回開催されるが、構成員の過半数が必要性を認めた場合は追加開催される。IEC フォーラムは、その内容は IB にレポートされる。

3. 標準管理評議会

3.1 標準管理評議会(SMB: Standardization Management Board)

SMB⁸ は、総会から IB を通して委任された IEC の規格化に関する業務全般を管理する。また、標準化作業の適切かつ迅速な運用を確保する。その決議事項は IB に報告する。SMB の決議は、投票数の 3 分の 2 (2/3) 以上の賛成が必要で、棄権は投票と認められない。

SMB 会議には総会で選出された SMB 議長、メンバー及びメンバーの NC から指名された代行メンバー (Alternate)、SMB 幹事及び運営管理者 (IEC 事務局)、SMB 外部役員 (IEC 標準化担当役員、IEC 事務総長など)、招待客 (ISO/TMB 議長、幹事など) 及び招待された専門家 (TC 議長等) のみが出席できるクローズド会議である (IEC 総会時の会議を除く)。メンバーがやむを得ず欠席する場合は、SMB にて承認を得ることを条件に、発言権を持つ代理 (Replacement) が出席できる。SMB 会議は、通常、少なくとも年 3 回開催される。議長又は 5 名以上の SMB メンバーの要請があれば、その間に開催されることがある。

SMB メンバー国の NC は、SMB 会議のアジェンダと会議報告書 (決議事項やプレゼンテーションのリストを含む) を入手できる。

3.1.1 構 成

SMB は、総会が選出した SMB 議長と 15 名の SMB メンバー及びその代行メンバー、並びに SMB 幹事及び運営管理者 (IEC 事務局) で構成され、メンバーの任期は 2 期 6 年間までである。投票権は SMB メンバーあるいはその代行メンバーのみが持つ。また、SMB 議長はその任期期間中は副会長を兼務する。SMB 議長については、1.9.2 を参照。

15 名のメンバーの内、IEC 分担金の負担率 D (%)、及び全 TC/SC 数に対する幹事国の受持ち数の割合 S (%) の和、D+S (%) の大きい国のメンバーが自動選出メンバーとなり、任期終了毎にこの条件が確認される。残りは選挙メンバーとなる。従来、自動選出メンバー 6 カ国、選挙メンバー 9 カ国の体制であったが、2011 年のメルボルン総会で、中国の財務グループ A メンバーへの昇格が承認されたことにより、同年から中国が自動選出メンバーとなり、自動選出メンバー 7 カ国及び選挙メンバー 8 カ国の体制へ移行した。SMB メンバー国は表 12 に示すとおりである。

3.1.2 業務事項

総会は、IB を通して、次の業務を含む専門業務の管理を SMB に委任している。

- TC/PC/SyC の設置
- TC/PC/SyC の事務局 (幹事国) の配置
- TC/PC/SyC の議長の任命
- TC/PC/SyC のタイトル、スコープ、作業プログラムの承認
- TC による SC の設置・解散の批准
- 特定の技術作業項目への優先順位の割り振り
- 技術的な業務のコーディネート

⁸ 2001 年 12 月までは CA (Committee of Action: 技術管理委員会) と称していた。本書では、2001 年 12 月までの事例に引用される場合には、SMB でなく CA を用いている。

- 技術業務の進捗状況のモニタリング
- 新しい技術分野の活動の必要性や企画の検討
- C-リエゾンの承認
- ISO/IEC 専門業務用指針など技術業務に関わるルールの整備
- NC から提起された原則的な事項の検討
- 傘下の組織からの不服申し立ての検討

表 12 SMB メンバー国

年	自動選出メンバー		選挙メンバー		
2002	日本 フランス 英国 ドイツ 米国 イタリア		ハンガリー メキシコ オランダ	スウェーデン 韓国 南アフリカ	オーストラリア カナダ 中国
2003				韓国 スペイン スウェーデン	
2004					
2005	日本 フランス 英国 ドイツ 米国 イタリア		ブラジル ハンガリー オランダ	韓国 カナダ スペイン	オーストラリア 中国 デンマーク
2006					
2007					
2008	日本 フランス 英国 ドイツ 米国 イタリア		ブラジル デンマーク オランダ	韓国 カナダ スペイン	オーストラリア 中国 スウェーデン
2009					
2010					
2011	日本 フランス 英国 ドイツ 米国 イタリア	中国*	ブラジル メキシコ オランダ	韓国 カナダ スペイン	オーストラリア スウェーデン 中国
2012					
2013		中国		ブラジル オランダ ロシア	インド 韓国 スペイン
2014					
2015					
2016	日本 フランス 英国 ドイツ 米国 イタリア	中国	メキシコ オランダ スウェーデン	インド 韓国 スペイン	オーストラリア カナダ
2017					
2018		中国		オーストラリア オランダ スウェーデン	インド 韓国 スペイン
2019					
2020					
2021	日本 フランス 英国 ドイツ 米国 イタリア	中国	オーストラリア、 メキシコ、スウェーデン	インド 韓国 スペイン (2024 - 2026)	オーストリア カナダ
2022					
2023		日本 フランス 英国 ドイツ 米国 イタリア		中国	
2024					
2025	中国				

* 中国は、2011 年 10 月に選挙メンバー国から自動選出メンバー国に移行。

3.1.3 SMB 直下の組織

SMB は以下の委員会、グループ、チームを直下に有する。

- 技術諮問委員会 (AC: Technical Advisory Committee)
- 専門委員会等 (TC: Technical Committee, SC: Subcommittee, PC: Project Committee)

- システム委員会 (SyC: System Committee)
- SMB アドホックグループ (ahG: Ad hoc Group)
- 戦略グループ (SG: Strategic Group)
- 標準化評価グループ (SEG: Standardization Evaluation Group)
- IEC DMT (Directives Maintenance Team)

これらの SMB 傘下の委員会、グループ、チーム及び SMB 関連組織の関係を図 4 に示す。標準化のテーマに関しては、概ね以下のような流れで検討が進められている。

まず最初に ahG (アドホックグループ) で、標準化の課題の調査、予備検討が行われ、次に SG (戦略グループ) に移行し、市場・業界動向の分析、関連 TC/SC/PC/SyC の特定、作業の重複・矛盾の明確化が行われる。さらに SEG (標準化評価グループ) に移行し、利害関係者の特定、標準化の全体アーキテクチャの定義、作業の計画、標準化ロードマップの作成等が行われる。そして、それらでの検討を基に、最終的には TC/SC/PC/SyC で標準化作業が実行される。標準化作業が実行される TC/SC/PC/SyC は既存のものである場合もあるし、ahG、SG、SEG 等での検討結果を基に、新たな TC/SC/PC/SyC が提案・設置される場合もある。

これらの流れはあくまで一般的なものであり、ahG → SG → SEG → TC/SC/PC/SyC の通りに移行する場合もあれば、このうちのいくつかのステージがスキップされる場合や稀に順番が逆転する場合もある。また SG の中でも SG 11: Hot Topic Radar は、将来的な標準化テーマを検討、SMB へ勧告する、という先駆的な役割を担っており、SG 11 からの提案が標準化テーマの検討の起点となる場合もある。同様に MSB からの白書等のインプットが起点となる場合もある。

SEG は現在ではスコープを拡げて標準化評価グループとなっているが、元々はシステムを評価するグループであったため、SEG と SyC をまとめてシステム活動と呼ばれている。

AC (技術諮問委員会) は、各 AC の技術に関連する TC 等の技術作業の調整、一貫性の確保等を実施する。AC から TC/SC/PC/SyC へは助言がなされ、TC/SC/PC/SyC から AC へはエキスパートが派遣される。

IEC DMT (Directives Maintenance Team) は、上記の SMB 直下の全ての委員会、グループにおける技術作業のために、IEC の専門業務用指針を維持する活動を実施している。

SMB の関連組織には、JahG (合同アドホックグループ)、JSEG (合同標準化評価グループ)、JDMT (合同ディレクティブ・メンテナンスチーム) があり、それぞれ、ahG、SEG、DMT の ISO/TMB との合同組織である。また JAG (合同諮問グループ)、JSAG (合同戦略諮問グループ)、JTF (合同タスクフォース) もあり、これらも ISO/TMB との合同組織である。他にも SMB/TMB 合同会議、IEC、ISO だけでなく ITU-T も含めた SPCG (標準化プログラム調整グループ) がある。

これらの SMB 傘下の委員会、グループ、チーム、SMB 関連組織 (ISO/TMB との合同組織) に関しては、次節以降で個別にその活動内容を紹介する。

transmission and distribution)は、送電及び配電諮問委員会(ACTAD: Advisory Committee on Electricity Transmission and Distribution)へ、SB 4(通信ネットワークのインフラストラクチャ: Infrastructure of telecommunications networks)は、通信諮問委員会(ACTEL: Advisory Committee on Telecommunication)へと移行した。その後 2014 年に ACTEL は解散し、SG 9、SEG 8 を経て、SyC COMM に引き継がれた。

更に、2013 年には、エネルギー効率諮問委員会(ACEE: Advisory Committee on Energy Efficiency)の設置が決議された。2014 年には、情報セキュリティとデータプライバシー諮問委員会(ACSEC: Advisory Committee on Information Security and Data Privacy)の設置が決議された。2024 年には、1 つの TC/SC に限定されないデジタルコンテンツ管理に対応するため、デジタルコンテンツ管理諮問委員会(ACDC: Advisory Committee on Digital Content Management)の設置が決議された。2015 年に設置されたロボット技術応用諮問委員会(ACART: Advisory Committee on Applications of Robot Technology)は、2017 年 10 月の SMB 会議に最終報告書を提出し、ISO との Joint Group の設置を勧告したが、ISO から TC 299 がロボットを総括しており、特に Joint の Group の設置は必要ないとの回答があり、その結果 SMB は 2018 年 6 月 ACART を解散した。

現在は、以下の 7 つの技術諮問委員会が活動している。

- 安全諮問委員会(ACOS: Advisory Committee on Safety)
- 電磁両立性諮問委員会(ACEC: Advisory Committee on Electromagnetic Compatibility)
- 環境諮問委員会(ACEA: Advisory Committee on Environmental Aspects)
- 送電及び配電諮問委員会(ACTAD: Advisory Committee on electricity Transmission And Distribution)
- エネルギー効率諮問委員会(ACEE: Advisory Committee on Energy Efficiency)
- 情報セキュリティとデータプライバシー諮問委員会(ACSEC: Advisory Committee on Information Security and Data Privacy)
- デジタルコンテンツ管理諮問委員会(ACDC: Advisory Committee on Digital Content Management)

3.2.1 安全諮問委員会(ACOS: Advisory Committee on Safety)

(1) 構成

メンバーと議長、セクレタリを含む総数は 19 名。

- NC により推薦されたエキスパート 5 名(日本、中国、スウェーデン、米国(2 名))※ 2023 年にメキシコの委員が退任し、米国の委員が就任(地理的なバランスによりアメリカ大陸に 2 名枠)
- 安全を主要業務を含む下記 TC/SC の代表 11 名
(SC 17A、TC 23、TC 61、TC 62、TC 64、SC 65A、TC 66、TC 82、TC 89、TC 108、TC 109)
- リエゾン委員 1 名(CAB)

(2) 業務規程

- 1 つの TC に特化されない安全関連事項を扱う。
- 整合性のとれた IEC 安全規格の確保を目指し、SMB の指示に従い安全に関する IEC 活動への指導及び調整を行う。

- TC/SC に対し、横断的安全機能 (Horizontal Safety Function)、及びグループ安全機能 (Group Safety Function) の割当てを行う。

横断的安全機能を有する TC/SC: TC 3、TC 31、TC 64、SC 65A、TC 70、TC 77、TC 89、TC 108、TC 109、TC 112

グループ安全機能を有する TC/SC: TC 20、TC 22、TC 23、SC 23E、TC 64、TC 66、TC 76、TC 96、TC 99、TC 108、SC 121A

- 安全問題に関心を持っている各 TC/SC の議長や幹事に対し、関心のある問題を議論するためのフォーラムを準備する。
- IEC の適合性評価制度を含む、適合性評価の必要性に注意を払う。
- 安全分野の文書作成に関して支援する。これには小冊子、ワークショップ、ウェブページ、及び他の様式の文書を含む。

(3) 活動状況

ACOS 会議は年 2 回開催されており、4 月ごろリモート会議、10 月ごろ IEC 総会に合わせて対面で開催される。直近では 2024 年 10 月に英国エジンバラで対面開催された。IoT、AI、ロボティクス、スマートデバイス等新たな技術が様々な分野で普及してきており、それらに対応した安全の考え方や共通の指針が重要になってきている。ACOS が発行したガイドは次のとおり。現在新たにガイド 127 を開発中である。

- IEC Guide 104 – The preparation of safety publications and the use of basic safety publications and group safety publications
- IEC Guide 110 – Home control systems–guidelines relating to safety
- IEC Guide 112 – Guide on the safety of multimedia equipment
- IEC Guide 116 – Guidelines for safety related risk assessment and risk reduction for low voltage equipment
- IEC Guide 117 – Electrotechnical equipment – Temperatures of touchable hot surfaces
- ISO/IEC Guide 50 – Safety aspects – Guidelines for child safety in standards and other specifications
- ISO/IEC Guide 51 – Safety aspects – Guidelines for their inclusion in standards

また、ACOS では、数年に一度、安全に関するワークショップを開催している。2017 年 6 月に「次世代安全」と題して東京で開催されたワークショップでは、日本から協調安全 (Collaborative Safety) についての新しい考え方が紹介された。それを受けて、2018 年 6 月デルフト会議 (オランダ)、2019 年 4 月ベルリン会議 (ドイツ) で日本から協調安全に関する IEC ガイド作成の必要性を提案し、翌 2020 年の ACOS 会議で IEC ガイド素案を提出し、TF (タスクフォース) を設立して討議することが決議され、ガイド開発を進めている。また、2020 年に MSB から発行された IEC 白書「Safety in the future」を受けて、2021 年 2 月の SMB 会議で、ACOS の下に協調安全に関する標準化を検討するためのタスクフォースを新たに設置することが決議された。2022 年 1 月の ACOS 会議では上記 2 つの TF を統合することが決議され、協調安全に関する標準化の検討が包括的に行われ、2022 年のサンフランシスコ会議では上記協調安全に関するガイド開発の正式開始が承認され、それを受けて 2023 年 1 月 SMB 投票でも承認された。2024 年には正式にガイド 127 として採番され、2025 年発行に向けた開発が加速している。

3.2.2 電磁両立性諮問委員会(ACEC: Advisory Committee on Electromagnetic Compatibility)

ACEC は、1986 年に、EMC-CWG (Electromagnetic Compatibility Co-ordinating Working Group) の拡大発展により設立された。

(1) 構成

議長を含む現時点のメンバーは下記のとおり。

- 議長及び幹事(IEC SEC)
- TC 77 及び傘下の SC からの委員 3 名
- CISPR 及び傘下の SC からの委員 4 名
- SMB が任命する専門家 3 名
- EMC に関わる下記 TC/SC からの委員

TC 8、TC 9、TC 13、TC 22、TC 23、TC 46、TC 61、TC 62、SC 65A、TC 69、TC 72、TC 82、TC 106、TC 120、SC 121A、TC 125

(2) 業務規程

- IEC 規格の重複及び不一致を避けるために、SMB の指示に従って EMC 問題に関する IEC 活動への助言、指導及び調整を行う。
- SMB に報告を行う。
- エミッション、イミュニティに関連した調整活動としては、定義、機器、測定方法、要求事項と限度値、実施規程、電磁環境の特徴付けと分類を対象とする。
- EMC 分野の文書作成に関して IEC SEC を指導する。これにはワークショップ用文書、小冊子、ホームページ、及び他の様式の文書が含まれる。

(3) 活動状況

ACEC 国際会議は原則年 2 回対面で、年 2 回リモート会議にて開催されている。ただし 2024 年度はリモート会議が 3 回(2024 年 7 月 11 月、及び 2025 年 2 月)開催された。次に主な議題を記す。

- 1) CDV/DTS/NP の Guide 107 適合レビューについて報告があり、2024 年 4 月時点で 66 の“Electromagnetic”を含む文書のうち、38 が Guide 107 適用外、2 が Guide 107 に不適合、19 が適合、6 が注意事項付きで適合、1 がレビュー未回答であった。コメントに対する適合が大幅に増加しており、フォローアップ手順の改善が依然として必要である
- 2) Guide 108 に基づく水平規格リスト案は継続審議となっているが、SMB にリストが提出された後、第 93 回会議から SMB へ検討の提案はなかった。
- 3) Guide 107 の改定については、寄せられたコメントを議論するための TF2 ウェブ会議を組織する予定である。

今後の Guide EMF (Guide 124) の発行プロセスについて、EMF ガイドを最終レビューのため、すべての ACEC メンバーが最新バージョン(文書 93-11_02A)を確認し、第 94 回会議で議論される予定。

3.2.3 環境諮問委員会(ACEA: Advisory Committee on Environmental Aspects)

ACEA は、1993 年に設立が CA により承認され、翌 1994 年から活動を開始した。

(1) 構成

議長を含む現時点(2024 年 2 月)のメンバーは下記のとおり。

- 議長 1 名及び各 NC からの代表委員 6 名(各 NC の指名により推薦され、SMB で承認される)
- 以下の関連 TC からの代表委員(TC のオフィサが指名し、当該 TC の P メンバー国の賛同を得た上で、SMB で承認される。)

TC 20、TC 22、TC 23、TC 34、TC 47、TC 59、TC 62、TC 91、TC 100、TC 111、TC 114

(2) 業務規程

- 環境側面について SMB に報告し、助言する。
- ガイドを策定する。
- IEC 規格開発者が標準化作業において環境保護への配慮を行うことを保証する
- 環境側面に関する IEC の作業を調整し、IEC の出版物の整合性を確保する。
- 環境に関する横断的機能を委員会に割り当て、割り当てられた環境横断的機能及び関連する横断的出版物を定期的に見直す。
- ACEA が取り組む電気製品及びシステムの環境側面の例としては、以下が挙げられる。
 - ・ 環境に配慮した設計
 - ・ 物質および材料の分析試験、マネジメント、および宣言
 - ・ 環境パフォーマンス評価及びラベリング
 - ・ 温室効果ガスの排出
 - ・ サーキュラーエコノミー及び材料効率
 - ・ 使用済み製品の処理及び再生

(3) 活動状況

環境関連試験規格の信頼性確保のための IEC Guide 121:2023、及びハロゲン含有に関する用語を定義するためのガイド IEC Guide 122:2024 を発行した。現在、環境分野の水平規格の取り扱いに関するガイド IEC Guide 123 (IEC Guide 108 の発行を受けて ACEA のタスクを明確化したもの)の開発と電気製品規格への環境側面の導入に関する IEC Guide 109 の改訂作業をほぼ完了。また、SMB/ahG 94 の答申を受け、SC 3D に協力してカーボンフットプリントデータ及びそのデジタル化について検討を求める SMB 指示(SMB Decision 157/6)を受け、現在 IEC SC3D と IEC TC111 の合同 WG 設立に向けて活動中。

3.2.4 送電及び配電諮問委員会(ACTAD: Advisory Committee on electricity Transmission And Distribution)

ACTAD は、2011 年 6 月に SMB により設立が承認された。2017 年 9 月より上原京一氏(東芝エネルギーシステムズ(株))が議長を務め、2023 年 10 月より 3 期目となっている。

(1) 構成

議長(日本)、幹事(IEC SEC)並びに以下のメンバーから構成される。

- 15 の主要 TC (TC 8、SC 8A、8B、TC 14、17、20、22、37、38、57、95、99、115、122、123)からの代表委員
- NC 推薦のエキスパート委員 6 名(オーストラリア、カナダ、韓国、中国、ドイツ、日本)
- SMB 推薦の CIGRE 及び IEEE からの代表委員 4 名(リエゾン委員)

議長、幹事を含め計 27 名(2025 年 2 月時点)。

(2) 業務規程

- 送電及び配電に関わる TC 及び SC の規格化活動を支援するため、標準化活動と、それらの委員会にまたがる活動に関して優先順序を定め推奨する。
- 標準化すべき技術項目を明確化し、市場動向を踏まえながら TC 及び SC に対する勧告を行う。
- TC 及び SC の活動を効率的に進めるため、TC 及び SC の関連し合う活動を調整し、SMB に諮問する。

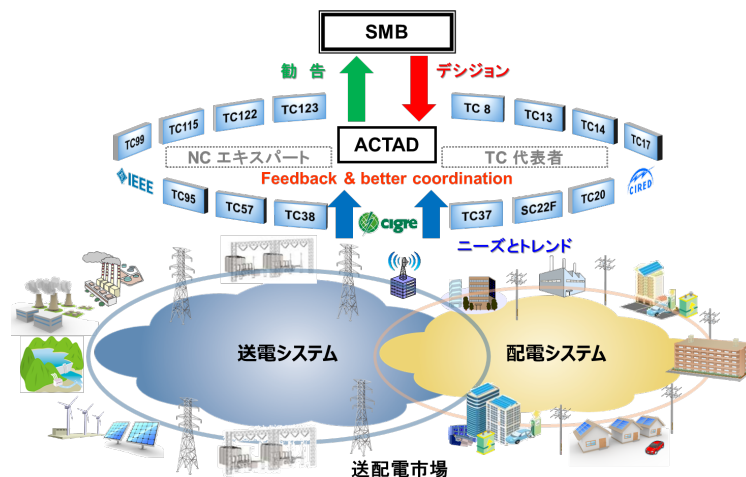


図 5 ACTAD の活動

(3) 活動状況

2024 年 6 月 4 日～6 日に、ハイブリッドの会議(ニューヨーク、IEEE 本部の会議室会議室(対面) + Zoom (リモート))でワークショップ及び第 19 回会議を開催した。第 19 回会議では、SMB に対する勧告事項はなかったが、主要合意事項は下記のとおりとした。

<主要合意事項>

- 1) ACTAD 決議 2307/10 のフォローアップとして、ACTAD メンバーは、Task Team 7 の報告に留意し、Task Team 7 に中圧直流の専門家を参加してもらうことに合意した。
- 2) IEC 63359 と IEC 63360 は、2024 年半ばに発行される予定であるため、IEC 62271-4:2022 ED2 の安定期日は、ACTAD が提案した 2025 年ではなく 2027 年であるべきであるとするフランス SMB メンバーの意見に同意した。ACOS でも議論されている「TC 121 における低圧直流上限電圧の 2000 Vdc までの拡張」に関する議論をフォローする。
- 3) TC 123 に対し、“状態監視に関するガイダンス”の文書起草を依頼する。TC 38 のデジタル機器銘板と TC 57 からのプレゼンテーションに関連し、ACTAD メンバーは次回の ACTAD ワークショップ

のトピックとして、「機器(Assets)のデジタル化」を企画することに合意した。ACTAD は TC 99 に対し、変電所 HV 機器の裁断波電圧試験に関する TC 38 からの要請を検討するよう依頼する。

- 4) ACTAD は、TaskTeam 8「PFAS モニタリング」の新設を承認した。
- 5) 次回の ACTAD 定例会議とワークショップを 2025 年 6 月 3 日～5 日の日程で、日本で開催することで合意した。

3.2.5 エネルギー効率諮問委員会(ACEE: Advisory Committee on Energy Efficiency)

ACEE は、SMB/SG 1(戦略グループ 1:エネルギー効率)の後継組織として 2013 年 2 月の SMB 決議(SMB Decision 146/6)により設置された。

(1) 構成

議長(フランス)、幹事(IEC SEC)並びに以下のメンバーから構成される(2024 年 1 月時点、合計 17 名)。

- NC 推薦のエキスパート委員(日本、韓国、スイス、オランダの 4 名)
- エネルギー効率関連 TC/SC からの代表(TC 2、9、22、23、27、59、64、85、121 からの 9 名)

追加 TC/SC 代表の参加は随時受け付けられ、SMB にて可否が決定される。

(2) 業務規程

- 単一 TC/SC に特化できないエネルギー効率の課題を対象として業務を行う。
- エネルギー効率に関する活動のコーディネーションを行う。
- エネルギー効率のアспектと要求事項を横断的に指示し、普遍的な見方に基づく標準開発のガイドを対象部門に提供する。
- エネルギー効率の標準開発において、システムの視点を奨励し、その考察・検討を支援する。

(3) 活動状況

2017 年 3 月に 2 種のガイド(Guide 118:エネルギー効率のアспект、Guide 119:エネルギー効率標準開発の文書と組織面でのアプローチ)を発行。2017 年春からはガイドに関連する TC/SC に 2 つのガイドや ACEE の活動を参照・利用してもらうための TC/SC-ACEE 間双方向コミュニケーションを実施中である。Guide 108 の改訂に合わせて、Guide 118 と 119 をマージして、Guide 118 第 2 版を 2024 年 2 月に発行した。併せて、IEC のホームページやウェビナーなどを活用して、ACEE の活動とエネルギー効率の取り組みを推進している。水平規格については、提案に基づいた審議を行う中、検討中のプロジェクトについてもサポートを行っている。

- Task Group 4: Communication
IEC の各種媒体を通じて、ACEE の活動、ケーススタディ及びガイドの紹介し、Guide 118 第 2 版のプロモーションを準備中。IEC Webinar や IEC e-tech、ブログなどの IEC の電子媒体を活用したり、ヤングプロフェッショナルと連携したり、IEC の様々な分野でのエネルギー効率の促進を行っている。
- Task Group 6: alignment and coordination of standards for energy efficient Electric Motor Driven Systems
電気モータ・ドライブ・ユニット(MDU)のエネルギー効率を対象とした文書開発に関連する ISO、

IEC の複数 TC/SC の活動を調整している。Coordination and alignment of IEC and ISO standards for energy efficient electric motor driven systems (CAISEMS) として活動後、SC 22G に Joint Advisory Group (JAG) を設置し、継続してグループ規格開発のサポートを実施中。関連 TC/SC の代表が集まり、モータドライブアプリケーションのための標準化されたテストポイントや技術特性について議論し、システムとしての理解の強化を促進している。現在、トピックスとして、“オーバーサイジング” ガイダンス策定の検討をしており、エンジニアが機械、ポンプ、ファン、圧縮機、モーター、コンバーターなどのコンポーネントを正しくサイズ調整するための議論が行われている。

3.2.6 情報セキュリティとデータプライバシー諮問委員会 (ACSEC: Advisory Committee on Information Security and Data Privacy)

ACSEC は、ahG 52 (Data Security and Privacy) の報告を受け、2014 年 11 月の SMB 会議 (SMB Decision 151/8) により設置が承認された。

(1) 構成

議長、幹事並びに以下のメンバーから構成される (2025 年 1 月時点、合計 21 名)

- NC 推薦のエキスパート委員 (中国、デンマーク、フランス、イタリア、日本、アメリカ、カナダ、ドイツの 8 名)
- TC/SC 等からの代表、それぞれ TC 9、23、57、62、65、80、121、124、CAB、SyC COMM、JTC 1/SC 27 からの 11 名

(2) 業務規程

- 単一 TC/SC に特化できない情報セキュリティ、データプライバシーの課題を対象として業務を行う。
- 情報セキュリティ、データプライバシーに関する活動のコーディネーションを行う。
- 情報セキュリティ、データプライバシーに関する要求事項を横断的に指示し、普遍的な見方に基づく標準開発のガイドを対象部門に出す。
- 情報セキュリティ、データプライバシーに関して IEC と他の標準化団体との情報交換の場を提供する。
- 学会における調査研究活動の成果を取り入れる。

(3) 活動状況

2024 年 2 月 5 日第 23 回 ACSEC 会合を東京で開催し、新しく承認された日本、フランス、カナダからの NC エキスパートが紹介された。また議長 (当時) の任期が 2024 年 2 月 29 日までであったことから、新議長となる Andreas Wolf 氏 (JTC 1/SC 27 議長 (当時)) が紹介された。東京会合では、古原 JP エキスパート (当時) が、日本における公的なサイバーセキュリティの体制、サイバーセキュリティ関連法案と標準との関係の説明を行った。

IEC における IEC 62443 シリーズの水平規格化の議論について東京会合では、TC 65 から OT (Operational Technology) に関連する Horizontal Function の記述に特定の TC/SC を除外する Note を追加する提案が行われたが、ACSEC は、TC 65/JAG 26 に対して、特定の TC を適用範囲から除外するので

はなく、TC/SC が水平出版物をどの程度取り入れ、修正するかを各 TC/SC に決めさせるという、より実用的なアプローチを取り、水平モデルのさらなる推敲を行うよう勧告を行った。新しい ACSEC 議長の下で開催された第 24 回 オフエンバツハ会合では、ACSEC は IEC TC 65/JAG 26 が提案した運用技術(OT)の用語定義 “Technology for detecting, managing or causing change through the monitoring or control of a physical entity.” に同意し、TC 65 に割り当てられている水平機能の記載について Cybersecurity for Operational Technologies, Cybersecurity for Industrial Operational Technologies (not restricted to IACS SCADA)”として、“Industrial”を追加すること等の文言修正と、IEC ガイド 108:2019 及び IEC ガイド 120:2024 に従って、これを “Group” 水平機能として定義することを会議では合意に至った。しかしながら、会合後、本会合に TC 65 代表が不在であったことから、ACSEC の修正案は受け入れられないということで、TC 65 からの修正案があり継続議論となっている。

3.2.7 デジタルコンテンツ諮問委員会 (ACDC: Advisory Committee on Digital Content Management)

ACDC は、SG 12 からの勧告を受け、2024 年 6 月の SMB 会議 (SMB Decision 180/9) により設置が承認された。

(1) 構成

議長、幹事並びに以下のメンバーから構成される (2025 年 1 月末時点、合計 21 名)。

- NC 推薦のエキスパート委員 (オーストラリア、スイス、スペイン (2 名)、フランス、日本、韓国の 7 名)
- TC/SC 等からの代表 (TC 1、TC 3 (2 名)、SC 3C、SC 3D (2 名)、SC 34B、SC 47D、TC 65、TC 111、TC 121、SC 121A からの 12 名)

(2) 業務規程

- デジタルコンテンツ管理に関連する活動を調整し、それらのテーマについて SMB に助言を提供する。
- データベース規格 (Standards in Database Format: SDB) となるデジタルコンテンツの開発について、IEC 委員会に対し、広範な観点からまた特定のセクター向けに指針を提供する。
- IEC と関連する他の規格開発組織との情報交換の場を提供する。
- 当該領域におけるコンソーシアムや学界の研究活動や動向を密接にフォローする。

(3) 活動状況

- 第一回会合は 2024 年 10 月 3、4 日にコンビナの出身国であるフランスに NC である AFNOR で対面 + Remote で開催された。ACDC 設立までの経緯、メンバーの確認、今後の活動に関するアクション、特にグラフィックのデータモデル、ターミノロジーのデータモデルを検討する AdHoc グループを構成した。
- 第二回会合は 2025 年 1 月 7 日に Remote 会合を開催した。第一回会合で設定したアクションアイテムについての進捗確認と、第三回対面会合までに何を準備するのかを検討、最後にアジェンダ案を確認した。特に、新しいデータベース標準のプラットフォームである DCMS について IEC の IT グループを含めた会合を開催する事が決まった。

- 第三回会合は2025年3月4, 5日にフィンランド NC である SESKO で対面+Remote で開催する予定である。

3.3 専門委員会

3.3.1 専門委員会(TC: Technical Committee)

TC⁹は、SMB が承認した業務範囲で作業計画を立てると共に、国際規格を作成する。必要に応じて下部機関として SC、WG 等を設置する。また、他の TC/SC 及び他の国際標準化機関との連携の下に国際規格の開発がなされる。

(1) 設置

TC の設置は、次の段階を経た後、SMB により決定される。

- 提案者は、対象とする業務の適用範囲、提案理由等を所定の書式に則って IEC SEC に提出する。
- SMB にて妥当性が検証され、NC 投票に進めるかどうかを決議する。
- IEC SEC は、全ての NC に対し、新 TC 設置の賛否及び業務への参加の意思について投票を求める。
- 提案に対する各 NC の投票は、回付後 12 週間以内に行う。
- NC 投票数の 3 分の 2 (2/3) 以上が賛成し、かつ 5 カ国以上が積極的な参加を表明していること。

(2) 名称及び業務範囲

TC の設置決定後できるだけ早く、なるべく書面審議で、名称及び業務範囲について関係者の合意を得る。新 TC の名称及び業務範囲は、合意が得られた後、事務総長より SMB に提出し承認を求める。名称及び業務範囲を修正する場合は、SMB の承認を必要とする。

(3) 業務への参加

全ての NC は、TC の業務に参加する権利を有する。正会員 NC が参加する場合、P メンバー (Participating member) 又は O メンバー (Observer member) のどちらの地位で参加するかを IEC SEC 及び幹事国へ通知する。準会員 NC は、投票権は無いが O メンバーの権利を持って参加できる。ただし、2004 年 1 月から、あらかじめ登録した最大 4 つの TC/SC に限り P メンバーとして参加でき、当該 TC/SC の技術事項に対しては投票権を持つことが認められた。

P メンバー、O メンバーの業務範囲は以下のとおりである。

P メンバー: TC 内での投票のために提出される事案、NP (New Work Item Proposal: 新業務項目提案)、CDV (Committee Draft for Vote: 投票用委員会原案) の照会及び FDIS (Final

⁹ 詳細は、「ISO/IEC 専門業務用指針 第 1 部 専門業務の手順」及び「ISO/IEC 専門業務用指針 補足指針－IEC 専用手順」を参照のこと。

Draft International Standard: 最終国際規格案)に対する投票の義務を負い、規格開発及び会議への出席等業務に積極的に参加する。

O メンバー: オブザーバとして会議出席の権利を有し、委員会文書の配布を受け、意見を提出する。
なお、P メンバーとして参加した NC が、

- 継続して不活発で、直接参加であるか通信参加又はリモート参加であるかに関わらず、連続して 2 回の TC/SC 会議への参加を怠り、かつ(and)、専門業務にエキスパートを全く指名しなかった場合、
又は(or)
- 専門委員会又は分科委員会内で投票に付された提案段階、照会段階及び全ての最終承認の文書に対する投票を怠った場合、

当該 TC の幹事国は、その旨を事務総長に通告しなければならない。この条項の精緻化は、P メンバーに与えられた責務をよりよく全うすることを目的として、2011 年メルボルン大会の SMB 会議にて決議された ISO/IEC 専門業務用指針変更によるものである。

通告を受けた事務総長は、当該 NC に対し、業務への積極的な参加又は投票の義務を怠らぬよう注意を促す。これに対して注意の受領後 4 週間以内に十分な対応が得られない場合、自動的に P メンバーから O メンバーに変更される。このような地位の変更を受けた NC は、12 ヶ月の期間を経た後、事務総長へ P メンバーに復帰する意向を表明でき、その場合は復帰が認められる。

(4) 幹事国

TC 幹事国 (Secretariat) は、業務の進捗状況の監視、報告及び活発な業務遂行の責任を負い、次の業務を行う。

- CD (Committee Draft: 委員会原案) 及び CDV の準備とその回付の手配及び受領した意見の処理、FDIS の回付の手配
- 各プロジェクトの優先順位及び目標期日を定める際の支援、時間がかかり過ぎるプロジェクトや十分な支援の無いプロジェクトへの対応
- 議事日程の設定及び回付の手配、審議文書の回付手配等会議の準備
- 会議で採択された決議事項の文書化
- 会議終了後 4 週間以内での議事録の作成
- 会議終了後 4 週間以内での SMB に対する報告書(傘下の SC 分を含む)の作成

TC 幹事国は、業務に積極的に参加する意思を表明し、かつ幹事国としての責務を遂行することを了承した NC に対し、SMB により割り当てられる。

TC 幹事国を割り当てられた NC は、適格な人材を幹事として任命する。

TC 幹事国を辞退する場合は、最低 12 ヶ月前に事務総長にその旨を通知する。他の NC への幹事国の割当ては SMB が決定する。

TC 幹事国が自らの責務の実行を継続して怠っている場合、事務総長又は NC はこの問題を SMB に提起し、TC 幹事国の割当てを見直すことができる。

(5) 議長及び副議長

TC 議長は、SC 及び WG を含む TC の運営全般について責任を負い、次の業務を行う。

- NC の代表を兼務しない国際的な立場での活動
- TC 幹事の職務の遂行の指導
- CD の合意を目的とした会議を運営
- 会議において表明された意見のまとめ
- 会議における決定事項の作成、かつ会議中に国際幹事による文書形式の確保
- 照会段階における適切な決定
- SMB への重要事項の報告(TC 幹事国経由)
- SMB の政策上及び戦略上の決定の委員会での実施の確保
- TC 及び TC 傘下の全グループの活動をカバーする戦略ビジネスプランの維持
- 戦略ビジネスプランの適切かつ一貫した実施
- 委員会決定に対する異議申立てへの支援

TC 議長は、当該 TC 幹事国の指名に基づき、SMB が任命する。初回指名時の任期は最長 6 年間であり、任期延長の場合は、SMB メンバー投票の 3 分の 2(2/3)以上の賛成による承認が求められる。幹事国以外の国から議長を任命することが望まれている。従来任期に制限は無かったが、2013 年 2 月の SMB 会議の決定により、TC の議長の任期は、2014 年 1 月以降、最長 9 年となることが決定された。

なお、TC 及び SC では副議長を置くことができる。その際には、次の指針に従う。

- TC 及び SC は、その自由裁量により、1 人以上の副議長を指名することを選択できる。
- 副議長指名の手続きは TC/SC の責任で行わなければならない。
- TC 及び SC には、指名することを選択した副議長の職責のスコープ及びポートフォリオについて広い裁量権が与えられる。ただし、以下の条件が適用される。
 - ・ 職務は意味のあるものでなければならず、儀礼的であってはならない。
 - ・ 職務は、候補者の指名と共に役割が明確に提示されなければならない。
- 副議長の任期は、最長 3 年間とする。

本指針は、2011 年メルボルン大会 SMB 会議での決議によって同意されたものである。

(6) 会議

会議の期日及び場所については、当該 TC の議長及び幹事国、事務総長並びに主催国の間で合意されなければならない。

主催国は、TC の P メンバー代表が会議出席の目的でその国に入国することについて、何ら制限されないことを確認しなければならない。

幹事国は、遅くとも会議の 16 週間までに、議題が配布されるよう IEC SEC に手配しなければならない。また、審議議題におけるコメント集等全ての文書は、会議開催日の 6 週間前までに配布されなければならない。

(7) 解散

TC の解散は、SMB が決定する。

3.3.2 分科委員会(SC: Subcommittee)

(1) 設置

SC は、SMB の承認の下に、次の段階を経て親 TC により設置される。

- SC 幹事国を引き受ける NC があること
- 親 TC のメンバー国で 5 カ国以上が積極的に参加を表明していること
- 親 TC の幹事国が、SC の設置に関する決議を適切な書式で IEC SEC に通知し、IEC SEC がその書式を SMB に提出し、承認を得ること

(2) 名称及び業務範囲

SC の名称及び業務範囲は親 TC が決定する。

(3) 業務への参加

SC の業務への参加資格は、TC と同様である。NC は、親 TC への参加状況に関わらず、SC への参加を希望できる。

(4) 幹事国

SC には幹事国を割り当てる。SC 幹事国は、業務の進捗状況の監視、報告及び活発な業務遂行に責任を負う。業務については、TC と同様であるが、報告書の作成が親 TC に対するものである点異なる。

SC 幹事国は、親 TC により割り当てられる。しかし、複数の NC から引受けの申出があった場合は、SMB により割り当てられる。

SC 幹事国を辞退する場合は、最低 12 ヶ月前に親 TC の幹事国にその旨を通知する。この場合、親 TC 幹事国は、SC の他の P メンバーに対し、SC 幹事国の引受けについて照会しなければならない。引受けを申し出た NC が 1 つの場合は親 TC が割り当てるが、複数の場合は、SMB が割り当てを行う。

更に、SC 幹事国が自らの責務の実行を継続して怠っている場合、事務総長又は各 NC は、この問題を親 TC に提起し、親 TC は P メンバーの多数決投票を以って、SC 幹事国の再割り当てを行うことができる。

(5) 議長

SC 議長は WG を含む SC の運営全般について責任を負う。当該 SC 幹事国の指名に基づき、親 TC が任命する。初回指名時の任期は最長 6 年間であり、任期延長の場合は、親 TC の P メンバー投票の 3 分の 2 (2/3) 以上の賛成による承認が求められる。幹事国以外の国から議長を任命することが望ましい。任期制限は、TC 議長と同様、最長 9 年である。業務については、TC 議長と同様である。

(6) 会議

SC 幹事国は、複数の会議の調整を行うため、親 TC の幹事国と協議しなければならない。

報告書の提出先は親 TC であり、原則的質問(QP: Questions of Principle)は親 TC により実施される。その他の会議運営については、TC と同様である¹⁰。

¹⁰ QP は、TC が SMB に対して判断を仰ぐ場合提出される。例として、Directives の規定の例外適用、TC のタイトル/スコープ変更、カテゴリー C リエゾンの承認等がある。

(7) 解散

SC の解散は、SMB の承認を得て、親 TC により実施される。

3.3.3 プロジェクト委員会(PC: Project Committee)

PC は、既存の TC の業務範囲外の個別の規格を作成するために、SMB によって設立される(ISO/IEC 専門業務用指針 第1部 附属書 K 参照)。

3.3.4 作業グループ(WG: Working Group)

WG は、TC 又は SC の業務範囲内の特定の作業を行うことを目的に TC 又は SC により設置され、親委員会の P メンバー、カテゴリー A 及び C リエゾン(3.3.9(2)参照)機関から任命された専門家で構成される。専門家は、任命した P メンバー等の代表としてではなく、個人としての立場で活動する。

TC 又は SC が WG の設置を決定した場合、コンビナ又はその代理人を直ちに任命し、12 週以内に第 1 回 WG 会議を開催する準備を行う。WG 会議の通知は、TC 又は SC の P メンバー等に、専門家を任命してほしい旨を要請すると共に、会議開催 6 週間前までに行わなければならない。

また、特例として、複数の TC 及び SC が利害関係を有する特定の業務を行わせるために、当事者相互の協議により JWG (Joint Working Group: 合同 WG) を設けることができる。JWG は、いずれかの親委員会の下に設置する。

3.3.5 プロジェクトチーム(PT: Project Team)

PT は、国際規格を新たに作成、修正又は改正して発行することを目的として、TC 又は SC の合意の下に設置される。NP を承認する P メンバーは、プロジェクトに参加できる専門家を選出することが求められ、これらの専門家が PT を形成し、NP の提案者からの推薦を考慮して TC 又は SC によって指名されたプロジェクトリーダーの責任の下で活動を行う。PT は、当該プロジェクトに割り当てられたプロジェクト番号で示され、プロジェクト完了後、その PT は解散しなければならない。各 PT は通常、業務計画に 1 つのプロジェクトだけを含めることが望ましい。PT は、グループ化して WG とすることも、直接、親委員会の傘下に設置することもできる。

3.3.6 メンテナンスチーム(MT: Maintenance Team)

MT は、TC 及び SC の会議において P メンバーから指名された専門家グループで、当該 TC/SC の出版物(IS、TS (Technical Specification: 技術仕様書)、TR (Technical Report: 技術報告書))を保守・更新し、最新の状態に維持することを職務とする。

出版物のメンテナンスに関する計画は、SBP に記載されなければならない。この SBP は SMB の承認を必要とするが、MT は SMB の承認を待って保守・更新業務を遅らせる必要は無く、この計画に基づき業務を進める必要がある。

3.3.7 諮問グループ(Advisory Group)

諮問グループは、委員会の業務の調整、計画、運営に係る業務あるいは諮問的な特定業務について、親 TC/SC の議長又は幹事国を支援するために設置される。

会議の効率的な運営を図るため、人数は極力制限することを念頭に置いて構成しなければならない。また、メンバーは、親 TC/SC オフィサ、各 NC 及びリエゾン(3.3.9 参照)機関から指名委された個人で構成され、コンビナの任命、メンバー資格の種類及び付託事項を親委員会が承認した後に設置される。

諮問グループの役割には、IS、TS、PAS 及び TR 等の原案作成、又は整合化に関する提案の作成を含め、てもよいが、同グループでこれらの文書の作成そのものは行ってはならない。出版物の作成のための WG 又は JWG の設置提案を行うこともできる。

諮問グループの内部文書は、そのメンバーだけに配布し、関係委員会の幹事国及び IEC SEC にはコピーを送付する。諮問グループは、任務が終了し、親委員会の合意を得、解散する。

3.3.8 アドホックグループ(ahG: Ad hoc Group)

ahG は、TC、SC が厳密に定義した問題を処理するために、TC 又は SC により設置される。ahG のメンバーは、親 TC/SC オフィサ、各 NC 及びリエゾン(3.3.9 参照)機関から指名された個人で構成される。ahG は、報告書を提出したのち解散する。

3.3.9 TC/SC とのリエゾン

(1) TC/SC 間のリエゾン

IEC 内の関連分野の業務を行っている TC 及び／又は SC は、互いにリエゾンを確立し、維持しなければならない。標準化の基本的側面(例えば、専門用語集、図記号)においても、関連する場合はリエゾンを確立しなければならない。リエゾンを保つことは TC 幹事国の責任となるが、TC 幹事国は SC 幹事国にタスクを委任することができる。TC/SC は、リエゾン代表者を指名してリエゾン状態にある他の TC 又は SC の業務に対処させることができる。TC/SC と CA システム間のリエゾンも確立できるようになっている。

(2) TC/SC と他の標準化組織とのリエゾン

TC/SC の WG 又は PT に対して技術的寄与が可能なコンソーシアムやフォーラム等の標準化組織は、カテゴリーC リエゾン(以前は D リエゾン)として IEC 活動に参加できるルールが 1996 年のドレスデン総会で承認された。参加は SMB の承認を経て行い、該当 TC/SC が運営責任を持ち、リエゾンへの参加は、2 年毎に見直すことになっている。

ISO/IEC では、以下の 3 種のリエゾンが規定されている。

カテゴリーA: TC 又は SC により扱われる課題に関する業務について効果的に貢献する組織。

そのような組織に対しては、全ての関連文書のコピーが送付され、会議へ招聘される。

カテゴリーB: TC 又は SC の業務に関して、常に情報の連絡を受けたいとの意向を表明した組織。そのような組織に対しては、TC 又は SC の業務に関する報告書が送付される。

カテゴリーC¹¹: WG、MT 又は PT の業務に技術的貢献をし、かつ積極的に参加する組織。そのような組織に対しては、全ての関連文書のコピーが送付され、当該の WG/PT コンビナより会議へ招聘される。NP 提案はできない。

¹¹ 従来のカテゴリーD リエゾンは、JTC 1 に割り当てられていたカテゴリーC リエゾンが使われていないため、2018 年 5 月出版の ISO/IEC Directives Part 1 より、カテゴリーC リエゾンに変更された。

各リエゾンの参加状況は、以下の IEC ホームページに記載されている。

URL <https://www.iec.ch/global-partnerships>

3.3.10 編集委員会 (Editing Committee)

編集委員会は、CD、CDV 及び FDIS 作成の補助を行う(「ISO/IEC 専門業務用指針 第 2 部:ISO 及び IEC 文書の構成及び作成に関する原則と規則」に適合させる)ために設置されることが推奨されている。英語と仏語の両言語に十分な知識を持つ技術専門家及びプロジェクトリーダーで構成される。

3.3.11 TC 100 の組織

TC 100 は、技術進歩の著しい分野の国際規格の開発、保守を扱うため、通常の組織、規格開発プロセスとは異なるルールの下、標準化策定を迅速に行える運用を試みてきた。この目的を達成するため、本ルールは、2005 年の SMB 会議で TC 100 に適用されるものとして正式に承認され、ISO/IEC 専門業務用指針 補足指針-IEC 専用手順(最新は 2024 年版)の Annex SM に記載されている。TC 100 は 2004 年より日本が幹事国を務めており、また日本からの貢献も大きく、日本がリーダーシップを発揮して運営している TC の 1 つである。

通常、IEC における規格開発は、各国からのエキスパートで構成される PT が原案を作成するが、実質的には WG レベルでの検討、審議に委ねられている。しかし、TC 100 では、規格開発は PT の役割であるとの認識の下に、PT の中で規格内容、各段階における各国からのコメント、提案事項の検討、審議が行われる。同じ技術領域の複数のプロジェクトを網羅し、規格内容の整合や規格品質の向上等のための調整機能を果たすため、半恒久的組織である SC に代わり、アドホック的な性格を有する TA (Technical Area: テクニカルエリア) 制度が導入されている。TA のプロジェクトが全て終了すれば、その TA は解散する。TA には、TA 議長の役割を持ち、TA の全体的管理に責任を持つ TAM (Technical Area Manager: テクニカルエリアマネージャ)、及び TA とそのプロジェクトの技術、組織、管理活動について TC 幹事をサポートする TS (Technical Secretary: テクニカルセクレタリ) が任命される。

TA 制度は、現在は、TC 100 (オーディオ・ビデオ・マルチメディアシステム及び機器) だけに認められている。

TC 100 の組織は、TC 議長、TC 幹事を中心にして、TC 100 の戦略及び運営について議論する AG 13 (CAG-Chair's Advisory Group: 議長諮問グループ)、TC 100 の技術領域で定義する用語の扱いについて議論する AG 21 (terminology)、特定の技術領域を担当する 10 の TA (Technical Area: テクニカルエリア) と 2 つの WG、TC 直轄の PT 及び規格の保守を担当する AG 3 (GMT-General Maintenance Team: ゼネラルメンテナンスチーム) で構成されている。

3.4 SMB アドホックグループ (ahG: Ad hoc Group) の活動

専門委員会同様、SMB もその直下にアドホック(特設)グループを設置できる。その目的は、厳密に定義された対象分野の標準化に関する課題の調査・予備検討を実施し、SMB に対して、その報告を行うことである。報告書が提出されたら、SMB はアドホックグループを解散する。

2025 年 4 月時点、活動している ahG は下記 ahG 97 及び ahG 98 の 2 つである。

3.4.1 ahG 97: Review of Systems Approach and Systems Committees (SyCs)

ahG 97 は、システムアプローチ及びシステム委員会(SyC)のレビューを行うために、第 181 回 SMB 会議にて設置された(SMB 決議 181/6)。コンビナはスウェーデンが担当する。

ahG 97 の当初のスコープは以下のとおりである。

- SMB/8167/R の附属書 2 を考慮した上で、SyC の概念、構造、運営を分析・評価
- 既存の SyC の機能と成果を評価
- SMB に対して、潜在的な変更と改善に関する提言

3.4.2 ahG 98: Zero Energy Buildings (ZEBs)

ahG 98 は、SG 11 からの勧告を受け、第 181 回 SMB 会議にて設置された(SMB 決議 181/9)。コンビナはフランスとイタリアが共同で担当する。

ahG 98 の当初のスコープは以下のとおりである。

- ZEB の分野における SEG 9(スマートホーム/オフィスビルシステム)の作業のレビュー
- ZEB に関する標準化活動のうち、IEC が単独で取り組むべきものを評価
- IEC が他の組織、特に ISO と協力して取り組むべきものを評価
- ZEB の運用におけるライフサイクル管理、エネルギー管理システム、サポート、サービスシステムに関する規格開発の可能性を評価・検討
- ZEB 標準化に関する適切な成果の勧告
- 各国及び各地域の関連認証システムに関するガイドラインを分析し、標準化されたネットゼロ、ライフサイクル評価、及びコンソーシアム、組織、その他の利害関係者によるその他の主張に対応するプログラム拡大の可能性を評価。適合性評価機関(CAB)と協力

3.4.3 最近解散した ahG

(1) ahG 91: IEC Strategic Plan and Operational Plan

新しい IEC 戦略の開発と実行に貢献し、当時 CB に設置された Strategic Plan タスクフォース (SPTF)とその SMB 代表者をサポートするために、SMB は、2021 年 2 月の第 170 回 SMB 会議で ahG 91 を設置した。ahG 91 は、SMB の戦略ビジョンを確立し、このビジョンを達成し、IEC 戦略計画の目的を満たす SMB 運用計画を策定した。現在、運用計画(Operational Plan)の実行の進捗を定期的にモニタした。第 177 回 SMB 会議(2023 年 6 月)にて、ahG 91 は解散され、SMB 運営計画の監視、見直し、更新を新しい電子プラットフォーム(monday.com)を使って行うことになった。

(2) ahG 92: Impact of copyright and licensing on future IEC standardization

2021 年 7 月の第 171 回 SMB 会議の Committee presentation で、TC 57から、規格に付随した Code component の著作権やライセンスの扱いについて課題提起があり、また、オープン・ソースとの関係についても課題提起があった。これを受け、2021 年 10 月の第 172 回 SMB 会議で、これらについて現状の問題点を確認し、将来の IEC 規格に向けて解決策を探るため、ahG 92 を設置した。最終報告書の期限は 2 度延期され、2023 年 6 月の第 177 回 SMB 会議に最終報告書が提出された。最終報告書を受け SMB は、・DMT に対し Directives の IEC Supplement にコードコンポーネントの取り扱いに関する用語と手順を盛り込むこと、・IEC 事務局に対し、規格がどのようにコードコンポーネントを統合することができるかについてのトレーニング

を提供すること、・SG 12 に対し、デジタル化要求事項に関するニーズを検討すること、を要請するとともに、IEC 規格開発におけるオープン・ソースへの配慮に取り組むためのより広範なグループの設立に関する作業を BAC が行うことを勧告し、ahG 92 を解散した。

(3) ahG 95: All-Electric and Connected Society (AECS)

IEC Strategic Plan の中にある”All-electric and connected society”について SMB として何をしていけばよいのか、を整理するための ahG。2022 年 6 月の第 174 回 SMB 会議で設置が決議されたもの。

全 TC/SC/NC への質問票を用意しており、その結果を踏まえて 2023 年 6 月の第 177 回 SMB 会議に最終報告書が提出された。最終報告書を受け SMB は、SG 14「All-Electric and Connected Society(AECS)」を立ち上げることを決定し、ahG 95 を解散した。

(4) ahG 96: Governance of Artificial Intelligence

- 2023 年 10 月 20 日に開催された SMB による人工知能(AI)に関するディープ・ダイブ・セッションを受け、第 178 回 SMB 会議にて、以下の初期スコープにて設置された ahG。AI に関するディープ・ダイブ・セッションの成果をレビューし、統合する。
- SMB に対し、AI 活動とデジタルトランスフォーメーション分野における他のイニシアティブとの一貫性についてガイドする。
- AI 分野における IEC のイニシアティブを推進するために、SMB に適切なコミュニケーションとエンゲージメント活動をガイドする。
- AI ガバナンスと技術的作業におけるその可能性に関して、SMB の優先事項を特定する。
- SMB が取り組むべき AI の初期活動やプロジェクトを提案する。

第 181 回 SMB 会議(2024 年 10 月)にて、AI に関する指針の最終文書を受け、SMB は、AI ガバナンスに関する SMB/TMB 合同タスクフォースの設立することを決定し、ahG 96 を解散した(SMB 決議 181/7)。

AI に関する指針の最終文書は、IEC 事務局が支援することにより、IEC 専門委員会全体に周知徹底する。ガイダンス文書のメンテナンス等未処理の業務は、SMB/TMB 合同 AI ガバナンス・タスクフォースに移管することになった。また、戦略事業計画(SBP)に関する AI パイロットの実施は、IEC 事務局が継続し、完了後、SMB に報告することになった。

3.5 SG(Strategic Group)の活動

SMB は、特定領域における IEC 活動のイニシアティブを検討し、提案を作成するための戦略グループ(SG)を設置する。そのタスクは以下の通り:

- その領域の市場及び産業界の動向を分析する
- 関連する TC、SC 及び SyC を特定する
- 必要な場合、TC/SC/SyC を横断する作業を調整するための構成を定義する
- TC/SC/SyC の作業を監視し、作業の重複や潜在的な矛盾を明らかにする

SG は、IEC の新たな戦略的活動分野について、SMB に一般的な指針を提供するために設置される。

今まで SG 1 から SG 14 までの 14 の SG が設置された。表 13 にこれまでに設置された SG 及びその活動の推移を示す。2025 年 4 月時点、活動している SG は下記 SG 11、SG 12 及び SG 14 の 3 つである。

(1) SG 11: Hot Topic Radar

SG 11 は、IEC の専門業務への技術的変化や他のチャレンジを含む新たな事項をモニタリングするグループとして設置された(2017 年 6 月 SMB 会議)。そのタスクは下記に関するプロセスの定義と導入を含む。

- ホットピックのリストを作成、維持すること
- 更なるステップを SMB に勧告すること

その後、ホットピックリストの探索よりも、具体的な提案活動に力をいれるべき、との問題意識から、2022 年 6 月の SMB 会議で、下記のタスクに修正された。

- MSB やその他の情報源から新たな機会として特定されたテーマを評価すること
- ホットピックのリストを維持・共有し、収集した関連情報を MSB と CAB で追跡調査すること
- 将来のトピックに関する TC/SC/SyCs との交流の場を提供すること
- 更なるステップを SMB に勧告すること

SG 11 は、MSB が特定したディスラプティブ・テクノロジー及び市場の課題リストをもとに、既知の活動を盛り込むなどしたより分析しやすいマトリックスを作成している。SG 11 はホットピックについて SMB 会議へ毎年 1 回報告することになっている。

2023 年 6 月及び 8 月での会議において、SG 11 は、IEC が取り組むべきホットピックとして、Sustainable technologies、Smart Hydro、Critical infrastructure and Cyber threats を特定し、SMB へ勧告を提出した。第 178 回 SMB 会議(2023 年 10 月)での議論の結果、SMB は、これらのトピックに対応できるよう SG 11 メンバー 5 名の追加、SEG 16「持続可能性技術の標準化」の設立、SyC Smart Energy に対するスマート水力発電に関する ahG 設置要請、及び SG 11 への重要インフラとサイバー脅威に関する勧告の更新要請を決議した。

第 181 回 SMB 会議(2024 年 10 月)では、以下の 3 つのホットピックが提案された。

- 24/7 Carbon Free Electricity (CFE、24 時間 365 日カーボンフリー電力)(SMB 決議 181/8)
SMB は、SyC Smart Enrgy に、「カーボンフリーエネルギー」の定義づけと、電力システム全体を考慮した計算方法の開発を依頼し、CFE の取引認証制度を確立する提案については、CAB に、分析、評価、調査等を依頼した。
- Zero Energy Buildings (ZEBs、ゼロエネルギービル)(SMB 決議 181/9)
ahG 98: Zero Energy Buildings (ZEB)を設置が決議された。
- Electric powered, crewed and uncrewed, aircrafts (電動 有人及び無人航空機)(SMB 決議 181/10)
SMB は、SyC SET (Sustainable Electrified Transportation、持続可能な電気輸送)に、調査・検討を要請した。

(2) SG 12: Digital Transformation and Systems Approach

SG 12 Digital Transformation(以後 DT と略す)は当初、

- IEC における規格作成・提供・活用の一連のプロセスの、DT による迅速化・高度化
- 規格として提供するコンテンツのデジタル化・高度化

をスコープとし、

- デジタル化・高度化に関する、最新技術、事例、動向の調査
- 他 SDO (ISO、ITU-T 他)との連携による施策検討

により、SMB への施策提言を目的としていた。

注:ISO においても、同等の活動(ISO SAG on MRS (Machine Readable Standards))が行われていた。

施策の詳細検討のため、

- TF 1: Working more digitally (上記スコープの「プロセス改革の検討」に相当)
- TF 2: Producing more digital content (上記スコープの「コンテンツのデジタル化・高度化の検討」に相当)

の、2つのタスクフォースを設置した。

その後、第167回SMB会議(2020年2月)において、SG 12やSRGの活動等を含むDTに関する活動が頻発してきたため、それらを整理し、DTのビジョンを策定し、それを実現するためのスコープと体制を検討するため、SMBはahG 86を設定した。このahG 86による検討結果を受け、第169回SMB会議(2020年11月)にてSMBは、SG 12を「Digital Transformation and Systems Approach」と改称し、スコープを次のように改定することを承認した。

- IEC及びその規格開発活動に関連するDTの観点を定義する
- 国際標準化におけるDT手法を開発する
- IECにおける、DTとSystems Approachの能力センターとして活動し、関連する専門知識とアドバイザーサービスを全てのIECコミュニティに提供する
- IECの作業の開発、提供、使用に必要な新たなトレンド、技術、手法を特定する
- 内外の参加による関連する議論と協働のためのプラットフォームを提供する
- IECの活動を外部機関(ISO、ITUなど)の活動と調整する

なお、当時、CB(現在のIB)によるIEC全体のDTに向けた活動が開始した時点でSG 12のスコープと構成は見直されることになっていたが、修正はされていない。

SG 12には、既存の2つのTFに加え

- TF 3: Semantic Interoperability & Information Models (MSB 白書“Semantic Interoperability”を受けた活動)
- Methodology Group (MG) on Systems Approach & Digital Transformation: Producing more digital content (SRGを引き継ぎ、SRGの活動をDTの観点から見直す)
- Committee Forum (TC/SC/SyCsとのコミュニケーションを図る)

の、3つのグループが設置された。また、従来から活動していたMapping Platform検討グループはTF 01に、一旦活動を休止していたデータベース標準関連のDBRG(Database Reference Group)はMGの下でDBRGv2.0として再稼働した。その後の見直しで、名称をAGDC(Advisory Group on Digital Content management)と改名、SG 12直下の組織に、更に発展的に改組され2024年10月にSMB傘下のACDC(Advisory Committee of Digital Content Management)となり、SG 12から離れた。

SG 12には、SMBの承認により各NCから最大3名まで追加登録が可能になった。この人数制限は事実上解除され、二つのNCでは7名の委員登録があり、今後も増加が予想される。2025年2月時点で総員80名、ドイツは12名、フランス8名、トップ2となっている。日本からはCAB代表メンバーを含めて5名の登録となっている。

SG 12では、SG 12のCo-Convenorであり、その時点でSMB議長であった、Ralph Sporer氏より、SMART(Standards Machine Applicable, Readable and Transferable) standards conceptが提案された。このコンセプトは、SMBにて承認され、これをベースにIECのDigital Transformationを進めていくこととなった。SG 12の

初めての成果として TF 1 で作成した Agile standard maintenance process のパイロットが始まった。2023 年 9 月頃までに試験的実装のデモができるようになり、同年 10 月の IEC 総会(カイロでの対面会合からリモートに変更となったが)期間中に試作システムが披露された。また、TF 1/WP04 が推進している規格作成の OSD (Online Standards Development) システムの実装と TC/SC/SyC エキスパートと各国 NC メンバーへの周知が進み、2025 年 1 月から総ての新プロジェクトは規定ツールとして OSD を使うことになった。

OSD が実施段階に入ったことから、3 つあった TF は解散となり MG のみが残った。2025 年 8 月には TF 1 分野で Smartified OSD Tools を検討する新グループが提案され日本からも参加する予定である。その他、Semantic interoperability (TF 3 後継)、Use case methodology (存続した MG の課題)、Business architecture (TF 2 後継)、Cybersecurity (新分野) のプロジェクトに対してメンバー募集が行われている。しかし、Smartified OSD Tools のグループも含めて活動が始まっていない。

活動の当初から使われてきた SIM (Standard Information Model) の定義が変わった様子で、SIM 1.0 として規格文書の必須部分にタグを付けるシステムの名称となり、2024 年 7 月に説明会が行われた。SG 12 として SIM 2.0 に発展できるようにユーザ要求定義から活動が行われる予定である。

なお、Digital Transformation に関わる技術的な課題以外の課題解決のため、IB (当時は CB) に Task Force が設置されていたが BAC に引き継がれる様子である。また、ISO にも SMART-SG (SMART Steering Group) 等の活動があり、連携して活動している。

(3) SG 13: Working with consortia

2017 年 6 月にコンソーシアムとの協働について設置された ahG 75 は、IEC SEC にコンソーシアム/フォーラムとの窓口となる Consortia Facilitator の設置を勧告し、また、コンソーシアム/フォーラムとの協働に関し、コンソーシアム/フォーラム向け、TC/SC 向けのガイダンス文書案を作成した。Consortia Facilitator をサポートし、引き続き活動をフォローするグループとして SG 13 が設置された(2018 年 6 月 SMB 会議)。その後、ahG 76 から MPIP (MasterPlan Implementation Plan) の 1.3 Providing innovative solutions to collaborate with other organizations を SG 13 が引き継ぐよう勧告があり、コンソーシアム・フォーラムに限らず外部との協力関係を強化する活動も含めることになった。(SMB/6915A/RV、2020 年 1 月)。SG 13 は、コンソーシアムからの窓口となる Web ページ(Landing page)を整備し、NC 向けのガイダンス文書を策定した。また、コンソーシアム規格を IEC 規格にするために用いる Fast Track と JTC 1 の PAS 変換プロセスとの整合化、ISO の IWA の導入、等を検討した。これらは JDMT に場を移して検討されている。SMB レベルでの検討に、ある程度区切りがついたことから、2025 年 2 月の SMB 会議で SG 13 の解散が決議された。今後は、IEC 全体の活動として BAC にて検討が行われる予定である。

(4) SG 14: All Electric and Connected Society (AECS)

SG 14 は、SMB/ ahG 95 All-electric and Connected Society の最終報告における SMB への勧告を承認し、第 177 回 SMB 会議(2023 年 6 月)にて設置された(SMB 決議 177/5)。SG 14 は以下を実施する。

- ・ IEC コミュニティに AECS トピックのガイダンスと理解を提供する。
- ・ 市場、研究開発、業界のさらなる発展や動向を監視し、分析する。
- ・ IEC 及び関連する AECS コミュニティの中で必要とされる、現在及び将来の活動に関するランドスケープ、ギャップ分析、ロードマップ作成に関する継続的な作業を実行する。
- ・ AECS 作業計画を策定し、ahG 95 による初期作業を基礎とし、不足している標準化の側面を含める。

- ・ IEC 事務局とともに、戦略的コミュニケーションを展開するとともに、意識向上と研修を推進する。
- ・ 様々な IEC 委員会の専門家、外部組織、その他の利害関係者間の協力を促進するオープンなプラットフォームを確立する。
- ・ 他の規格開発組織、フォーラム、コンソーシアム、規制当局、非政府組織と連携し、AECS 分野の情報と経験を交換する。

必要に応じて SMB に提言を行う。

SG 14 は、2024 年 5 月に SMB に、オール電化及びつながる社会の定義とビジョン、体制と作業計画、作業の進捗状況、今後の主要ステップ・スケジュール等について、最初の報告を行った。

3.6 システム活動

多様な技術が集約されているシステムの標準化に対応するため、システムレベルでの活動体制、システムアプローチに合意した(2013 年 6 月 SMB 決議)。

その中でシステムとは”相互に作用、相互に関係、又は相互に依存する要素の一群”と定義され、IEC においてシステムレベルでの標準化活動を始める第一段階として、標準化評価グループ (SEG: Standardization Evaluation Group)¹²を設置するとしている。SEG は、IEC 及び ISO コミュニティ内外から参画する、開放的で、大きくなる可能性を有するグループである。SEG の役割は、専門家コミュニティを参画させ、当該技術の関連する利害関係者を特定し、対象となる主題の全体構造及び領域を定義すると共に、作業プログラム及び規格化活動のロードマップを提案する。

SEG 又は JSEG の主なタスクは、IEC 及び/又は ISO での新しい標準化業務又は他の専門的活動の必要性を評価することである。これには、次の要素の検討を必要とする。

- 市場ニーズ、市場適合性及びビジネスドライバ
- IEC 及び ISO の専門組織、及び、例えば ITU/SG、フォーラム、コンソーシアム及びその他のグループを含む、IEC 及び/又は ISO の内外からの、活動への潜在的な参加者
- 他の組織又は業界からの、関連の活動又はその他の価値のある情報
- 環境、エネルギー及び安全条件に関するシステム活動 (IEC の場合) をする上で考慮すべき事項
- 各国又は各地域の規制要求事項又はその他の制限事項
- 関連のある/適切なモデル又はリファレンスアーキテクチャ
- その有効性を証明するためにリファレンスアーキテクチャ又はモデルにマッピングすることができる初期ユースケース一式
- 既存の業務及び活動のギャップ分析

SEG 又は JSEG の成果物は、

- 少数意見も含めた SMB への推奨事項の報告書
- パンフレット又はプロシユア
- ウェブページ文書

であり、コンセンサス原則が適用され、投票は不可能である。

¹² システムに特化せず SMB により与えられた課題を評価するグループであるべきとの考えから、当初の名称 Systems Evaluation Group から Standardization Evaluation Group へ名称変更され、システム活動から分離独立した (2017 年 6 月 SMB 会議)。

また、SEG 又は JSEG は IS, TS, PAS, TR(及び IEC では SRD)を開発してはならない。

SEG により当該技術の標準化活動の必要性が認められた場合、実際に標準化活動を行うシステム・コミッティ(SyC: System Committee)設置が提案されることになる。

システム活動については、「ISO/IEC 専門業務用指針 補足指針－IEC 専用手順 2024 年 附属書 SO システム標準化」に規定されている。

SyC は、全てのステークホルダーのニーズ及び懸念事項を考慮し、システムレベルの活動に特化した委員会である。SyC は、合意された委任事項の範囲内で、システムのインタフェース、機能性及び相互作用に関するリファレンスアーキテクチャ、ユースケース及び適切な配布物及びガイダンスを開発する。SyC と TC は、緊密な協力のため努力しながら、互いの作業の重複を避ける。

- SyC は、新たな文書形態である SRD (Systems Reference Deliverable) 及び例外的に IS を成果物として策定することができ、TS、TR、PAS は策定しない。SyC の他の機能は、一般的に従来の TC と同様である。
- SRD の内容の例として下記が想定されているが、SRD は normative な文書ともなり得る。
 - ・ 標準化マップ
 - ・ ロードマップ
 - ・ 共通用語などのデータベース
 - ・ アーキテクチャ
 - ・ プロファイル
 - ・ インタフェース
 - ・ ユースケース
 - ・ ドメイン定義 など
- SyC は IS (international Standard) も開発できるが、SyC が IS の開発が必要であると確信する場合には下記手順に従う。
 - ・ 既存の TC に全体的に照合し、どの TC も関心が無く、
 - ・ 新 TC の設置を検討し、その見込みが無い場合に、
 - ・ SyC が IS を策定することについて SMB の許可を求める
- SyC へ参加形態として、従来の P メンバー、O メンバーに加えて、R メンバー (Registered Member (R-Member)) を設置する。R メンバーとは、IEC/TC 及び IEC 外部のグループであり当該 SyC の承認による。
- 当該 SyC 外のエキスパートを登録する Pool of Expert を新たに設置する。

SEG、SyC の活動の推移を表 13 に示す。

3.6.1 SEG (Standardization Evaluation Group) の活動

これまで、SEG 1 から SEG 16 の 16 の SEG が設置され、2025 年 4 月時点、SEG 15、SEG 16 及び SEG 17 が活動している。

3.6.1.1 SEG 15: Joint SEG with ISO – Metaverse

中国からの提案を受け、Metaverse 及び関連技術の分野における標準化の必要性及び機会を探るため、2022 年 10 月の第 175 回 SMB 会議にて設置された。コンビナは中国と米国が担当している。Metaverse が ISO と IEC 共通の関心事であり、また両者間の横断的な問題を含むため、SMB と ISO/TMB が 2023 年 6 月に、現在のコンビナ体制を維持したまま、SEG 15 を ISO/IEC 合同 SEG (Joint SEG: JSEG) に変換する事を追加承認した。

SEG 15 は以下を実施する。

- メタバーズの共通の理解と定義の開発
- 現在の研究、技術、標準化活動、及び傾向の検討に基づく、メタバーズ領域における標準化の必要性の調査
- メタバーズ分野における標準化活動のための初期ロードマップの提案
- IEC における作業の適切な組織の推奨 (必要に応じてパートナー組織を含む)
- JTC 1 を含む TC/SC/SyCs や ISO、コンソーシアムなどの関連組織との早い段階からの連携
必要に応じて SMB に提言を行う。

3.6.1.2 SEG 16: Standardization of Sustainability Technologies

SEG 16 は、SG 11 からの勧告を受け、標準化と適合性評価によって持続可能性技術の開発を促進するため、2023 年 10 月の第 178 回 SMB 会議にて設置された (SMB 決議 178/5)。コンビナはフランスが担当する。

SEG 16 は以下を実施する。

- サステナビリティ・テクノロジーの定義
- 持続可能性技術に関する利害関係者の関心の特定
- 持続可能性技術に適用される既存の IEC、ISO、その他の関連規格のレビュー、ギャップの特定
必要に応じて SMB に提言を行う。

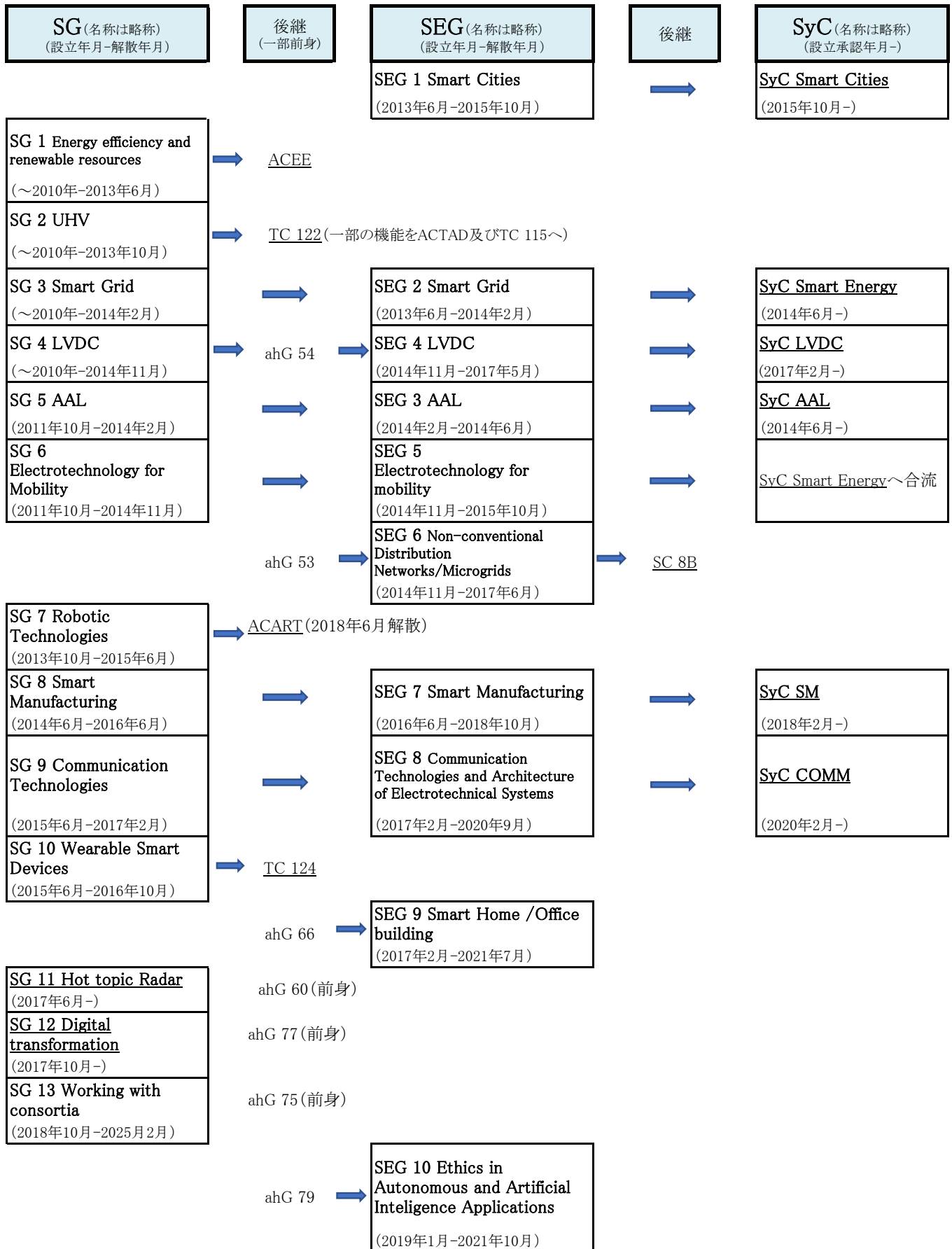
3.6.1.3 SEG 17: Medium Voltage Direct Current (MVDC) Grid

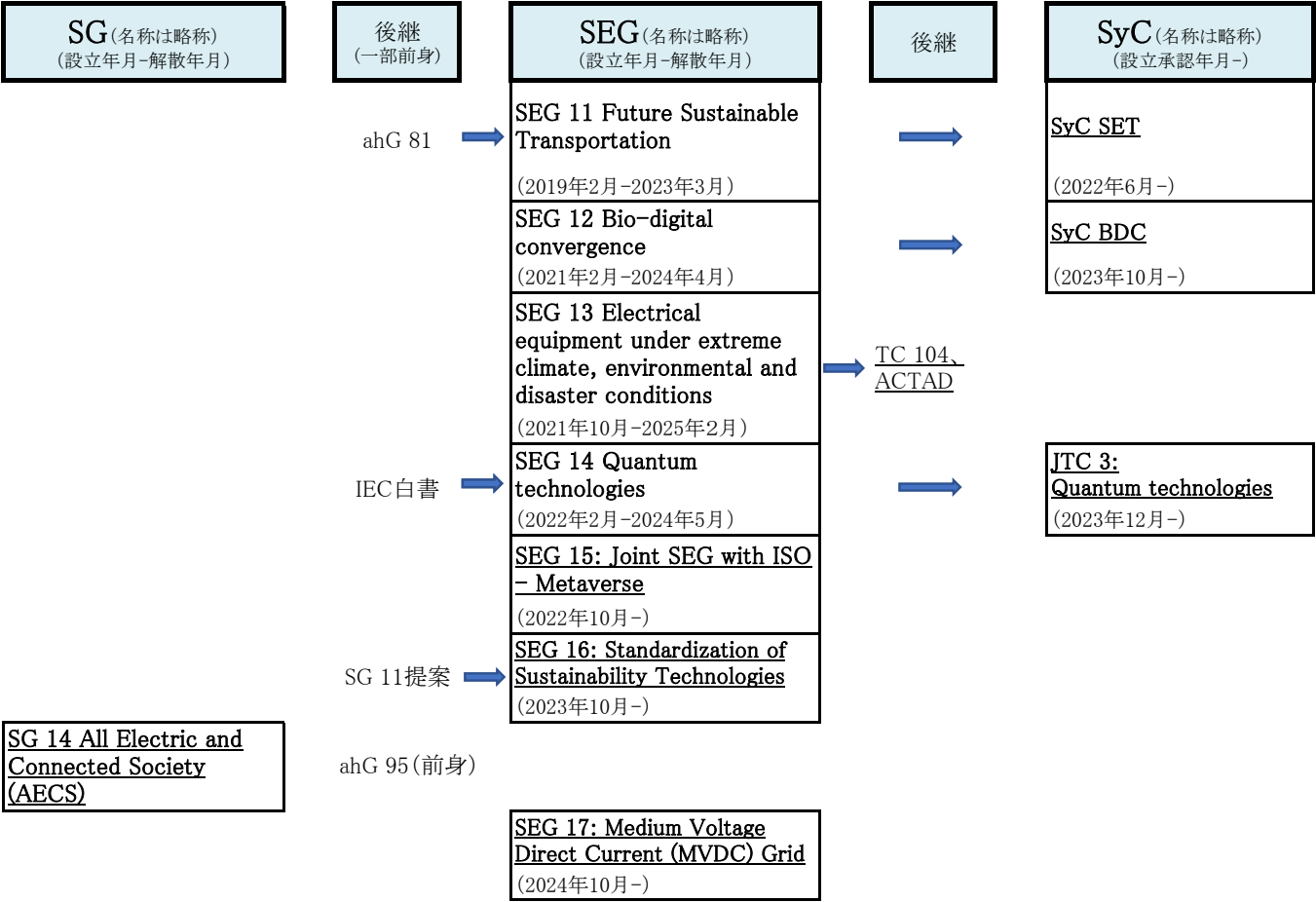
SEG 17 は、韓国提案により、2024 年 10 月の第 181 回 SMB 会議にて設置された (SMB 決議 181/13)。MVDC (中電圧直流) グリッドに関する標準化を検討する。

SEG 17 の任務には以下のものが含まれる

- MVDC グリッドを配電網として見た場合の、関連する IEC 委員会の既存の活動を再検討
- MVDC グリッドのギャップと作業項目を特定
- 関連する IEC 委員会及び「オール電化社会のための MVDC グリッドに関する白書」に取り組む MSB チームからの入力を調整
- MVDC グリッド標準化に関する適切な結果を推奨

表13 SG、SEG/SyC活動の推移(2025年4月1日時点)





アンダーライン: 現存の活動組織

3.6.1.4 解散済の SEG

(1) SEG 1: Systems Evaluation Group – Smart Cities

2013 年 6 月の第 147 回 SMB 会議において、ドイツ、中国、日本の共同提案に基づきスマートシティに関するシステム評価グループ(SEG)が設置されることになった。日本から上野文雄氏(東芝(株))がコンビナに就任し、ドイツ及び中国の共同コンビナと共に活動を主導した。

SEG 1 の活動の基本は、ニーズに基づく WG 活動であり、SEG 1 としての勧告は、WG の活動結果によって構成される。WG としては、日本からは、都市機能継続性(City Service Continuity)を提案し、SEG 1 の第 2 回 Plenary 会議(2014 年 2 月)にて WG 設置が承認された。

2015 年 10 月の第 154 回 SMB 会議で最終報告が提出され、新 SyC 設置の NC 投票開始が決議されて、SEG1 の解散が決まった。その後、SyC (Electrotechnical Aspects of Smart Cities)の設立が NC 投票により承認された。

(2) SEG 2: Systems Evaluation Group – Smart Grid

2013 年 6 月の第 147 回 SMB 会議において、スマートグリッドに関する SyC 設立に関する勧告を 2014 年 2 月に実施することを目的に、SG 3 をスマートグリッドに関する SEG に改組することが決まった。日本からは SG 3 のメンバーであった林秀樹氏(東芝(株))が、また、SG 3 のオルタネートメンバーであった合田忠弘氏(同志社大学)が引き続きメンバーとして参加した。

2014 年 2 月の第 149 回 SMB 会議において、SEG 2 が勧告したスマートグリッド及び熱とガスを含んだスマートエナジーに関する新 SyC の設置の NC 投票開始が決議され、SEG 2 は解散された。その後、SyC (Smart Energy)の設立が NC 投票により承認された。

(3) SEG 3: Systems Evaluation Group – Ambient Assisted Living(AAL)

2013 年 10 月の第 148 回 SMB 会議において、SG 5 から SEG AAL への改変が議論された。2014 年 2 月の第 149 回 SMB 会議において、SMB は SG 5 が勧告した Ambient Assisted Living(AAL)に関する SEG 3 を新設し、Thomas Sentko 氏(ドイツ)がコンビナに就任することとなった。なお、SG 5 は解散し、活動報告書が同年 3 月に作成された。

2014 年 6 月の第 150 回 SMB 会議では SEG 3 からの最終報告が提出され、SyC の設立手続きの開始、SEG 3 の解散が決まった。その後、SyC (Active Assisted Living)の設立が NC 投票により承認された。

(4) SEG 4: Systems Evaluation Group – Systems Evaluation Group – Low Voltage Direct Current

Applications, Distribution and Safety for use in Developed and Developing Economies

1,500 V 以下の直流送電システム技術について、特にデータセンター等の情報通信施設の省エネルギー、設備の有効利用、及び電気安全についての標準化戦略を検討するため、スウェーデン NC からの提案が承認され、2009 年に SG 4(LVDC distribution systems up to 1500V DC)が設置された。

SG 4 における議論を受けた新 SEG 設置提案と同時に、ドイツ NC から Direct Current Applications に関する SEG 設置提案が提出された結果、ahG 54(LV Direct Current Applications, Distribution, Safety and Markets)を設置して、両提案を再検討することとなった(2014 年 6 月 SMB 決議)。

ahG 54 からの提案を受け、SEG 4(Low Voltage Direct Current Applications, Distribution and Safety for use in Developed and Developing Economies)が設置された(2014 年 11 月 SMB 決議)。

SEG 4 での議論を経て、LVDC に関する SyC (SyC Low Voltage Direct Current and Low Voltage Direct Current for Electricity Access) が設置された (2017 年 2 月 SMB 決議)。2017 年 5 月、SEG 4 を発展的解消させ、同時に SyC LVDC の初回となる会議が、ケニア・ナイロビにて開かれた。

(5) SEG 5: Systems Evaluation Group – Electrotechnology for mobility

電気自動車に関する技術の標準化戦略を検討するため、SG 6 (Electrotechnology for Mobility) が設置された。電気自動車関連技術の国際標準化については、ISO/IEC 間で MoU が結ばれ、両組織が協力していることが合意されたが、ISO 及び IEC の TC/SC で重複する内容が議論されている等懸念事項が存在していた。その中で SG 6 では、Plug-in 電気自動車及び電力インフラとの相互作用を優先課題とし、IEC と ISO、CENELEC、その他標準化組織との協調等についても検討した。

SG 6 からの最終報告を受け、SEG 5 が設置された (2014 年 11 月 SMB 決議)。

しかしながら、SEG 5 では参加者、特にコンビナが集まらなかったことから、その活動を SyC Smart Energy に移行することとなった (2015 年 SMB 決議)。

(6) SEG 6: Systems Evaluation Group – Non-conventional Distribution Networks / Microgrids

SEG 6 は、ahG 53 からの新 SEG 設置提案に基づき、農村及び開発途上の市場、大規模系統グリッドから切り離された状態で運用されるグリッド等を検討するため設置された (2014 年 11 月 SMB 決議)。

なお、SEG の名称が Non-traditional Distribution Networks / Microgrids から Non-conventional Distribution Networks / Microgrids に変更されている (2015 年 10 月 SMB 決議)。

最終報告と共に TC 8 に新 SC 設置の提案が了承され (2017 年 2 月 SMB 決議)、TC 8 での投票結果、SC 8B (Decentralized Electrical Energy Systems) が設置された。

(7) SEG 7: Standardization Evaluation Group – Smart Manufacturing

個々の顧客の要求、発送、注文、構造、開発から最終顧客への製品の配達、リサイクルや関連サービスまでを範囲とし、製品のライフサイクルにわたる全体のバリューチェーンの組織と制御について検討を行うため、SG 8 (Industry 4.0 – Smart Manufacturing) が設置された。

SG 8 からの新 SEG 設置提案を受け、新 SyC の設置、新 SyC と TC 65 間の課題、他団体 (ISO、IEEE 等) との関係等を検討する目的で、SEG 7 が設置された (2016 年 6 月 SMB 決議)。

SEG 7 からの最終報告に基づき、IEC、他の標準化団体 (SDO) 及びコンソーシアムにおける Smart Manufacturing 活動の調和と推進を目的とした新たに SyC Smart Manufacturing の設置が承認され、SEG 7 は解散した (2017 年 10 月 SMB 決議)。

(8) SEG 8: Standardization Evaluation Group – Communication Technologies and Architectures of Electrotechnical Systems

IEC において通信に関しては、2011 年までは SB 4 が、2014 年までは ACTEL が担当していたが、SMB は ACTEL を解散させると同時に、SMB/ahG 55 を設置して、通信分野におけるニーズの評価及び IEC における適切な体制を提案するよう同グループへ要請した (2014 年 11 月 SMB 決議)。

ahG 55 からは、IEC における適切な体制を更に検討するべく、将来別の性質のグループへの改組の可能性がある通信担当の SG 設置が提案された。これを受けスマートメータへの通信技術の要求を評価するため

のユースケース収集、参照モデルに関するトレンドの確認、通信技術特性の確認等を行うために、SG 9 (Communication Technologies)が設置された(2015 年 6 月 SMB 決議)。

SG 9 からの提案を受け、新 SyC の設置、通信テクノロジーとアーキテクチャ技術の優先付けや技術を組み入れる持続可能なプロセス等を検討する目的で、SEG 8 が設置された(2017 年 2 月 SMB 決議)。

SEG 8 には、通信関係の技術とアーキテクチャにおける技術開発と標準化の全体像と優先項目を示すこと、及び関連する TC/SC に通信技術を取り入れるための恒久的なプロセスを開発することがタスクとして与えられた。約 2 年間の検討の結果、SEG 8 は、当該分野の SyC を設置することをその最終報告で SMB に提案し、SMB はこの提案を NC 投票に付すことを承認した(2019 年 6 月)。続いて行われた NC による投票の結果、新 SyC on Communication Technologies and Architectures の設置提案が承認され(2019 年 10 月)、SMB は、2020 年 2 月 SMB 会議にて、正式に新 SyC 設置を認めた。SEG 8 は、当該新 SyC の初回会合時に解散した。

(9) SEG 9: Standardization Evaluation Group – Smart Home /Office building

スマートホーム、オフィスにおけるテクノロジーとマーケットトレンドの評価、IEC 内外標準技術の技術資産のレビューと、優先付け、最適なシステム構造等を検討するために、ahG 66 の提案により SEG 9 が設置された(2017 年 2 月 SMB 決議)。

WG 1(Trends, technologies and market)、WG 2(Use cases)、WG 3(Mapping of Standards)、WG 4 (Coordination and process model)、WG 5(Advisory Group on Lighting system)が設置され、Smart Home/Office/Building に関する活動棚卸しからギャップとオーバーラップの可能性を分析したが、各 TC による検証を行うため、2 年間の活動期間延長が SMB に認められた(2019 年 6 月 SMB 決議)。WG 1～4 は解散し、現在は、新たに設置された WG 6(Outreach and engagement)及び WG 7(Processes)において、それぞれ TC/SC/SyC へのアウトリーチ活動及びスマートホーム、オフィスに関するギャップ抽出、重複回避のための方策検討を行った。2021 年 7 月の SMB 会議へ最終報告を提出し、TC 23 と TC 34 間の TC のコンフリクト解決の成功を踏まえた Joint Advisory Group(WG より上位のレベルでのグループ)の導入、SBP のデジタル化の検討及び作業項目の協働やオーバーラップ調整のための IEC Committee Cooperation Toolbox の利用を勧告し、解散となった。

(10) SEG 10: Standardization Evaluation Group – Ethics in Autonomous and Artificial Intelligence Applications

SEG 10 は、IEC が関わる AI の応用に関する倫理問題と社会的課題の特定、作業の一貫性確保への対応、JTC 1/SC 42(AI)との連携推進等を検討するために設置され、2019 年 1 月より 2 年間の時限組織として活動した。2 つの WG が設置され、WG 1(AAA* Societal and Ethical Foundations)はトップダウン的に何が必要かを議論し、WG 2(AAA Specific Ethical Requirements)は TC にアンケート調査を行う等を通じてボトムアップ的に問題の特定を進めた。

*AAA: Autonomous and Artificial Intelligence Applications

SEG 10 は、2021 年 7 月の SMB 会議に倫理に関する新 AC 設置を提案したが、スコープが明確でない等の理由により SMB では否決された。これを受け再度 SEG 10 にて新 AC のスコープ等の明確化を検討し、2021 年 10 月の SMB 会議に新しいスコープにて新 AC 設置を再提案したが、参加を表明している TC の数が引き続き少ないこと等から SMB は新 AC 設置提案を否決した。同時に SMB は、適合性評価との関係も含

め、2022 年 6 月に開催予定の第 174 回 SMB 会議にて再度倫理への対応を検討するとし、SEG 10 を解散した。

(11) SEG 11: Standardization Evaluation Group – Future Sustainable Transportation

電気自動車領域における IEC 活動のハイレベルの提案を準備するため、TC 69 からの報告に関連し、ahG 81 (Electric vehicle and infrastructure landscaping) が設置された(2018 年 2 月 SMB 決議)。

SEG 11 は、ahG 81 からの提案に基づき、先進国、途上国によらず Sustainable Transportation への世界的移行をサポートする必要性を分析し、IEC の専門業務に関連する国際的な要求事項(安全、クリーン、手軽さ等)と新技術(自律、e-Vehicle、IoT 等)を考慮に入れて、“Future Sustainable Transportation”についてのロードマップと全体像を策定するために設置された(2019 年 2 月 SMB 決議)。

SEG 11 の当面のスコープは、下記のとおりである。

- 先進国、途上国の公共、共用輸送(移動)の好例とユースケースを集めること
- ISO を含む TC/SC や他の市場利害関係者と連携し、既存規格の状況と使われ方、及び、Future Sustainable Transportation に関する新規格の必要性について検討すること
- SMB に適宜勧告を行うこと
- IEC の専門業務に新たな利害関係者を惹きつけるアウトリーチ活動を行うこと

SEG 11 は、第 172 回 SMB 会議(2021 年 10 月)に最終報告を提出し、「交通とエネルギーの統合(ITE)」に関する SyC の新設を提案したが、SMB の承認を得ることができなかった。しかしながら SMB は、当該分野への取り組みの必要性に対応するため、SEG 11 の活動期間を延長させ、持続可能な輸送分野における IEC の取り組み方についての提案を、第 173 回 SMB 会議(2022 年 2 月)へ提出するよう要請した。この要請を受け SEG 11 は第 173 回 SMB 会議への最終報告の中で、Sustainable Electrified Transportation (SET)に関する新しい SyC の設立勧告を提出し、SMB は新 SyC 設置勧告を承認した(SMB 決議 173/7)。SEG 11 は、新 SyC SET の初回会合(2023 年 3 月)開催後に解散した。

(12) SEG 12: Standardization Evaluation Group - Bio-digital convergence

2021 年 2 月の第 170 回 SMB 会議で、MSB で紹介があった Bio-digital Convergence(生体とデジタル技術の融合)が取り上げられ、SEG 12 を設置することになった。2021 年から、以下の 7 つの WG を設置し、IEC における Bio-Digital Convergence への対応について検討を進めている:WG 1 Communications, Synthesis and Edition of Report、WG 2 WG 2 Reverse Engineering of Living Systems、WG 3 Life systems and Bioengineering、WG 4 Augmentation Technologies、WG 5 Agricultural Bioengineering、WG 6 Environmental Bioengineering、WG 7 Bio-Digital Social, Risk & Ethical Aspects。第 177 回 SMB 会議(2023 年 6 月)において、SEG 12 からのバイオ・デジタル・コンバージェンスに関する新 SyC 設立提案を NC 投票に回付することが認められ、NC 投票の結果(承認)を受け、SMB は、第 178 回 SMB 会議(2023 年 10 月)において、当該新 SyC の設置を承認すると同時に、ISO に対し、合同 SyC 又はその他の可能な共同組織を通じた協力を求めた。

新 SyC BDC はその後 ISO との Joint SyC になり、その初回会議(2024 年 4 月)を以て、SEG 12 は解散した。

(13) SEG 13: Electrical equipment under extreme climate, environmental and disaster conditions

中国からの提案を受け、極端な気候、環境、災害条件下における、電力計までの発電、送電、配電及び関連する電力規模のエネルギー貯蔵システムの電力インフラを対象とした標準化活動の可能性を評価するため、2021 年 10 月の第 172 回 SMB 会議にて設置された。2022 年 9 月時点では、以下の 4 つの WG を設置し検討を進めた:WG 1 Communication and market evaluation、WG 2 Extreme condition analysis、WG 3 Emerging technologies and use case collection、WG 4 Gaps and overlaps identification。

第 181 回 SMB 会議(2024 年 10 月)で、SMB は、

- TC 104 に、電気ネットワークが潜在的に直面する可能性のある極端な状況や災害を特定、定義、分類できるように、関連データの収集と分析による予備調査の実施を、
- ACTAD に、TC 104 が上記で特定した変更による経済的影響を考慮し、環境条件に関するガイド 111 の見直しを、
- SEG 13 からの報告に記載されたすべての関連委員会に、SEG 13 で特定された課題への対応計画、及び TC 104 が実施する予定の予備的作業について、ACTAD へのフィードバックの提供を、ACTAD に、電気ネットワークにおける極端な状況や災害の防止及び軽減技術に関する非設備面の新たな標準化作業の初期提案の策定を、

それぞれ依頼し、SEG 13 を解散した(SMB 決議 181/12)。

(14) SEG 14: Standardization Evaluation Group – Quantum technologies

韓国から、MSB の白書発行を受けて、Quantum technology に関する標準化の可能性を探るため、2022 年 2 月の第 173 回 SMB 会議にて設置された。Quantum technology 分野の標準化ニーズ、アプリケーション、既存の技術等を調査し、標準化ロードマップを策定する。2023 年 5 月の中間報告書にて SEG 14 の進捗状況と新 JTC 設立の勧告が SMB に提出された。

ISO/TMB と IEC/SMB との間で 11 月に開催された会合にて、新 JTC 設立の合意がなされた。この合意は、各国代表団体からの支持を得て正式に決議され、2023 年 12 月に JTC 3 Quantum Technologies が設立された。

JTC 3 の初回会議(2024 年 5 月)を以て、SEG 14 は解散した。

3.6.2 SyC(Systems Committees)の活動

(1) SyC Active Assisted Living(AAL)

2014 年 6 月の第 150 回 SMB 会議において、SEG 3 の勧告に基づき、SyC AALの設立が NC 投票により承認された。

AAL(Active Assisted Living: 自立生活支援)は、高齢者をメインユーザと位置付けつつも、全ての年代における生活の質を向上するために、新技術と生活環境とを統合し、製品やサービスの利便性向上を図るインターオペラビリティ(相互運用性)の確立を目指している。加えて、AAL システムの利用者は多岐に亘ることから、多くの要求事項が考慮される必要がある。また、情報保護や医療機器関連法等の法的な要求事項は、世界の地域や国毎に異なることにも留意しつつ活動している。

(2) SyC Smart Energy

SyC Smart Energy は、SG 3 及び SEG 2(Smart Grid)を経て、2014 年 6 月の SMB 会議で設置された。

SyC Smart Energy では、電力の流れを供給・需要の両側から制御し、最適化できる送電網(スマートグリッド)及びスマートグリッドと熱/ガスとの相互作用を含むスマートエナジー分野におけるシステムレベルの標準化・関連団体の連携調整を進め、そのアウトプットとして、IEC 内外の規格策定団体に対して包括的なシステムレベルの指針を示すためのガイドライン(SRD)を発行している。

(3) SyC Electrotechnical Aspects of Smart Cities

ドイツ、中国、日本の共同提案に基づきスマートシティに関するシステム評価グループとして SEG 1 (Smart Cities) が設置され(2013 年 6 月 SMB 決議)、最終報告書が 2015 年 8 月に SMB に提出された。SEG 1 の提案に基づき、SyC Electrotechnical Aspects of Smart Cities が設置された(2015 年 10 月 SMB 決議)。SyC Smart Cities では、都市システムの統合、相互運用性、有効性を高めるために、電気技術分野の標準の開発を促進する活動が行われている。

(4) SyC LVDC and LVDC for Electricity Access

2009 年から活動を開始した SG 4 (LVDC distribution systems up to 1500V DC)、また 2014 年からは SEG 4 (Low Voltage Direct Current Applications, Distribution and Safety for use in Developed and Developing Economies) にて LVDC 分野の標準化の必要性が議論され、SyC Low Voltage Direct Current and Low Voltage Direct Current for Electricity Access が設置された(2017 年 2 月 SMB 決議)。

(5) SyC Smart Manufacturing (SM)

SyC SM は、他事業のバリューチェーンと連携し、サイバー空間、物理空間、人的空間での種々の処理を合理的に統合することで効率化し、様々な製品やサービスを提供するマニュファクチャリングの分野において SEG 7 での検討を経て、IEC、他の標準化団体(SDO)及びコンソーシアムにおける Smart Manufacturing 活動の調和と推進を目的として設置が承認された(2017 年 10 月 SMB 決議)。

主な活動内容は、スマーマニュファクチャリング(以下 SM と記載)を実現するために必要な指針の制定となる。具体的には、ユースケースの集約と管理を行うツールの検討・整理、SM に関する言葉の定義、他の国際標準化組織(ISO)やグループ(TC/SC)及び国内団体(企業／工業会等)との連携を深めるための組織横断活動となる。

(6) SyC Communication Technologies and Architectures (COMM)

SyC COMM は、主に IEC 外で開発が進む新興の通信技術の、IEC 内における活用推進を目的とし、SEG 8 としての検討を経て 2020 年 1 月に SyC として設立された。

IEC 外の標準化団体やコンソーシアムとの連携などを通じ、IEC にとって有用な通信技術を特定すると共に、IEC 内の幅広いアプリケーション領域(Smart Manufacturing, Smart Cities, Smart Energy 等)の関連 TC/SC/SyC と連携し、一定の統一性を持って通信技術を活用していくことを促すことを目指している。

(7) SyC Sustainable Electrified Transportation (SET)

SyC SET は、SEG 11 から勧告を受け、2022 年 6 月に設置が承認された。SyC SET は、電気輸送の持続可能性分野におけるシステムレベルの標準化を扱う。

(8) SyC Bio-digital convergence (BDC)

SyC BDC は、SEG 12 から勧告を受け、2023 年 10 月に設置が承認された (SMB 決議 178/11)。ISO/IEC JTC 1 を含む IEC におけるバイオ・デジタル・コンバージェンス分野のシステムレベルの標準化活動を行う。事務局は IEC SEC、議長はカナダが担当する。

SyC BDC は以下を実施する。

- 関連する IEC 事業体と協力して、ISO、他の SDO、及び業界コンソーシアへのアウトリーチを促進し、バイオ・デジタル・コンバージェンスに関する作業に影響を与え、バイオ・デジタル・コンバージェンスの標準化の推進と調整を促進する。
- IEC の活動に関連する可能性のある新しいバイオ・デジタル・コンバージェンスのトピックや問題点を特定・評価し、グローバルコミュニティのニーズを満たすための適切な行動方針を SMB に提言する。

3.7 Directives Maintenance Team (DMT)

Directives Maintenance Team (DMT) は、文字通り、ISO/IEC 専門業務用指針 (ISO/IEC Directives) のメンテナンスを行うチームである。ISO/IEC 専門業務用指針は基本的に ISO、IEC 共通のため、ISO と IEC の合同の Joint Directives Maintenance Team (JDMT) を組織して共通部分の改訂作業を担っている。IEC の DMT は JDMT として共通部分の改訂に参画するとともに、第1部の IEC 補足指針 (IEC Supplement) の改訂を担当している。

DMT のメンバーはコンビナの他、最大 14 名で構成されており、そのうち少なくとも 1/3 は SMB メンバー又は代行メンバー (Alternate) であること、となっている。加えて、JTC 1 からの代表者がメンバーとなっている。さらに Young Professionals (YP) からの代表者、IEC SEC スタッフが参加している。DMT メンバーは自動的に JDMT メンバーとなる。DMT の幹事は IEC SEC が務める。

DMT メンバーの任期は 3 年で、2 回の延長 (各 3 年) が認められている。DMT メンバーに空きが出た場合、NC からの公募となり、SMB が投票により決定する。DMT コンビナの任命は、SMB に候補者を募り、投票により決定する。コンビナの任期は 3 年で、延長により最大 9 年まで務められる。

専門業務用指針の改訂作業は、修正要求 (Change Request: CR) を元に行われている。JDMT では、ISO、IEC 各 DMT のコンビナ、幹事による年 3 回のトライアージュ会議で CR をスクリーニングし、編集上の修正、TMB/SMB の意向を問うべきもの、DMT/JDMT で議論できるもの、等に分類する。これらは年 3 回程度の JDMT 会議 (対面及びリモート会議) で検討される。IEC DMT もそれとリンクした形で年数回、会議を行っている。第1部については、例年、2 月の TMB/SMB に修正の勧告を提出し、承認された修正は、毎年 5 月に発行される新版に反映される。現在、CR の検討と並行して、ISO、IEC、JTC 1 の各補足指針をなくすよう、整合をとる活動が行われている。

修正要求 (CR) は、専用の書式を用い、NC、委員会、いずれからでも提案することができる。

3.8 SMB の関連組織 (ISO/TMB 等) との連携

3.8.1 ISO/IEC Joint Advisory Group on Inclusive terminology (JAG INCL)

JAG INCL に期待される成果には、以下のものが含まれる。

- ISO/IEC 専門業務用指針第 2 部 2021 年版の第 8.6 節に規定された規則の実施を支援する指針文書
- 非推奨用語と推奨置換用語の厳選されたリスト、及びそのリストの維持管理手順

3.8.2 Joint SMB/TMB ahG on Smart Cities(JahG SC)

スマートシティに関するより包括的な構造(JTC など)を提案するため、第 180 回 SMB 会議(2024 年 6 月)にて、SMB/TMB 合同作業班として設置された(SMB 決議 180/13)。この構造には、この分野における既存の IEC 及び ISO 活動からの移行計画も含まれている。

SMB、TMB 各 1 名ずつの共同コンビナ、他に SMB、TMB 各 4 名ずつのメンバーから構成されている。日本からは TMB メンバーが参加している。

3.8.3 ISO/IEC Joint Strategic Advisory Group on Gender Responsive Standards(JSAG-GRS)

マンドート:

- 規格がジェンダーに対応していることを確実にするためのツールを作成する
- 規格作成グループ(SAG)は、ISO ジェンダー行動計画、IEC 理事会の多様性イニシアティブ、国連欧州経済委員会(UNECE)のジェンダー対応規格イニシアティブを考慮すべきである。

成果:

- 規格の策定又は改定時に、ジェンダーに与える影響を評価する手順
- 規格策定時に使用するデータがジェンダーに対応していることを確実にする方法についての指針(すべてのユーザーに対して偏りのないもの)
- 委員会が標準規格がジェンダー対応であることを保証する方法についてのガイダンス

3.8.4 ISO/TMB との Joint Task Force

ISO TMB/IEC SMB の合同会議を受けて、共通関心事項のさらなる検討のため、いくつかの Joint Task Force が設置された(ている)。

(1) Joint Task Force on JTC 1

ISO、IEC の共通関心事項である JTC 1 について、JTC 1 の良い点を活かしつつ、ISO、IEC の TC 間とのよい連携を図るため、2019 年 6 月の合同会議で設置された。2021 年 2 月の第 170 回 SMB 会議に最終報告書が提出された(SMB/7231/R)。特に、新技術提案について ISO、IEC、JTC 1 で連携すること、TMB、SMB の議長が JTC 1 総会に参加すること、Directives Part 1 の Supplement を減らすこと、等が勧告され、解散した。

(2) Joint Task Force on New Normal

2021 年 3 月の合同会議で COVID-19 後の課題解決のために設置された Task Force。COVID-19 により、全ての会議がリモート会議(Virtual meeting: VRM)となったが、COVID-19 が収まった後(New Normal)の対面とリモートのハイブリッド会議(Hybrid meeting: HYM)の開催を想定し、ISO、IEC 共通の VRM/HYM 会議ガイダンス文書を作成することとなった。2021 年 9 月、10 月の TMB、SMB 会議にガイダンス文書案を提

出、承認され公開されている(AC/24/2021)。Task Force は、ガイダンス文書の継続的な改定を担っているが、特に問題が寄せられていないことから休眠状態となっている。

(3) Joint Task Force on JDMT review process

JDMT の作業の透明性と効率性を上げるため、2021 年 3 月の合同会議で設置が提案されたもの。2022 年 2 月の第 173 回 SMB 会議に最終報告書が提出された(SMB/7527/R)。Change Request のフォーム、年 3 回のトライアージュと JDMT 会合の開催、等を勧告し、承認され、解散した。

(4) Joint Task Force on Horizontal Deliverables

IEC では古くから Horizontal Standards が規定されており、IEC Guide 108 が基本的な事柄を決めている。一方、ISO でも 2020 年から Horizontal Deliverables の試行が始まっている。JTC 1 から、どちらの手続きに従うべきかとの問題提起があり、ISO と IEC の運用、手続きの違いを調整するため、2021 年 3 月の合同会議で Joint Task Force が設置された。2023 年 2 月の第 176 回 SMB 会議に、ISO、IEC それぞれのルールに従うことを基本とした最終報告書が提出され(SMB/7797/R)、全勧告が承認され、解散した。

(5) Joint Task Force on Strategic Partnership (JTF-SP)

ISO/TMB と IEC/SMB の戦略的連携を図るため、2021 年 8 月の合同会議にて設置されたもの。2022 年 6 月の第 174 回 SMB 会議に最終報告書が提出され、協力関係の基本理念が示された。また、合同会議では (IEC の Rule 上) 合同決議ができないため、共通案件については、なるべく同時期に、同一文書でそれぞれの評議会の承認を得るようにすることが勧告された。検討内容は以下のとおり。

- ISO/TMB 及び IEC/SMB の協力に関する原則の設定
- 協力分野の特定
 - ・ TMB/SMB の協力メカニズムの特定
 - ・ 両理事会における既存の戦略的イニシアティブ/作業計画のベースラインの作成
 - ・ 協力におけるギャップと重複の特定
 - ・ TMB/SMB の共同戦略プロジェクトのリストの作成と維持
- コミュニケーションと手順の改善
 - ・ TMB/SMB 合同グループの運営規則の設定(IEC 草案に準拠)
 - ・ TMB/SMB 合同の効率的な意思決定プロセスの定義(例: 協議の同期化、(合同)会議における TMB/SMB の合同承認/決議/決定)

(6) Joint Task Force on the Concept of risk and associated terms

Directives Part 1 の ISO の Supplement の Annex にあった、Management System Standards (MSS) についての規定を Directives の共通部分に移植する際、「リスク」の定義について ISO 側と IEC 側で見解に相違があり、話し合いを持ったが決着がつかず Annex を ISO Supplement に戻すという事案があった。これを契機に、「リスク」及び関連用語についての調整を図るため Joint Task Force の設置が TMB で決議され(TMB 決議 81/2021)、SMB に同意を求め、2021 年 11 月に承認された。2023 年 6 月に最終報告書が提出され、委員会がリスクの定義を適宜選択する柔軟性を認めることを勧告した。この勧告は承認され(SMB/7937A/RV、TMB 決議 49/2023)、本 TF は解散した。

(7) Joint Task Force on JTC

2022 年、英国からの Quantum technologies の Joint Technical Committee (JTC) 設置提案に基づき、議論した結果、JTC を設置するための条件を整理するため 2022 年 12 月の合同会議で設置に合意したものの、2023 年 10 月に最終報告書 (SMB/8016/R) が提出され、4 つの勧告 (新 JTC 設立の原則、基準、承認プロセス、設立と管理に関する監督規定) が全て承認された。また ISO/TMB 側でも 2023 年 11 月に本件に関する通信投票が行われ、全て承認され、本 TF は解散した。本報告書の内容は SMB ハンドブック及び TMB 作業手順書で公開されることになった。

(8) SMB/TMB Joint Task Force on Governance of Artificial Intelligence (JTF-AI)

第 181 回 SMB 会議 (2024 年 10 月) にて、ahG 96 Governance of Artificial Intelligence (AI) が解散され、TMB との Joint Task Force が設立された (SMB 決議 181/7)。

本タスクフォースの役割は、

- IEC 及び ISO 委員会のための AI 利用ガイドの内容を維持し、その実施状況を監視すること
- 技術活動における AI の利用に関して、IEC 及び ISO 委員会からフィードバックを収集すること
- AI の試験的活動の調整を行い、得られた教訓を共有すること

ガイダンス文書のメンテナンス等、ahG 96 の未処理の業務は、本タスクフォースに移管された。

3.8.5 ISO/TMB と IEC/SMB の合同会議

2019 年 6 月に初めての ISO TMB/IEC SMB の合同会議がジュネーブで開催された。その後、2021 年 3 月 (リモート)、2021 年 8 月 (リモート)、2022 年 6 月 (対面)、2022 年 12 月 (リモート)、2023 年 11 月 (リモート)、2024 年 6 月 (対面)、2024 年 11 月 (リモート) に合同会議が開催されている。ISO と IEC の共通関心事項について情報交換、議論を行っている。

3.8.6 JDMT (Joint Directives Maintenance Team)

ISO/IEC 合同指令メンテナンスチーム (JDMT) は、IEC 標準管理評議会 (SMB) 及び ISO 技術管理評議会 (TMB) の諮問グループである。JDMT の目的は、IEC、ISO、JTC 1 のプロセス間の調和の必要性を念頭に置きながら、技術作業のための ISO/IEC 専門業務用指針第 1 部及び ISO/IEC 専門業務用指針第 2 部の維持管理を行うことである。JDMT の任務、運営、及びメンバーは、IEC SMB 及び ISO TMB の両方によって承認された「JDMT の職務権限」によって規定されている。

3.8.7 ISO、ITU との連携: SPCG (Standardization Programme Coordination Group)

ISO TMB は 2017 年 3 月、ISO と IEC の標準化案件に関する重複や競合を避けるため、TMB/SMB Task Force on ‘Effective collaboration with IEC’ の設置を決議 (TMB 決議 23/2017) し、IEC SMB 側に参加を促した。これに対し、SMB 側としては ITU-T を含めることが効果的である旨提案、ITU-T を含めた形で IEC/ISO/ITU Task Force on effective collaboration が設置され、2018 年 6 月の第 162 回 SMB 会議に Task Force の最終報告書が提出された (SMB/6438/R)。この報告書の中で三者間の新規案件について検討、調整を試みる SPCG の設置が勧告され、設置が了承された (SMB 決議 162/22)。その後 CB での承認、ISO、ITU-T との合意を経て、2019 年 3 月に SPCG が発足した。3 機関の合同枠組みであることから WSC の下部組織として設置されている (1.13.3 参照)。SPCG のタスクは以下の通り。

新しい技術活動分野の調整

- IEC、ISO、ITU の電気通信標準化部門 (ITU-T) で検討されている新しい技術活動分野の全ての新提案をレビューする。
- 3 つの組織で提案された新しい標準化活動において、共通の関心分野 (及び将来の課題) を早期に特定する。
- それぞれの技術委員会 (SMB、TMB、TSAG) に対して、調整、協力、共同作業のための勧告とメカニズムを提供する。

既存の技術活動分野の調整

- IEC、ISO、ITU-T における既存の標準化活動をレビューし、調整が必要な分野及び／又は強化できる分野を特定する。
- 既存及び新規の技術構造における調整のための推奨事項を作成する。

SPCG では ISO、IEC でメンバー国が重複しないよう募集され、日本からは、猿橋氏 (METI) が TMB 側から参加している。

4. 市場戦略評議会

4.1 市場戦略評議会(MSB: Market Strategy Board)

MSB は、IEC の分野における主要な技術動向とマーケットニーズを特定する。MSB は、主要なマーケットからのインプットを最大化するための戦略を策定し、IEC の技術的・適合性評価活動の優先順位付けを行うことによって、革新的かつ動きの速い市場に対する IEC の対応を向上させる。

MSB は IB に活動状況等を報告する。

4.1.1 MSB 設立の経緯

「マスタープラン 2006」を実施するために、旧 CB メンバーを中心とする WG で検討が進められた結果、IEC の主要な市場からのインプットの最大化、革新的で動きの速い市場への貢献、IEC 規格・サービスに対する市場の評価基準を特定する力の強化について戦略的活動を行う MSB の設立が 2007 年 6 月に CB から提案された。また同時に、MSB メンバーを確定させ活動を開始させるため、IEC 三人目の副会長の選出も提案された。2007 年 9 月、各国投票で提案は承認され、IEC 三人目の副会長にドイツの Mr. Enno Liess が選出された(任期は 2007 年 10 月より 3 年間)。その後、2008 年 1 月に MSB の業務規程(ToR)が承認され、初代 MSB 議長に Mr. Jacques Regis (IEC 会長)が就任し、三人目の副会長の Mr. Enno Liess はコンビナとして MSB の活動に参加した¹³。また、産業界から委員 15 名が選出され、2008 年 11 月にサンパウロ総会に合わせて第 1 回 MSB 会議が開催された。

MSB 議長は、2017 年 1 月から 2019 年 12 月まで IEC 会長を務めた Mr. James Shannon(米国)の後、2020 年 1 月より 2021 年 12 月まで前 IEC 会長の Dr. Yinbiao Shu(中国)が務め、2022 年 1 月より 2024 年 12 月まで IEC 副会長の堤和彦氏(三菱電機(株))が務めた。2025 年 1 月より Dr. Ian Oppermann(オーストラリア)が務めている。幹事は Mr. Peter J. Lancotot (IEC SEC)が務めている。

4.1.2 業務事項

MSB の業務は以下のとおりである。

- IEC のアプリケーション分野における主要な技術動向及び市場ニーズを特定すること
- 市場ニーズを満たすため、標準化に関する市場の優先事項を確立すること
- 産業界、研究機関、コンソーシアム及びフォーラム等との関係を通じて、現在の SMB の責任の枠外で、部分的合意文書のニーズを特定し、その発行を承認すること、また必要に応じてそのような文書の開発のプラットフォームを改善すること
- 特定の活動分野を担当する特別作業グループ(SWG)を設立し、適宜解散させること
- 適合性評価を含むその他の分野における市場動向とニーズを特定すること

4.1.3 構成

MSB は以下で構成される。

- 議長(投票権無し)

¹³ 当時「MSB コンビナ」については ToR で明確に規定されておらず、三人目の副会長が MSB コンビナを務め、メンバー更新や MSB 会議招集等を主導した。

- 15名のメンバー(投票権有り)
- 全てのIEC役員(投票権無し)

各分野の活動は、投票権を持つ MSB メンバー、すなわち産業界(多国籍企業及び中小企業を含む)、公共事業体、研究機関又は学会の出身で関連分野のハイレベルな市場専門家又は技術専門家によって代表される。

メンバーは、国内委員会が指名し、評議会が任命する。関連する国内委員会と協議の上、評議会からの直接の指名に基づき、評議会が任命する場合もある。メンバーは、地理的条件を含む IEC 利害関係者のコミュニティ全体を代表し、活動場面の重要度に応じて適宜、他の専門家から支援を受けることができる。

メンバーの任期は3年であり、再任は1回までとする。メンバーは、自動的に再任される資格を有している。

議長は任期は3年であり、評議会が任命する。議長は、任期終了直後に、更に1期再任される資格を有している。現行の MSB のメンバーは表 14 に記すとおりである。

表 14 MSB メンバー

年	メンバー
2008 ～ 2011	Bocko (米国)、Breining (フランス)、Buttner (ドイツ)、Chand (米国)、Deutsch (米国)、Gemme (イタリア)、Jonsson (米国)、Kegel (ドイツ)、Saheb (カナダ)、Schjotz (デンマーク)、Shu (中国)、Terwiesch (ドイツ)、櫛木 (日本)、中村 (日本)、富田 (日本) 計 15 名
2012 ～ 2013	Banerjee (スイス)、Breining (フランス)、Chand (米国)、Deutsch (米国)、Fogal (米国)、Gemme (イタリア)、Helmrich (ドイツ)、Kim (2013:韓国)、Oswald (ドイツ)、Schjotz (デンマーク)、Shu (2012:中国)、Yu (中国)、櫛木 (日本)、中村 (日本)、塚本 (日本) 計 14 名
2014 ～ 2015	Adams (英国、Intertek)、Brosset (フランス、Schneider Electric)、Fogal (米国、Eaton→Tyco)、Helmrich (ドイツ、Siemens)、Leukert (ドイツ、SAP)、Lyu (中国、China Datang Group)、Oppermann (オーストラリア、CSIRO→Zettabyte Technology→NSW)、武部 (日本、東京電力)、武田 (日本、日立製作所)、塚本 (2014: 日本、三菱電機)、堤 (2015: 日本、三菱電機)、Wang (中国、Huawei)、Wang (中国、Haier)、Kim (韓国、Samsung Display) 計 13 名
2016	Brosset、Kim が退任。Banerjee (米国、Schneider Electric)、Colburn (米国、FDA) が参加。計 13 名
2017	Adams、Banerjee、Fogal、堤が退任。 <u>Kim</u> (韓国、KEPCO→Mokpo National University))、Parmeggiani (イタリア、FZSONIK) が参加。計 11 名
2018	Helmrich が退任。Girard (カナダ、Standards Council)、Mrosik (ドイツ、Siemens)、Regelski (米国、Eaton)、Talka (米国、Underwriters Laboratories) が参加。計 14 名
2019	Leukert、Parmeggiani、Talka が退任。Zeine (ドイツ、SAP) が参加。計 12 名
2020	Girard、Lyu、Oppermann、武部、武田、Wang、Wang、Zeine が退任。 <u>Bragagni</u> (英国、Tratos)、江村 (日本、NEC)、 <u>Fan</u> (中国、SGCC)、 <u>Ghen</u> (フランス、Schneider)、 <u>岡本</u> (日本、東京電力パワーグリッド)、 <u>Shu</u> (中国、Haier)、Van der Elst (カナダ、Policy Horizon)、Zhang (中国、Huawei) が参加。計 12 名
2021	Mrosik が退任。計 11 名

年	メンバー
2022	Colburn、江村が退任。Cramer (米国、Underwriters Laboratories)、 <u>Bölke</u> (ドイツ、Schneider Electric)、 <u>Lee</u> (韓国、Samsung Display)、 <u>Balakrishnan</u> (インド、Tata Consultancy Services)、 <u>Yeoh</u> (シンガポール、Agency for Science, Technology and Research)、 <u>川添</u> (日本、NTT) が参加。計 15 名
2023	Zhang、Van der Elst が退任。 <u>Porter</u> (英国、Beama)、 <u>Shinde</u> (インド、Datsons Electronics / Cargill Inc.) が参加。計 15 名
2024	Regelski が退任。 <u>Crum</u> (米国、Rockwell Automation) が参加。計 15 名
2025	Cramer が退任。 <u>Slone</u> (米国、Underwriters Laboratories) が参加。計 15 名 (上記、2025 年 1 月 1 日時点のメンバーを下線太字で記載)

4.1.4 活動の枠組み

(1) 会議

MSB は、少なくとも年 1 回会議を開催してきたが、2019 年 4 月のシドニー会議で年 2 回開催することが議決され、2020 年より 1 月 (MSB 委員によるホスト) と 6 月 (他評議会会議と同週にジュネーブ) に開催されることになった。通常、MSB メンバー及び IEC 役員のみが会議に参加するが、特定の議題に関して、MSB 議長は適宜ゲストを参加させることができる。事前に指名されたシェルパは、MSB 会議期間中の各イベントへの出席が認められる。ただし、シェルパの発言は MSB 委員による MSB 議長への要請と MSB 議長の承認によって許される。

MSB メンバーは、適宜 SMB 会議及び CAB 会議への出席が求められる。また、評議会又は他のイベントでプレゼンテーションや報告を行うことが求められる。

(2) 特別作業グループ (SWG: Special Working Group)

MSB は、ある決まった課題を徹底的に調査し、また特別な文書を開発するために、MSB メンバーのリーダーシップの下で SWG を設立することができる。いかなる SWG も、目標期日と、明確に定義付けされたタスクを持ち、MSB から更なる業務が委託されない限り、最初に与えられたタスクが完了次第、解散するものとする。

(3) MSB からのアウトプット

MSB は、MSB 又は SWG が作成した文書の発行を承認することができる。MSB は、国際規格や現在 SMB が責任を負っている他の文書を発行してはならない。MSB 文書の作成、承認、発行の手続きは MSB の責任となる。

MSB の業務成果は、SMB の責任の下で行われる通常の規格開発プロセスにおける付加的業務の基礎として資することができる。

MSB はふさわしいトピックスに関する会議を開催することができる (又は開催するために SWG を設立することができる)。

MSB が発行する文書は以下の通り。

表 15 MSB 発行文書

	IEC白書	Societal & Technology Trends Report	Technology & Market Outlook	Market Evaluation Form
概要	5～10年先のIECにおける規格開発、CAシステムへの勧告を含む	バックキャスト手法で10～15年後の社会・技術動向を予測。IEC内外への勧告は含まない。	MSB委員個人の技術、市場動向に関する知見をまとめた報告書	SMBやCABとの至急の意見交換が必要なテーマに対するテンプレート
テーマ選定	MSB委員の過半数の賛成	MSB内に設置したコアチーム（MSB委員によって形成）で年2件のテーマを選定（委員投票の上位2件を選定）	MSB委員の過半数の賛成	特定の選定条件は無し
プロジェクトのリード	テーマ選定をしたMSB委員	無し		
プロジェクトメンバー	MSB委員からの推薦。IEC外から招聘したプロジェクトパートナーがコーディネート		プロジェクトチームは結成されない	
プロジェクト期間	約1.5年	約1年	無し	
発行承認要件	MSB委員の2/3以上の賛成	MSB委員の2/3以上の賛成	MSB委員の2/3以上の賛成	
公表先	IEC外を含む	IECコミュニティ内のみ	IECコミュニティ内のみ	

4.1.5 活動状況

(1) 活動経緯

MSB では、外部機関のエキスパート、識者も参加して主要な技術動向及び市場ニーズから戦略的な提言を取り纏める「市場及び技術に関するロードマップ活動」が進められている。

2022 年 1 月には東京での開催が予定されていた MSB 会議は、再びフルリモートでの開催となった。1 月 25 日に Strategic Seminar を開催し、IEC 外部から松本 ISO 副会長による IEC と ISO の将来動向予測活動における連携の重要性について、東京電力ホールディングス・関常務より「2050 年に向けた日本のカーボンニュートラルに向けた取り組み」についての基調講演を受けた。IEC 内からは、Kim 氏がまとめた IEC 白書「Quantum Information Technologies」の概略についての講演を受けた。1 月 26 日に開催された Plenary 会合では、堤 MSB 議長より、新しい 2022 年から 2023 年の移行期間に関する会議スケジュールと、MSB からの成果物に関する定義と手続き案が提示され、MSB 委員から了承された。また、Societal and Technology Trends Working Group (STTWG) の活動報告、Disruptive Technologies に関するラウンドテーブル討議などが行われた。

2022 年 6 月には 2020 年 1 月ニュルンベルク会議以来の対面での MSB 会議がジュネーブで開催された。2023 年総会で発行される IEC 白書プロジェクトのテーマ選定に関する討議が行われ、同会議後の MSB 委員投票によって、堤 MSB 議長が提案した「Power semiconductors for an energy-wise society」が採択された。同年11月にはサンフランシスコでの IEC 総会期間中に MSB 会議が開催された。これは IEC 総会期間中に開催された初の MSB 会議となった。同会議では、2024 年 10 月の IEC 総会で公表する「Roadmap

2050」プロジェクトの実施が決定され、Yeoh 委員と堤 MSB 議長がプロジェクトの共同コンビナに就任した。また、同年の IEC 総会期間中には規格開発の DX に関する MSB Conference を開催した。

2023 年 4 月には、Bragagni 委員の招待によりロンドンで MSB 会議が開催された。会議に付随して開催された Strategic Seminar ではカーボンニュートラルに対する英国産業界の取り組みの紹介、Gheno 委員による地球温暖化へ向けて IEC が取るべきアクションに関する講演が行われ、MSB 委員間で活発な意見交換が行われた。また、現在の IEC においてシステム委員会が原則として IS 開発をしないことに対して、MSB 委員からシステムサイドの国際規格開発の重要性に関する意見が出され、Mahendru SMB 議長に対して SMB でより深い議論を行うことが勧告された。また、同会議において、Bragagni 委員と岡本委員より電力ネットワーク運用の DX 化に関する IEC 白書プロジェクト提案がなされた。堤 MSB 議長及び Yeoh 委員の提案により、両者の提案を一つにまとめる形で「Digital Cloud supporting the future energy system」が、同会議後の MSB 委員投票により承認された。

2023 年 10 月のカイロ総会のフルリモート化に合わせて、同期間中の MSB 会議もフルリモートでの開催となった。同会議直前に IEC 白書「Power semiconductors for an energy-wise society」が発行された。また、IEC 総会期間中には本白書に関する MSB Seminar がオンライン開催され、180 名を超える聴講者があった。同白書からの勧告内容は、2024 年 2 月の SMB 会議で討議され、TC 47 に JAHG 9 の設置が決議された。JAHG 9 は 2024 年 6 月から活動しており、パワー半導体分野における規格開発の方向性に関する議論を行っている。

2024 年 4 月の MSB 会議は、堤 MSB 議長の招待により、京都で開催された。会議に付随して開催されたテクニカルビジットでは、独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)を訪問し、同機構の活動に関する意見交換及び大型蓄電池システム評価設備を見学した。また同日に開催された Strategic Seminar は認証・適合性評価をテーマとして、山澤一彰氏(NITE)、Steven Margis 氏(CAB 議長)、梶屋俊幸氏(IECEE 副議長、IGSAP)を招待し、講演と MSB 委員との討議を実施した。Plenary 会議では「Roadmap 2050」に取り込むべきテーマに関するラウンドテーブル討議、2025 年に発行する白書プロジェクトの提案が行われた。同会議後の MSB 委員投票により、Kim 委員提案の「MVCD grid for an All-Electric Society」が採択された。

2024 年 10 月には、エジンバラでの IEC 総会の期間中に Plenary 会議が開催された。同会議では「Roadmap 2050」の進捗状況、ラウンドテーブル討議が行われた。ラウンドテーブル討議では新エネルギー利用、サーキュラーエコノミー、生成 AI を中心にしたデータセンターでのエネルギー消費の急速な拡大などについて、討議が行われた。また IEC 総会期間中に、堤 MSB 議長の提唱によって SMB/CAB/MSB 合同戦略セッションが開催された。同セッションでは SEG 16 コンビナの Pascal Terrien 氏がモデレータを務めサステナビリティに関連する技術をテーマにしたフリー討議が行われた。

(2) 白書プロジェクト

これまでの白書プロジェクトは、以下の通り。

表 16 完了した IEC 白書プロジェクト活動(2025 年 1 月時点)

白書プロジェクト		アウトプット		新設組織 [関連組織]
名称	設立年月	白書*1 タイトル	発行年月	
EEE: Electrical Energy Efficiency	2008 年7 月	Coping with the Energy Challenge	2010 年10 月	
EES: Electrical Energy Storage	2010 年7 月	Electrical Energy Storage	2012 年2 月	TC 120
Large-scale Renewables & Energy Storage into the Grid	2011 年6 月	Grid integration of large-capacity Renewable Energy sources and use of large-capacity Electrical Energy Storage	2012 年10 月	SC 8A
Nanotechnologies for Solar Energy and Electricity Storage	2011 年10 月	Nanotechnology in the sectors of solar energy and energy storage*2	2013 年10 月	
MDR: Microgrids for Disaster Preparedness and Recovery	2011 年10 月	Microgrids for disaster preparedness and recovery – With electricity continuity plans and systems	2014 年3 月	SEG 1 / WG 1
Smart Cities	2013 年5 月	Orchestrating infrastructure for sustainable Smart Cities	2014 年11 月	[SEG 1]
WSN: Wireless Sensor Networks	2013 年5 月	Internet of Things: Wireless Sensor Networks	2014 年11 月	
Factory of the Future	2014 年6 月	Factory of the future	2015 年10 月	[SG 8]→SEG 7
Strategic Asset Management of Power Networks	2014 年6 月	Strategic asset management of power networks	2015 年10 月	ahG 65 →TC 123
Secure IoT & Smart Product Platform	2015 年6 月	IoT 2020: Smart and secure IoT platform	2016 年10 月	
Global Energy Interconnection	2015 年10 月	Global energy interconnection	2016 年10 月	[ACTAD]
Vertical Edge Intelligence	2016 年7 月	Edge intelligence	2017 年10 月	
Advanced Electric Network Operation in the Developed Electricity Market	2017 年6 月	Stable grid operations in a future of distributed electric power	2018 年10 月	SC 8C
Application of Artificial Intelligence across Vertical Industries	2017 年6 月	Artificial intelligence across industries	2018 年10 月	
Semantic interoperability: challenges in the digital transformation	2018 年6 月	Semantic interoperability: challenges in the digital transformation	2019 年10 月	[SG 12、SMB ahG 86]
Safety in the Future	2019 年6 月	Safety in the Future	2020 年11 月	ACOS/TF
Quantum Information Technology	2020 年6 月	Quantum Information Technology	2021 年10 月	SEG 14 →JTC 3
Zero-carbon power system based primarily on renewable energy	2021 年6 月	Zero-carbon power system based primarily on renewable energy	2022 年11 月	
Power semiconductors for an energy-wise society	2022 年7 月	Power semiconductors for an energy-wise society	2023 年10 月	TC 47/ JAHG 9
Digital Cloud supporting the future energy system	2023 年6 月	Virtualizing power systems: how digital twins will revolutionize the energy sector	2024 年10 月	

*1 白書は IEC ホームページで入手可能(URL <https://www.iec.ch/basecamp>)。

*2 ナノテクノロジーのアウトプットは白書ではなく、テクノロジーレポート、以下の IEC ホームページで閲覧が可能。

(URL <https://webstore.iec.ch/publication/61191>)

最近の白書プロジェクトの概要は以下の通り。

1) エネルギーワイズ社会に向けたパワー半導体 (Power semiconductors for an energy-wise society) プロジェクト

2022 年 6 月の会議で堤 MSB 議長から提案され、会議後の委員投票により 2022 年新規の白書プロジェクトとして開始された。三菱電機のドイツ及び福岡の拠点での対面会議と、二度のオンライン会議を開催して、2023 年 10 月のカイロ総会 (開催形態はフルリモート) で発行された。

2) 将来のエネルギーシステムを支えるデジタルクラウド (Digital Cloud supporting the future energy system) プロジェクト

2023 年 4 月の会議で Bragagni 委員と岡本委員からの提案を統合する形で、2023 年新規の白書プロジェクトとして開始された。英国規格協会 (BSI) ロンドンオフィスでの二度の対面会議、東京での対面会議、また二度のオンライン会議を開催し、2024 年 10 月のエジンバラ総会で発行され、同総会期間中に本白書を紹介する MSB 白書セミナーが開催された。

3) オール電化社会のための中電圧直流送電網 (MVDC Grid for an All-Electric Society) プロジェクト

2024 年 4 月の会議で Kim 委員から提案され、会議後の委員投票により 2024 年新規の白書プロジェクトとして開始された。本白書に関しては、関連した SEG 17 (MVDC Grid) が SMB に新設され、MSB と SMB の連携を強化しようとする試みが行われている。2025 年 9 月のニューデリー総会で発行予定。

(3) Societal & technology trends working group (STTWG) の活動

2012 年以降、MSB 会議では Disruptive Technologies と題したラウンドテーブルディスカッションを実施してきた。2020 年 1 月のニュルンベルク会議において、堤 MSB コンビナ (三菱電機 (株)) の提案により本 Working Group の設置が決定され、江村委員 (日本電気 (株)) が初代コンビナに就任した。本 WG のミッションは、今後 7~10 年で IEC に影響を与える可能性のある新しいテクノロジー、市場、社会動向に関する情報を収集、分析し、SMB、CAB 等の関連部門がアクションプランを検討する際に、参照するためのレポートを定期的にリリースすること、及び IEC の将来の活動領域に対する提言を行うことである。2022 年 8 月の江村氏の MSB 委員退任後は、Fan 委員が主査を引き継いでいる。

表 17 STTWG の活動 (2025 年 1 月時点)

STTWG 活動	
名称	活動期間
Digital Healthcare	2020~2021 年
Lean Mobility	2020~2021 年
VirtualSensors	2021~2022 年
DCPower-nextgeneration	2021~2022 年
SMART Standards - A Market and Industry perspective	2022~2023 年
Smart Sensing for future power grids	2022~2023 年

STTWG 活動	
名称	活動期間
Emerging Photovoltaic Materials & Technologies	2023 年～2024 年
Metaverse - An Industry Perspective	2023 年～2024 年
Green Electrical Equipment	2024 年～
Application of Artificial Intelligence and Big Data in Power Systems	2024 年～

5. 適合性評価評議会

5.1 適合性評価評議会(CAB: Conformity Assessment Board)

CAB は、IEC における適合性評価活動(製品・サービスの認証スキーム設置・運用・管理等)全般を、総会から IB を通して委任されており、IEC における適合性評価活動の運用の促進及び助成に必要な処置を行う。その決議は IB に報告する。CAB の決議は、投票数の 3 分の 2(2/3)以上の賛成が必要で、棄権は投票と認められない。

CAB 会議には総会で選出された 15 カ国の代表メンバーとメンバーの NC が指名した代行メンバー(Alternate)、そして後述の 4 つの適合性評価システムの代表(議長と執行幹事)が出席する。CAB 会議は、通常、年 2 回開催される他、CAB 議長又は CAB メンバーの 3 分の 1(1/3)以上の要請により、別途開催することができる。

IEC では CAB の傘下に現在、IECEE(電気機器・部品適合性試験認証制度)、IECQ(品質認証制度)、IECEX(防爆機器規格適合性認証制度)及び IECRE(再生可能エネルギー機器規格試験認証制度)の 4 つの適合性評価システム(CA システム)を運用している。なお、各 CA システムでは、SMB 等で開発された規格群を参照して OD(オペレーショナルドキュメント)と呼ばれる認証手順を開発している。

5.1.1 構 成

CAB は、総会が選出した CAB 議長と 15 カ国の CAB メンバー(及びその代行メンバー)、CAB 傘下の 4 つの適合性評価システムの議長及び執行幹事、財務監事及び事務総長で構成される。投票権は CAB メンバーのみが持つ。また、CAB 議長は、その任期期間中は、副会長を兼務する。CAB 議長については、1.9.2 を参照。

2015 年以降、15 名のメンバーの内、IEC 分担金の負担率の大きい 6 カ国のメンバーが自動選出メンバーとなり、残りは選挙メンバーとなった。CAB のメンバー国及び任期は表 18 に記すとおりである。CAB メンバーの任期は 3 年間であり、最大 2 期 6 年まで務めることができる。

5.1.2 業務事項

CAB は、IB を通じて総会から次の業務を委任されている。ただし、CA システムの具体的な運用の管理責任は各 CA システムにある。

- 最も効率的な方法で国際貿易の現在及び将来の必要性に対応できるような IEC の適合性評価方針の設定
- 適合性評価に関する事項における国際機関、特に ISO との協調の促進と維持
- IEC の各適合性評価システム又はスキームの設置、変更及び廃止
- 適合性評価活動の運営及び必要な対策の開始の監督
- 適合性評価新規市場ニーズの監視と特定、及び必要な措置の採用
- IEC の適合性評価活動のリスクマネジメントと、それに関する評議会への定期的な報告
- IEC の適合性評価活動全般及び個々のシステム又はスキームとの継続的な市場妥当性の調査

上記を達成するため、CAB は以下の事項を行う:

- IEC 規約及び施行規則の CAB に関連する部分の改正を総会へ勧告
- 各 IEC システム及び独立スキームの基本規則を、整合化基本規則を念頭に改正及び承認

- 各 IEC システム及び独立スキームの施行規則が IEC 適合性評価基本政策及び IEC 規約及び施行規則と一貫性を保つよう維持
- 各 IEC システムの指名に基づいたシステム役員の任命
- 各 IEC システム及び独立スキームの年間決算の精査と年間予算の承認
- 各 IEC システムでは解決できない訴えの処理
- 特定の活動のための ahG 又は委員会の設置
- 会長、総会又は IB から指示された適合性評価に係る一般的な質問及び特別な要請事項の検討

表 18 CAB メンバー国

年	メンバー国		
1997	オーストラリア フランス	中国 イタリア 南アフリカ 英国	カナダ ドイツ 日本 スウェーデン
1998	オランダ 米国		
1999	オーストラリア フランス オランダ 米国		
2000			
2001			
2002			
2003			
2004	中国 イタリア 南アフリカ 英国	カナダ ドイツ 日本 スウェーデン	
2005	オーストラリア フランス ロシア 米国		
2006			
2007			
2008			
2009			
2010	中国 韓国 ブラジル 英国	ドイツ 日本 オランダ スウェーデン	
2011	オーストラリア フランス ロシア 米国	中国 韓国 ブラジル 英国	カナダ ドイツ 日本 オランダ
2012			
2013			
2014	オーストラリア <u>フランス</u> ブラジル <u>米国</u>	<u>中国</u> 韓国 スウェーデン <u>英国</u>	カナダ <u>ドイツ</u> <u>日本</u> マレーシア オランダ ノルウェー ロシア
2015*			
2016			
2017	<u>フランス</u> <u>米国</u> オーストラリア メキシコ	<u>中国</u> <u>英国</u> 韓国 スウェーデン	カナダ <u>ドイツ</u> <u>日本</u> マレーシア オランダ ノルウェー ロシア
2018			
2019			
2020	<u>フランス</u> <u>米国</u> ブラジル、メキシコ	<u>中国</u> <u>英国</u> 韓国 スウェーデン	<u>ドイツ</u> <u>日本</u> オーストラリア カナダ オラ ンダ、ノルウェイ ロシア
2021			
2022			
2023	<u>フランス</u> <u>米国</u> ブラジル、メキシコ	<u>中国</u> <u>英国</u> 韓国、フィンランド	<u>ドイツ</u> <u>日本</u> オーストラリア カナダ オラ ンダ ベルギー サウジアラ ビア (ドイツ、日本以外 2026 年選挙)
2024			
2025			
2026	<u>フランス</u> <u>米国</u> (フランス、米国以外 2025 年選挙)	<u>中国</u> <u>英国</u> 韓国、フィンランド	

*2015 年以降、下線太字の国は自動選出メンバーであることを示す。

5.1.3 CAB の基本政策

CAB の基本政策は CAB の役割等に関する事項と共に CAB Policy for IEC Conformity Assessment の IEC 適合性評価における一般原則として以下の様な内容がうたわれている。

- WTO の TBT 協定に従って適合性評価活動を行うこと
- PA (Peer Assessment: 相互査察)を実施すること
- CAB は適合性評価手法に関しては中立の立場を採ること
- CAB は市場ニーズが明らかな分野での戦略に注力すること
- CAB は各システムに偽造・海賊品での認証に対抗するべくアクションを開始させること
- CA システムとスタンドアロンスキームは基本的に IEC 及び ISO 規格を利用すること

また、IEC 会員でなくても IEC 適合性評価の各システムに参加することができること(各システムの基本規則の規定の下)や、新しい認証スキーム設置及び既存スキームのスコープ拡大の際の基準が記載され、市場のニーズに合った信頼性のある適合性評価を IEC 内外の関係者と協力しながら推進していくことがうたわれている。

5.2 CAB に関する最新のトピックス

5.2.1 CAB 会議における動き

CAB 会議において次の様な提案、検討が実施された。

(1) 関連会議の年間スケジュールの変更

従来の CAB 会議は、6月と、IEC 総会時の2回定期開催され、また、保管する形で、WG 会議が、3月、6月、12月に必要に応じて開催されていた。2024年の総会にて、これが変更され、

CAB 会議:3月及びIEC総会時

WG 会議:必要に応じて、3月、6月、12月

に開催されることになった。

(2) 新規 LTS タスクフォースの設立

CAB では、LTS(Long TermSustainability)TF が設立され、財政の健全化などの議論を開始している。これは、IEC全体での活動であり、IB や BAC と連携しながら、CAB でできることの検討を実施していく。

(3) WG 19: デジタルトランスフォーメーションと、CAB AI タスクフォースの連携

デジタル化や、AI 活用は世界的な流れであり、CAB でも重視している。そのため、CAB デジタルトランスフォーメーション(WG 19)は、同じく CAB にある AI タスクフォースと連携して、モニタリングを継続している。なお、WG 19 コンビナは、日本代表委員の高橋氏が担当している。

5.2.2 CAB における作業グループの動き

CAB は認証制度に関わる具体的な課題については、表 19 に示すような WG、ahG、TF を設置し検討している。各 WG などの審議概要は、次のとおり。

表 19 CAB 関係 WG/ ahG / TF の構成

CAB WG 10: CAB 方針と戦略
CAB WG 11: CA システム課題

CAB WG 14: プロモーション及びマーケティング
CAB WG 18: 新しい CA サービスレーダ調査
CAB WG 19: デジタルトランスフォーメーション
CAB TF AI: 人工知能 ←新設
CAB ahG CA SOP10.1: CAB 戦略プランの実施フォロー
CAB ahG CAB Subgroups meeting block-weeks: CAB 年間会議日程検討
CAB TF New CA Service Funding: 新たな CA サービスへのファンディング
IEC-CAB/ILAC Steering Committee: IEC-CAB/ILAC 運営委員会
CAB TF: IECガイドレビュー
CAB TF LTS
CAB TF CASCO

(1) CAB WG 10: CAB 方針と戦略

CAB 戦略プランの実施計画、方針及び戦略、リスクマネジメントマトリックスの検討などを担当する WG である。CAB の文書は、3 年のレビューサイクルで更新され WG 10 が担当する。関連するものとして、CAB 戦略業務計画 (ahG CA SOP 10.1) が活動中。

(2) CAB WG 11: システム課題

IEC CA システムの構造及びオペレーションのための共通基礎規則 IEC CA01 についてのメンテナンスを実施している。

タスクの 1 つとして、非 IEC 及び、非 ISO 規格を使用するにあたっての選別と正当性のガイドラインの提案がある。CAB では、IEC や ISO 以外を用いた適合性評価の開発が可能になっている。

(3) CAB WG 14: プロモーション及びマーケティング

IEC CA システムへの参加国の増加や、仕組みの利用拡大を目指したプロモーション活動を担当してきた WG である。プロモーションマトリックスを常に更新している。

(4) CAB WG 18: 新しい CA サービスレーダ

将来に向けた新たな技術や事業領域において、早期に適合性評価サービスを開始できる様に、新規技術、事業領域の調査を含めたマップ、CA サービスリストを新しい適合性サービスレーダリストとして作成、管理している。WG 18 は、リストの更新を継続している。

(5) CAB WG 19: デジタルトランスフォーメーション

デジタルトランスフォーメーション WG 活動として、関係する組織の洗い出しと、それら組織における活動のモニタリングを行っている。AI が広がっていく中、AI タスクフォースとも連携している。

(6) CAB ahG CAB Subgroups meeting block-weeks: 会議開催日程検討

CAB 会議、関連する WG 会議等を円滑に、かつ、計画的に開催するために作成された年間会議スケジュールを検討する ahG である。

(7) IEC-CAB/ILAC Steering Committee: IEC-CAB/ILAC 運営委員会

CAB は、傘下 WG とは別に、関連機関との共同作業班やリエゾン活動を進めている。2009 年に IEC-ILAC-IAF という 3 つの機関で 1 つの覚書を結び、新しいモデルに基づく Unified Assessment (統一評価)を行っていくことで合意し、この合意内容を具体化するための機能が IEC-ILAC-IAF Steering Committee である。この運営委員会では、今後も継続して協議して、良好な関係を継続できるようにしていく。

(8) AI タスクフォース

JTC 1/SC 42 と協力して、製品に組み込んだ AI の CA をどう行うかと検討するチームであり、コンビナは、CAB 前議長の Shawn Paulsen 氏が担当している。AI タスクフォースでは、下記の 3 つのサブワーキンググループにて議論を進めた。

- CAB_TF_AI_WG 1-Standardization activities
規格についてマッピングを行った。作業完了で終了した。
- CAB_TF_AI_WG 2-External activities (regulatory and other activities)
各国やエリアでの規制についてまとめた。作業を完了し終了した。
- CAB_TF_AI_WG 3-CA related activities
適合性評価としてどうするかを検討を継続して行っている。

(9) 新たな CA サービスファンド TF

新しい CA サービスを行うには、資金が必要であり、IEC と連携して対応できるようにしている。

(10) TF IECガイドレビュー

SMB で作成するガイドにおいて、CA の立場から修正点などをまとめ、連絡していく。

(11) TF LTS

5.2.1(2)に記載している通り、財政健全化のために活動している。ほぼ CAB 委員とオルタネート全員が参加をしている。

(12) TF CASCO

適合性評価においては、ISO/CASCO との連携が重要である。特に、デジタルや AI などについて議論が高まる中、より、協力体制が必要である。そのため、TF 化された。

5.2.3 CA システム

CAB 傘下には、IECEE(電気機器・部品適合性試験認証制度)、IECQ(品質認証制度)、IECEX(防爆機器規格適合性認証制度)及び IECRE(再生可能エネルギー機器規格試験認証制度)の 4 つの CA システム(表 20)があり、それぞれ活動している。具体的な活動内容は、5.3～5.6 参照。

表 20 CA システムの概要

	IECEE	IECQ	IECEX	IECRE
対象	電気機器・部品	電子部品	防爆機器	太陽光・海洋エネルギー・風力発電システム
設立年	1985	1976	1996	2013
参加国	54	11	36	16
下部組織	CMC (認証管理委員会)	MC (認証管理委員会)	ExMC (管理委員会)	REMC (管理委員会)
国内委員会事務局	UL JAPAN	JQA	TIIS	JEMA
関連団体	JEITA、JEMA、JBMIA、JFMDA	JEITA、JPCA	NECA、JEMIMA、JLMA、JEMA	OEAJ、JWPA、JPEA、IEEJ
国内認証機関(NCB)	JET、JQA、TUV-RJP、UL Solutions (JP)、COSMOS	JQA	TIIS	－
NCB 傘下試験所	JET(国内外 4 試験所)、JQA(国内外 5 試験所)、TUV-RJP(国内外 54 試験所)、UL Solutions (JP)(国内 1 試験所)、COSMOS(国内 1 試験所)	－	TIIS	－

5.3 IEC 電気機器・部品適合性試験認証システム(IECEE: IEC System of Conformity Assessment Schemes for Electrotechnical Equipment and Components)

5.3.1 経 緯

1951 年、電気機器の安全性に関するヨーロッパ内の地域認証制度として、CEE(欧州電気機器統一安全規格委員会)が設立され、規格の作成とその規格に基づく認証を行ってきた。その後、IEC と CEE との間の協力関係に発展し、規格の作成は IEC、認証は CEE と分業化すると共に、ガットスタンダードコードの批准も相まって、1980 年に全世界に門戸を開放し、その名称を国際電気機器適合証明委員会と改めた。

1983 年の東京総会で、CEE の運営資金問題や IEC との協力関係緊密化の必要性の高まり等の理由により、CEE の IEC への統合が決議され、1985 年 9 月に IECEE が正式に発足し、同時に CEE は解散した。

5.3.2 目 的

IEC 規格に基づいて実施された試験結果を相互に受け入れることによって、各国の適合マークの付与や適合証明書を発行する手続きを簡略化し、貿易の促進を図ることを目的とした CA システムである。IECEE に承認された NCB(National Certification Body: 国内認証機関)によって発行された CB テストレポート及び CB 証明書は、原則他国の NCB に追加試験無しで受け入れられる。この制度は「CB スキーム」と呼ばれ、国内外に広く普及している。

5.3.3 組織及び運営

IECEE に加盟できるのは MB (Member Body) として 1 国 1 機関に限定されており、日本からは JISC (Japan Industrial Standards Committee) が参加している。その国で要求される認証制度の認証機関であり、所在国の MB の推薦を受け、IECEE の相互監査に認められた認証機関が NCB として登録できる。NCB は 1 国複数の設立が認められている。NCB の管理・責任の下で、相互査察によって力量を認められた試験所が CBTL (Certification Body Testing Laboratory: 認証機関試験所) として登録ができる。CBTL は所在国以外の試験所も登録が認められている。

IECEE の運営は、CMC (Certification Management Committee: 認証管理委員会) を主軸とし、それを支える関連委員会として、CTL (Committee of Testing Laboratory: 試験機関委員会)、Board of Appeals: 提訴委員会、PAC (Peer Assessment Committee: 相互評価委員会)、PSC (Policy & Strategy Committee: 方針・戦略委員会) 及び CMC 傘下の WG、及び IECEE 事務局から構成されており、その運営は CMC が行っている。

我が国の体制を含めた IECEE の運営体制を図6に示す。

(1) 認証管理委員会 (CMC: Certification Management Committee)

1) 構成

参加国の代表者 (3 名以内、ただし 1 人は NCB の関係者)、IECEE 議長、IECEE 副議長、IECEE 会計監事、IECEE 事務局長、PSC 共同議長、CTL 議長、CTL 事務局、CMC-WG のコンビナ、BoA 議長、NCB 代表者、関連する IEC 諮問委員会の各代表者及び IEC 事務総長

2) CAB へ提出し、議決を求める事項

- IECEE 基本規定の改正
- IECEE 役員任命
- IECEE 予算及び決算報告
- IECEE の政策
- IECEE スコープの拡大
- IEC 規格以外の基準文書の使用

3) CMC で決定される事項

- メンバーに関する諸問題
- メンバーによって支払われる年間費用
- CAB 承認に向けた IECEE の予算案及び決算案
- CB スキームの運営規則の承認
- CB スキームの運営規則の諸問題
- 機器のカテゴリ (分類)
- 機器のカテゴリの規格に関する事項
- IECEE メンバーの承認
- NCB 及び CB 試験所の承認及び拒否
- IECEE 提訴委員長と委員の任命
- CTL 委員長及び事務局長の任命

4) CMC の主な業務

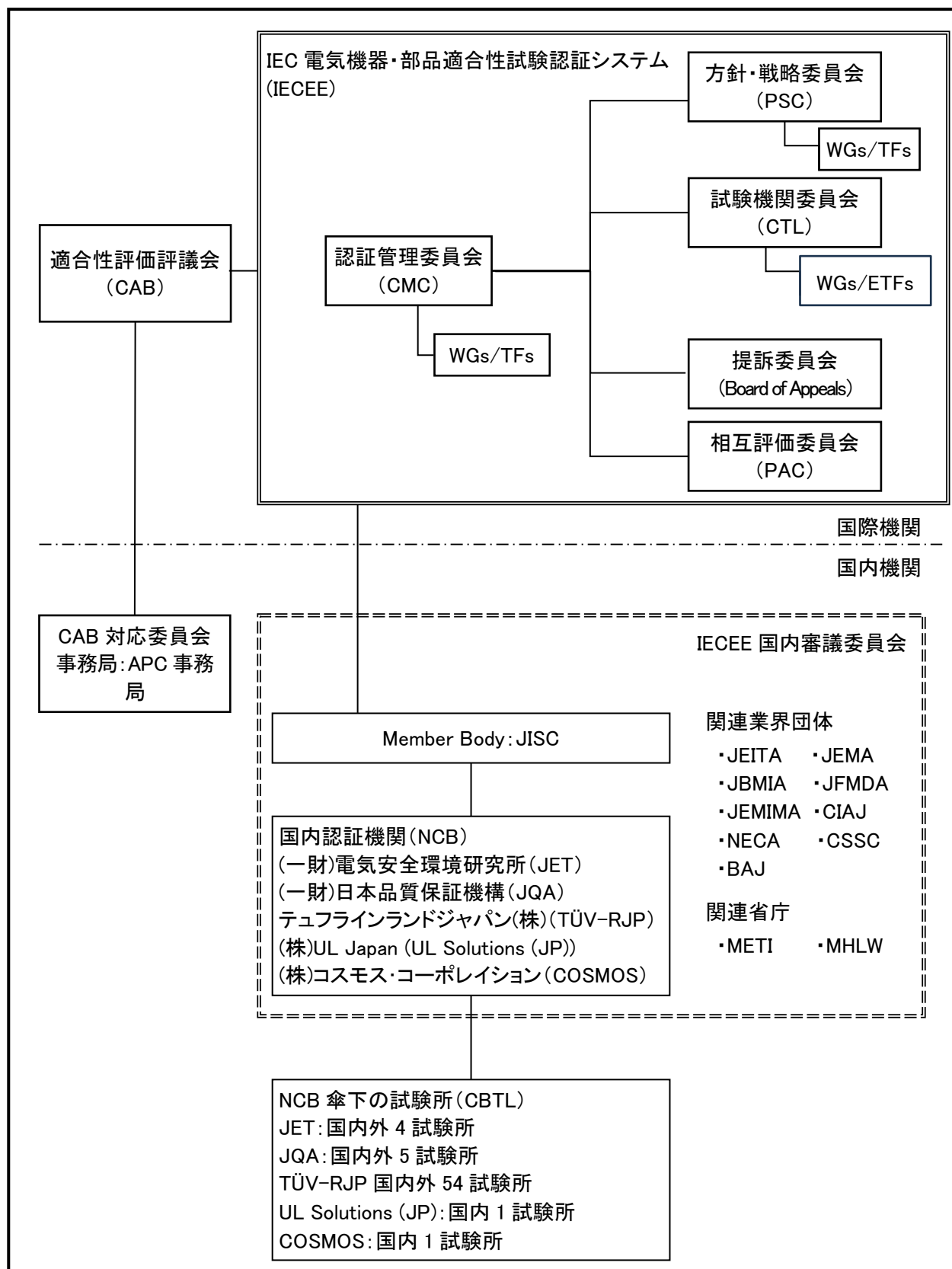


図 6 IECEE の運営体制(2025 年 1 月時点)

- IECEE 基本規則に従った IECEE の管理
- IECEE の活動促進
- 活動に関する年次報告の CAB への提出
- CAB により課せられたその他義務の実行

(2) 試験機関委員会 (CTL: Committee of Testing Laboratories)

CTL は CB スキームで使うことが決まった規格についての試験方法、試験設備に関する疑問点の処理や規格解釈・運用の均一化等を行う委員会であり、NCB の指名する CTL の専門家で構成されている。

(3) 提訴委員会 (Board of Appeals)

IECEE CB スキームに関わる二者間の紛争が生じた場合の解決案の提示を行うこと、またルール違反を行った機関に対して要求する処置の決定・提示を行う。

(4) 相互評価委員会 (PAC: Peer Assessment Committee)

NCB や CBTTL 間の相互評価に関わる事項 (評価のルール、評価要件、評価様式の作成、評価スケジュールの管理、監査員の指名等)を行う。

(5) 方針・戦略委員会 (PSC: Policy & Strategy Committee)

メンバーは、IECEE メンバー国の産業界の代表、及び適合性評価活動の代表者により構成され、IECEE のマーケットニーズに応えた最適の適合性評価活動を検討し、CMC に提言を行う。現在日本を含む 14 カ国が参加している。また、2014 年の CMC 会議において議長が適合性評価側代表議長と、産業界側代表の共同議長体制とすることが決議され、2015 年 1 月から 2020 年 12 月まで梶屋俊幸氏 ((一社)セーフティグローバル推進機構) が初代の産業界側代表共同議長を務められた。本委員会の傘下には以下の WG が設置されている。

- PSC TF: SMB 及び MSB への関与
- PSC-WG 1: 戦略

(6) IECEE-CMC 傘下の WG

IECEE-CMC をサポートする委員会として以下の WG や TF が組織され、目的に沿った活動を行っている。結果は CMC 会議の中で報告され、必要事項は CMC 決定事項として制定される。

- CMC-WG 3: 製造業者ラゴ・機器を利用した試験
- CMC-WG 9: テストレポートフォーム
- CMC-WG 10: IECEE 規則と施行文書の維持
- CMC-WG 18: 財政見直し
- CMC-WG 24: ルール違反
- CMC-WG 29: 認証に関する事項
- CMC-WG 30: コミュニケーション
- CMC-WG 31: サイバーセキュリティ
- CMC-WG 32: 機能安全

- CMC-WG 34：要員資格認証
- CMC WG 36：無線
- CMC TF: AI とデジタルトランスフォーメーション
- CMC TF: 標準規格のアーカイブ
- CMC TF: IECEE システムと水平規格の統合
- CMT TF: 市場アクセスと規制情報

5.3.4 加盟国

2024 年 1 月時点、次の 53 カ国が IECEE に加盟している。

アルゼンチン、オーストリア、オーストラリア、(バーレーン)、ベラルーシ、ベルギー、(ブラジル)、(ブルガリア)、カナダ、チリ、中国、クロアチア、チェコ、コートジボアール、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インド、インドネシア、イスラエル、(イラン)、イタリア、日本、ケニア、韓国、マレーシア、メキシコ、オランダ、(ニュージーランド)、(ナイジェリア)、ノルウェー、(パキスタン)、ポーランド、ポルトガル、ロシア、サウジアラビア、セルビア、シンガポール、スロベニア、(南アフリカ)、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、米国、(ベトナム)

上記 54 カ国中、()のある国は NCB を登録しておらず、IECEE CB スキームによる試験データの受入は行われていない。

また 2025 年 1 月現在、NCB は 93 機関、CBTL は計 566 機関が登録されている。

注：CBTL の機関数は、複数の NCB に付属している機関をそのまま合計している。

5.3.5 我が国の参加

1983 年に CEE 国内協議会(電気安全環境研究所、日本写真機光学機器検査協会、日本品質保証機構及び電気用品調査委員会からなる)が CEE に加盟し、続いて 1984 年に CB スキームにも加盟した(1997 年 4 月に日本写真機光学機器検査協会が退会)。

CEE が IEC へ統合して IECEE となり、JISC が IECEE への加盟機関となった。2025 年 1 月時点、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)、一般財団法人日本品質保証機構(JQA)、テュフ ラインランド ジャパン株式会社(TÜV-RJP)、株式会社 UL Japan (UL Solutions (JP))、及び株式会社コスモス・コーポレーション(COSMOS)の 5 認証機関が NCB として加盟しており、JET は国内外に 4 箇所、UL Japan は日本国内に 1 箇所、JQA は国内外に 5 箇所、TÜV-RJP は国内外に 54 箇所、COSMOS は国内に 1 箇所の CBTL を登録して活動している。

5.3.6 CB 証明書発行状況

CB スキームの製品カテゴリは、2002 年に BATT(電池)が追加され、更に CAB の指示により、2004 年に新カテゴリとして PV(太陽光発電機器)及び EMC、2005 年に TOYS(電動玩具)、2009 年に HSTS(危険含有物質試験サービス)、2011 年に E3(電気エネルギー効率)及び ELVH(電気自動車)が、また 2014 年に INDA(産業オートメーション)が追加された。2018 年の CMC 会議では、IEC 62368 シリーズ(オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術の安全要求事項)規格のカテゴリに合わせて ITAV を新設と設立後ほとんど実績が無かった HSTS を廃止する決議を行った。その後、2019 年に TOYS が廃止、2020 年に CYBR(サイバーセキュリティ)が新設され、2025 年 1 月時点は以下の 23 カテゴリとなっている。

- BATT: Batteries(電池)
- CABL: Cables and Cords(ケーブル及びコード)
- CAP: Capacitors as components(部品としてのコンデンサ)
- CONT: Switches for appliances and automatic controls for electrical household appliances(機器用スイッチ及び家電機器用自動制御装置)
- CYBR: Cyber Security(サイバーセキュリティ)
- E3: Energy Efficiency(電気エネルギー効率)
- ELVH: Electric Vehicles(電気自動車)
- EMC: Electromagnetic Compatibility(電磁両立性)
- HOUS: Household and similar equipment(家庭用及び類似用途の機器)
- INDA: Industrial Automation(産業オートメーション)
- INST: Installation accessories and connection devices(設備用付属品及び接続器具)
- ITAV: Information Technology Audio Video(情報技術と音響・映像機器)
- LITE: Lighting(照明器具)
- MEAS: Measuring instruments(計測機器)
- MED: Electrical equipment for medical use(医用電気機器)
- MISC: Miscellaneous(現カテゴリに属さない製品群)
- OFF: IT and office equipment(情報技術及び事務用機器)
- POW: Low voltage, high switching equipment(低電圧、大電力開閉装置)
- PROT: Installation protective equipment(設備保護機器)
- PV: Photovoltaics(太陽光発電機器)
- SAFE: Safety transformers and similar equipment(安全変圧器及び類似機器)
- TOOL: Portable tools(携帯用電動工具)
- TRON: Electronics, entertainment(電子機器、遊戯機器)

2023 年統計によると、CB 証明書は世界で 121,776 件が発行されている。日本の発行件数は 21,102 件で、全発行件数の約 17%を占める。

また、2023 年に発行された CB 証明書の内、ITAV カテゴリは 35%、HOUS カテゴリは 26%、BATT カテゴリは 10%、LITE カテゴリは 6%を占めている。

5.4 IEC 品質認証システム(IECQ: IEC Quality Assessment System)

5.4.1 経緯

CENELEC の中で、電子部品の統一の製品規格を作成し、適合製品を欧州各国で相互認証することを目的とした CECC(CENELEC Electronic Components Committee: CENELEC 電子部品委員会)が 1970 年に発足した。この制度を全世界的なものとする目的で、IEC の中に電子部品の相互認証の可能性を検討する PMC(Provisional Management Committee: 認証準備委員会)が 1971 年に発足した。その後、1976 年に IEC 内で電子部品の品質認証システム IECQ(Quality Assessment System for Electronic Components)を確立し、PMC を改称、CMC(Certification Management Committee: 認証管理委員会)が発足した。

以来、CMC において IECQ の運営に関する諸規則が検討されていたが、1981 年 1 月に IEC 電子部品品質認証制度基本規則及び施行規則が制定された。

一方、1977 年には暫定 ICC (Inspectorate Co-ordination Committee: 検査機関調整委員会)も発足し、1980 年から翌年にかけて関係国の体制について相互評価が実施された。その後 1981 年に暫定 ICC を改称し、正式に ICC が発足した。そして、CMC にその資格を承認された国は、1982 年から認証業務を開始してよいことになった。

IECQ と CECC とはスキームを統合する方向で、1997 年よりお互いを等価な認証システムとするために使用規格や認証手順等の統一を図ってきた。2002 年 4 月の CMC/ICC 会議で認証システムまでの統合が承認された。正式名称は変えずに、これまでの略称を IECQ-CECC へ、CMC を MC (Management Committee) へ、ICC を CABC (Conformity Assessment Bodies Committee) へ変更し、2003 年 4 月に第 1 回 MC/CABC 会議が開催され、世界で唯一の統一した電子部品品質認証システムの IECQ-CECC が発足した。更に 2005 年に、アンケート調査等によりブランド名や知名度の点で IECQ-CECC より IECQ の方が勝ることが明らかとなり、略称を統合前の IECQ に戻すこととなった。

また、IECQ は 2024 年から循環型経済サービス等を開始し、名称から for Electronic Components をとり、電子電気部品産業にとどまらず、あらゆる業界にサービスを提供できる事業とした。

5.4.2 目 的

IECQ は、品質認証された電子部品の国際貿易を促進することを目的とする。この目的は、ある参加国によって品質が確認された電子部品は、認証基準の要求事項に合格していれば他の参加国で更に試験を行うことなく平等に受け入れられるよう品質認証の手続きを明らかにし、これを実施することで達成される。すなわち、部品の品質が適用される認証基準と一致しているということを各国の認証機関が保証するものである。

しかしながら、部品の品質が、安全を含めて機器の認証基準に規定されるべき全ての要求事項に合致しているかどうかは、機器を設計製造する業者の責任であることが確認されている。

5.4.3 組織及び運営

(1) 組織

- 国際機関

この CA システムの機能を発揮するための全般的な責任は CAB の権限の下、認証管理委員会 (MC) に帰属する。更に MC は、認証機関調整委員会 (CABC) を設置している。

- 国内機関

この CA システムの参加国において、電子部品に関する品質認証業務を調整するために設立される国内機関は、会員団体 (MB) と呼ばれ、IEC の国内委員会又は IEC の国内委員会によって承認された組織であり、原則として以下の機能を持つ機関である。

a) 国内において、この CA システムの運営及び管理に関し、その国の代表責任を有する。

b) この CA システムに関係する国内規格及びその他の文書を作成、刊行する。この機能は、NSO (National Standards Organization: 国内標準化機関) で実施してもよい。

- 認証機関

この CA システムのために必要な品質認証に関する全ての手続きについての監督及びその国における合格証明の行使の監督について責務を持つ MB に認められた機関である。

(2) IECQ の運営体制

IECQ の運営体制を図 7 に示す。

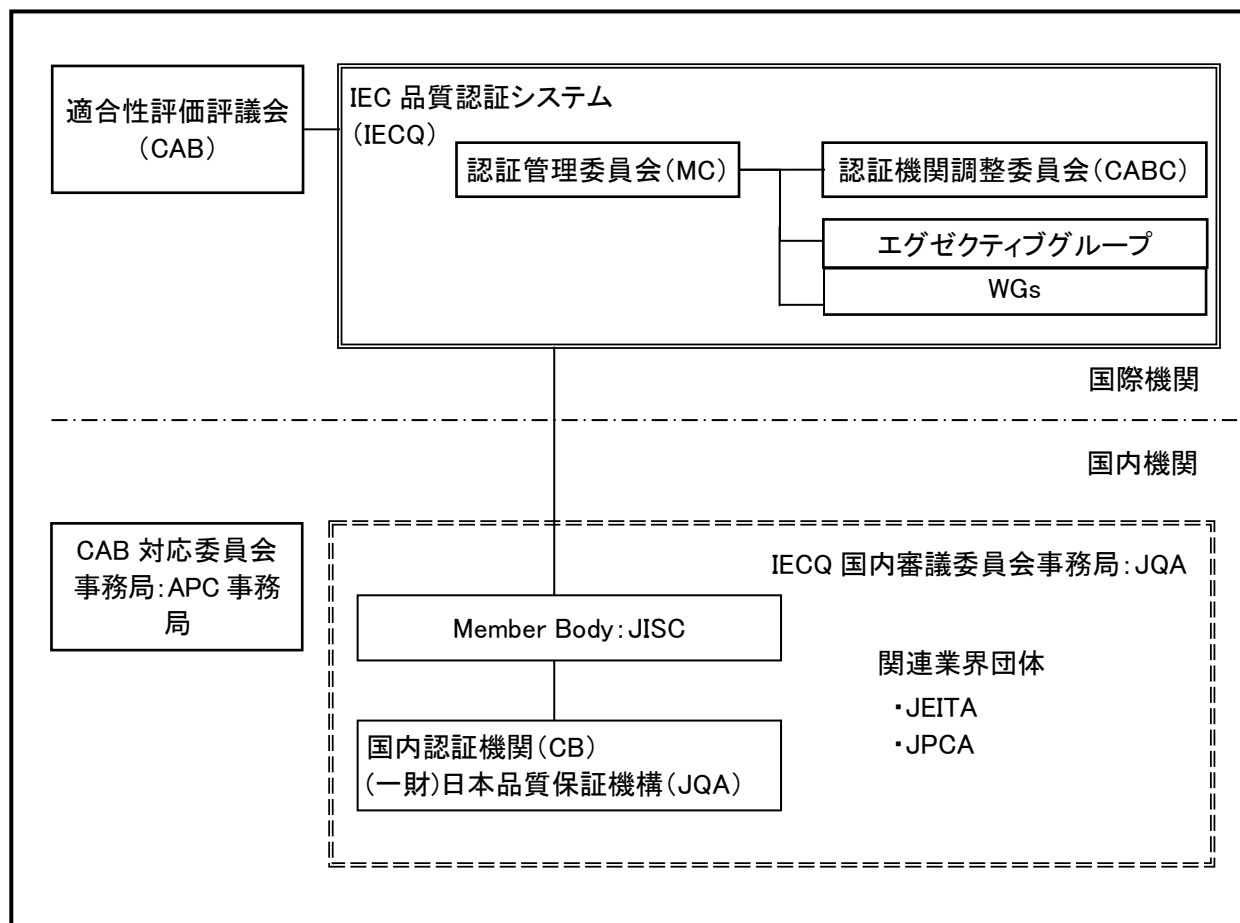


図 7 IECQ の運営体制(2025 年 1 月時点)

5.4.4 スキーム

現在、以下 7 つのスキームが運営されている。

(1) プロセス認証スキーム (IECQ-AP)

製造業者、専門契約業者、販売業者等の組織を対象とした、ある特定のプロセスに対する品質認証。ISO 9001 及び IECQ の付加的な要求事項に基づき審査し、認証する。ESD (静電気放電) に関するプロセス認証もこのスキームに含まれる。

(2) 部品、関連材料及びアセンブリ認証スキーム (IECQ-AC)

特定の部品等に対する品質認証。ISO 9001、IECQ の付加的な要求事項及びその部品が該当する個別試験規格の要求に基づいて審査し、認証する。LED 照明に使用される部品等についてもこのスキームに含まれる。

(3) 自動車用部品認証スキーム (IECQ-AQP)

特定の自動車用部品に対する品質認証。ISO 9001、IECQ の付加的な要求事項、ISO/TS 16949 及びその部品が該当する技術仕様書に基づいて審査し、認証する。

(4) 航空電子機器用部品認証スキーム(IECQ-AVIONICS)

製造業者、専門契約業者等の組織を対象とした、航空電子機器に使用される部品の選定、管理プロセスに対する品質認証。IEC/TS 62239-1 及び GEIA/ANSI4899 に基づいた IECQ-AVIONICS の要求事項について審査し、認証する。

(5) 偽造忌避プログラム(IECQ-CAP)

製造業者、専門契約業者等の組織を対象とした、機器に使用される部品の選定、管理プロセスにおける偽造忌避管理に対する品質認証。SAE AS 5553A、IEC/TS 62668-1、SAE AS 6081 に基づいた IECQ-CAP の要求事項について審査し、認証する。

(6) 有害物質プロセスマネジメント認証スキーム(IECQ-HSPM)

製造業者、専門契約業者等の組織を対象とした、機器への有害物質導入に関する管理、識別のプロセスに対する品質認証。IECQ QC080000 及び ISO 9001 に基づいた IECQ-HSPM の要求事項について審査し、認証する。

(HSPM: Hazardous Substances Process Management)

(7) 独立試験所認証スキーム(IECQ-ITL)

IECQ 認証における部品試験を実施する試験所を対象とした組織認証。ISO/IEC 17025 に基づいた IECQ-ITL の要求事項について審査し、認証する。

現在、日本は(1)、(2)及び(7)のスキームに参加している。

5.4.5 加盟国

2024 年 12 月時点、12 の国が IECQ に加盟しており 22 の認証機関が登録されている。

中国、フランス、ドイツ、日本、韓国、オランダ、英国、オーストリア、オーストラリア、ロシア、UAE 及びシンガポール

5.4.6 我が国の参加

我が国は、次の体制で対応している。

国内代表機関(MB): JISC

国内標準化機関(NSO): JISC

認証機関(CB): (一財)日本品質保証機構(JQA)

校正機関: 日本電気計器検定所、(一財)日本品質保証機構

5.4.7 認証件数

2024 年 1 月時点の有効認証件数は 5,128 件であり、内訳は、IECQ-AP 認証 114 組織、IECQ-AC 認証 151 件、IECQ-ITL 認証 112 件、HSPM 認証 4,744 件、アビオニクス認証 7 件である。認証件数の推移については、HSPM 認証が、中国 RoHS 規制、UAE RoHS 規制及びロシアを含むユーラシア RoHS 規制の対応に有効であるため増加している。

5.4.8 その他トピックス

IECQ は循環型経済サービス(有害な環境廃棄物を含む廃棄物を最小限に抑えるのを支援サービス)及び IECQ 承認プロセス スキーム(プロセス認証)を使用して、様々な業界/セクターのサプライチェーン管理をサポートすることを目的としたサービスを開始した。以下の環境重視のサービスには、IECQ 承認のプロセス スキーム(プロセス認証)を使用する。

- IEC 62430 に準拠した環境配慮設計(エコデザイン)
- IECQ QC 080000 に準拠した制限/有害物質プロセス管理 (HSPM)
- ISO 14067 に基づく二酸化炭素排出量の検証(カーボンフットプリント)

これらのサービスは、電子電気部品産業にとどまらず、あらゆる業界にサービスを提供できる事業である。

5.5 IEC 防爆機器規格適合性認証システム(IECEx: IEC System for Certification to Standards Relating to Equipment for use in Explosive Atmospheres)

5.5.1 経 緯

IEC では、「共通の防爆構造規格」、「共通の適合証」、「共通の適合マーク」を参加各国が国際的な規模で認め合う制度を導入することにより、また、防爆電気機器について適正なレベルの安全性(防爆性能)を維持しつつ、他方では各国による多重試験認証を排することによって国際間の流通促進を図ることを目的として、1992 年に IECEE 内に 12 カ国からなる WG を発足させてスキームのルール作りを開始した。

スキームの目的、組織、参加資格から財政までを定めた基本規則と、その運用に必要な事項を定めた施行規則が 1995 年までに作成され、1996 年 10 月の IEC 総会での承認により、IEC 防爆機器規格適合性認証システム(以下「IECEx」と略称する。)が新しい CA システムとして発足した。その後、スキームの本格的な運用に対応するため、基本規則と施行規則に替わって、IECEx 01(基本規則)と IECEx 02(施行規則)が 1999 年に制定された。これらは随時見直され、2018 年からは基本規則は CA システム委員会傘下の 4 つのシステム委員会共通の IEC CA 01(基本規則)となり、IECEx では基本規則の補遺として IECEx 01-S が制定された。IECEx 01-S は、2023 年 4 月に第 3 版に、IECEx 02 は 2022 年 12 月に第 8.1 版に改正された。

なお、IECEx は、発足当初、「IECEx スキーム」と称していたが、2009 年に「IECEx システム」に名称が変更された。また、同システムの日本語名称として「IEC 防爆機器規格適合試験制度」が長らく用いられてきたが、制度の発足当初は機器認証スキームのみであったものの、その後、サービス施設認証スキーム、要員認証スキーム等が加わって、適合性評価の範囲が拡大した。その結果、制度の名称と実態との乖離が次第に大きくなり、IECEx システム国内審議委員会において、日本語名称の変更について検討することとなった。最終的に 2015 年 9 月開催の委員会において上記の名称への変更を決定し、2016 年 1 月から新しい名称である「IEC 防爆機器規格適合性認証制度(本事業概要では認証システムと表記する)」を使用することとなった。

IECEx への参加国は 1999 年末時点で 19 カ国であったが、その後米国、韓国、中国等が参加し、2009 年にはブラジルが参加した。日本は 2005 年 9 月に 25 番目に参加した。2025 年 1 月時点、参加国数は 36 カ国である。

IECEx では現在 4 つのスキーム(適合マークライセンスだけはシステムと称している。)が運用されている。1999 年 10 月に IECEx 02 が発行され、防爆機器の試験・認証を行う機器認証スキームの運用が開始され

た。その後、2005 年 12 月に IECEx 03 が発行され、防爆機器の修理及び保守を行うサービス施設を認証するスキームの運用が開始された。IECEX 03 は、2013 年に 4 つのカテゴリ(機器の選定・設置のデザイン、設置・初期検査、検査・メンテナンス、修理・分解点検・再生利用)に文書体系が再構築された。

更に、2007 年 11 月には IECEx 04 が発行され、IECEX で認証された防爆機器に共通のマークが表示できるようになった。その後、2009 年 10 月に IECEx 05 が発行され、要員認証スキームの運用が開始された。

その他、現時点では認証スキームとして位置付けられてはいないが、IECEX の運用文書(OD)により、2015 年から機器の設置、保全、修理等のサービスに関わる人材の訓練を行う機関(Recognized Training Provider; 認知された訓練機関)の登録が行われている。

5.5.2 目 的

IECEX は、爆発性雰囲気下での使用を意図する機器の国際取引を促進することを目的としている。

5.5.3 組織及び運営

IECEX の運営体制を図 8 に示す。運営は下記のとおりである。

- (1) IECEx は、CAB の監督下で、ExMC(Ex Management Committee: 管理委員会)の責任により運営・管理される。
- (2) IECEx の中核となる ExMC は、IECEX の運営と管理に関する事項全般を担当し、CAB に対して責任を負う。
- (3) ExTAG(Ex Testing and Assessment Group: 試験評価グループ)は、信頼性の高い評価・試験を行うための技術的側面を含む実務上の諸問題を担当し、ExMC に対して責任を負う。
- (4) ExMarkCo(IECEX Conformity Mark Committee: 適合マーク委員会)は、IECEX 適合ライセンス発行システムの運用と適合マークの適正な使用に関する事項を取り扱う。
- (5) ExPCC(IECEX Personnel Certification Committee: 要員認証委員会)は、IECEX 要員能力適合証スキーム(IECEX CoPC スキーム)の運用に関する事項を取り扱う。
- (6) ExSFC(IECEX Certified Service Facility Committee: サービス施設委員会)は、サービス施設認証スキームへの IEC 規格の適用に関する技術的事項を取り扱う。
- (7) IECEx の円滑な運用に必要な細目は、WG で審議される。現在、ExMC には特別のものを含めて 13 の WG と 1 つの AG が活動中である。ExMC の WG と AG の一覧を以下に示す。なお、この他に ExTAG には 10、ExSFC には 2 つ、ExPCC には 4 つ、その他 1 つの WG が、現在活動中である。

ExMCWG 01: IECEx のスキームの規則に関する技術的な改正

ExMCWG 02: 技術能力評価書(Technical Capability Documents; TCD)

ExMCWG 05: メーカーの品質システムの評価及び査察

ExMCWG 08: 規制の受入れ

ExMCWG 11: Ex 機器の卸売業者に発行される適合証

ExMCWG 13: IECEx の事業開発

ExMCWG 14: IECEx の WG のためのよい作業方法のガイダンス

ExMCWG 15: 非電気機器規格の統合

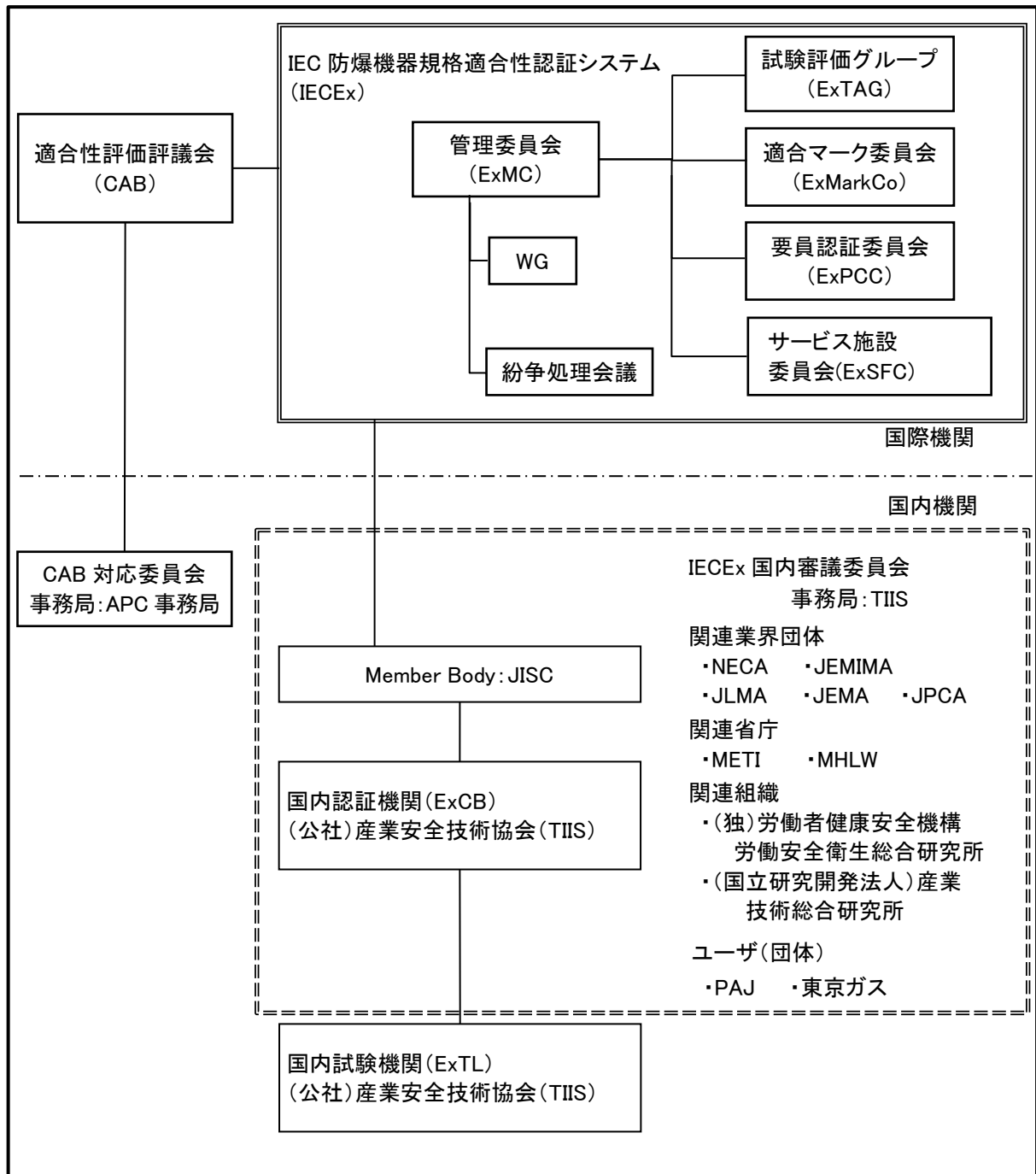


図 8 IECEx の運営体制(2025 年 1 月時点)

ExMCWG 17: IECEx マーケティング

ExMCWG 18: IECEx OD 233 - 特殊防爆構造”s”の技術的改訂

ExMCWG 19: 水素エコノミーへの IECEx の適用

ExMCWG 20: 財務見通し

ExMCWG 01 Adhoc1: 機器認証スキームの適合証の差止め及び取消し

ExMCWG 01 Adhoc2: 追加の試験場所

ExAG: IECEx 評価グループ

(8) IECEx の運用に際して発生した紛争は、紛争処理会議において解決を図る。

5.5.4 加盟国

2025 年 1 月時点、次の 36 カ国が IECEx への加盟国となっている。

オーストラリア、ブラジル、カナダ、クロアチア、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インド、イラン、イスラエル、イタリア、日本、サウジアラビア、マレーシア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、中国、ポーランド、韓国、ルーマニア、ロシア、シンガポール、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、米国

5.5.5 我が国の参加

国内では、TIIS (Technology Institution of Industrial Safety : 公益社団法人産業安全技術協会) が IECEx 国内審議団体となることが JISC から承認され、IECEX スキーム国内審議委員会が 2004 年 10 月に発足した。2005 年 6 月に JISC を通して IECEx への参加申請を行い、同年 9 月に参加が認められた。

国内審議委員会では IECEx の規則・手順等の審議、参加国の承認事案の審議等を行っている他、毎年開催される IECEx の年会に国内審議委員会の代表が出席している。IECEX 01 の改正に伴い、2009 年 4 月に委員会の名称を IECEx システム国内審議委員会と改めた。

TIIS では IECEx の機器認証スキームの認証機関 (ExCB) 及び試験機関 (ExTL) となるための申請を 2013 年に IECEx に対して行い、同年 12 月に IECEx の審査員による審査を受け、2014 年 4 月 IECEx から認証機関及び試験機関として承認された。機器認証スキームの認証及び試験に用いる IEC 規格として、IEC 60079-0、IEC 60079-1、IEC 60079-2、IEC 60079-6、IEC 60079-7 及び IEC 60079-11 の 6 規格が認められた。TIIS では認証及び試験に用いることのできる IEC 規格の範囲の拡大を図るため、追加審査を受け、2025 年 1 月時点、20 規格 (内訳、IEC 60079-0、IEC 60079-1、IEC 60079-2、IEC 60079-5、IEC 60079-6、IEC 60079-7、IEC 60079-11、IEC 60079-13、IEC 60079-15、IEC 60079-18、IEC 60079-25、IEC 60079-26、IEC 60079-28、IEC/IEEE 60079-30-1、IEC 60079-31、IEC 60079-33、IEC TS 60079-46、IEC 62784、ISO 80079-36 及び ISO 80079-37) が認められている。

5.5.6 認証件数

2003 年 6 月までは機器認証の適合証の発行数はゼロであった。これは、IECEX が IEC 規格と同一の国内規格の制定を参加国に義務付けていたことによる結果であった。この状況を打開するため施行規則の改正が行われ、IECEX が承認した認証機関であれば機器認証の適合証を発行できるようになり、2003 年 7 月から改正施行規則が適用され、2003 年 12 月末までに 14 件の適合証が発行された。2004 年には更に多くの適合証が発行され、2005 年 1 月末までに累計で 160 件の適合証が発行された。2024 年 12 月時点、防爆機器に対する機器認証適合証は 56,715 件、修理及び保守施設に対する適合証は 625 件、適合マークライセンスは 48 件、要員認証の適合証(PC)は 9,037 件発行されている。

5.5.7 認証機関 (ExCB) 及び試験機関 (ExTL)

2025 年 1 月時点、防爆機器の適合証を発行できる認証機関は 66 機関、防爆機器の修理・保守を行うサービス施設を認証する認証機関は 18 機関、適合マークライセンスを発行できる認証機関は 13 機関である。また、要員の認証を行う認証機関は 18 機関である。この他、防爆機器の試験機関として 74 機関、追加

試験施設(ATF)が 12 機関登録されている。また、防爆機器の設置、保全、修理等のサービスに関わる人材の訓練を行う機関として 38 機関が RTP(認知された訓練機関)として登録されている。

5.6 IEC 再生可能エネルギー機器規格試験認証システム(IECRE:IEC System for Certification to Standards Relating to Equipment for Use in Renewable Energy Applications)

5.6.1 経緯

再生可能エネルギー発電システムは、様々な部品、製品、サブシステム等から構成される他、設計、製造、設置、保守、廃棄等システムのライフサイクル全体にわたって安全と信頼性が求められる。このため、特に風力発電システムにおいて、製品の認証だけでなく、それら全体を含んだシステムレベルでの認証の需要が高まっていた。

CAB は 2011 年に適合性評価の新分野として「風力発電システム認証」及び「海洋エネルギー発電システム認証」の検討を開始した。「風力発電システム認証」については、CAB の傘下に TC 88 とのリエゾンを結んだ WT CAC(風力発電システム認証諮問委員会)を発足させ、「海洋エネルギー発電システム認証」についても、同じく CAB 傘下に WG 15(海洋エネルギー)を設立した。また、「太陽光発電システム認証」についても、TC 82 で検討された。同時に、これらの適合性評価には、従来の製品単体レベルから、システムレベルの検討が不可欠であり、CAB 傘下に設置していたシステムレベル適合性評価アドホックグループを WG 16(System Approach in CA)に格上げし、今後より一層 SMB、MSB 等の関連組織と協調して活動していくこととなった。

これらの委員会及び WG の検討結果を受け、CAB は 2013 年 6 月に「風力発電システム認証」、「海洋エネルギー発電システム認証」及び「太陽光発電システム認証」を活動範囲とした IECRE(IEC 再生可能エネルギー機器規格試験認証システム)の設置を承認した。IEC としては 4 番目の CA システムとなる。その後、CAB 傘下に設置された IECRE Forum で作成した IECRE 01(基本規則)が 2014 年 6 月の CAB 会議において承認され、正式に活動がスタートした。

IECRE の特徴であるシステム認証は、発電事業者等が金融機関から融資を受ける場合等に活用されるため、銀行や保険業界が認証制度の利害関係者の一部になっているという新しい側面がある。

5.6.2 目的

IECRE は再生可能エネルギーシステム(太陽光発電システム、海洋エネルギー発電システム、風力発電システム)の国際取引を促進することを目的としている。

5.6.3 組織及び運営

IECRE には、太陽光発電システム(PV)、海洋エネルギー発電システム(ME)及び風力発電システム(WE)の 3 つのセクタがあり、それらを統合する REMC(RE Management Committee:管理委員会)の傘下にセクタ個別の SWG(Sector Working Groups:セクターワーキンググループ)がある。IECRE の運営体制を図 9 に示す。

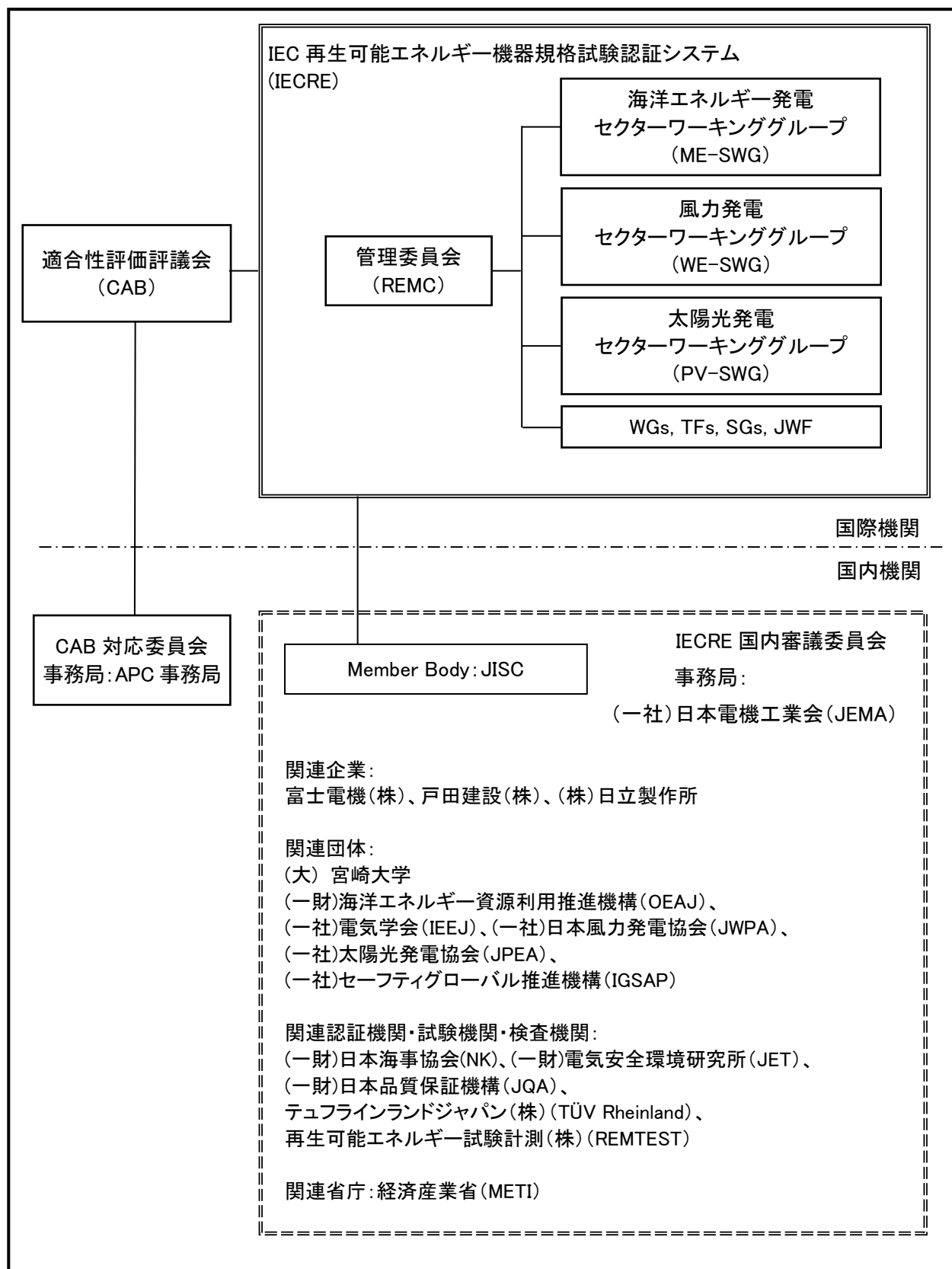


図 9 IECRE の運営体制(2025 年 1 月時点)

REMC は 3 つのセクタに共通の運営と管理に関する事項全般を担当し、SWG はセクタ個別の事項を担当する。

5.6.4 加盟国

2025 年 1 月時点、次の 16 カ国が IECRE への加盟国となっている。加盟状況を表 21 に示す。

表 21 IECRE への各国の加盟状況

国	REMC	ME-SWG	WE-SWG	PV-SWG
オーストラリア	○	—	○	○
ベルギー	○	○	○	—
中国	○	—	○	○
デンマーク	○	—	○	—
フランス	○	○	○	—
ドイツ	○	○	○	○
インド	○	—	○	○
イタリア	○	○	○	○
日本	○	○	○	—
韓国	○	—	○	○
オランダ	○	○	○	—
サウジアラビア	○	—	○	○
スペイン	○	○	○	○
UAE	○	—	—	○
英国	○	○	○	—
米国	○	○	○	○
合計	16	9	15	10

5.6.5 我が国の参加

我が国は JISC が Member Body となり、発足時から IECRE に参加している。IECRE 国内審議団体は、JEMA(The Japan Electrical Manufacturers' Association: 一般社団法人日本電機工業会)が務めており、IECRE 国内審議委員会などを設置している。また、REMC には、日本から鈴木章弘氏(再生可能エネルギー試験計測株式会社)が、2022 年 1 月より副議長に就任しており、第 2 期目の任期での再選を受けて 2027 年末まで務める予定である。

なお、我が国は 10 年以上にわたり、IECRE の中で太陽光発電システムの国際的認証制度立上げのための議論に参加し、貢献してきた。しかしながら、我が国では IECRE PV 認証制度を担う認証事業者と、発電事業者のニーズが存在してこなかった。そのため、本認証制度立上げ活動のエキスパートが不足し PV-SWG への継続的な参加が難しくなったことから、2024 年 12 月に PV-SWG への参加を休止した。

5.6.6 現在の状況

発足以来、CA システムの開始に必要な基本規則(IECRE 01)、施行規則(IECRE 02)などの作成を続け、2016 年 10 月に風力発電システム分野で IECRE としての第 1 号の認証が発行された。2024 年 9 月時点では、風力発電システム分野でこれまでの合計で 1,197 件の認証が発行されている。太陽光発電システム分野では 2018 年 5 月に第 1 号の認証が発行されて以降、2024 年 9 月までにこれまで合計で 12 件の認証が発行された。また、海洋エネルギー発電システム分野では、2021 年に初のテストレポートが、2023 年に初の認

証が発行された。各セクタの認証機関、試験機関及び検査機関の登録状況を表 22 に示す。我が国からは、2025 年 1 月時点で、認証機関・検査機関として登録している機関は存在しない。

表 22 IECRE 各セクタの登録状況

種類	ME-SWG	WE-SWG	PV-SWG
認証機関	1	11	2
試験機関	1	31	—
検査機関*	—	—	3
客先試験所	—	4	—

*太陽光発電システム分野の機器の認証は、IECEE で既に運営されている。このため、IECRE ではシステム分野の認証を担っており、試験機関は無く、検査機関 (Inspection Body) がある。

6. トピックス(最近の活動)

6.1 マスタープランから戦略プランへ

IEC マスタープラン(IEC Masterplan)は、IEC の方針と将来の戦略を示す目的で、1993 年に初版が発行され、その後、1996 年、2000 年、2006 年、2011 年に見直しが実施され、2017 年 9 月に新しい「IEC マスタープラン」が承認され、続く 10 月に開催された IEC 総会(ウラジオストク)にて事務総長より報告された。また各々の「IEC マスタープラン」の策定にあたっては、我が国も大きく貢献している。

また、このマスタープランを実現するため、マスタープラン実施計画(Masterplan Implementation Plan)が策定された。2017 年 10 月の IEC ウラジオストク大会で各国 NC より提出された意見や各上層委員会からの意見を踏まえ、旧 CB に設置されたタスクフォースによってマスタープラン実施計画案が作成され、旧 FinCom によって 2019 年度予算への影響について検討されたのち、2018 年 6 月に旧 CB 承認、8 月に旧総会承認が行われた。

マスタープラン実施計画は 2019 年～2021 年(一部は 2018 年後半から)に旧 CB、MSB、SMB、CAB などの上層委員会や、NC、旧 CO により実行された。その成果物(Implementation Deliverables)として設定された項目は野心的であったが項目数が多く、実行主体となる委員会にとって負担が大きく中途半端な成果となってしまうと言わざるを得ない。その反省をふまえ、旧 CB のタスクフォースにおいて、2020 年、2021 年に刷新議論が行われ、マスタープラン実行計画に代わり、戦略プラン(Strategic Plan)が策定され、2022 年 5 月に GA 承認が行われた。

今回承認された戦略プランは展望、使命、価値の明文化と、それを受けた 3 項目の戦略テーマと 9 項目の戦略ゴールとからなる。

(1) 展望

より安全かつより効率的な世の中のための IEC

(2) 使命

国際貿易の促進、幅広い電気の利用促進そして持続可能社会を実現するために、電気、電子及び IT 分野の安全性、効率性、信頼性そして相互運用性を保証する IEC 国際規格及び適合性評価の世界的普及を図る

(3) 価値

IEC コミュニティでの仕事は以下の4項目の価値に導かれる:信頼、包括、独立、進歩

(4) 戦略テーマと戦略ゴール

戦略テーマ: デジタル・全エレクトリック社会の実現

戦略ゴール

- ・ 安全・安心なデジタル社会のための標準・適合性評価ソリューションを提供
- ・ 進歩する市場・会員ニーズにのっとった SMART 標準と適合性評価の開発と普及
- ・ 全エレクトリック・コネクティッド社会の実現に向けた IEC 標準・適合性評価の役割の強化

戦略テーマ: 持続可能社会の育成

戦略ゴール

- ・ IEC 標準・適合性評価を通じた効率的で安心な持続可能社会の構築
- ・ 国連 SDGsにのっとり排出ゼロ、循環経済、持続可能な開発のためのソリューションとサービスの提供
- ・ エネルギー効率化、再生可能エネルギーへの転換、次世代電力システムをサポート

戦略テーマ:信頼・一体性・連携の推進

戦略ゴール

- ・ 電気電子産業の持続可能な世界貿易の推進と IEC 標準・適合性評価サービスの適用・影響力の強化によるパートナー、ステークホルダーとの連携
- ・ 組織力の強化とステークホルダーの要求を満たすための良好なガバナンスとベストプラクティスの内包
- ・ 包括的で多様性に富み、革新的で敏捷な組織の構築

なお、これらの戦略ゴールを実現するための運用プラン (Operation Plan) は、MSB、SMB、CAB が計 20 項目を策定済みである。また、各 NC に対して推奨する運用プランも 12 項目が提示されている。

6.2 表彰制度

6.2.1 ロード・ケルビン賞 (Lord Kelvin Award)

ロード・ケルビン賞は、長年(5年以上)にわたりグローバルな電気・電子技術標準化に顕著な功績が認められた者に毎年1名に授けられる。この賞は、IECの設立に貢献した初代 IEC 会長(1906 年～1907 年)のケルビン卿(Lord Kelvin)をたたえて、1995 年に設けられたもので、受賞者は各国国内委員会、TC/SC 国際議長からの推薦を受け、CB で選定される。以前は毎年3名以下に与えられていたが、2012 年から受賞者は、所定の基準を満たした1名以下と選考基準が厳しくなった。2020 年から、選考プロセスが見直され、毎年1名の受賞者を選定するようになった。2020 年には、CAB 日本代表委員であった梶屋俊幸氏((一社)セーフティグローバル推進機構)が受賞した。

過去の受賞者は、以下のとおりである。

1995 年	Mr. Bjorn Folcker(スウェーデン)、Mr. Edward Kelly(米国)、Mr. John Kinn(米国)
1996 年	Mr. Giovanni Nozza(イタリア)、Mr. Karl-Ludwig Orth(ドイツ)、Mr. Paul Sandell(フランス)
1997 年	Mr. Robert A.M. van Kordelaar(オランダ)、Dr. Vladimir N. Otrokhov(ロシア)、Mr. Jean Pasteau(フランス)
1998 年	Mr. Norman J.A. Holland(英国)、Mr. Ralph M. Showers(米国)
1999 年	池田宏明氏(日本(受賞当時千葉大学)、TC 3、SC 3A、SC 100C 他での功績)
2000 年	Mr. Georges Goldberg(スイス)
2001 年	該当者無し
2002 年	片岡照榮氏(日本(受賞当時シャープ(株))、TC 47、TC 100 他での功績)
2003 年	Mr. Otto E. Ulrichs(ドイツ)
2004 年	Prof. Antonio Bossi(イタリア)、Dr. William Radasky (米国)

2005 年	Mr. Hans Nagel(ドイツ)
2006 年	Mr. Wolfgang Reichelt(ドイツ)
2007 年	Mr. Derek Johns(ニュージーランド)、Mr. Don Mader(米国)、Mr. Per-Åke Svensson(スウェーデン)
2008 年	Mr. Donald N. Heirman(米国)、Mr. Scott K. Jameson(米国)
2009 年	Mr. Thomas A. Hanson(米国)、Mr. Uwe Klausmeyer(ドイツ)、森紘一氏(日本(受賞当時富士通(株))、TC 111 他での功績)
2010 年	Mr. Jerome E. Dennis(米国)、Mr. Bernard Dumortier(フランス)、Mr. Gösta Fredriksson(スウェーデン)
2011 年	Mr. Richard Schomberg(フランス)
2012 年	Mr. Friedrich Harless(ドイツ)
2013 年	該当者無し
2014 年	平川秀治氏(日本(受賞当時(株)東芝)、TC 100 他での功績)
2015 年	該当者無し
2016 年	Mr. Uwe Kampet(ドイツ)
2017 年	該当者無し
2018 年	Mr. Wim de Kesel(ベルギー)
2019 年	該当者無し
2020 年	梶屋俊幸氏(日本((一社)セーフティグローバル推進機構)、IECEE 他での功績)
2021 年	Mr. Antony C. Capel(カナダ)
2022 年	Mr. Vimal Mahendru(インド)
2023 年	Mr. Robert SHERWIN(米国)
2024 年	Mr Elias GHANNOUM(カナダ)

6.2.2 トーマス・エジソン賞(Thomas A. Edison Award)

トーマス・エジソン賞は、TC/SC/SyC 及び CAB の下部組織の各委員会の効率的な運営を通じてもたらされた、最近の顕著な成果、献身的サービスや顕著な貢献に対して贈られるもので、2009 年 10 月の IEC 総会にて賞の制定が承認された。年間最大 9 名(TC/SC 議長・幹事・副幹事から 7 名、CAB システムの役員から 2 名)が表彰される。候補者は、各国 NC、SMB と CAB の議長とメンバー、事務総長が推薦する。

2024 年の受賞者は、以下の 6 名である。

Nadine BRAVAIS(フランス、TC 23 議長)

Heiko ENGLERT(ドイツ、TC 57 国際幹事)

Joseph HARDING(アメリカ、TC 116 国際幹事)

Hans-Gerd KAISER(ドイツ、SC 34D 議長)

Mr.Shigeru TOMITA(日本、SC 86B 国際幹事)

Peter THURNHERR(スイス、IECEX ExSFC 議長)

2024 年の日本人受賞者の受賞理由は IEC Press release - 2024 October 21を参照。

URL <https://www.iec.ch/blog/iec-announces-edison-award-winners-0>

なお、日本からは、これまでに、2010年に佐々木宏氏((一社)日本電機工業会(当時)、SC 61B、SC 61C)、2011年に佐藤謙一氏(住友電気工業(株)、TC 90)、2012年に杉田悦治氏((株)白山製作所、SC 86B)、2013年に兒島俊弘氏(元玉川大学教授、TC 49)、2015年に江崎正氏(ソニー(株)、TC 100)、2016年に市川芳明氏((株)日立製作所、TC 111)、2017年に上野文雄氏((株)東芝、TC 105)、2018年に大崎博之氏(東京大学、TC 77)と杉浦博明氏(三菱電機(株)、TC 100/TA 2)と近藤繁幸氏((一財)日本品質保証機構、IECEE)、2019年に岡本正英氏((株)日立製作所、TC 91)、2020年に由雄淳一氏((株)パイオニア、TC 100)、2021年に林秀樹氏((株)東芝、TC 120)、2022年に芝原嘉彦氏(富士フイルム ホールディングス(株)、TC 110)、2023年に財満英一氏((一財)電力中央研究所、TC 122 国際幹事)が受賞している。

6.2.3 1906 賞(1906 Award)

専門家の顕著な貢献に対して贈られる 1906 賞は、2003 年 2 月の旧 ExCo 提案により設置された。IEC 専門業務における最近の業績を対象としたものであり、電気・電子技術の標準化及び関連活動に大きく貢献したと評価される個人に授与される。SC 役員のアドバイスも考慮して TC 役員及び CA システム議長が各 TC 及び CA システムで 5 名まで推薦できる。2024 年は全世界で 25 カ国から 228 名(うち日本人 29 名)が受賞した。

6.3 新規 TC/PC/SyC の設立について

2025 年 2 月に新たに PC 132(Consistent and effective electronic labelling across industries)の設置が SMB で承認された。

6.3.1 PC 132(Consistent and effective electronic labelling across industries)

本PCのスコープには次のものが含まれる。

1. 製品データをカプセル化し、その情報を電子的に提供するための要件とガイダンスを提供する。
2. 電子ラベルの仕様を提供する。
3. 電子ラベルを製品に統合する方法に関する要件とガイダンスを提供する。

電子ラベルは、消費者、製造業者、設計者、管轄当局が使用するためのもの。電子ラベルの内容を規定するものではなく、幅広い分野や製品にわたって一貫性のある効果的な電子ラベルの使用を促進することを目的とする。

電子ラベルは、機械で読み取り可能なように作られている。電子ラベルには情報が埋め込まれているか、電子的な保存場所へのポインターであるか、あるいはその両方が組み合わされている。これは、機器を通じて、又はリモートでアクセスされる機器に埋め込まれた情報である場合もある。

7. 我が国の参加状況

7.1 歴史

戦前は工業全部門にわたる標準化機関がなかったため、(社)電気学会(当時)内の電気工芸委員会が1941年まで我が国を代表してIECに加盟していた。

1949年、工業標準化法の制定によりJISC¹⁴が全工業部門にわたる標準化機関として設立されたことに伴い、1953年に閣議了解に基づき改めてJISCがIECに加盟することになった。その後、JISCはいく度かの組織再編が行われたが、2014年7月にISO分野・IEC分野それぞれの国内外の標準化・適合性評価に関する専門的審議に適切に対応するためその体制が見直されて、基本政策部会(基礎、共通事項)、標準第一部会(ISO分野)、標準第二部会(IEC分野)の3部会となり、それぞれに専門委員会が設置された。

なお、2019年7月、工業標準化法が改正され「産業標準化法」に名称が改められると共に、JISCの名称も日本工業標準調査会から「日本産業標準調査会」に改称された。また、2020年1月、拡大する領域横断分野に対応するため、スマートグリッド戦略専門委員会はスマート・システム標準専門委員会に改組された。

現在のIEC上層委員会等の日本委員を図10、表23に、IEC国内対応組織を図11に示す。

7.2 IEC 大会

IEC大会は加盟国の主催で開催されており、我が国でこれまでに4回IEC大会を開催している。1回目は1965年に東京プリンスホテル、2回目は1983年に海運ビル(東京)を主会場として開催され、いずれも1,000名近い参加者を集めた。3回目は1999年10月に国立京都国際会館で開催され、参加者約1,800名の当時としては過去最大のIEC大会であった。4回目は2014年11月に東京国際フォーラムで開催され、大会テーマ“Integration toward a Smarter World”の下、77の国と地域からの参加者数は、海外からの約1,600名を含め約2,600名であった。

7.3 IEC 会長

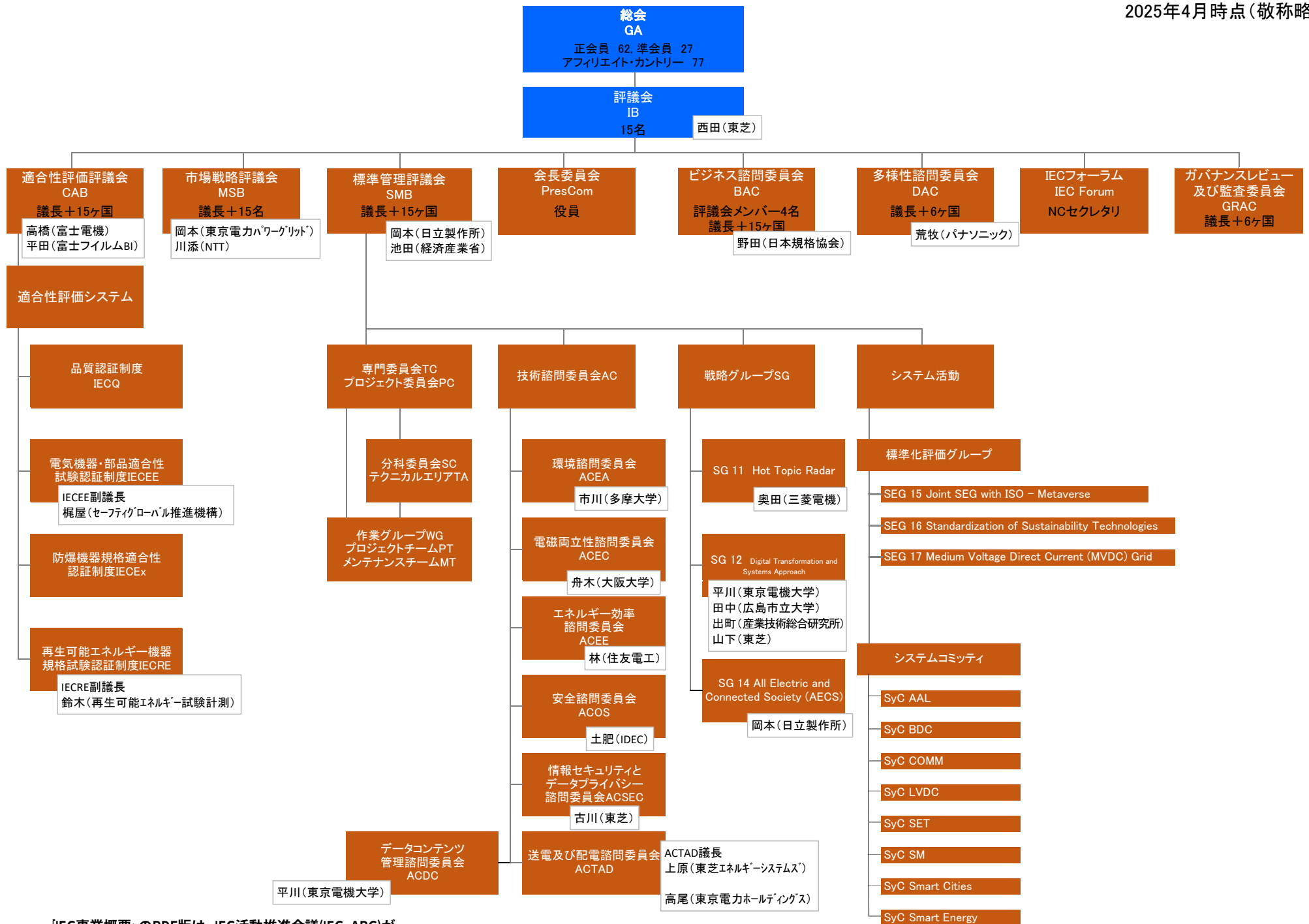
1977年に、高木昇氏(当時東京大学名誉教授)が欧米以外の国では初めてIEC会長(第22代)に就任した。在任中は、規格制定の迅速化、新分野の開拓等で大きな成果を上げると共に、日本の対外的信用を高めることに大きく寄与した。

2002年には、高柳誠一氏(当時(株)東芝技術顧問)が第30代IEC会長に就任し、任期は同年1月から2004年12月まで務めた。在任中は、IEC規格の開発期間の短縮、IEC規格の市場適合性の改善に向けた仕組みの確立、アフィリエイト・カントリー・プログラムによるIEC加盟国の増加、IECEE/CBスキームの発展(CB証明書発行数の増加)、IEC財政の強化等の大きな成果を上げ、IECの発展に多大な貢献をした。

2014年からは、2012年10月開催のオスロ総会にて選出された、野村淳二氏(パナソニック(株)顧問)が我が国歴代3人目のIEC会長(第34代)に就任し、任期は同年1月から2016年12月まで務めた。在任中は、就任直後に開催された2014年IEC東京大会を成功に導くと共に、産業界との連携強化、新技術分野へのアプローチ、持続可能な都市化やエネルギー効率などの社会的課題への取り組み、他の標準化団体

¹⁴ JISC (Japanese Industrial Standards Committee: 日本産業標準調査会)

JISCは、JIS(日本産業規格)の調査審議を行う他、産業標準化、及び国際標準化の促進に関し、関係各大臣の諮問に応じ、また関係各大臣に対し答申、建議する。本調査会は、総会、部会、専門委員会からなり、委員(30名以内)、及び臨時委員(約220名)により組織されている。事務局は経済産業省イノベーション・環境局である。



「IEC事業概要」のPDF版は、IEC活動推進会議(IEC-APC)が、制作・頒布するもので、IECへの理解をより深めていただきIEC国際標準化活動を推進いただくことを目的に会員以外の方々にも頒布するものです。

図10 IEC役員及びIEC上層委員会等の日本委員

表23 IEC専門委員会(TC/SC/SyC)議長及び幹事

専門委員会TC 分科委員会SC テクニカルエリアTA	TC/SC/SyC	役職	氏名(所属先)
	SC 3C	国際幹事	関(産業技術総合研究所)
	SC 3D	議長	山下(東芝)
	SC 8C	議長	石井(早稲田大学)
	TC 35	国際幹事	宇山(パナソニック)
	SC 47A	国際幹事	福場(東芝デバイス&ストレージ)
	SC 47D	国際幹事	吉田(ヌヴォトンテクノロジージャパン)
	SC 47E	議長	大芝(大芝国際標準事務所)
	SC 47F	国際幹事	三原(マイクロマシンセンター)
	SC 48D	議長	末光(ツガワ)
	TC 49	国際幹事	岡崎
	TC 51	国際幹事	川久保(TDK)
	TC 56	議長	木下(神奈川大学)
	SC 61B	議長	佐々木(電気安全環境研究所)
	SC 65A	議長	出町(横河電機)
	TC 82	議長	近藤(早稲田大学)
	SC 86B	国際幹事	小山(日本電信電話)
	SC 86C	議長	岡村(グローバルプラン)
	TC 90	国際幹事	伊井(古河電気工業)
	TC 91	国際幹事	池田(ミネベアパワーデバイス)
	TC 100	国際幹事	上原(ソニーグループ)
	TA 1	テクニカルエリアマネージャ	佐久間(東芝)
	TA 2	テクニカルエリアマネージャ	杉浦(三菱電機)
	TA 5	テクニカルエリアマネージャ	松本(古河電気工業)
	TA 5	テクニカルセクレタリ	田村(古河電気工業)
	TA 6	テクニカルエリアマネージャ	勝尾(ソニーイメージングプロダクツ&ソリューションズ)
	TA 6	テクニカルセクレタリ	山下(パナソニックエンターテインメント&コミュニケーション)
	TA 17	テクニカルエリアマネージャ	小出
	TA 18	テクニカルエリアマネージャ	田中(広島市立大学)
	TA 18	テクニカルセクレタリ	小出
	TA 20	テクニカルセクレタリ	鈴木(ソニービデオ&サウンドプロダクツ)
	TC 103	国際幹事	黒川(産業技術総合研究所)
	TC 106	議長	大西(情報通信研究機構)
	TC 110	国際幹事	芝原(富士フイルム)
	TC 111	議長	竹中(日立ハイテック)
	TC 120	国際幹事	佐久間(東芝)
	TC 122	国際幹事	馬橋(電力中央研究所)
	TC 123	国際幹事	重次(東京電力パワーグリッド)
	TC 124	議長	平川(東京電機大学)
	PC 126	議長	松田(名古屋大学)
	PC 126	国際幹事	柴田(JPGR Communications)
	CISPR/B	国際幹事	河瀬(富士電機)
	CISPR/I	国際幹事	堀(ソニーグループ)
	SyC AAL	国際幹事	山田(東洋大学/日本規格協会)

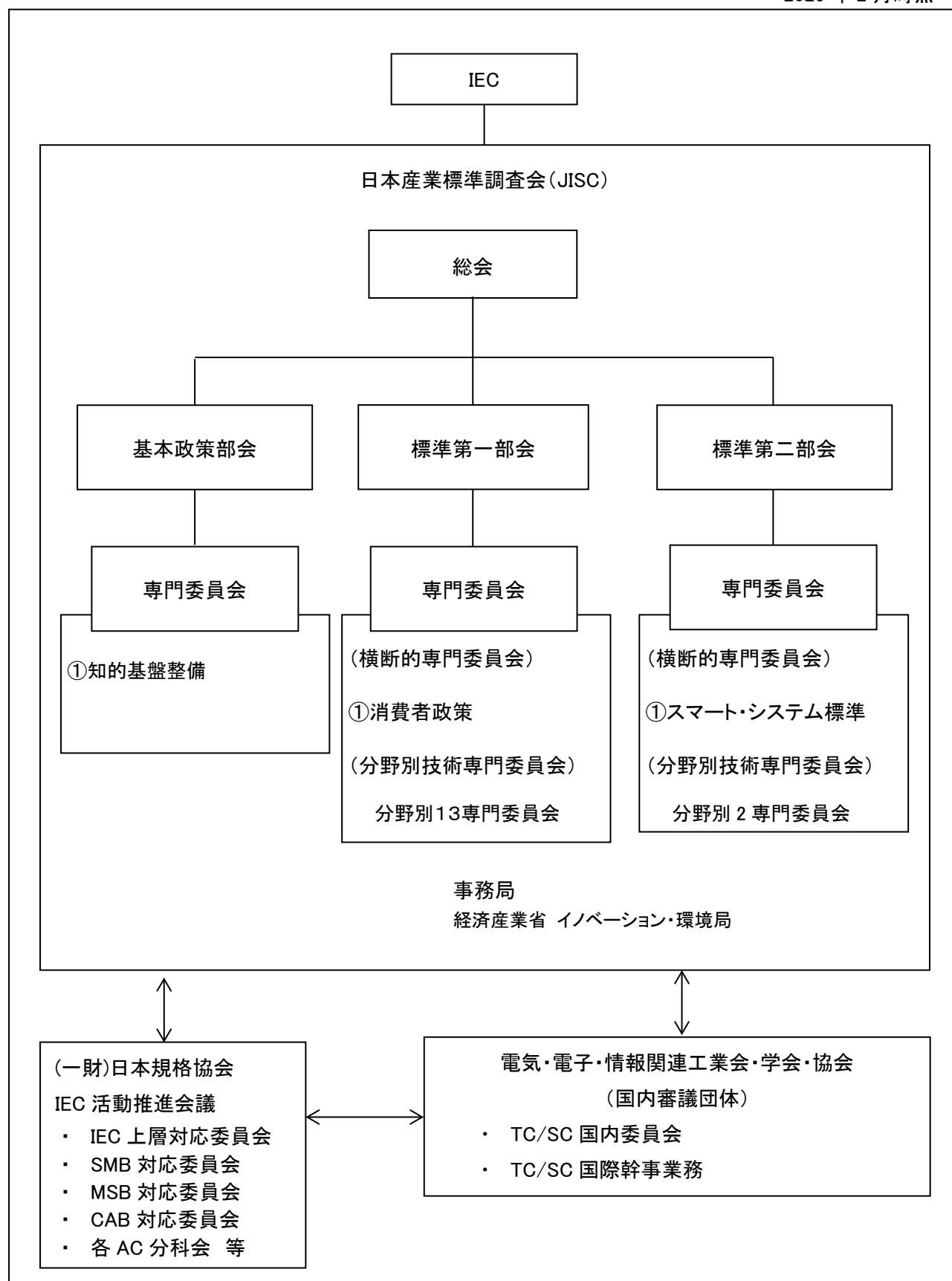


図 11 IEC 国内対応組織

との協働推進、時代の変化に伴った Systems Committee の新設などで実績を残し、IEC の変革と一層の発展に向けて多大な貢献をした。2017 年 1 月から 2018 年 12 月まで前会長として IEC 役員を務めた。

7.4 IEC 副会長

1994 年に、東迎良育氏(当時(社)日本電子機械工業会)が日本人として初めて IEC 副会長に就任し、任期は同年 1 月から 1996 年 12 月までであった。1996 年のドレスデン総会で再選されたが、IEC の組織改革に伴い、1997 年のニューデリー総会でアジア太平洋地域担当副会長として改めて選任され、1998 年 1 月から 2000 年 12 月まで務めた。

在任中は、理事会(現 SMB)グループ B 議長としてカテゴリー D リエゾン(現カテゴリー C リエゾン)及び IEC-PAS の導入、ISO・IEC・ITU 協賛によるマルチメディア・セミナーの開催(1994 年ニース大会)、アジア地域諸国の IEC 加盟勧誘活動(1997 年フィリピンが正会員加盟)、初代 APSG (Asia-Pacific Steering Group: アジア太平洋ステアリンググループ)¹⁵議長として、IEC アジア太平洋地域センターの設立提案(2000 年ストックホルム総会で承認)等で成果を上げると共に、日本のステータス向上に貢献した。

2009 年に、藤澤浩道氏((株)日立製作所)が日本人として二人目の IEC 副会長(兼 CAB 議長)に就任した。2011 年の IEC メルボルン総会にて再任され、2014 年 12 月まで務めた。在任中は、IEC 副会長、兼アジア初の CAB 議長として、国際適合性評価システムの政策立案と運営・管理において IEC を牽引すると共に、IEC マスタープラン 2011 や適合性評価分野における実施計画の立案を主導し、最近では、IEC 国際適合性評価システムの統治機能強化のための改革を推進し、我が国のプレゼンスを大いに向上させた。その成果として、2015 年版 IEC 規約と施行規則の改訂を実現した。更に、IEC で 17 年ぶりとなる新しい適合性評価システム、IECRE (IEC 再生可能エネルギー機器規格試験認証制度)を IEC の 4 つ目の CA システムとして 2014 年に設立させた。また、国内においても、適合性評価関連の各種セミナー等に精力的に対応し、適合性評価制度に関する国内関係者の認知度を高めた。

2019 年に、堤和彦氏(三菱電機(株))が日本人として 3 人目の IEC 副会長(MSB 担当)に就任した。堤氏は、2015 年～2017 年に MSB 委員を、また 2017 年から 2 年の任期で旧 CB 委員も務めた。その功績が高く評価されて IEC 副会長の就任へと繋がった。2021 年 10 月 7 日に開催された旧 CB において、第 3 副会長として再任され、2024 年 12 月まで務めた。

7.5 上層委員会メンバー

7.5.1 IB

我が国はグループ A (6 カ国) の 1 つであり、IB の常任メンバーである。歴代委員は、旧 CB では高柳誠一氏(1998 年～2000 年、就任当時(株)東芝)、油本暢勇氏(2001 年～2004 年、就任当時住友電気工業(株))、三木弼一氏(2005 年～2007 年、就任当時松下電器(株))、八木重典氏(2008 年～2011 年 3 月、就任当時三菱電機(株))、野村淳二氏(2011 年 4 月～2012 年 12 月、就任当時パナソニック(株))、木村敬治氏(2013 年 1 月～2017 年 5 月、就任当時ソニー(株))、堤和彦氏(2017 年 5 月～2019 年、三菱電機(株))で

¹⁵ APSG では、アジア諸国の IEC 国際標準化活動の土壌形成及び我が国提案の国際標準化を積極的に推進するための体制作りを目的として、2002 年より毎年人材育成セミナーを開催している。現在は APCF (Asia-Pacific Corporation Forum) と名称が変更されている。第 1 回 APCF 会議は、2017 年 10 月のウラジオストク大会で開催された。

ある。ただし、堤氏が任期中に IEC 副会長に就任したため、堤氏に代わり、西田直人氏(2019 年 2 月～2019 年 12 月、(株)東芝)が残りの任期を代行した。なお、西田氏は堤氏の任期代行を終え、2020 年 1 月～2022 年 12 月の任期で旧 CB 委員に就任した。2022 年 1 月のガバナンス構造改革に伴い、2022 年 12 月までの任期で西田氏は IB 委員に就任し、2022 年の総会にて 2025 年 12 月まで任期が延長された。

7.5.2 BAC、GRAC、DAC

BAC は財務、販売、IT システム及びそれらに関連する項目に関する方針・計画を策定する。GRAC は IEC ガバナンスと財務の監査を行う。DAC は多様性等を考慮して各委員会のメンバー選定指針を作成する。BAC と DAC には日本からグループ A のメンバーとして選出されている。BAC には、グループ A 枠として三好淳之氏(2022 年～2024 年 12 月、三菱電機(株))より引き継いだ野田耕一氏(2025 年～、(一財)日本規格協会(JSA))、DAC には、グループ A 枠として荒牧隆子氏(2022 年～、パナソニック(株))が就任している。BAC の詳細は 2.4、GRAC の詳細は 2.5、DAC の詳細は 2.6 を参照。

7.5.3 SMB

我が国は、1974 年から 1980 年まで、1982 年から 1988 年まで、及び 1991 年から 1996 年まで理事会メンバーに選出され、IEC の重要な政策決定に関与してきた。1997 年のニューデリー総会で決定した IEC の組織改革に伴い、理事会はその機能を一部変更した CA(現 SMB)として 1998 年にスタートし、日本はその常任メンバーである自動選出メンバーに選定されている。最近の歴代委員は、森紘一氏(2000 年～2004 年、就任当時富士通(株))、原田節雄氏(2005 年～2010 年、就任当時ソニー(株))、平川秀治氏(2011 年～2016 年、就任当時(株)東芝)、江崎正氏(2017 年～2022 年、就任当時ソニーグループ(株))、岡本正英氏(2023 年～、(株)日立製作所))である。

7.5.4 MSB

MSB は 2008 年に新設され、我が国からの歴代委員は、富田孝司氏(2008 年～2011 年、就任当時シャープ(株))、櫛木好明氏(2008 年～2013 年、就任当時パナソニック(株))、中村秋夫氏(2008 年～2013 年、就任当時東京電力(株))、塚本克博氏(2012 年～2014 年、三菱電機(株))、武部俊郎氏(2014 年～2019 年、就任当時東京電力(株))、武田晴夫氏(2014 年～2019 年、(株)日立製作所)、堤和彦氏(2015 年～2017 年、三菱電機(株))、江村克己氏(2019 年～2022 年、日本電気(株))、岡本浩氏(2019 年～、東京電力パワーグリッド(株))、川添雄彦氏(2022 年～、日本電信電話(株))である。

7.5.5 CAB

我が国は 1997 年の CAB 設立当初からメンバーとして選出され、活動している。歴代委員は、鬼丸文夫氏(～2007 年、就任当時日本電気(株))、藤澤浩道氏(2007 年～2008 年、(株)日立製作所)、梶屋俊幸氏(2009 年～2014 年、就任当時パナソニック(株))、平田真幸氏、(2015 年～2020 年、就任当時富士ゼロックス(株))、高橋弘氏(2021 年～、富士電機(株))である。

7.5.6 AC

我が国からは、ACOS、ACEC、ACEA、ACTAD、ACEE、ACSEC 及び ACDC に専門家メンバーを出している。技術諮問委員会の詳細は 3.2 を参照。なお、ACTAD 議長は現在上原京一氏が就任している。

7.5.7 SG

SG には、これまで我が国からメンバーを出してきた。SG の詳細は 3.4 を参照。

7.5.8 SEG

SEG には、我が国から SEG 15、SEG 16 及び SEG 17 にメンバーが参加している。SEG の詳細は 3.5.1 を参照。

7.6 TC/SC の幹事国

我が国で幹事国を引き受けた TC/SC は下記のとおりである。

1966 年～2004 年	SC 59E(アイロン・プレス器具)[2004 年 SC 59L に移行]
1975 年～1999 年	SC 12A(受信機器)[1995 年 SC 100A に移行]
1981 年～1987 年	SC 47B(半導体デバイス／マイクロプロセッサ)
1987 年～	CISPR/B(工業用、科学用及び医療用高周波利用設備並びに架空送電線、高電圧機器及び電気鉄道からの妨害)
1989 年～	TC 90(超電導)
1990 年～	TC 51(磁性部品及びフェライト材料) TC 91(電子実装技術)
1991 年～	TC 35(一次電池) SC 47C(フラットパネルディスプレイ)[2003 年 TC 110 に移行]
1992 年～2000 年	TC 60(レコーディング)[1995 年 SC 100B に移行]
1993 年～	SC 47A(集積回路)
1994 年～2000 年	SC 12F(移動用無線装置)[1996 年 TC 102 に移行]
2000 年～	SC 3C(機器・装置用図記号)
2001 年～2014 年	SC 36C(変電所用がいし)
2001 年～	CISPR/I(情報技術装置、マルチメディア機器及び放送用受信機に関する EMC)
2003 年～	SC 86B(光ファイバ接続部品・受動部品) TC 49(周波数制御・選択・検出デバイス)
2004 年～	TC 100(オーディオ・ビデオ・マルチメディアシステム及び機器)
2007 年～	SC 47D(半導体パッケージ)
2008 年～	SC 47F(MEMS)
2012 年～	TC 120(電気エネルギー貯蔵システム)
2013 年～	TC 122(UHV 交流送電システム)
2016 年～	TC 123(電力流通設備のアセットマネジメント)
2017 年～	TC 103(無線通信送信装置)
2019 年～	PC 126(バイナリー発電システム)
2024 年～	SyC AAL(Active Assisted Living(自立生活支援))

7.7 TC/SC の議長

我が国で国際議長を引き受けた TC/SC 及び議長(就任時所属)は下記のとおりである。

1966 年～1987 年	SC 59E(アイロン・プレス器具) 山村昌氏(東京大学)
1990 年～2010 年	SC 3C(装置用図記号) 中村祐二氏((株)東芝)
1991 年～1997 年	TC 82(太陽光発電システム) 関根泰次氏(東京大学)
1993 年～1996 年	SC 12E(マイクロウェーブ・システム) 藤井章氏(日本電気(株))
1995 年～2000 年	TC 100(オーディオ・ビデオ・マルチメディアシステム及び機器) 片岡照榮氏(シャープ(株))
1998 年～2016 年	SC 61B(電子レンジ及び類似機器の安全性) 佐々木宏氏(パナソニック(株))
1999 年～2003 年	SC 47C(フラットパネルディスプレイ) 御子柴茂生氏(電気通信大学)
2003 年～2011 年	TC 110(フラットパネルディスプレイ) 御子柴茂生氏(電気通信大学)
2004 年～2012 年	TC 93(デザインオートメーション) 唐津治夢氏(SRI インターナショナル)[2012 年に解散、TC 91 に統合]
2005 年～2014 年	SC 47D(半導体パッケージ) 中村伸一氏(ユニテック(株))
2005 年～2008 年	TC 105(燃料電池) 藤澤浩道氏((株)日立製作所)
2005 年～2009 年	TC 111(電気・電子機器、システムの環境規格) 森紘一氏(富士通(株))
2006 年～2011 年	TC 77(電磁両立性) 徳田正満氏(武蔵工業大学)
2007 年～2016 年	SC 61C(冷蔵機器の安全性) 佐々木宏氏(パナソニック(株))
2007 年～2016 年	SC 47E(個別半導体デバイス) 大和田邦樹氏(帝京大学)
2008 年～2016 年	SC 3D(電気・電子技術分野のメタデータライブラリ) 村山廣氏((株)東芝)
2009 年～2017 年	TC 105(燃料電池) 上野文雄氏((株)東芝)
2009 年～2018 年	TC 111(電気・電子機器、システムの環境規格) 市川芳明氏((株)日立製作所)
2010 年～2019 年	SC 48D(電子装置の機械的構造) 杉浦 伸明氏(愛知工科大学)
2011 年～2020 年	TC 77(電磁両立性) 大崎博之氏(東京大学)
2015 年～2021 年	SC 34B(ランプ類口金・受金・ゲージ及びソケット) 杉山謙二氏(東芝ライテック(株))
2016 年～2018 年	SyC Electrotechnical Aspects of Smart Cities 上野文雄氏((株)東芝)
2016 年～2022 年	TC 113(電気・電子分野の製品及びシステムのナノテクノロジー) 小野晃氏((国研)産業技術総合研究所)
2016 年～	SC 61B(電子レンジ及び類似機器の安全性) 佐々木秋次氏((一財)日本品質 保証機構)
2016 年～	SC 47E(個別半導体デバイス) 大芝克幸氏(ソニー(株))
2017 年～	SC 3D(電気・電子技術分野のメタデータライブラリ) 山下蘭氏((株)東芝)
2017 年～	TC 82(太陽光発電システム) 近藤道雄氏((国研)産業技術総合研究所)
2017 年～	SC 86C(光ファイバシステム・能動部品) 岡村治男氏((株)グローバルプラン)
2017 年～	TC 124(ウェアラブルエレクトロニクスデバイス及びテクノロジー) 平川秀治氏 (東京電機大学)
2019 年～	PC 126(バイナリー発電システム) 松田圭悟氏(山形大学)

2019 年～	SC 48D(電気・電子機器用の機械的構造) 末光吾郎氏(NEC プラットフォームズ(株))
2020 年～	SC 8C(電力ネットワークの運用・管理) 石井英雄氏(早稲田大学) SC 65A(システム一般) 出町公二氏(横河電機(株))
2021 年～	TC 56(総合信頼性(ディペンダビリティ) 木下佳樹氏(神奈川大学)
2023 年～	TC 111(電気・電子機器、システムの環境規格) 竹中みゆき氏((株)日立ハイテク)
2024 年～	TC 106(人体ばく露に関する電界、磁界及び電磁界の評価方法) 大西輝夫氏 (国研)情報通信研究機構電磁波研究所

7.8 TA の役員

我が国で引き受けた TC 100 の TAM 及び TS は下記のとおりである。

2000 年～2018 年	TA 1(放送用エンドユーザ機器)TS
2019 年～	TA 1(放送用エンドユーザ機器)TAM
2000 年～	TA 2(色彩計測及び管理)TAM
2000 年～2010 年	TA 7(民生用ストレージ)TAM、TS
2002 年～2015 年	TA 8(マルチメディアホームサーバシステム)TAM、TS
2004 年～	TA 6(ストレージ媒体・データ構造・機器・システム)TAM
2006 年～	TA 6(ストレージ媒体・データ構造・機器・システム)TS
2006 年～2015 年	TA 9(エンドユーザネットワーク用 AV マルチメディアアプリケーション)TS
2006 年～2021 年	TA 10(マルチメディア電子出版及び電子書籍) TAM、TS
2007 年～2018 年	TA 11(AV マルチメディアシステムのクオリティ)TAM
2009 年～2018 年	TA 12(エネルギー効率及びスマートグリッド応用)TS
2011 年～2016 年	TA 13(AV、ICT 機器の環境)TS
2011 年～2018 年	TA 14(PC インターフェースと測定方法)TAM、TS
2015 年～2018 年	TA 8(マルチメディアホームシステム及びエンドユーザネットワーク用アプリケーション)TAM、TS (TA 9 を統合)
2017 年～	TA 5(テレビ、サウンドシグナル及びインタラクティブサービスのケーブルネットワーク)TAM、TS
2017 年～	TA 17(車載用マルチメディアシステム及び機器)TAM
2018 年～	TA 18(マルチメディアホームシステム及びユーザネットワーク用アプリケーション)TAM、TS ※TA 8 及び TA 14 が統合されて、TA 18 となった。 TA 20(アナログ&デジタル・オーディオ)TS ※GMT、TA 4、TA 11 の一部が統合されて、TA 20 となった。

7.9 分担金

我が国はグループ A として、フランス、ドイツ、英国、米国、中国と共に最高分担金を支払っている。2025 年の我が国の分担金は 980,600 スイスフラン(総分担金の 8.18%)である。分担金の詳細は 1.6.2 を参照。

7.10 IEC 活動推進会議(IEC-APC: IEC Activities Promotion Committee)

IEC-APC は、IEC の事業に対し積極的に参加・支援することにより、IEC における我が国の貢献度を向上させると共に、IEC に我が国産業界の意見を反映させ、我が国産業界の発展と利用者の利便性の向上に貢献することを目的として、1991 年 7 月に設置され、事務局が JSA 内に設置された。IEC-APC の運営組織図を図 12 に示す。主な活動内容は、以下のとおりである。

7.10.1 主な事業内容

(1) 提案事業

IEC 総会、IB、SMB、CAB、MSB、AC 等の IEC 上層委員会において審議される議題について国内委員会にて検討審議を行い、日本代表委員へ産業界の意見や要望を反映するために必要な情報の提供を行う。また、日本代表委員が委員会の国際会議に出席するための支援と付帯する業務を行う。

IEC の上層委員会に関わる国際会議やワークショップ等の日本開催の運営を行う。

(2) 支援事業

IEC の TC/SC/SyC 等の国際会議の日本開催において、その費用の一部を補助支援する。また、日本が幹事国を担う TC/SC/SyC 等の国際幹事及び国際議長に対し、その業務活動費用を支援する。

(3) 広報・人材事業

IEC 上層委員会活動についての報告会や、国際標準化に関するセミナー/講演会等を企画・開催する。2009 年度より 2015 年度については、APC 単独主催で国際標準化のワークショップを開催した。2016 年度以降は、国際標準化協議会(ISF)、日本規格協会(JSA)との共催の形式で国際標準化特別講演会等を開催している(下記参照)。

APC 表彰制度として、IEC 標準化活動への貢献者に対して APC 議長賞を、また、APC 委員会活動に尽力頂いた退任委員に対して感謝状を贈呈する。

国際標準化人材の育成に向け、「ISO/IEC 国際標準化人材育成講座(ヤンプロ)」を提供すると共に、IEC の若手人材育成プログラム「IEC Young Professional Work Shop」へ日本から派遣する人材選考及び派遣支援を行う。

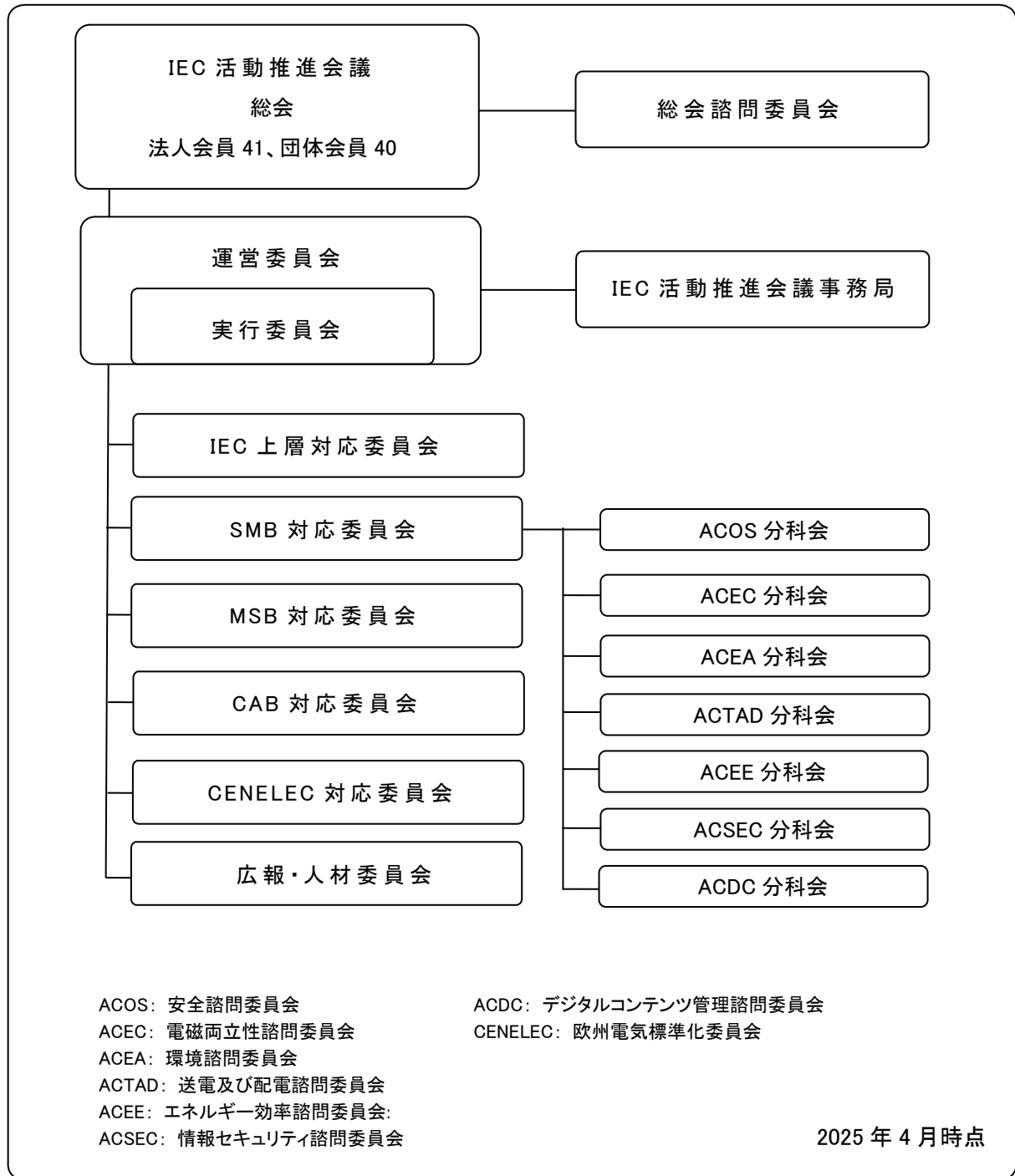


図 12 IEC-APC の運営組織

- 2009 年度 「国際標準化－脅威とチャンス」ワークショップ
－鉄道システムのグローバルな展開に向けて－
- 2010 年度 「スマートグリッド」ワークショップ (CENELEC 招待講演あり)
－持続可能な地球環境の保全に向けた標準化とビジネス－
- 2011 年度 「国際標準化－脅威とチャンス」ワークショップ スマートコミュニティと国際標準化
－再生可能エネルギーの活用と持続可能な社会の実現に向けて－
- 2012 年度 国際標準化ワークショップ 「パッケージ型インフラの世界市場獲得に向けて」
－フルターンキーによるグローバルビジネス展開で日本が勝つために－

2013 年度	国際標準化ワークショップ「日本の競争力強化に向けた国際標準化と認証の活用」 ー世界と肩を並べるためにー
2014 年度	国際標準化ワークショップ「スマートな世界を実現する国際標準化」
2015 年度	国際標準化ワークショップ「システムの国際標準化へのアプローチ」
2016 年度	国際標準化特別講演会「ISO 張会長、IEC 野村会長講演会」 国際標準化特別講演会「IEC 野村会長退任記念講演会」
2017 年度	国際標準化セミナー「介護分野でのロボット機器受容性(AAL)」 国際標準化特別講演会「CE マーキング制度、適合性評価制度」 国際標準化特別講演会「スマートマニュファクチャリング」
2018 年度	国際標準化特別講演会「中国CCCマーク制度」 国際標準化特別講演会「Safety 2.0(協調安全)」
2019 年度	国際標準化特別講演会「IEC 事業活動の最新状況」 国際標準化特別講演会「ISO IT 事業の最新状況」
2020 年度	国際標準化特別講演会「情報セキュリティ」
2021 年度	国際標準化特別講演会「協調安全の取り組みから見る、IEC MSB を起点とした国際標準化活動」
2022 年度	国際標準化特別講演会「SMART 規格」 国際標準化特別講演会「第 2 回 SMART 規格」 国際標準化特別講演会「ISO、IEC 今後の課題と展望」
2023 年度	国際標準化特別講演会「ISO 会長 Ms. Ulrika Francke 及び ISO 事務総長 Mr. Sergio Mujica 講演会」 国際標準化特別講演会「IEC 事務局長講演会」 国際標準化特別講演会「CE マーキング制度」
2024 年度	国際標準化特別講演会「IEC 会長・副会長講演会」 国際標準化特別講演会「IEC 副会長退任記念講演会」

(4) 情報交換事業

CENELEC 対応委員会を運営し、CEN/CENELEC 総会や JISC-CEN/CENELEC 事務局間会合等へ対応委員会委員長の派遣支援を行う。

7.10.2 法人会員、団体会員一覧(2025 年 4 月 1 日時点、50 音順)

(1) 法人会員(41 社)

IDEC 株式会社	アズビル株式会社
AGC 株式会社	大井電気株式会社
大崎電気工業株式会社	沖電気工業株式会社
関西電力送配電株式会社	九州電力送配電株式会社
株式会社ケミックス	株式会社コスモス・コーポレーション
四国電力株式会社	四国電力送配電株式会社
シャープ株式会社	住友電気工業株式会社
ソニーグループ株式会社	中国電力ネットワーク株式会社
中部電力パワーグリッド株式会社	電源開発株式会社
東京電力ホールディングス株式会社	株式会社 東芝
TOTO 株式会社	東北電力ネットワーク株式会社
日本光電工業株式会社	日本電気株式会社

日本電信電話株式会社
東日本旅客鉄道株式会社
フクダ電子株式会社
富士電機株式会社
古河電気工業株式会社
北海道電力ネットワーク株式会社
三菱電機株式会社
株式会社安川電機
リオン株式会社

パナソニック ホールディングス株式会社
株式会社日立製作所
富士通株式会社
富士フイルムビジネスソリューション株式会社
北陸電力送配電株式会社
本田技研工業株式会社
株式会社明電舎
横河電機株式会社

(2) 団体会員(40 団体)

一般社団法人火力原子力発電技術協会(TENPES)
合成樹脂製可とう電線管工業会
一般社団法人情報処理学会(IPSJ)
一般社団法人セーフティグローバル推進機構(IGSAP)
総務省 総合通信基盤局
一般財団法人電気安全環境研究所(JET)
電気事業連合会(FEPC)
一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)
一般社団法人電池工業会(BAJ)
一般社団法人日本火災報知機工業会
一般社団法人日本機械工業連合会(JMF)
一般社団法人日本照明工業会(JLMA)
一般社団法人日本電気協会(JEA)
一般社団法人日本電機工業会(JEMA)
一般社団法人日本電子回路工業会(JPCA)
一般社団法人日本電線工業会(JCMA)
一般社団法人日本バルブ工業会(JVMA)
日本プラスチック工業連盟(JPIF)
一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会(JBMIA)
熔接鋼管協会

一般社団法人 KEC 関西電子工業振興センター
公益社団法人産業安全技術協会(TIIS)
一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会(CIAJ)
全国金属製電線管附属品工業組合(MCF)
公益財団法人鉄道総合技術研究所(RTRI)
一般社団法人電気学会(IEEJ)
一般社団法人電気設備学会(IEIEJ)
一般社団法人電子情報通信学会(IEICE)
一般社団法人日本音響学会(ASJ)
一般社団法人日本画像医療システム工業会(JIRA)
一般財団法人日本自動車研究所(JARI)
一般財団法人日本船舶技術研究協会(JSTRA)
一般社団法人日本電気計測器工業会(JEMIMA)
一般社団法人日本電気制御機器工業会(NECA)
一般財団法人日本電子部品信頼性センター(RCJ)
一般社団法人日本配線システム工業会(JEWA)
一般財団法人日本品質保証機構(JQA)
一般財団法人光産業技術振興協会(OITDA)
一般財団法人マイクロマシンセンター(MMC)
ロボット革命・産業 IoT イニシアティブ協議会(RRI)

備考：IEC 活動推進会議の入会のご希望、ご意見・ご質問につきましては、下記までご連絡願います。

問い合わせ先：IEC 活動推進会議 事務局

〒108-0073 東京都港区三田 3 丁目 11-28 三田 Avanti 7 階

TEL: 050-1742-6148 E-mail: mail2iecapc@jsa.or.jp

URL <https://www.iecapc.jp/>

参考 1. IEC 規格の開発

規格開発のプロジェクトは ISO/IEC 共通の作業手順書「ISO/IEC 専門業務用指針 第 1 部－専門業務の手順 2024 年」に従って進められる。規格文書の体裁様式に関する規則は「ISO/IEC 専門業務用指針 第 2 部－ISO/IEC 文書の構成及び作成に関する原則と規則 第 9 版 2021 年」に定められている。IEC のみに適用する規則は「ISO/IEC 専門業務用指針 補足指針－IEC 専用手順 2024 年」で規定されている。

(1) プロジェクトの各段階

規格開発作業は 7 段階に区分され、各段階で表 24 に示す関連文書が作成される。

表 24 プロジェクトの段階と関連文書

プロジェクトの段階	関連文書	
	名称	略語
0. 予備段階	予備業務項目 (Preliminary Work Item)	PWI
1. 提案段階	新業務項目提案 (New work item Proposal)	NP
2. 作成段階	作業原案 (Working Draft)	WD
3. 委員会段階	委員会原案 (Committee Draft)	CD
4. 照会段階	投票用委員会原案 (Committee Draft for Vote)	CDV
5. 承認段階	最終国際規格案 (Final Draft International Standard)	FDIS
6. 発行段階	国際規格 (International Standard)	IS

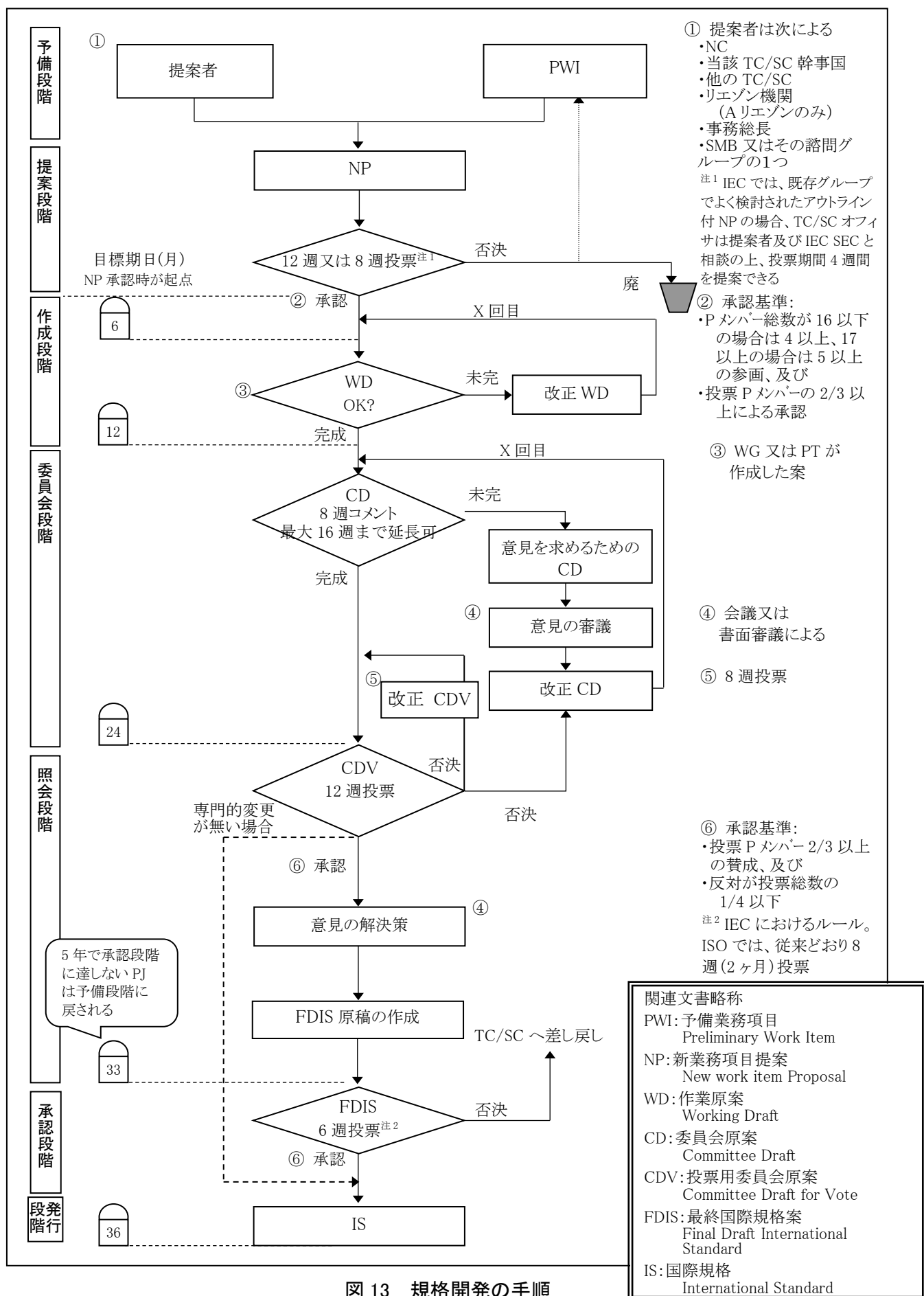
(2) 規格開発の手順

規格開発の手順を図 13 に示す。

提案段階では、提案された NP に対して、担当する TC 又は SC で P メンバーによる投票が行われ、承認されると新プロジェクトとして登録される。承認には、P メンバーの 3 分の 2 (2/3) 以上が賛成し、更に賛成した P メンバー数が 5 以上 (ただし P メンバー数が 16 以下の TC/SC では 4 以上) がプロジェクトに参加することが必要である。

作成段階では、担当する TC 又は SC の P メンバーが指名するエキスパートが WD を作成する。委員会段階では、TC 又は SC の P メンバー及び O メンバーの NC によって CD の審議が行われる。委員会段階を通過した規格案は、照会段階と承認段階で全ての IEC 正会員の NC による意見の提出と賛否の投票を経て、発行段階へ進む。

プロジェクトの手続きには種類があり、提案時に原案が提出された場合、あるいは迅速法による手順によって既存の規格が IS 化提案された場合等には作成段階もしくは委員会段階が省略される。



(3) 国際規格案の照会と承認

照会段階では、IEC SEC から全ての NC に CDV が回付され、12 週投票が行われる。各 NC の投票は賛成、反対又は棄権のいずれかを明確にする。賛成投票と共に編集上又は専門的意見を提出できる。原案に同意できないときは反対投票とし、その専門的理由を述べなければならない。この段階では、特定の専門的修正が受け入れられたら反対を賛成に変える予定であると述べてもよいが、修正を条件に賛成票を投じてはならない。

投票結果と意見書は TC 又は SC に送付され、その議長と幹事国が処理方法を決定すると共に RVC (CDV 投票結果報告書)を作成し、IEC SEC から全 NC に通知される。CDV は次の場合に承認され、修正のうえ FDIS として登録される。

- a) TC 又は SC の P メンバーによる投票の 3 分の 2 (2/3) 以上が賛成し、かつ
- b) 正会員投票総数のうち、反対が 4 分の 1 (1/4) 以下である

承認基準を満たさない場合は、次のいずれかの処理が行われる。

- 1) CDV の改正版を回付し、再度投票を行う
- 2) CD の改正版を回付し、意見を求める
- 3) 改訂版を TS 又は PAS としての発行を提案する
- 4) 当該プロジェクトのキャンセルを提案する

なお、CDV の承認基準を満たし、専門的変更を含まない場合は、次の承認段階を省略してもよい。

承認段階では、全ての NC に FDIS が回付され、6 週投票が行われる。ここで同意できない NC は反対投票とし、その専門的理由を述べる。照会段階に比べて期間が限られており、賛成投票に専門的意見を付けることは可能だが当該規格案には反映されず、修正受け入れを条件にして反対から賛成に変えることはできない。

投票結果は直ちに各 NC に通知される。照会段階と同様の基準を満たしたときに承認され、IEC SEC は 6 週以内に IS として発行する。承認されない場合には、再検討のため反対投票の理由書と共に TC 又は SC に差し戻される。

(4) 規格開発のフォロー

国際規格開発のスピードアップを促すため、規格開発の各段階で計画に対して 4 ヶ月以上遅延しているプロジェクト及び 5 年経過しても承認段階に達しないプロジェクトについては、担当 TC/SC が遅延の理由を SMB に報告し、適切な処置を取ることにした。

(5) IS のレビューとメンテナンス

レビュー

TC 又は SC は、IS が容認できる使用のされ方をしていて、変更する必要がある、かつその変更に必要なリソースが得られると判断した場合、その IS を追補又は改正すると決定する。反対に、使用されていない、変更する必要がある、又は変更に必要なリソースが得られないと判断した場合は、その IS を廃止や新たな安定期間 (stability period) を設けることで変更しない期間を延長 (再確認) する等と決定する。

メンテナンス

ISを追補又は改正すると決定した場合、TC又はSCは、その作業を担当するメンテナンスチーム(MT)を設置する。MTはその後CD、CDV、FDISという通常の規格開発手順に従って作業を進める。

2010年IECは、1998年から実施されてきたメンテナンス手続きを上記のように変更した。従来の手順ではMTの審議結果をTC又はSCのPメンバーに回付し意見を求めていたが、今回の変更により、TC又はSCがPメンバーに意見を求めたうえでISの追補、改正、廃止又は再確認を決定することになった。

(6) IS以外のIEC出版物であるTS、TR及びPASの発行手順

- a) TSは、NP段階からTSを作成する場合やCD/CDV/FDISからTSへ移行する場合等の手順がある。提案者は、TS原案(DTS)を提出する。TC/SCの12週投票により、投票したPメンバーの3分の2(2/3)以上の賛成で承認される。
- b) TRの提案者は、TR原案(DTR)を提出する。TC/SCの8週投票により、投票したPメンバーの単純過半数の賛成で承認される。
- c) PASの提案者は、PAS原案(DPAS)を提出する。TC/SCの8週投票により、投票したPメンバーの単純過半数の賛成で承認される。

(7) 特許の扱い

特許権(特許権には特許、実用新案、発明に基づく法律で定められた権利、及びこれらの申請で公開されたものを含む)でカバーされた事項を使用するISの開発に関し、「ISO/IEC専門業務用指針 第1部 2024年」の2.14項及び附属書I(ITU-T/ITU-R/ISO/IECの共通特許方針の実施ガイドライン)でルール化されており、ポイントは以下のとおりである。

- a) NPの提案者は、既知の特許権に関してTC/SCに注意を喚起する。規格案の作成に携わる関係者は、規格開発の全ての段階で知り得た特許権について、TC/SCに注意を喚起する。
- b) 提案者は、特許権の所有者に対して、その権利の全世界的なライセンスについて、妥当かつ非差別的な条件で全世界の申請者との交渉に応ずるとの声明を求める。この交渉は関係者に任せられ、IECの外部で行われる。声明が得られない場合は、その特許に関する事項をISに含めてはならない。
- c) 特許権者の声明文を受領するまで、CBの承認無しにISは発行されない。
- d) 特許権の存在が確認されたISには、その序文で「このISの準拠による特許権使用の可能性」について注意を喚起し、当該特許の保有者等の情報を記載する¹⁶。
- e) ISの発行後、規格に該当する特許が、妥当かつ非差別的な条件でライセンスされないことが明らかになった場合は、そのISを当該TC/SCに差し戻す。

¹⁶ 当該ISO/IEC専門業務用指針の箇条を「当該特許の保有者等の情報へのリンクを記載する」に更新することが2020年2月にSMBにより承認された。

参考:IS 及びそれ以外の IEC 出版物である TS、TR 及び PAS の発行までの手順を図 14 に示す。

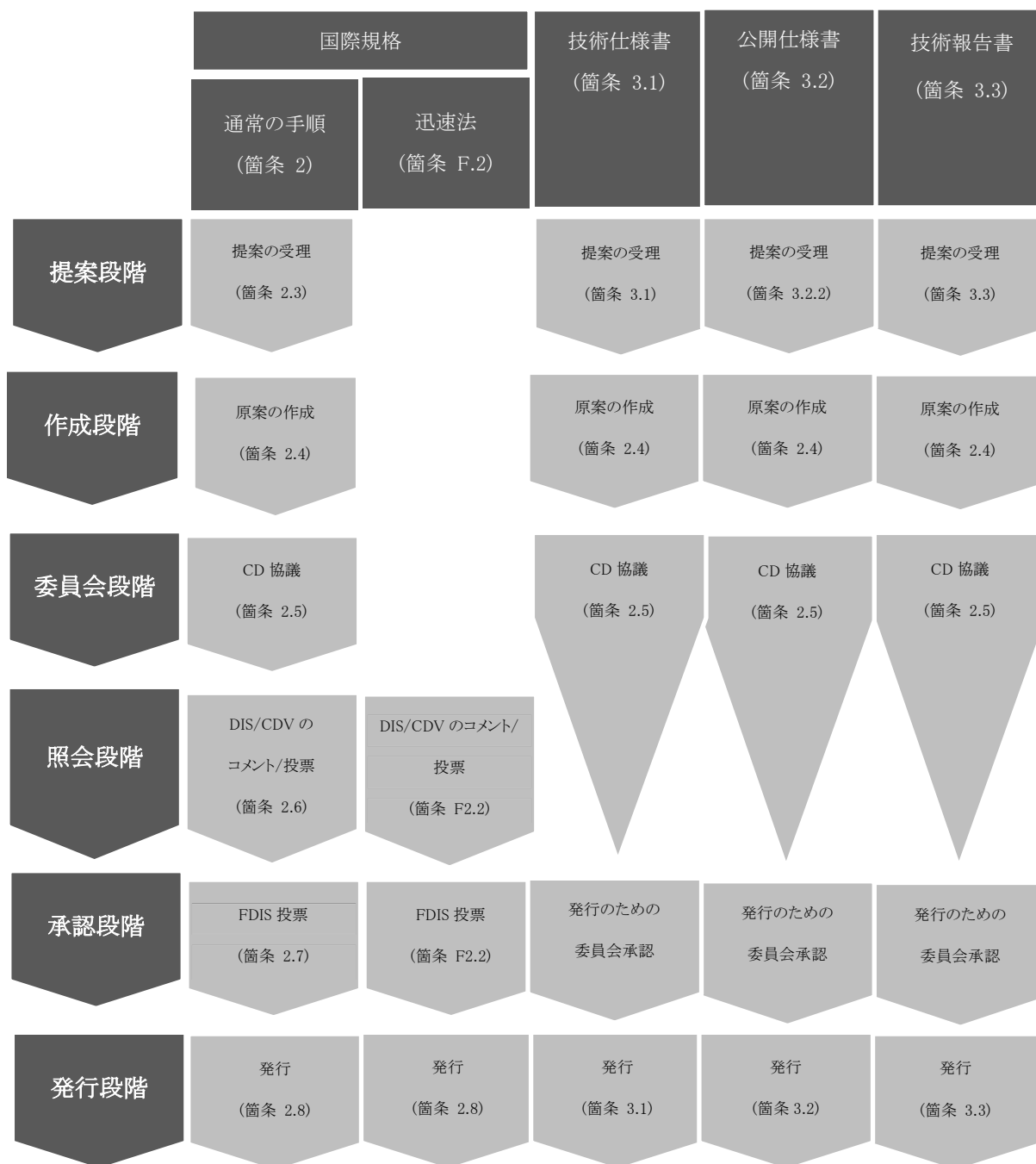


図 14 IEC 出版物の発行手順

参考 2. フランクフルト協定による CENELEC との協力

CENELEC のメンバーである 34 ヶ国は全て IEC に加盟しており、両機関は規格化作業の調整を図るため IEC-CENELEC 間で協力協定を締結している。この協定は 1991 年に締結されルガノ協定と呼ばれていたが、1996 年ドレスデン総会で改定承認され、ドレスデン協定と呼ばれることになった。

その後長らくドレスデン協定の下で作業が進められてきたが、国際 (IEC) レベルでの規格化作業を優先し、作業の重複をより一層避けるため、ドレスデン協定は 2016 年に改訂が承認され、同年 10 月の IEC フランクフルト総会で新協定が両機関代表により署名され、同時に名称がフランクフルト協定と改められた。フランクフルト協定の概要は次のとおりである。

1) 新作業の共同立案 (CENELEC からの NP 提案)

CENELEC 内で 5 ヶ国以上が参加を希望し、かつ IEC での目標期日 (Target Date) が CENELEC の目標期日以内の NP は、IEC へ提案される。フランクフルト協定では、CENELEC のステークホルダーのニーズが含められない場合 (例えば、欧州規制の枠組みに対応するためのテキストの整合化) CENELEC/BT (Technical Board: 技術評議会) が承認すれば CENELEC は作業を開始することが出来るようになった。

2) 並行投票

CENELEC/BT が CENELEC の範疇外と指定した IEC TC/SC/SyC が扱う案件及び、欧州規格 (EN) と整合性が無い IEC 規格の追補案を除いて、IEC における全ての CDV 及び FDIS は、自動的に CENELEC 内でも並行して投票に付される。除外案件は「並行投票除外リスト (exemption from parallel procedure)」において「IEC 単独案件 (used as such)」として扱われる。なお、IS 以外 (TS、TR) は並行投票の対象にならない。

3) 出版物の番号付け

フランクフルト協定において、IEC 規格と一致 (IDT) している欧州規格の番号を「EN IEC 6XXXX」とすることが新たに規定された。

4) 欧州規格及び規格案の IEC 規格への移行

CENELEC は、全ての欧州規格を IEC へ提出しなければならない。IEC の該当 TC/SC/SyC は提出された規格について、IEC 規格とするかどうかを判断する。また、IEC 規格と一致している欧州規格案は、SMB 及び BT による合意があれば、IEC において並行投票の対象となる。

(参照先 URL

https://assets.iec.ch/iecwebsite/partners/IEC-CENELEC_Frankfurt_Agreement%7B2016%7D.pdf)

CENELEC の Technical Committees 及び Subcommittees は以下の CENELEC ホームページに掲載されている (URL <https://standards.cenelec.eu/dyn/www/f?p=CENELEC:6>)。

参考 3. IEC と IEEE の協力及びライセンス協定

電気・電子分野において IEC の TC/SC が担当していない分野の国際標準化を促進するため、国際的に活動している標準化団体と個別に協定を締結し、当該標準化団体の規格にデュアルロゴを付して規格として発行できることが 2001 年のフィレンツェ総会で決定された。

これに基づいて、IEC と IEEE は「IEC-IEEE 間の協力及びライセンス協定」を 2002 年に締結し、IEEE 規格を IEC-IEEE デュアルロゴ規格として発行する手順が取り決められた。また、このライセンス協定を補完する形で、2007 年に「IEC-IEEE デュアルロゴメンテナンス手順」が定められ、更に 2008 年には、一つのプロジェクトを共同で並行開発できる手順を規定した「IEC-IEEE 共同開発協定」が締結され、両者の協力関係が一層強化された。

以下に、IEEE 規格を IEC-IEEE デュアルロゴ規格として発行する手順、及び、IEC と IEEE が国際規格を共同開発する手順の概要を示す。

(1) IEEE 規格を IEC-IEEE デュアルロゴ規格として発行する手順

- 1) IEEE は、IEC/IEEE デュアルロゴ規格としたい IEEE 規格を IEC へ申請する。
- 2) SMB メンバーによる QP 投票にて、IEC 規格として採用するために関係 TC/SC において迅速法による手順で 2 ヶ月の FDIS 投票から審議をするかどうかの承認が求められる。
- 3) この投票で合意が得られると、関係する TC/SC での FDIS 投票となる。
- 4) 審議の際の注意事項は、IEC 規格の技術内容として適切かどうかを判断すると共に、既存の IEC 規格と重複や矛盾が無いこと、単位が SI 単位系を用いていることや IEC 規格で定められた図記号が用いられているかを含めて審議することが重要である。
- 5) なお、IEEE が、既存の IEC/IEEE デュアルロゴ国際規格に影響を及ぼし得る IEEE 規格の全ての変更事項を IEC に連絡することが決められていると共に、IEC 内で改正及び修正の要請があった場合は、その旨を直ちに IEEE 側に通知することとなっている。

(2) IEC と IEEE が国際規格を共同開発する手順

- 1) IEC の TC/SC と IEEE 委員会は、共同開発プロジェクトの開始を希望する場合、相互に適切な IEEE 委員会又は IEC の TC/SC へコンタクトを取る。
- 2) 両機関で共同開発プロジェクトが必要であると合意された場合、IEC の TC/SC は NP を IEC SEC に提出し、IEEE は PAR (Project Authorization Request: プロジェクト承認要請) を IEEE-SA 標準評議会に提出する。NP 及び PAR がともに承認されれば、IEC と IEEE の合同 WG として JWG が正式に設置される。エキスパートの招集は IEEE が担当し、IEC からのエキスパートは NP 投票期間中に任命される。
- 3) JWG で作成された委員会原案 (CD) は、IEC SEC により各国国内委員会へ、IEEE TC/WG によりエキスパートへ回付され、コメントが求められる (3 ヶ月間)。
- 4) JWG は、CD に対するコメントを検討し、投票用委員会原案 (CDV) を作成する。JWG でコンセンサスが得られた CDV は、IEC で投票 (期間は 5 ヶ月)、IEEE でスポンサー投票 (期間は 30 日から 45 日) かけられる。IEC 及び IEEE の投票締切日は同じでなければならない。

- 5) CDV が投票により承認されると、CDV に対するコメントが解決された後、IEC ではコメント解決後の原案が IEC SEC により最終国際規格案(FDIS)として回付され、投票(期間は2ヶ月)にかけられる。IEEE では、コメント解決後の原案が TC により IEEE-SA 標準評議会に提出される。
- 6) 上記原案が両機関で承認されると、その文書は IEC-IEEE 共同国際規格として発行される。
- 7) IEC と IEEE で投票の不一致が起こった場合、関係する IEC 及び IEEE の TC は、相違点の調整が可能かどうかを決めることが望ましい。調整が不可能な場合、各機関は互いに独立して規格開発を継続できる。

IEC-IEEE 共同国際規格の開発手順の詳細は、2008 年 7 月 18 日発行の AC/22/2008 に記載されている。

参考 4. 刊行物

4.1 各種刊行物の定義

(1) 国際規格 (IS)

IEC によって採択された、公に利用可能な規格

備考:規格とは、共通かつ繰り返しの使用を図るため、諸活動又はその結果のための規則、指針又は特性を規定し、所定の文脈の中で最も望ましい水準を達成することを目指した、合意に基づいて制定され、認知された組織によって承認された文書。規格は、科学、技術、経験を集約した結果に基づいたもので、また、最適な社会的利益を目指すものであることが望ましい。

(2) 技術仕様書 (TS)

現時点では以下の状況であるが、将来的に IS として合意される可能性のある文書

- IS として承認されるための必要な支援が得られていない
- コンセンサスの形成が疑わしい
- 主題がまだ技術開発の途上にある
- IS として直ちに発行することが不可能な理由が他にある

備考:附属書を含め、TS の内容には要求事項が含まれることがある。TS が、既存の IS と矛盾することは許されない。同じテーマに関して、競合する TS は認められる。

(3) 技術報告書 (TR)

一般に IS 又は TS として発行される文書とは異なる種類の収集データを含めた文書

備考:このようなデータには、NC の間で行われた調査を通じて得られたデータ、他の国際機関の作業データ、特定テーマについての NC の規格に関する“先端技術”データ等がある。

(4) ガイド

国際標準化に関する規則、方向付け、アドバイス又は推奨事項を示した IEC 又は ISO と IEC が合同で発行する文書

備考:ガイドには、全ての IS 使用者に関連する事項を記載してもよい。

(5) IEC 公開仕様書 (IEC-PAS)

緊急の市場ニーズに対応するため、次のいずれかにより IEC が発行する文書

- IEC の外部組織におけるコンセンサス
- WG 内の専門家のコンセンサス

備考:PAS が既存の IS と矛盾することは許されない。同一のテーマに関して、競合する PAS は認められる。

(6) システム・リファレンス・デリバラブル (SRD)

SyC が作る配布物で、当該 SyC の分野における規格の仕様及び適用についての指針を示す文書。SRD は、他の IEC の配布物での場合と同じように参照され、規定文書 (normative document) となりうる。

4.2 主な刊行物

4.2.1. 一般に公開されている刊行物

以下の刊行物は IEC ホームページで公開されており、パスワード無しに無償でダウンロードが可能である。

- ◆ IEC 規約及び施行規則:
Statutes and Rules of Procedure (2024 edition)
(<https://iec.ch/news-resources/reference-material#governing>)
- ◆ 専門業務用指針:
ISO/IEC Directives, Part 1:2024 + IEC Supplement:2024: edition 2024 consolidated with IEC Supplement
ISO/IEC Directives, Part 2: 2021 edition 9.0 (2021-05): Principles and rules for the structure and drafting of ISO and IEC documents (<https://iec.ch/news-resources/reference-material#governing>)
- ◆ 国際電気標準用語集(英仏の他アラビア語、中国語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、(ベルギーの)オランダ語、フィンランド語、ドイツ語、イタリア語、日本語、韓国語、モンゴル語、ノルウェー語、ポーランド語、ポルトガル語、ロシア語、セルビア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語、スウェーデン語、トルコ語、ウクライナ語):
Electropedia (International Electrotechnical Vocabulary (IEV) online database
(<https://www.electropedia.org/>)
- ◆ IEC 技術用語集(英仏の二ヶ国語版): IEC Glossary
(<https://products.iec.ch/view/search/all?q=eyJtb2RlIjoiaR0xPU1NBUIkLCJzb3J0QnkiOiJ0ZXJtLS1hc2MiLCJsYW5ndWFnZSI6ImVuIn0%3D>)
- ◆ IEC 61355: Classification and designation of documents for plants, systems and equipment
(<https://std.iec.ch/iec61355>)
- ◆ IEC Common Data Dictionary (IEC 61360-4): Standard data element types with associated classification scheme for electric components
(<https://cdd.iec.ch/>)
- ◆ IEC 62474: Material declaration for products of and for the electrotechnical industry
(<https://std.iec.ch/iec62474>)
- ◆ 戦略プラン: Strategic Plan
(<https://www.iec.ch/strategic-plan>)
- ◆ 年間活動報告: IEC Annual Reports 2023 (年 1 回発行)
(<https://www.iec.ch/basecamp/iec-annual-report-2023>)
- ◆ IEC e-tech: IEC のトピックス (月 1 回発行)
(<https://etech.iec.ch/>)
- ◆ TC/SC 議長/国際幹事、WG/MT コンビナ、PT リーダ及びエキスパートの概要
(<https://www.iec.ch/standards-development/roles-and-responsibilities>)

4.2.2. 刊行物の発行状況

2024 年末時点、総出版数は 8,956 件であり、内訳は IS 7,617 件、TS 522 件、TR 738 件、IEC-PAS 32 件、SRD 30、ガイド 17 件である。

2024 年に発行された刊行物の総数は 559 件で、IS 455 件、TS 48 件、TR 43 件、IEC-PAS 2 件、SRD 9 件、ガイド 2 件である。

1983 年から 2024 年までの IS の発行状況は表 25 のとおりである。

表 25 IS 発行状況

年 発行数	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
IS 数	184	191	129	114	222	225	187	264	316	341	396

年 発行数	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
IS 数	335	429	351	437	382	384	423	465	544	491	397

年 発行数	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
IS 数	472	444	451	483	366	459	373	402	386	418	480

年 発行数	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
IS 数	476	507	401	477	485	463	380	417	455

4.2.3. アクセスが制限されている刊行物

◆ IEC ガイド

GUIDE 103 (1980)	寸法協調の手引
GUIDE 104 (2019)	安全出版物の作成並びに基本安全出版物及びグループ安全出版物の使用
GUIDE 107 (2014)	電磁両立性－電磁両立性出版物作成の手引
GUIDE 108 (2019)	IEC 出版物の整合性を確保するための指針－水平規格、水平出版物及びその適用
GUIDE 109 (2012)	環境側面－電気・電子製品規格への導入
GUIDE 110 (2014)	ホームコントロールシステム－安全性に関する指針
GUIDE 111 (2004)	高圧変電所内の高圧電気機器－製品規格のための共通箇条
GUIDE 111-1(2023)	高圧変電所の電気機器－製品およびシステム規格に関する共通箇条－第 1 部: AC (交流)
GUIDE 115 (2023)	電気技術部門における適合性評価活動への測定の不確かさの適用
GUIDE 116 (2018)	低電圧機器に関する安全関連リスクアセスメント及びリスク低減の指針
GUIDE 117 (2010)	電気工学機器－可触熱面の温度
GUIDE 118 (2024)	エネルギー効率の側面を含む、エネルギー効率に関する基本的およびグループのエネルギー効率に関する出版物の作成

GUIDE 120 (2023)	セキュリティ側面－出版物への導入指針
GUIDE 121 (2023)	規格における信頼できる環境関連性能評価方法の確保
GUIDE 122 (2024)	IEC 規格におけるハロゲン含有量の用語を定義するためのガイドライン

◆ ISO/IEC ガイド

GUIDE 2 (2004)	標準化及び関連活動－一般用語
GUIDE 14 (2018)	製品及び関連サービス－消費者向け情報
GUIDE 17 (2016)	小規模中小企業のニーズを考慮したライティングスタンダードの手引
GUIDE 21-1 (2005)	国際規格及びその他の国際規範文書の地域及び国家採用－第 1 部:国際規格の採用
GUIDE 21-2 (2005)	国際規格及びその他の国際規範文書の地域及び国家採用－第 2 部:国際規格以外の国際規範文書の採用
GUIDE 41 (2018)	包装－顧客のニーズに対処するための推奨事項
GUIDE 46 (2017)	消費者製品及び関連サービスの比較試験－一般原則
GUIDE 50 (2014)	安全側面－規格及びその他の仕様書における子供の安全の指針
GUIDE 51 (2014)	安全側面－規格への導入指針
GUIDE 59 (2019)	国代表組織による標準化活動への ISO 及び IEC 推奨基準
GUIDE 63 (2019)	医療機器の国際規格への安全側面の開発及び組入れのためのガイド
GUIDE 68 (2002)	適合性評価結果の承認及び受入れのための取決め
GUIDE 71 (2014)	規格におけるアクセシビリティ配慮のためのガイド
GUIDE 74 (2004)	図記号－消費者ニーズを考慮するための技術的指針
GUIDE 75 (2006)	産業オートメーションにおける将来の IEC 及び ISO 標準化のための戦略的原則
GUIDE 76 (2020)	サービス規格の開発－消費者問題への対処方法指針
GUIDE 77-1 (2008)	製品特性及びクラスの仕様のための手引－第 1 部:基本的利益
GUIDE 77-2 (2008)	製品特性及びクラスの仕様のための手引－第 2 部:技術的原則及びガイダンス
GUIDE 77-3 (2008)	製品特性及びクラスの仕様のための手引－第 3 部:獲得経験
GUIDE 98-1 (2024)	測定の不確かさの表現に関するガイド－第 1 部:はじめに
GUIDE 98-3 (2008)	測定の不確かさ－第 3 部:測定における不確かさの表現の手引(GUM:1995)
GUIDE 98-3 (2008)	補遺 1－モンテカルロ法を用いる分布の伝播
GUIDE 98-3 (2009)	ISO/IEC ガイド 98-3:2008/補遺 1:2008 正誤票 1:2009
GUIDE 98-3 (2011)	補遺 2－出力量の任意数の拡張
GUIDE 98-4 (2012)	測定の不確かさ－第 4 部:適合性評価における測定不確かさの役割
GUIDE 98-6 (2021)	測定の不確かさ－第 6 部:測定モデルの開発と使用
GUIDE 99 (2007)	国際計量計測用語－基本及び一般概念並びに関連用語 (VIM)

◆ ISO ガイド

GUIDE 64 (2008)	製品規格で環境問題を取り扱うためのガイド
GUIDE 73 (2009)	リスクマネジメント－用語

◇ その他

以下の有償刊行物については、規格開発を行うために使用する場合のみ、IEC ホームページから IEC に登録された TC/SC 役員等が無償でダウンロード可能である。

IEC 60061: Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety
(<https://std.iec.ch/iec60061>)

IEC 60191-2: Mechanical standardization of semiconductor devices – Part 2: Dimensions
(<https://std.iec.ch/iec60191-2>)

IEC 60417 and ISO7000: Graphical symbols for use on Equipment
(<https://www.graphical-symbols.info/equipment>)

IEC 60617: Graphical symbols for Diagrams
(<https://std.iec.ch/iec60617>)

参考5. TC/SC及び審議団体

表 26 TC/SCの名称及び審議団体(2025年4月時点)

TC/PC/SC番号	名称	日本の地位	幹事国	議長国	国内審議団体名	TEL	URL
TC 1	用語	P	IEC事務局	スウェーデン	一般財団法人日本規格協会	050-1741-5184	https://www.jsa.or.jp/
TC 2	回転機	P	英国	ドイツ	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 3	ドキュメンテーション、図記号及び技術情報の表現	P	スウェーデン	フィンランド	一般財団法人日本規格協会	050-1741-5184	https://www.jsa.or.jp/
TC 3/SC 3C	機器・装置用図記号	P	日本	中国	一般財団法人日本規格協会	050-1741-5184	https://www.jsa.or.jp/
TC 3/SC 3D	製品のクラス、プロパティ及び識別－共通データ辞書 (CDD)	P	ドイツ	日本	一般財団法人日本規格協会	050-1741-5184	https://www.jsa.or.jp/
TC 4	水車	P	カナダ	フランス	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 5	蒸気タービン	P	中国	米国	一般社団法人火力原子力発電技術協会	03-3769-3095	https://www.tenpes.or.jp/
TC 7	架空電気導体	P	中国	イタリア	一般社団法人日本電線工業会	03-3542-6035	https://www.jcma2.jp/
TC 8	電力供給に関わるシステムアспект	P	イタリア	フランス	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 8/SC 8A	再生可能エネルギー発電の系統連系	P	中国	デンマーク	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 8/SC 8B	分散電源系統	P	中国	スイス	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 8/SC 8C	電力ネットワークの運用・管理	P	中国	日本	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 9	鉄道用電気設備とシステム	P	フランス	イタリア	公益財団法人鉄道総合技術研究所	042-573-7234	https://www.rtri.or.jp/
TC 10	電気機器に用いる流体	P	イタリア	ドイツ	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 11	架空送電線路	P	南アフリカ	南アフリカ	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 13	電力量計測及び制御	P	ハンガリー	フランス	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 14	電力用変圧器	P	英国	ドイツ	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 15	固体電気絶縁材料	P	米国	ドイツ	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 17	高圧開閉装置及び制御装置	P	スウェーデン	フランス	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 17/SC 17A	開閉機器	P	スウェーデン	英国	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 17/SC 17C	組立品	P	ドイツ	フランス	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 18	船舶並びに移動及び固定式海洋構造物の電気設備	P	ノルウェー	英国	一般財団法人日本船舶技術研究協会	03-5575-6426	https://www.jstra.jp/
TC 18/SC 18A	船舶並びに移動及び固定式海洋構造物に関する電気ケーブル	P	イタリア	ドイツ	一般財団法人日本船舶技術研究協会	03-5575-6426	https://www.jstra.jp/
TC 20	電力ケーブル	P	ドイツ	英国	一般社団法人日本電線工業会	03-3542-6035	https://www.jcma2.jp/
TC 21	蓄電池	P	フランス	ドイツ	一般社団法人電池工業会	03-3434-0261	https://www.baj.or.jp/
TC 21/SC 21A	アルカリ蓄電池及び酸を含まない蓄電池	P	フランス	米国	一般社団法人電池工業会	03-3434-0261	https://www.baj.or.jp/
TC 22	パワーエレクトロニクス	P	スイス	ドイツ	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 22/SC 22E	安定化電源装置	P	ドイツ	フランス	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 22/SC 22F	送配電システム用パワーエレクトロニクス	P	IEC事務局	中国	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 22/SC 22G	可変速電気駆動システム	P	米国	デンマーク	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 22/SC 22H	無停電電源システム (UPS)	P	フランス	米国	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 23	電気用品	P	ベルギー	フランス	一般社団法人日本配線システム工業会	03-5640-1611	https://www.jewa.or.jp/
TC 23/SC 23A	電線管システム	P	英国	フランス	一般社団法人電気設備学会	03-6206-2720	https://www.ieiej.or.jp/
TC 23/SC 23B	プラグ、コンセント及びスイッチ	P	イタリア	ノルウェー	一般社団法人日本配線システム工業会	03-5640-1611	https://www.jewa.or.jp/
TC 23/SC 23E	住宅用及び類似用途の小形の遮断器	P	イタリア	スペイン	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5884	https://www.jema-net.or.jp/
TC 23/SC 23G	機器用ケーブル	P	ドイツ	スイス	一般社団法人日本配線システム工業会	03-5640-1611	https://www.jewa.or.jp/
TC 23/SC 23H	工業用及び類似用途の機器用並びに電気自動車用のプラグ、コンセント及びケーブル	P	フランス	ドイツ	一般社団法人日本配線システム工業会	03-5640-1611	https://www.jewa.or.jp/
TC 23/SC 23J	機器用スイッチ	P	ドイツ	カナダ	一般社団法人日本電気制御機器工業会	03-6285-2969	https://www.neca.or.jp/
TC 23/SC 23K	電気エネルギー効率化製品	P	フランス	ドイツ	一般社団法人日本配線システム工業会	03-5640-1611	https://www.jewa.or.jp/
TC 25	量及び単位	P	イタリア	ポルトガル	一般財団法人日本規格協会	050-1741-5184	https://www.jsa.or.jp/
TC 26	電気溶接	P	オーストリア	米国	一般社団法人日本溶接協会	03-5823-6324	https://www.jwes.or.jp/
TC 27	産業用電気加熱	P	ポーランド	ドイツ	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/

「IEC事業概要」のPDF版は、IEC活動推進会議(IEC-APC)が、制作・頒布するもので、IECへの理解をより深めていただきIEC国際標準化活動を推進いただくことを目的に会員以外の方々にも頒布するものです。

TC/PC/SC番号	名称	日本の地位	幹事国	議長国	国内審議団体名	TEL	URL
TC 29	電気音響	P	デンマーク	英国	一般社団法人日本音響学会	03-5256-1020	https://acoustics.jp
TC 31	爆発性雰囲気で使用する機器	P	英国	ドイツ	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5884	https://www.jema-net.or.jp/
TC 31/SC 31G	本質安全防爆	P	英国	ドイツ	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5884	https://www.jema-net.or.jp/
TC 31/SC 31J	危険場所の分類及び設置要件	P	クロアチア	ノルウェー	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5884	https://www.jema-net.or.jp/
TC 31/SC 31M	爆発性雰囲気で使用する非電気機械器具と保護システム	P	ドイツ	フランス	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5884	https://www.jema-net.or.jp/
TC 32	ヒューズ	P	フランス	スロベニア	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 32/SC 32A	高電圧ヒューズ	P	フランス	米国	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 32/SC 32B	低電圧ヒューズ	P	ドイツ	フランス	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5884	https://www.jema-net.or.jp/
TC 32/SC 32C	ミニチュアヒューズ	P	中国	ドイツ	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5884	https://www.jema-net.or.jp/
TC 33	電力用コンデンサ及びその応用技術	P	イタリア	スウェーデン	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 34	照明	P	英国	ドイツ	一般社団法人日本照明工業会	03-6803-0501	https://www.jlma.or.jp/
TC 34/SC 34A	光源類	P	英国	オランダ	一般社団法人日本照明工業会	03-6803-0501	https://www.jlma.or.jp/
TC 34/SC 34B	ランプ類口金・受金・ゲージ及びランプソケット	P	ドイツ	中国	一般社団法人日本照明工業会	03-6803-0501	https://www.jlma.or.jp/
TC 34/SC 34C	ランプ補助装置	P	英国	イタリア	一般社団法人日本照明工業会	03-6803-0501	https://www.jlma.or.jp/
TC 34/SC 34D	照明器具	P	英国	ドイツ	一般社団法人日本照明工業会	03-6803-0501	https://www.jlma.or.jp/
TC 35	一次電池	P	日本	米国	一般社団法人電池工業会	03-3434-0261	https://www.baj.or.jp/
TC 36	がいし	P	スウェーデン	フランス	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 36/SC 36A	ブッシング	P	イタリア	スウェーデン	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 37	避雷器	P	米国	英国	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 37/SC 37A	低圧サージ防護デバイス (SPD)	P	米国	フランス	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 37/SC 37B	低圧サージ防護部品	P	米国	フランス	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 38	計器用変成器	P	イタリア	フランス	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 40	電子機器用コンデンサ及び抵抗器	P	オランダ	ドイツ	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 42	高電圧・大電流試験技術	P	カナダ	ドイツ	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 44	機械類の安全性 — 電氣的側面	P	英国	ドイツ	一般社団法人日本機械工業連合会	03-6302-1653	https://www.jmf.or.jp/
TC 45	原子力計測	P	IEC事務局	ドイツ	一般社団法人日本電気計測器工業会	03-3662-8183	https://www.jemima.or.jp/
TC 45/SC 45A	原子力施設の計測制御	P	フランス	米国	一般社団法人日本電気計測器工業会	03-3662-8183	https://www.jemima.or.jp/
TC 45/SC 45B	放射線防護計測	P	フランス	米国	一般社団法人日本電気計測器工業会	03-3662-8183	https://www.jemima.or.jp/
TC 46	通信用伝送線及びマイクロ波受動部品	P	米国	ドイツ	一般社団法人電子情報通信学会	03-3433-6691	https://www.ieice.org/jpn_r/index.html
TC 46/SC 46A	同軸ケーブル	P	ドイツ	中国	一般社団法人電子情報通信学会	03-3433-6691	https://www.ieice.org/jpn_r/index.html
TC 46/SC 46C	平衡型ケーブル	P	フランス	ドイツ	一般社団法人電子情報通信学会	03-3433-6691	https://www.ieice.org/jpn_r/index.html
TC 46/SC 46F	無線及びマイクロ波受動回路部品	P	米国	ドイツ	一般社団法人電子情報通信学会	03-3433-6691	https://www.ieice.org/jpn_r/index.html
TC 47	半導体デバイス	P	韓国	米国	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 47/SC 47A	集積回路	P	日本	ドイツ	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 47/SC 47D	半導体パッケージング	P	日本	米国	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 47/SC 47E	個別半導体デバイス	P	韓国	日本	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 47/SC 47F	MEMS	P	日本	韓国	一般財団法人マイクロマシンセンター	03-5835-1870	http://www.mmc.or.jp/
TC 48	電気・電子機器用コネクタ及び機械的構造	P	米国	イタリア	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 48/SC 48B	電子機器用コネクタ	P	米国	ドイツ	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 48/SC 48D	電気・電子機器用の機械的構造	P	ドイツ	日本	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 49	周波数制御・選択・検出デバイス	P	日本	ドイツ	一般社団法人電子情報通信学会	03-3433-6691	https://www.ieice.org/jpn_r/index.html
TC 51	磁性部品、フェライト及び圧粉磁性材料	P	日本	米国	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 55	巻線	P	米国	ドイツ	一般社団法人日本電線工業会	03-3542-6035	https://www.jcma2.jp/
TC 56	総合信頼性 (ディペンダビリティ)	P	英国	日本	一般財団法人日本規格協会	050-1741-5184	https://www.jsa.or.jp/
TC 57	電力システム管理及び関連する情報交換	P	ドイツ	フランス	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/

TC/PC/SC番号	名称	日本の地位	幹事国	議長国	国内審議団体名	TEL	URL
TC 59	家庭用及びこれに類する電気機器の性能	P	ドイツ	スイス	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5888	https://www.jema-net.or.jp/
TC 59/SC 59A	電気食器洗機の性能	P	中国	ドイツ	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5888	https://www.jema-net.or.jp/
TC 59/SC 59C	家庭用及びこれに類する電気加熱機器	P	ドイツ	フランス	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5888	https://www.jema-net.or.jp/
TC 59/SC 59D	家庭用電気洗濯機の性能	P	イタリア	ドイツ	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5888	https://www.jema-net.or.jp/
TC 59/SC 59F	電気掃除機の性能	P	スウェーデン	ドイツ	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5888	https://www.jema-net.or.jp/
TC 59/SC 59K	電子レンジ、オーブン及び類似器具の性能	P	ドイツ	米国	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5888	https://www.jema-net.or.jp/
TC 59/SC 59L	小形家電器具の性能	P	イタリア	中国	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5888	https://www.jema-net.or.jp/
TC 59/SC 59M	家庭用電気冷蔵・冷凍機器の性能	P	イタリア	ブラジル	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5888	https://www.jema-net.or.jp/
TC 59/SC 59N	空気清浄機の性能	P	米国	中国	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5888	https://www.jema-net.or.jp/
TC 61	家庭用電気機器の安全性	P	米国	英国	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5888	https://www.jema-net.or.jp/
TC 61/SC 61B	電子レンジ及び類似機器の安全性	P	ドイツ	日本	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5888	https://www.jema-net.or.jp/
TC 61/SC 61C	冷蔵機器の安全性	P	ドイツ	イタリア	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5888	https://www.jema-net.or.jp/
TC 61/SC 61D	家庭用空調機器の安全性	P	米国	デンマーク	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5888	https://www.jema-net.or.jp/
TC 61/SC 61H	農場機具の安全性	O	ニュージーランド	オーストラリア	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5888	https://www.jema-net.or.jp/
TC 61/SC 61J	業務用掃除機	O	ドイツ	米国	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5888	https://www.jema-net.or.jp/
TC 62	医用電気機器、ソフトウェア及びシステム	P	ドイツ	米国	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 62/SC 62A	医用電気機器、ソフトウェア及びシステムの共通事項	P	米国	英国	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 62/SC 62B	医用画像診断機器、ソフトウェア、及びシステム	P	ドイツ	中国	一般社団法人日本画像医療システム工業会	03-3816-3450	https://www.jira-net.or.jp/
TC 62/SC 62C	放射線治療、核医学及び放射線量測定のための医用機器、ソフトウェア及びシステム	P	ドイツ	米国	一般社団法人日本画像医療システム工業会	03-3816-3450	https://www.jira-net.or.jp/
TC 62/SC 62D	個別医用電気機器、ソフトウェア及びシステム	P	米国	ドイツ	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 64	電気設備及び感電保護	P	ドイツ	フランス	一般社団法人日本電気協会	03-3216-0553	https://www.denki.or.jp/
TC 65	工業用プロセス計測制御	P	フランス	ドイツ	一般社団法人日本電気計測器工業会	03-3662-8183	https://www.jemima.or.jp/
TC 65/SC 65A	システム一般	P	英国	日本	一般社団法人日本電気計測器工業会	03-3662-8183	https://www.jemima.or.jp/
TC 65/SC 65B	計測及び制御機器	P	米国	ドイツ	一般社団法人日本電気計測器工業会	03-3662-8183	https://www.jemima.or.jp/
TC 65/SC 65C	工業用ネットワーク	P	フランス	カナダ	一般社団法人日本電気計測器工業会	03-3662-8183	https://www.jemima.or.jp/
TC 65/SC 65E	企業システムにおける装置及び統合	P	米国	フランス	一般社団法人日本電気計測器工業会	03-3662-8183	https://www.jemima.or.jp/
TC 66	計測、制御及び研究用機器の安全性	P	英国	米国	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 68	磁性合金及び磁性鋼	P	ドイツ	イタリア	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 69	電動道路車両・産業車両用の電力/エネルギー伝達システム	P	ベルギー	スペイン	一般財団法人日本自動車研究所	03-5733-7927	https://www.jari.or.jp/
TC 70	外郭による保護等級の分類	P	ドイツ	イタリア	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5884	https://www.jema-net.or.jp/
TC 72	自動制御装置	P	米国	米国	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5888	https://www.jema-net.or.jp/
TC 73(休止中)	短絡電流	P	ノルウェー	ドイツ	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 76	レーザ機器の安全性	P	米国	米国	一般財団法人光産業技術振興協会	03-5225-6431	https://www.oitda.or.jp/
TC 77	電磁両立性	P	ドイツ	ナイジェリア	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 77/SC 77A	低周波現象	P	フランス	米国	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 77/SC 77B	高周波現象	P	フランス	-	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 77/SC 77C	高電磁界過渡現象	P	英国	米国	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 78	活線作業	P	フランス	米国	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 79	警報及び電子セキュリティシステム	P	フランス	ベルギー	一般社団法人電気設備学会	03-6206-2720	https://www.ieiej.or.jp/
TC 80	船舶航法及び無線通信装置とシステム	P	英国	フィンランド	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 81	雷保護	P	イタリア	ドイツ	一般社団法人電気設備学会	03-6206-2720	https://www.ieiej.or.jp/
TC 82	太陽光発電システム	P	米国	日本	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5884	https://www.jema-net.or.jp/
TC 85	電磁気量計測器	P	中国	フランス	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 86	ファイバオプティクス	P	米国	メキシコ	一般社団法人電子情報通信学会	03-3433-6691	https://www.ieice.org/jpn_r/index.html
TC 86/SC 86A	光ファイバ・光ファイバケーブル	P	フランス	スウェーデン	一般社団法人電子情報通信学会	03-3433-6691	https://www.ieice.org/jpn_r/index.html

TC/PC/SC番号	名称	日本の地位	幹事国	議長国	国内審議団体名	TEL	URL
TC 86/SC 86B	光ファイバ接続部品・受動部品	P	日本	英国	一般社団法人電子情報通信学会	03-3433-6691	https://www.ieice.org/jpn_r/index.html
TC 86/SC 86C	光ファイバシステム・能動部品	P	米国	日本	一般社団法人電子情報通信学会	03-3433-6691	https://www.ieice.org/jpn_r/index.html
TC 87	超音波	P	英国	ドイツ	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 88	風力発電システム	P	デンマーク	英国	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5884	https://www.jema-net.or.jp/
TC 89	火災危険性試験	P	ドイツ	オランダ	一般財団法人日本規格協会	050-1741-5184	https://www.jsa.or.jp/
TC 90	超電導	P	日本	フランス	一般社団法人日本電線工業会	03-3542-6035	https://www.jcma2.jp/
TC 91	電子実装技術	P	日本	ドイツ	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 94	補助継電器	P	オーストリア	ドイツ	一般社団法人日本電気制御機器工業会	03-6285-2969	https://www.neca.or.jp/
TC 95	保護リレー及び保護リレー装置	P	フランス	スウェーデン	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 96	変圧器、リアクトル、電源ユニット等	P	ドイツ	ドイツ	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5884	https://www.jema-net.or.jp/
TC 97	空港の照明及びビーコンに係る電気設備	P	スペイン	フランス	国土交通省航空局 航空灯火・電気技術室	03-5253-8745	https://www.mlit.go.jp/koku/index.html
TC 99	交流1kV超過・直流1.5kV超過の高電圧電気設備の絶縁協調とシステムエンジニアリング	P	オーストラリア	ドイツ	一般社団法人日本電気協会	03-3216-0553	https://www.denki.or.jp/
TC 100	オーディオ・ビデオ・マルチメディアシステム及び機器	P	日本	ドイツ	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 100/TA 1	音声・映像・データサービス・コンテンツ用端末	-	韓国	日本	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 100/TA 2	色彩の計測と管理	-	米国	日本	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 100/TA 5	マルチメディア対応ケーブルネットワーク	-	日本	日本	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 100/TA 6	ストレージ媒体・データ構造・機器・システム	-	日本	日本	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 100/TA 15	ワイヤレス給電	-	韓国	韓国	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 100/TA 17	自動車向けのマルチメディアシステム及び機器	-	韓国	日本	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 100/TA 18	エンドユーザネットワーク向けのマルチメディアホームシステムとアプリケーション	-	日本	日本	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 100/TA 19	マルチメディアシステムおよび関連機器環境とエネルギー	-	ドイツ	米国	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 100/TA 20	アナログ・デジタル・オーディオ	-	日本	英国	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 100/TA 21	仮想現実(VR)、拡張現実(AR)、複合現実(MR)システムおよび機器	-	韓国	米国	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 101	静電気	P	ドイツ	米国	一般財団法人日本電子部品信頼性センター	03-5830-7601	https://rcj.or.jp/
TC 103	無線通信用送信装置および受信装置	P	日本	韓国	一般社団法人電子情報通信学会	03-3433-6691	https://www.ieice.org/jpn_r/index.html
TC 104	環境条件、分類及び試験方法	P	スウェーデン	ドイツ	一般財団法人日本規格協会	050-1742-8331	https://www.jsa.or.jp/
TC 105	燃料電池技術	P	ドイツ	韓国	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5888	https://www.jema-net.or.jp/
TC 106	人体ばく露に関する電界、磁界及び電磁界の評価方法	P	ドイツ	日本	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 107	航空用電子部品のプロセスマネジメント	P	英国	ブラジル	一般社団法人日本航空宇宙工業会	03-3585-1481	https://www.sjac.or.jp/
TC 108	オーディオ・ビデオ、情報技術、通信技術分野における電子機器の安全性	P	米国	米国	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会	03-6809-5198	https://www.jbmia.or.jp/index.php
TC 109	低圧系統内機器の絶縁協調	P	ドイツ	オランダ	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 110	電子ディスプレイ	P	日本	中国	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 111	電気・電子機器、システムの環境規格	P	イタリア	日本	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 112	電気絶縁材料とシステムの評価と認定	P	ドイツ	オランダ	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 113	電気・電子分野の製品及びシステムのナノテクノロジー	P	ドイツ	韓国	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 114	海洋エネルギー(波力・潮力変換)	P	英国	米国	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 115	100kVを超える高電圧直流送電システム	P	中国	ドイツ	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 116	電動工具の安全性	P	米国	ドイツ	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5888	https://www.jema-net.or.jp/
TC 117	太陽熱発電	P	スペイン	ドイツ	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5884	https://www.jema-net.or.jp/
TC 119	プリントドエレクトロニクス	P	韓国	ドイツ	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 120	電気エネルギー貯蔵システム	P	日本	フランス	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 121	低圧開閉装置及び制御装置並びにその組立品	P	フランス	ドイツ	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5884	https://www.jema-net.or.jp/
TC 121/SC 121A	低圧開閉装置及び制御装置	P	フランス	ドイツ	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5884	https://www.jema-net.or.jp/
TC 121/SC 121B	低圧開閉装置及び制御装置組立品	P	ドイツ	英国	一般社団法人日本電機工業会	03-3556-5884	https://www.jema-net.or.jp/

TC/PC/SC番号	名称	日本の地位	幹事国	議長国	国内審議団体名	TEL	URL
TC 122	UHV 交流送電システム	P	日本	中国	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 123	電力流通設備のアセットマネジメント	P	日本	英国	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
TC 124	ウェアラブルエレクトロニックデバイス及びテクノロジー	P	韓国	日本	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
TC 125	e-Transporters	P	ベルギー	中国	一般社団法人ロボットデリバリー協会	03-6272-5023	https://robot-delivery.org
PC 126	バイナリー発電システム	P	日本	日本	一般財団法人日本規格協会	050-1741-5184	https://www.jsa.or.jp/
PC 127	発電所及び変電所用低電圧補助電力システム	O	中国	アイルランド	-	-	-
PC 128	電気設備の運用	O	フランス	ドイツ	一般財団法人日本規格協会	050-1741-5184	https://www.jsa.or.jp/
TC 129	発電・送電・配電システムにおけるロボット活用	P	中国	中国	一般社団法人電気学会	03-3221-7201	https://www.iee.jp/
PC 130	医療用冷蔵機器	P	中国	中国	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/japanese/
PC 131	自動車駆動用電動機	P	オーストリア	ドイツ	一般財団法人日本自動車研究所	03-5733-7927	https://www.jari.or.jp/
PC 132	業界横断的な一貫した効果的な電子ラベリング	P	米国	米国	-	-	-
CISPR	国際無線障害特別委員会	P	英国	スウェーデン	総務省 電波環境課	03-5253-5905	https://www.soumu.go.jp/
CISPR/A	無線妨害波測定及び統計的手法	P	米国	イタリア	総務省 電波環境課	03-5253-5905	https://www.soumu.go.jp/
CISPR/B	工業、科学及び医療用無線周波機器、その他の(重)工業機器、架空送電線、高電圧機器並びに電気鉄道に関する妨害	P	日本	英国	総務省 電波環境課	03-5253-5905	https://www.soumu.go.jp/
CISPR/D	車載電気・電子機器及び内燃機関により駆動する装置に関する妨害	P	ドイツ	米国	総務省 電波環境課	03-5253-5905	https://www.soumu.go.jp/
CISPR/F	家庭用機器、電動工具、電気照明機器その他類似機器に関する妨害	P	オーストラリア	英国	総務省 電波環境課	03-5253-5905	https://www.soumu.go.jp/
CISPR/H	無線業務保護のための妨害波許容値	P	韓国	ドイツ	総務省 電波環境課	03-5253-5905	https://www.soumu.go.jp/
CISPR/I	情報技術機器、マルチメディア機器及び放送受信機の電磁両立性	P	日本	米国	総務省 電波環境課	03-5253-5905	https://www.soumu.go.jp/
SyC AAL	Active Assisted Living (自立生活支援)	P	日本	中国	一般財団法人日本規格協会	050-1742-6135	https://www.jsa.or.jp/
SyC BDC	バイオ・デジタル・コンバージェンス	O	IEC事務局	カナダ	経済産業省 生物化学産業課	03-3501-8625	-
SyC COMM	コミュニケーション技術及びアーキテクチャ	P	IEC事務局	ドイツ	一般財団法人日本規格協会	050-1742-6135	https://www.jsa.or.jp/
SyC LVDC	低圧直流給電システム	P	IEC事務局	インド	一般社団法人電気設備学会	03-6206-2720	https://www.ieej.or.jp/
SyC SET	持続可能な電気輸送	N	中国	ドイツ	-	-	-
SyC SM	スマートマニファクチャリング	P	米国	ドイツ	ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会	03-6302-1861	https://www.jmfrri.gr.jp/
SyC Smart Cities	スマートシティ	P	IEC事務局	英国	一般財団法人日本規格協会	050-1742-6135	https://www.jsa.or.jp/
SyC Smart Energy	スマートエナジー	P	IEC事務局	フランス	一般財団法人日本規格協会	050-1742-6135	https://www.jsa.or.jp/
JTC 1	情報技術	P	米国	米国	一般社団法人情報処理学会	03-3431-2808	https://itscj.ipsj.or.jp/
JTC 1/SC 2	符号化文字集合	P	日本	日本	一般社団法人情報処理学会	03-3431-2808	https://itscj.ipsj.or.jp/
JTC 1/SC 6	通信とシステム間の情報交換	P	韓国	韓国	一般社団法人情報処理学会	03-3431-2808	https://itscj.ipsj.or.jp/
JTC 1/SC 7	ソフトウェア及びシステム技術	P	インド	インド	一般社団法人情報処理学会	03-3431-2808	https://itscj.ipsj.or.jp/
JTC 1/SC 17	カードおよび個人識別用セキュリティデバイス	P	英国	英国	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会	03-6809-5010	https://www.jbmia.or.jp/index.php
JTC 1/SC 22	プログラム言語、その環境及びシステムソフトウェアインタフェース	P	米国	米国	一般社団法人情報処理学会	03-3431-2808	https://itscj.ipsj.or.jp/
JTC 1/SC 23	情報交換及び保存用デジタル記録再生媒体	P	日本	日本	一般社団法人情報処理学会	03-3431-2808	https://itscj.ipsj.or.jp/
JTC 1/SC 24	コンピュータグラフィクス、画像処理及び環境データ表現	P	英国	韓国	一般社団法人情報処理学会	03-3431-2808	https://itscj.ipsj.or.jp/
JTC 1/SC 25	情報機器間の相互接続	P	ドイツ	ドイツ	一般社団法人情報処理学会	03-3431-2808	https://itscj.ipsj.or.jp/
JTC 1/SC 27	情報セキュリティ、サイバーセキュリティおよびプライバシー保護	P	ドイツ	ドイツ	一般社団法人情報処理学会	03-3431-2808	https://itscj.ipsj.or.jp/
JTC 1/SC 28	オフィス機器	P	日本	日本	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会	03-6809-5010	https://www.jbmia.or.jp/index.php
JTC 1/SC 29	音声、画像、マルチメディア、ハイパーメディア情報符号化	P	日本	米国	一般社団法人情報処理学会	03-3431-2808	https://itscj.ipsj.or.jp/
JTC 1/SC 31	自動認識及びデータ取得技術	P	米国	米国	一般社団法人情報処理学会	03-3431-2808	https://itscj.ipsj.or.jp/
					一般社団法人電子情報技術産業協会	-	https://www.jeita.or.jp/
JTC 1/SC 32	データ管理及び交換	P	米国	米国	一般社団法人情報処理学会	03-3431-2808	https://itscj.ipsj.or.jp/
JTC 1/SC 34	文書の記述と処理の言語	P	日本	英国	一般社団法人情報処理学会	03-3431-2808	https://itscj.ipsj.or.jp/
JTC 1/SC 35	ユーザーインターフェース	P	フランス	フランス	一般社団法人情報処理学会	03-3431-2808	https://itscj.ipsj.or.jp/
					一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会	03-6809-5010	https://www.jbmia.or.jp/index.php
JTC 1/SC 36	学習、教育、研修のための情報技術	P	韓国	オーストラリア	一般社団法人情報処理学会	03-3431-2808	https://itscj.ipsj.or.jp/

「IEC事業概要」のPDF版は、IEC活動推進会議(IEC-APC)が、制作・頒布するもので、IECへの理解をより深めていただきIEC国際標準化活動を推進いただくことを目的に会員以外の方々にも頒布するものです。

TC/PC/SC番号	名称	日本の地位	幹事国	議長国	国内審議団体名	TEL	URL
JTC 1/SC 37	バイオメトリクス	P	米国	米国	一般社団法人情報処理学会	03-3431-2808	https://itscj.ipsj.or.jp/
JTC 1/SC 38	クラウドコンピューティング及び分散プラットフォーム	P	米国	米国	一般社団法人情報処理学会	03-3431-2808	https://itscj.ipsj.or.jp/
JTC 1/SC 39	ITとデータセンタのサステナビリティ	P	米国	米国	一般社団法人電子情報技術産業協会	-	http://www.jeita.or.jp/
JTC 1/SC 40	ITサービスマネジメントとITガバナンス	P	オーストラリア	オーストラリア	一般社団法人情報処理学会	03-3431-2808	https://itscj.ipsj.or.jp/
JTC 1/SC 41	インターネット・オブ・シングスおよびデジタルツイン	P	韓国	カナダ	一般社団法人情報処理学会	03-3431-2808	https://itscj.ipsj.or.jp/
JTC 1/SC 42	人工知能	P	米国	米国	一般社団法人情報処理学会	03-3431-2808	https://itscj.ipsj.or.jp/
JTC 1/SC 43	ブレインコンピュータインターフェース	P	中国	中国	一般社団法人情報処理学会	03-3431-2808	https://itscj.ipsj.or.jp/
JTC 1/SC 44	プライバシー・バイ・デザインの分野における消費者保護(仮称)	P	イギリス	ドイツ	一般社団法人情報処理学会	03-3431-2808	https://itscj.ipsj.or.jp/
JTC 3	量子技術	P	英国	韓国	一般社団法人量子技術による新産業創出協議会	03-5229-6883	https://qstar.jp/

表 27 TC の名称及び業務範囲(2025 年 4 月現在)

TC/ PC/SyC 業務範囲	名称
TC 1	用語
IEV の「一般概念」に関する部を開発しメンテナンスする。 他の IEC 委員会(すなわち、専門委員会、分科委員会及びシステムコミッティ)と協力する。 IEC 用語集に関連したあらゆる事項に関する方法論的な助言及び支援を提供する。 IEV の適用範囲内の用語及び定義の統合を行うこと、それにより可能な限り IEV の正確さを確保する(すなわち、個々の IEV 用語は相互に首尾一貫していること、個々の概念は一つの優先語により識別され、異なる概念は別々の用語で区別されること、IEV が基礎とする構造的な原理及び ISO/IEC Directives IEC Supplement の Annex SK に規定されたその他のルールが尊重されること) TC 1 テクニカルオフィサーと協力して、用語集に関連した IEC 活動の支援及び調整を行い、IEV の目的を確実に達成する。	
TC 2	回転機
回転機(電圧、出力、または寸法の制限なし)の仕様に関する国際規格を整備する。 ただし以下はスコープ外。 -TC 9 の範囲内のトラクションモーター: 電気鉄道機器 -TC 69 の範囲内のモーターと発電機: 電気自動車と電気産業用トラック -自家用車及び商用車両で使用するモーターと発電機 -航空または宇宙用途で使用するモーターおよび発電機	
TC 3	ドキュメンテーション、図記号及び技術情報の表現
ドキュメンテーション、図記号、技術情報の表現に関する分野の標準化。 1) 機械可読を意識した情報の表現に焦点を当てた規則、原則、及び方法。これには以下が含まれるが、これらに限定されない。 -クラス及びプロパティの定義及び識別(例: セマティックデータ)、 -オントロジー及び共通データ辞書(例: CDD など)、 -技術データの構造化及びドキュメンテーション管理のための情報モデル、 -既存の通信手段に基づく情報交換。 これには、デバイス、システム、又はプラントのライフサイクル全体に必要な情報の定義、調整、及び管理が含まれ、ドキュメンテーションの側面も含む。 2) 人の知覚に焦点を当てた情報の表現に焦点を当てた規則、原則、及び方法。これには以下が含まれるが、これらに限定されない。 -ドキュメンテーションにおける情報の提示、 -ドキュメンテーションで使用するための図記号、 -機器と人間とのインタラクションの図記号。 規格は、アナログ又はデジタルの表現形式に関係なく、ドキュメンテーション又は機器に表示される表現及び図記号を扱うが、ドキュメンテーションの開発に関する要件も含んでもよい。 3) 電気設備、機器、及びマンマシンインターフェースにおける情報の一般的及び安全関連のマーキング、識別、及び配置に関する規則、原則、及び方法。これには以下が含まれるが、これらに限定されない。 -マーキング及び識別に使用される場合の色の意味と代替手段、 -指示装置及びアクチュエータの配置、 -デバイスを指示及び作動させるためのコーディング原理、 -電気及び電子部品、装置及び機器の端子指定、 -特定の指定された導体の指定、 -電源及びその特性に関連する定格をもつ電気及び電子機器のマーキング、 -裸導体及び絶縁導体のマーキング。	
TC 4	水車
水力発電開発に関連する水車および関連機器の国際規格の整備	
TC 5	蒸気タービン
蒸気タービン受渡試験に関する規格改正準備	

TC/ PC/SyC	名称
業務範囲	
TC 7	架空電気導体
次の項目を含む架空電気導体の作成と利用のための標準及び仕様書の準備 - すべてのタイプの架空地線。 - すべての形状の円形及び非円形素線 - 例えばアルミニウム、銅、複合材料による補強コア又はそれらを組み合わせた導体 - 運用上に当たり架空電気導体の特性を評価するための試験方法 - 継続的な電氣的/機械的保守メンテナンスのため、導体に直接接続するハードウェア及び附属品に対し TC 11 との協力 OPGW 規格 (IEC60794-4) の発行のように、架空電気導体、架空地線に使用される架空光ケーブルにおける SC 86A との協力	
TC 8	電力供給に関わるシステムアспект
他の TC / SC と協力しながら、電力供給システムのシステム全体の側面と電気エネルギーのユーザーにとって許容できるコストと品質のバランスに重点を置いた国際規格の開発およびその他の成果物の作成を行う。 電力供給システムには、送電、配電、発電機および系統に接続される負荷が含まれる。 これらスコープには、次の分野の標準化が含まれるが、これらに限定されない。 - 電力供給分野の用語 - 公共の電力系統によって供給される電力の特性 - システムの観点からの系統管理 - ネットワークユーザーの接続と配電網統合 - マイクログリッド、地方電力供給システムなどの分散型電力供給システムの設計と管理 これらは、効率的で安全なデータ通信に依存するが、TC 8 のスコープには、配電網に接続された機器との通信及び送電網にサービスを提供する通信インフラストラクチャの標準化は含まれない。 TC 8 は、標準電圧、電流、および周波数に関する基本的な規格 (水平規格) のメンテナンスを担当し、これらの分野における IEC 出版物の一貫性を保つ責任を担う。 TC 8 は、CIGRE、CIRED、IEEE、AFSEC、IEA など、電力供給の分野で活動しているいくつかの組織とも協力していく。	
TC 9	鉄道用電気設備とシステム
鉄道車両・地上設備・鉄道運用の管理システム (監視、情報、通信、信号および処理システムを含む)、それらのインタフェースと生態系環境の国際規格を準備すること。 これらの標準は、鉄道ネットワーク、都市輸送ネットワーク (地下鉄、トラム、トロリーバス、完全自動化輸送システムを含む)、磁気浮上輸送システムを包含する。 これらの標準は、システム、構成要素とソフトウェアに関するもの、そして、それらは電気と電気機械の両者として取り扱う。そして、後者については電氣的な要因に従うアイテムに限られる。 これらの標準は、電気機械に関するものとパワーデバイスのハードウェア部品およびソフトウェア部品と同じように取り扱う。	
TC 10	電気機器に用いる流体
液体および気体誘電体に関する製品仕様、試験方法、メンテナンスおよび使用ガイドを整備する。また、蒸気タービン、発電機、制御システム用の潤滑油および制御流体の仕様とメンテナンスのガイドを整備し、そのような流体の試験方法の準備を支援する。	
TC 11	架空送電線路
1 kV AC および 1.5 kV DC を超える架空送電線の国際規格を整備する (鉄道電線サポートおよび送電線材料を除く) 。 これらの規格は、国内事情と想定される安全レベルが異なる国内規制の指針となる設計基準を提供する。 これらの規格は、送電線の機械的負荷と強度、支持物、取付金具および基礎の点検、試験を扱う。 必要な機械的負荷に耐えるための支持物と基礎の設計要求を含む。 TC 7 および 36 による架空電気導体およびガイシのテストに関する事項は除外する。	
TC 13	電力量計測及び制御
計器試験機器、試験方法を示した国際規格だけでなく、発電所、ネットワーク間、エネルギーユーザーおよび生産者で使用されるスマートメータ機器及びスマートグリッドを構成するシステムを対象とした AC および DC 電気エネルギー測定および制御の分野の標準化を行う。 除外: 消費者と生産者を相互接続する計測機器のインターフェイスの標準化 (TC 57 でカバー)	

TC/ PC/SyC	名称
業務範囲	
TC 14	電力用変圧器
産業用途を含む発電、送電、変電時に使用される以下の分野の標準化 ・電力変圧器 ・リアクトル(インダクタ) ・上記の補器(タップ切替器、冷却システム等) ・調整機器および附属品 ・中性点接地機器(接地変圧器、接地リアクトル、接地抵抗器等) TC 14 でカバーする電力変圧器及びリアクトルは少なくともひとつの最小電圧が 1000V 以上の機器で、かつ単相 1kVA 以上の定格電圧のものである。 TC 14 の規格は他の TC がカバーしていない低電圧の電力変圧器及びリアクトルに適用することができる。絶縁ブッシングは SC 36A がカバーしており、絶縁流体は TC 10 がカバーしている。 除外: 計器用変圧器 試験用変圧器 鉄道車両に取り付けられた牽引変圧器 溶接用変圧器 TC 96 がカバーするアプリケーション用変圧器	
TC 15	固体電気絶縁材料
固体電気絶縁材料単独および単純な組み合わせの仕様を含む国際規格を整備する。これには、ワニスやコーティングなど、液体状態で適用されるが、固体に硬化するコーティングが含まれる。 注:TC 15 は、電気デバイス製造プロセスによる絶縁材料の組み合わせとしてではなく、「単純な組み合わせ」を絶縁材料(例:IEC 60626 に準拠した複合材料)として厳密に捉えている。これは、試験中に材料試験片に電極を含める必要性を除外しない。 TC 15 は、個々のタイプの材料の定義、一般要件、および仕様を確立する。標準には、仕様に必要な試験方法とガイダンスが含まれる。	
TC 17	高圧開閉装置及び制御装置
定格電圧が 1kV AC および 1.5 kV DC を超える高圧スイッチギア、コントロールギアおよびその部品、更に関連する制御デジタル通信、計測、信号伝達、保護、調整他の機器をカバーする規格、技術仕様、技術レポートを整備する。	
TC 18	船舶並びに移動及び固定式海洋構造物の電気設備
船舶、移動及び固定式海洋構造物、海中機器、オフショア及び陸上の電力伝送設備、及び船陸間の設備に関する電気設備及び機器の国際標準を作成するにあたり、優れた慣行を取り入れ、既存の規制と IEC 出版物を可能な限り考慮する。 この委員会で作成する規格は主に次のものに関する: - 船舶並びに移動及び固定式海洋構造物の安全性を促進する要因; - 生命の安全を促進する要因; - 環境の保全を促進する要因。 規格では以下を定めている: - 海上人命安全条約(SOLAS 条約)及び移動式海洋掘削ユニットに関する国際コード(IMO MODU コード)の要件の実際的な解釈と実施法。 - 各国主管庁のために、国内及び国際的に定められた規制に準拠するための可能な方法。 - 船主、造船所(建造者)及び適切な組織が、例えば、各国主管庁の規制への準拠を文書化するために使用する、推奨される慣行に基づいた、一貫した規定。 また、部品の互換性を促進し、定格、種類、寸法、材料、品質、試験方法などの IEC 規格を適切に示すことにより、エネルギー、信号、データの輸送用ケーブルを含む機器の選択と調達を容易にし、購入者と供給者の間の取引を円滑にする。	
TC 20	電力ケーブル
配線および発電、配電、送電で使用するための、絶縁された電力および制御ケーブル、その附属品、ケーブルシステムの設計、テスト、および最終用途の推奨事項(定格電流を含む)の国際標準を準備する。電圧と電流の範囲に制限はなく、太陽光発電設備用ケーブル、電気自動車用充電ケーブル、HVDC ケーブル(陸上および海中)、高温超伝導(HTS)ケーブル、電流を流して熱を発生させる加熱ケーブルなどを業務範囲に含む。SC 18A の対象となる海洋用途向けに特別に設計されたケーブルは含まない。通信、データ伝送、その他の非電力用途のケーブルはすべて他の TC が所管している。TC 20 には以下のケーブル火災関連試験の安全面の機能もある。 -火炎伝播試験	

TC/ PC/SyC	名称
業務範囲	
-耐火性試験 -煙の光学密度テスト -腐食性テスト	
TC 21	蓄電池
すべてのタイプの二次電池、すなわち充電式電池の二次電池セル及び組電池に関する化学的性質、製品の寸法、マーキングと性能、設計の本質的な安全性、申請書の認定試験並びに設置、操作、保守及び廃棄の安全規則に関連する規格を提供すること。主な用途は次のとおり: ・SLI(始動、照明、点火)及びスタート/ストップ使用のための自動車用(車、トラック、オートバイ) ・電動フォークリフトなどの産業車両用 ・通信、UPS、非常用照明及び電源バックアップ用途の産業用、軍事インフラ用 ・電気自動車、ハイブリッド車、ゴルフカート及び電動二輪車などの車両用 ・可搬型機器及び装置(機械工具、照明、コンピューター)などのポータブル電源用 ・航空機、鉄道及び船舶などの推進、電源バックアップ及びエンジン始動用 ・独立電源及び系統接続電源における再生可能エネルギーのエネルギー貯蔵用 なお、TC 120 でカバーされる大規模な系統統合電気貯蔵システムの場合は、エネルギー貯蔵装置(バッテリーまたは電気化学的蓄積サブシステム)に限定される。 鉛酸、ニカド、ニッケル水素及びリチウムイオンのような商業的に成熟した電気化学的エネルギー貯蔵技術並びに高温型バッテリー(ナトリウム/硫黄、ナトリウム/塩化ニッケルなど)やフローバッテリーのような新しい貯蔵技術が含まれる。活動は技術と用途に応じて、TC 21 と SC 21A の間で共有される。アプリケーションの標準化とシステム統合のために、TC 21 は担当委員会の TC 8、TC 9、TC 34、TC 69、TC 82、TC 105、TC 116、TC 120、ISO/ TC 114、ISO/TC 333 及び ISO TC 22/SC 37 と協力している。	
TC 22	パワーエレクトロニクス
制御、保護、監視および測定のための手段を含む、電力変換および電力スイッチングのためのシステム、機器、およびそれらのコンポーネントに関する国際規格を整備する。 注 1-範囲内に含まれるコンポーネントには、電子デバイスを含む 注 2-範囲には、電源供給以外の電気通信装置は含まない グループ安全機能:太陽光、風力、潮力、波力、燃料電池または同様のエネルギー源用の電力電子変換システムおよび機器	
TC 23	電気用品
家庭用及びこれに類する用途の交流用及び直流用の電気アクセサリ及び関連システムの規格を作成する。「これに類する」には、オフィス、商業施設及び工業施設、病院、公共の建物などの場所が含まれる。 これらの電気アクセサリ 1) 及び関連システムは次のとおり。 固定設置用、並びに電気器具 2) 及びその他の電気/電子機器内又はそれらと併用するためのもので、電子部品、関連ソフトウェア、デジタルインターフェースが含まれる場合がある。 ・通常は技能者又は熟練者によって設置され、一般人によって使用される。3) 注 1) 電気アクセサリは次のとおり。 ・接続装置、クランプユニット、アダプタ、ケーブルリール、コード延長セット及びコードセット、照明器具の接続装置、プラグ及びコンセント、カプラ ・住宅用及びビル用電子システム(HBES)/ビル用自動制御システム(BACS)、(機械式及び電子式)スイッチ、固定設置用電子式拡張ユニット、接触器、電気エネルギー効率化製品及びシステム、音声信号装置 ・ケーブル管理システム、アクセサリ用エンクロージャ ・自動再投入装置、過電流保護用回路遮断器、アーク故障電流の影響による火災リスクを軽減する装置、感電防止装置、保護装置の追加機能、電源周波数過電圧保護装置、電気自動車充電用保護装置 注記:保護装置の追加機能(測定、監視、通信)は機能安全の側面には対応していない。 注 2) 電気器具内又はそれと併用するアクセサリの例:プラグ、コンセント、スイッチ、機器用カプラ、回路遮断器 注 3) “熟練者”、“技能者”、及び“一般人”という用語については、出版物 IEC61140、3.30、3.31、及び 3.32 を参照 TC23 の各分科委員会間、及び IEC 内外の他の技術団体との間で、安全性、EMC、デジタル化、調整、性能、互換性、相互運用性、可換性、エネルギー効率、持続可能性、及び電気エネルギーのグローバル管理に貢献する電気アクセサリの用語に関する側面を調整する。 多くの電気アクセサリと関連システムは建物のインフラストラクチャの基本的な部分であるため、TC21、TC22、TC34、TC57、TC61、TC64、TC72、TC82、TC108 などの TC との調整/協力が必要である。 建物敷地内の照明システムについては、TC23 が制御装置や専用ネットワークの特定の側面などの電気アクセサリを担当する。 注記:制御装置と照明システムに関する動作の詳細は、現在 IEC JAG13 TC23-TC34 で検討中。	

TC/ PC/SyC	名称
業務範囲	
グループ安全機能 ・ 独立した存在として、又は最終製品の不可欠な部分として、主に外部電源導体を接続するための接続装置で、導体断面積が0.2 mm²から35 mm²までの銅導体及び50 mm²までのアルミニウム導体で使用される。データ及び信号回路用の接続装置は除く。 ・ 住宅用及びビル用電子システム(HBES)／ビル用自動制御システム(BACS)のための製品及び接続される機器のインターフェースの電氣的危険性に関する安全要求事項。4) 注4)当初はACOSとSMBによって承認されたが、ACOS、TC61、TC72との継続的な議論が行われている。 ・ 残留電流デバイス(定義については、SC23Eの責任下にあるIEC 60755を参照)	
TC 25	量及び単位
電気・電子技術に用いられる量及び単位の国際規格を作成すること。本国際規格が対象とする範囲は、量及び単位の定義、名称、文字記号、用法、それらの表記の相互関係、それらの表記に使われる記号や符号である。	
TC 26	電気溶接
専門家及び非専門家のための電氣的および機械的な危険に対する防護のために、すべての安全および環境の保護を考慮し、通常及び有害な溶接環境の両方において、電気溶接及び関連プロセスのための機器の使用、設置、構造に関連したEMF及びEMC事項、電気安全などの標準化を行う。電磁プロセスを除くすべての電気溶接プロセスが含まれる。	
TC 27	産業用電気加熱
電気加熱、材料の電磁処理および電気加熱をベースにした処理技術を対象とした産業機器および設備の分野の標準化を行う。 注: 対象範囲は、以下の機器を使用した産業設備である。 -直接および間接抵抗加熱装置 -電気抵抗トレース加熱装置 -誘導加熱機器 -材料に対するEMの影響を使用する機器 -サブマージアーク加熱を含むアーク加熱機器 -エレクトロスラグ再溶解装置 -プラズマ加熱装置 -マイクロ波加熱装置 -誘電加熱装置 -電子ビーム加熱装置 -レーザー加熱装置 -赤外線放射加熱機器 リストは、機器とそのアプリケーションの典型的な例を示しており、網羅的ではありません。	
TC 29	電気音響
電気音響分野の機器や測定法の国際規格を立案する。ただし以下については対象外とする。 a) TC 100で扱われる、音響・ビデオ録画の標準。 b) TC 100で扱われる、オーディオ・AV工学分野の機器の標準 c) TC 87で扱われる、超音波技術の標準や用語 注:ただしTC 87との共通分野については親密な連携を維持する。	
TC 31	爆発性雰囲気で使用する機器
ガス、蒸気、ミスト、または可燃性粉塵による爆発性雰囲気で使用する機器に関する国際規格の開発及び管理	
TC 32	ヒューズ
以下を決定するためのすべてのタイプのヒューズの仕様に関する国際規格を整備する。 1.ヒューズの取り付けと運用の条件を示す上で不可欠な特性 2 ヒューズが満たすべき要件、そのような要件への準拠を確認するための試験およびこれら試験が準拠する手順 3.マーキング 以下の標準値のためのヒューズ国際標準を整備する。	

TC/ PC/SyC	名称
業務範囲	
1.特性: 定格電圧、電流、および破壊容量 2.高電圧および低電圧ヒューズの固定および互換性に関する範囲	
TC 33	電力用コンデンサ及びその応用技術
パワーコンデンサとその応用に関する標準化	
TC 34	照明
次の国際規格及び関連 IEC 成果物の作成, レビュー及び維持を行う: (a) 光源類及びその部品 (b) 口金及びランプソケット (c) 光源類及び照明装置のための制御装置及びコントロールデバイス (d) 照明器具 (e) 照明システム (f) (a)、(b)、(c)、(d)及び(e)に関連するその他の機器 (a)から(f)の項目には、殺菌目的の紫外線照射、園芸用途、ウエルビーイングなど、物体を可視化する以外の光放射の効果に焦点を当てた製品やシステムも含まれる。 互換性に関する規定には、照明システム内の部品間の共存、相互運用性及び互換性に必要な要件を含めることができる。 建物内の照明システムについては、TC 34 は、光源、照明器具、コントロールデバイス、専用プロトコル及び専用ネットワークの特定の側面を担当している。 コントロールデバイス及び照明システムに関する作業の詳細は、TC 23/JAG 13「TC23-TC34」で現在検討中である。 適用範囲については、IEC 60050-845:2020 の用語及び定義を適用する。そこに規定されていないが、TC/SC 34 規格に含まれる用語は、IEC 用語集で入手可能である。	
TC 35	一次電池
一次電池の国際規格を開発する。特に、一次電池の仕様、寸法、性能、安全に関連する国際規格に加えて環境に関するガイダンス規格を開発する。	
TC 36	がいし
架空送電線、変電所及びそれらのカップリングのためのブッシング、がいしを含む高電圧システムおよび機器向けがいしの標準化	
TC 37	避雷器
以下に関する国際規格の整備 -避雷器およびサージ保護デバイス(SPDs)の仕様 -システムに対する適切な保護のために十分な信頼性がある避雷器の選択と、有効な結果を導き出す使用条件の定義	
TC 38	計器用変成器
AC および/または DC の電流および/または電圧計器用変圧器の分野での標準化(センシングデバイス、信号処理、データ変換、アナログまたはデジタルインターフェイスなどのサブパーツを含む)	
TC 40	電子機器用コンデンサ及び抵抗器
この国際規格の適用範囲を以下に示す。 a) 電子機器用のコンデンサ、抵抗器、サーミスタ及びバリスタ。 b) EMI 抑制用コンデンサ、抵抗器とインダクタ、そして完全電磁干渉抑制(EMI)フィルタユニット (注記参照)。 c) 抵抗器、コンデンサ、インダクタまたは、それらを組み合わせた集積回路またはネットワーク。 最終的なパッケージの寸法は、TC 47 の要求事項を可能な限り適用する。 d) 自動実装用電子部品の包装であり、すべての関連する部品技術委員会を代表して行われる活動である。 e) 電気・電子機器用電気二重層キャパシタ 注記: インダクタに関する TC 51、EMI 抑制特性の測定に関する CISPR、電磁両立性(EMC)に関する TC 77 の関連規格について、可能な限り考慮すること。 EMI 抑制部品とフィルタユニットの安全面について、TC 61、TC 66、TC 108、その他関連する IEC の TC とのリエゾン関係を維持すること。	

TC/ PC/SyC	名称
業務範囲	
TC 42	高電圧・大電流試験技術
高電圧高電流試験技術に対応するために、高電圧 AC、DC、インパルス試験、高電流試験といった様々な形式の試験の国際規格を整備する。	
TC 44	機械類の安全性 — 電氣的側面
手持ちで使用するものを除き、移動可能な機器を含む機械類(高レベルのシステムの側面を除き、同期して一緒に動作する機械のグループを含む)で使用する、電気装置及びシステムの適用に関する標準化をおこなう。 機械に電源を接続した時点で、装置は当 TC の対象となる。制御機器と機械類の電気装置との間のインターフェース(ローカルエリアネットワークとフィールドバスを除く)の標準化。機械類、それに関連する機器及び環境から生じる危険源から人を保護することに関連した電気装置及びシステムの標準化。機械類の安全性に関するすべての事項について ISO との調整をおこなう。	
TC 45	原子力計測
原子力用途に固有の計装用の電気および電子機器およびシステムに関する国際規格の作成	
TC 46	通信用伝送線及びマイクロ波受動部品
通信ネットワーク用途のアナログ、デジタル伝送システムや装置で用いられる金属銅配線材料、ケーブル、導波管、高周波コネクタ、高周波パッシブ部品類の語彙、設計、特性および関連する評価方法や品質アセスメントでの要求事項の制定とメンテナンスを行う。TC 51 で担当する磁気コンポーネントやフェライト素子などは本技術委員会の対象外である。	
TC 47	半導体デバイス
ディスクリットデバイス、集積回路、ディスプレイデバイス、センサー、電子組立部品、インターフェース、半導体デバイスの設計、製造、使用、再利用に関する環境に配慮した手法による国際標準化。 ウェーハレベルの信頼性、半導体パッケージの概要、用語と定義、品質管理、物理環境試験方法、個別半導体の試験方法、デバイスの仕様、インターフェイス要件、およびアプリケーションが含まれる。 なお、下記は当 TC の対象から除外されている。 - 受動部品または抵抗器、コンデンサ、それらの組込部品 (TC 40) - 太陽光発電変換システム、太陽光発電システム (TC 82) - TC 22, TC 86, JTC 1 の領域に含まれるデバイス - 光ファイバー通信用の光電子半導体デバイス/ディスクリット (TC 86)	
TC 48	電気・電子機器用コネクタ及び機械的構造
電子及び電気機器のコネクタ、接続デバイス、機械的構造の標準化。 注 1: RF コネクタは、TC 46 及び RF ケーブルでカバーされるため、技術委員会では扱わない。ただし、RF 接点を使用するハイブリッドコネクタは TC 48 が扱う。TC 46 及び TC 86 のドキュメントで定義されている適切なテスト方法、用語などが適用される。 注 2: コンポーネントのソケットは、関連する技術委員会と協力して検討するものとする。 注 3: 他の委員会がすでに扱っている分野の安全要件は、この技術委員会では扱わない。	
TC 49	周波数制御・選択・検出デバイス
周波数制御・選択・検出用の圧電・誘電・静電デバイス及び関連する材料に関する国際規格の開発 (TC 29 および TC 87 が扱う圧電トランスデューサーと、SC 47F が扱うアクティブデバイスを除く)	
TC 51	磁性部品、フェライト及び圧粉磁性材料
以下に関する規格を準備する: - 磁性特性を示し、情報通信、コンピュータ、自動車、オーディオビジュアル、デジタルカメラ、照明、太陽光及び風力発電システム、溶接、誘導加熱、パワーコンディショニング (UPS)、ワイヤレス給電、RFID、医療を含む、幅広いアプリケーション分野の電子機器向けの部品及びコンポーネント - そのようなコンポーネントに関連する部品 - そのようなコンポーネントを使用したトランスとインダクタの測定方法、試験及び仕様 - フェライト及び圧粉磁性材料	
TC 55	巻線
環境保護と人間の健康の安全性の必要性に注意しながら、電気工学のすべての分野のニーズを考慮して、導体材料、形状、サイズ、または被覆の種類に関係なく、電気巻線のワイヤの国際規格を準備する。巻線規格は、製品仕様、テスト手順、およびパッケージングをカバーする。	

TC/ PC/SyC	名称
業務範囲	
TC 56	総合信頼性(ディペンダビリティ)
IEC 専門委員会などが通常扱っていない分野も含む全ての適切な技術分野で、総合信頼性(ディペンダビリティ)に関連する国際標準を作成する。総合信頼性は、要求されたときに、その要求どおりに遂行するための経時依存性をもつ能力である。総合信頼性は、適用分野固有の機能上及びサービス上の特性に適合させた中核的特性であるアベイラビリティ、信頼性、保全性及び支援性という専門用語により表現できる。 TC 56 の標準は、製品、プロセス及びマネジメント活動に関連している。これらの標準は、ライフサイクル全体にわたる総合信頼性評価、技術上のリスク評価並びにサービス及びシステムのマネジメントのための体系的な方法とツールを提供する。 総合信頼性は、品質マネジメント、資産マネジメント、リスクマネジメント及び財務上の意思決定における重要な技術分野である。製品及びサービスの総合信頼性評価に関する、アベイラビリティとその中核的性能特性である信頼性、保全性及び支援性、並びに、回復性、存続可能性、完全性、セキュリティなどの適用分野固有の性能特性を用いて、ライフサイクルプロセスを通じて総合信頼性は管理運用される。	
TC 57	電力システム管理及び関連する情報交換
電力システムの計画、運用、保守に使われる EMS(エネルギー管理システム)、SCADA(監視制御およびデータ収集)、配電自動化、搬送保護方式およびリアルタイムおよび非リアルタイム情報の関連情報交換を含む電力システム制御機器およびシステムの国際規格を整備する。 電力システム管理は、TC 57 のスコープ外と思われる機器、システムおよびデータベースの遠隔制御とインターフェイスを含む、コントロールセンター内の制御、変電所と個々の基本機器を含む。 高電圧下での特殊な条件は考慮されなければならない。 注 1: IEC の他の TC および ITU や ISO などの組織によって作成された規格は、適用可能であれば使用される。 注 2: TC 57 は主に電力パワーシステムの規格を担当するが、これらの規格は関連機関を他の地理的に広範囲なプロセスへ適用する際に役立つ場合がある。 注 3: 計測/保護リレー及びこれらのシステムで使用される制御監視機器に関連する規格が TC 95 で取り扱われる一方で、TC 57 はシステムを制御するためのインターフェイスとトランスミッションの観点における遠隔保護システムを取り扱う。電子計測と負荷制御に関する機器に関連する規格が TC 13 で取り扱われる一方で、TC 57 は、消費者と、システムを制御するエナジーマネージメント形インターフェイスを求める生産者を相互接続するための機器のインターフェイスを取り扱う。	
TC 59	家庭用及びこれに類する電気機器の性能
家庭用電気器具または業務用電気機器の性能を決定する上で重要で、かつ、ユーザーの関心が高い特性の測定方法に関する国際規格の開発。ここには、販売時点で提供される家電機器の使用に関する側面、家電製品の分類、アクセシビリティ及び使いやすさ、人間工学的特性及び条件に関する情報も含まれる。 注記 1: 家庭用電気器具とは、洗濯、清掃、加熱、冷却、調理などのハウスキーピング機能を目的とした機器及びシェーバー、ヘアケア器具、調理器具などの家庭環境での使用を意図した機器を指す。家庭環境と類似の条件で非専門家によって使用される場合も家庭用電気器具と見做される。例: -店舗、オフィス、またはその他の同様の作業環境 -農家 -ホテル、モーテルの客室及びその他の住宅型の環境 -ベッド内及び朝食の環境 注記 2: 業務用電気機械器具とは、当該機器を使用する訓練を受けた者によって使用される機器及び素人が業務用用途で使用することを宣言している機器を指す。 注記 3: 産業用機器は TC 59 の適用範囲外とする。 注記 4: TC 59 は、他の IEC または ISO の TC で適用範囲として明示的に示されている家電機器は取り扱わない。	
TC 61	家庭用電気機器の安全性
家庭用電気器具の安全要件の整備。IEC/TC が存在しない類似分野の機器の安全要件整備も対象とする。 注記 1: TC 61 は、他の TC の適用範囲として明示的に示されている機器は取り扱わない。 注記 2: 家庭以外の分野に関する TC 61 の特定のプロジェクトは、新 TC に移管すべきとの勧告に繋がる可能性がある。	
TC 62	医用電気機器、ソフトウェア及びシステム
TC 62 の業務範囲は、医用電気機器、ソフトウェア及びシステムの安全及び性能に焦点を当てた国際規格及びその他の出版物を準備することである。 備考: TC 62 は、これまで傘下の SC で扱っていなかった新技術に関する調整と対応を行っている。SC 62A は、医用電気機器、ソフトウェア及びシステムの共通的な課題を扱う。個別の医用電気機器、ソフトウェア及びシステムについては、SC 62B、SC 62C 及び SC 62D が扱う。この業務範囲には、他 TC/SC の業務の範疇とも言える標準化アイテムも含んでいることから、作業は各 TC/SC 間の協力を通じて行われる。	

TC/ PC/SyC	名称
業務範囲	
TC 64	電気設備及び感電保護
次の事項に関する国際規格を作成する。 - 電圧の区分に関わらず、機器、設備及びシステムで生じる感電に対する保護。 - 交流 1 kV 又は直流 1.5 kV 以下の電圧で供給する、あらゆる種類の電気設備の設計、適正な使用を想定した施工及び検証。ただし、次の IEC 委員会の対象となる設備を除く: TC 9, TC 18, TC 44, TC 97, TC 99。 - TC 99 と協調して、1 kV を超えて 35 kV までの建築物における電気設備の設計、施工及び検証について、TC 99 に関する事項に対する追加的要求事項。 規格の目的は次のとおりでなければならない: - 設備と電気機器の協調に関する要求事項を定める - 専門委員会が使用するための、感電保護に関する基本的な安全要求事項を定める - 電気の使用により生じる他の危険(例: 熱影響、過電流、故障電流、電圧障害)に対する保護のための安全要求事項を定める - 設置用途の機器の選択に必要な動作特性と性能基準を指定する - そのような要件事項を必要とする可能性がある IEC 加盟国に、一般的なガイダンスを提供する - さらに、国内法規の違いによって妨げられる可能性のある国際交流を促進する この規格は、使用する電気機器の選定に関する事項以外、当該電気機器の個々の事項については対象としない。	
TC 65	工業用プロセス計測制御
工業用プロセスにおける計測、制御と自動化のためのシステムと機器に関する国際規格の作成。安全やセキュリティの側面を含むこれらシステムへのコンポーネントと機能の統合に影響を与える標準化活動の調整。この標準化作業は、機器およびシステムの国際的な分野で実施されることになっている。 TC 65 は、IEC ガイド 108 に従って、以下のように定義されたサイバーセキュリティの水平機能を有する。 以下を含むオペレーショナルテクノロジーのためのサイバーセキュリティ。 - 設計から廃棄までの全ライフサイクル(サプライチェーン等を含む) - 技術的、組織的、手続き的要件 - コンポーネント、サブシステム、システム	
TC 66	計測、制御及び研究用機器の安全性
試験および測定機器、工業プロセス制御機器および実験機器の安全規格を整備する。 これらの機器は以下を含む。 a) 計測、試験、生成、および分析する機器とシステム、単純および複雑な電磁量および電磁的手段により物理量を測定する機器 注: この装置の安全性以外は、他の TC によってカバーされる。 b) 工業プロセスの計測と制御のための機器とシステム 注: この機器の安全性以外は、TC 65 によってカバーされる。ただし、SC 65A が電気/電子/プログラム制御可能な電子システムの機能安全に関する水平安全機能を担当し、SC 65B がプログラム制御可能なコントローラの機能安全を担当する。 c) 材料の分析、取り扱い、準備のための実験装置 注: この機器には、研究、医療、産業、教育の分野および環境モニタリングのための材料の準備、処理、分析のための測定機器、システム、およびそれらの付属品が含まれる。 TC 66 は、上記のカテゴリ a) ~ c) の機器に関する IEC ガイド 104 に準拠したグループ安全機能を持つ。	
TC 68	磁性合金及び磁性鋼
電気技術的用途に関連する合金および鋼の磁気的およびその他の物理的特性に関する国際基準を整備する。 注: TC 68 の作業は、常に IEC / TC 51 および ISO / TC 17 の活動と調整する必要がある。	
TC 69	電動道路車両・産業車両用の電力/エネルギー伝達システム
充電式エネルギー貯蔵システム (RESS) から電流を取り出す電動道路車両・産業車両 (以下、EV) 用の電力/エネルギー伝達システムに関する出版物を準備する。電力/エネルギー伝達手段にはコンダクティブ、ワイヤレス及び電池交換が含まれる。 出版物は例えば以下を取り扱う事ができる: - 一般要件(例えば、安全性、EMC、構造、試験) - 機能要件(例えば、充電モード) - EV と EV 供給装置間の通信 - EV と供給ネットワーク間の電力/エネルギー伝達 (G2V、V2G)	

TC/ PC/SyC	名称
業務範囲	
・ 付加価値サービス提供を考慮した該当インフラ管理 EVには乗用車、バス、二輪車、三輪車、軽量四輪車、トラック、貨物用車、トレーラ、特殊産業車両などが含まれる。 列車、トラム、トロリーバスは TC 69 のスコープ外とする。	
TC 70	外郭による保護等級の分類
外来固形物や水の浸入および危険な部品へのアクセスに対する外郭による保護等級の試験方法に関する国際規格の整備。保護等級は IP コードで表現される。IEC 文書で使用されるアクセスプローブの標準化。 注記：既に IEC 文書で規定されている試験方法がある場合、その試験方法を TC 70 として規定することは意図しない。 例：Publication 68.水平安全機能 外来固形物や水の侵入、人と可動部との接触に対する外郭による保護等級及びアクセスプローブの標準化 の等級は、IP コードで示されなければならない。	
TC 72	自動制御装置
製品固有の安全性と機能的安全性、およびアプリケーションの安全性に関連する動作特性の国際基準を整備。適用範囲は、住宅・ビル、家電機器、電気機器、および非電気機器に搭載される自動電気制御装置の評価基準が含まれる。適用範囲には、セントラルヒーティング、エアコン、プロセスヒーティング、ビルオートメーションなどの専用の製品規格が存在しない産業用製品も含まれる。さらに、次の製品も適用範囲に含まれる。 1) 温度、圧力、化学薬品、時間の経過、湿度、光、静電効果、流量、または液面などのパラメータに応答または制御する機械的、電気機械的、電氣的、または電子的に作動する自動電気制御装置。 2) 主に家庭用および類似の目的の機器や装置で使用される小型モーターの始動に使用される自動電気制御装置。モーターに組み込まれているもの、モーターから分離しているものがある。 3) 自動制御デバイスに関連付けられている非自動制御デバイス 4) 快適生活に資するビルオートメーション、エネルギー管理、太陽光発電システム、蓄電池管理システム、代替燃料アプリなどのアプリケーション機能に搭載される自動電気制御。ただし設備全体のエネルギー効率はこの TC72 の活動範囲には含まず、これは IEC/SC23K の活動範囲である。 5) クラウドベースのテクノロジーを駆使し制御機能を実行する自動電気制御。 6) 水素などの代替燃料用のガストレインやパスの一部となる可能性のある自動電気制御装置。 7) 自動電気制御装置で使用される、または自動電気制御装置と関連して使用されるセンサーおよびセンシング技術。	
TC 73	短絡電流
短絡電流計算の標準化された手順および短絡電流の熱的および機械的影響に関する国際規格を整備する。 規格は、可能な限り、非専門技術者による使用が促進されるものでなければならない。	
TC 76	レーザ機器の安全性
光放射を生成する製品の安全性及び安全使用のための国際安全規格及び指針 (ICNIRP 及び CIE の勧告に基づく、レーザ放射の場合は 180 nm～1 mm、非レーザ光源の場合は 200 nm～3000 nm の波長範囲での、被ばく放出限界及び最大許容露光量の導出、並びに関連する製造要件の規定を含む) の作成及び維持管理。関連分野：医療用レーザ装置及び高強度光装置、光ファイバ及び光空間通信システム、高出力レーザの安全性、ISO との協力によるレーザ加工装置の安全性及び目及び顔のレーザ放射からの保護に関する安全性。グループ安全機能：人体の安全に付随するレーザその他の光放射に関する側面。	
TC 77	電磁両立性
-標準および技術レポートの整備のための標準化 -電磁両立性 (EMC) の分野で、製品委員会による一般的な適用と使用に特に重点を置いた標準化 (水平化) スコープは EMC の以下の点をカバー -周波数範囲全体にわたるイミュニティおよび関連項目：基本および汎用規格 -低周波数範囲エミッション ($f \leq 9$ kHz、たとえば高調波および電圧変動)：基本、汎用、および製品 (ファミリー) 規格 -高周波領域 ($f > 9$ kHz) エミッション：CISPR 10 (1992) でカバーされない外乱、CISPR との調整 (例：主電源信号) 製品のイミュニティ基準は含まない。ただし、製品委員会の要求に応じて、TC 77 は ACEC の調整の下でこのような標準を整備することができる。 水平安全機能：安全面に限った電磁両立性を含む。	
TC 78	活線作業
性能要求、ケア/メンテナンスを含む、活線作業におけるツール、機器およびデバイスの国際規格を整備する (活線作業の手法は含まない)。 電気設備およびシステムの活線部分および周辺ツール、機器、およびデバイスの使用に関連する技術資料を整備する。	

TC/ PC/SyC 業務範囲	名称
TC 79	警報及び電子セキュリティシステム
不法侵入、窃盗、不正使用等の不法行為から建物、人、地域及び財産を保護するための国際基準を定めている。 範囲には、以下の住宅や非住宅用途で一般人、又は訓練を受けた人が使用する機器及びシステムを含むが、これらに限定されない。 -アクセス制御システム。 -警報伝達システム。 -ビデオ監視システム。 -火災警報システム*を含む複合および/または統合システム。 -火災検知および火災警報システム*。 -侵入者およびホールドアップ警報システム。 -リモート受信および/または監視センター。 -社会警報システム。 これらのシステムは、ローカルまたはリモートのアラームを提供するために使用できる(民間警備員、社会的支援、消防隊または警察を呼び出すために使用する)。それらは、監視目的で、日付があるまたは日付のない情報、音声、場所の写真、人々の記録と送信に使用できる。 基準は以下をカバーする: -用語; -性能基準、信頼性の高い操作、設置、保守に関する技術的特性。 -検出、監視、記録、アラームのトリガー、および通信の手順とプロトコルを含むリモートセンターへの送信のテスト。 電氣的安全性、環境条件、および電磁適合性に関するアラームシステムの動作も、適切な規格(例: ガイド ISO / IEC 51)を参照して考慮される。 * ISO/TC 21/ SC 3 は、「火災検知および警報システム」の規格の作成を担当する。	
TC 80	船用航法及び無線通信装置とシステム
電気技術、電子、電気音響、電気光学、およびデータ処理技術を利用した海上航海装置、海上無線通信装置とシステムの標準規格を準備すること	
TC 81	雷保護
建築物等、人、設備及び内容物の雷保護並びに雷害防止対策に関する、国際規格及びガイドを作成する。 ・建築物等用の雷保護システムの設計及び施工のための要求事項を作成 ・雷の影響からの保護に関連する建築物等の雷サージ保護対策の設計及び施工の要求事項を作成 ・雷による電磁氣的影響に対する保護のための基本的な要求事項を作成 ・そのような要求事項を必要としてもよい IEC 加盟メンバーに一般的なガイダンスを提示 ・雷保護システム構成部材の要求事項及び試験手順を定義 ・落雷保護のための襲雷警報システム及び落雷位置標定システムの適用に関する基本的な要求事項を定義	
TC 82	太陽光発電システム
太陽光エネルギーを電気エネルギーに変換する太陽光発電システムおよびその要素すべての国際規格を整備する。 「太陽光発電システム」のコンセプトには、太陽光の太陽電池へのインプットからエネルギーを供給する電力システムとのインターフェースまでを含む全分野が含まれる。 注記: TC 47 と TC 82 とは共通の利益があることが認識されているため、両 TC はリエゾン関係を維持するものとする。	
TC 85	電磁気量計測器
静止状態と(一時的および過渡的なものを含む)動的電気量/電磁量の計測、試験、繰返し試験、モニタリング、評価、生成および分析の分野における測定器と機器、システムおよび方法に関する国際規格を整備する。 このような機器には、配電システムおよび接続機器の安全性をテストするためのデバイス、配電システムを監視するためのデバイス、電気測定トランスデューサ、信号発生器、レコーダーとその付属品が含まれる。 注: 製品の安全面は TC 66 でカバーされる。	
TC 86	ファイバオプティクス
主に通信装置と共に用いる光ファイバシステム、モジュール、デバイスそしてコンポーネントの標準を整備する。この活動は用語、特性、それに関連する試験、校正そして測定方法、機能インターフェース、適切な品質評価手続きを用いて信頼性のあるシステム動作を保障できるような光学的・環境的・そして機械的な要求条件をカバーする。	

TC/ PC/SyC	名称
業務範囲	
TC 87	超音波
TC 87 の業務範囲は、超音波領域の音場、装置及びシステムの特性、試験方法、安全及び仕様に関する標準規格を準備すること。なお、医用電気機器及びシステムの安全規格は、TC 87 の業務範囲外である。 注記：共通の関心分野においては、TC 62 及び TC 29 との密接な連携を維持する。	
TC 88	風力発電システム
風車、陸上および洋上の風力発電所、およびエネルギーが供給される電気システムを含む風力エネルギー発電システムの分野における国際規格を整備。 これらの規格は、サイト適合性とリソースの評価、設計要件、エンジニアリングの整合性、モデリング要件、測定技術、テスト手順、運転および保守に対応している。 それらの目的は、認証取得のための設計、品質保証、および技術的側面の基礎を提供することである。 この規格は、サイト固有の条件、風車および風力発電所のすべてのシステムとサブシステム（機械システム、電気システム、支持構造物、制御と保護および通信システム、監視、集中制御および分散制御と評価、風力発電所のグリッド接続要件、風力発電開発の環境面の実行）に対応している。 TC 88 の規格は、適切な IEC / ISO 規格に基づき開発され、かつ、それに合致している。	
TC 89	火災危険性試験
次の分野の国際規格、技術仕様書、技術報告書を作成する。 - 電気電子製品に関連する火災危険性評価、火災安全工学および用語。 - 燃焼放出物（煙、腐食性、有毒ガス、異常な熱など）の測定、電気電子製品に関する現在の試験方法の最新技術の解説及び見直し。 - 製造者及び規制当局が使用できる、並びに製品規格中で使用できる広く適用可能な小規模の試験方法。 水平安全機能：電気電子機器、その部品（コンポーネントを含む）および電気絶縁材料の火災の危険性を評価するためのガイダンスおよび試験方法。 注記：ISO/IEC13943 の火災試験の分野における用語と定義を、必要に応じて使用する。	
TC 90	超電導
超電導材料・デバイスに関する国際規格の整備	
TC 91	電子実装技術
電子実装製品の設計、製造、試験方法（要求事項を含む）、回路基板と実装済み基板を製造するために使用される材料と電子部品の試験方法、同時にこれらの製品と製造工程を記述するための電子データとライブラリのフォーマットに関する国際標準を開発する。	
TC 94	補助継電器
電気工学の様々な分野で使用される電気機械式及びソリッドステート電気リレー（例えば、電気機械式リレー、ソリッドステートリレー、リードコンタクト、リードスイッチ、リードリレー、タイムリレー、及びそれらの技術の組み合わせなど）に適用される国際規格を開発する。この範囲に含まれる製品は、基本的なリレー（電気機械式リレー、ソリッドステートリレー、カップリングリレー、リードリレーなど）、リードコンタクト、リードスイッチ、タイムリレー及びこれらの技術の組み合わせである。電気リレーは通常、電気機械または電子機器の部品として非常に大量に生産され、最終的にはサンプリング技術に基づく品質保証要件に従う。TC 94 の適用範囲から除外されるのは、TC 95 の規格（保護リレー及び保護リレー装置）の対象となるすべてのデバイスである。	
TC 95	保護リレー及び保護リレー装置
IEC がカバーする電気工学のさまざまな分野で使用される機器あるいはシステムに組み込まれているメジャリングリレーと保護機器および保護機能の標準化を行う。これには電力システムの保護のためのスキームを形成するデバイスや機能の組み合わせを含む。 TC95 の適用範囲は、分散形エネルギー電源（DER）あるいはインバータ連系電源（IBR）の保護と保護関連機能と同様に、保護システム（自動再閉路、故障位置、テレプロテクション、あるいはプロセスデータインターフェースおよび故障記録等）に使用される機能と機器に関連する制御、監視、およびプロセスインターフェースを含む。 TC95 で開発された規格に記載されている概念と定義は、保護機能や保護リレーに関するさまざまな活動に取り組むすべての電力システム保護エンジニアを対象としており、機能的および製品設計要件の仕様、設計時適格形式試験が含まれる。 これらの要件および形式試験は FAT（工場受け入れ試験）、SAT（現地受け入れ試験）、試運転および保守試験のための解釈に使用できる。 TC95 の適用範囲から以下は除外： 他の IEC TC によって作成された規格がカバーするすべてのデバイス、たとえば計器用変成器（TC 38）	

TC/ PC/SyC	名称
業務範囲	
TC 96	変圧器、リアクトル、電源ユニット等
変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらを組み合わせた製品の安全性、EMC、EMF、エネルギー効率、環境面の国際規格整備。配電系統における変圧器、リアクトル及び電源装置は対象外(TC 14 が所管)。 TC 96 は、配電系統への供給を目的とする変圧器、特に TC 64 で定義された感電に対する保護対策の適用を可能にする変圧器及び電源装置に関する Guide 104 に準拠したグループ安全機能を所管している。これらの規格には定格出力電力の制限はないが、特定のケースにおいて電圧の制限が含まれる。 電圧の一般的な制限は次のとおり。 –定格入力電圧が交流 1000 V 以下 –定格出力電圧が交流 1000 V 以下、又はリプルフリーの直流 1500 V 以下 ただし、内部電圧は交流 1000 V、又はリプルフリーの直流 1500 V を超える場合がある。 配電系統(TC 14 が所掌)以外の高電圧に適用する場合、定格出力電圧は交流 1000 V、又はリプルフリーの直流 1500 V を超えることがある。ただし、無負荷出力電圧は、交流 15000 V 又は直流 15000 V を超えてはいけない。 定格出力の一般的制限事項は、以下の通り。 –最大定格出力は、変圧器又はリア電源装置の種類によって異なる。ほとんどの場合、単相製品では 25 kVA、三相製品では 40 kVA を超えない。 –単相及び三相スイッチモード電源装置で、最大定格出力が 1 kVA を超えない。 –変圧器の一般的な制限は、単相自動変圧器では 25 kVA、三相自動変圧器では 40 kVA。 –リアクトルの一般的な制限は、単相リアクトルでは 50 kvar、三相リアクトルでは 80 kvar。 特殊な変圧器、リアクトル、電源装置及びそれらを組み合わせた製品の場合、定格出力、定格コア電力、定格電力に制限はない。	
TC 97	空港の照明及びビーコンに係る電気設備
飛行場の航空灯火の設計、設置、認証及び保守に関する国際標準を作成する。業務範囲は、飛行場での受電から航空灯火に使用される照明器具までを含む、システム全体に適用される要求事項とする。業務範囲には、次に示すものを含まない。 –TC 64 によって既に標準化されている電気設備。 –TC 34 によって標準化された、航空灯火に使用されていない照明器具。 –TC 20 によって標準化された定電流直列回路用特殊ケーブル。 注記 航空灯火に関する運用上の要求事項は、国際民間航空条約の第14付属書に規定されている。	
TC 99	交流 1kV 超過・直流 1.5kV 超過の高電圧電気設備の絶縁協調とシステムエンジニアリング
以下に関する標準化– a) 適用分野、最小空中隔離距離、試験要件および試験手順を考慮した、すべてのタイプの電気機器に対する絶縁協調の基本原則、定義および標準絶縁レベルを規定する高電圧システムの絶縁協調。 b) 屋内、屋外に設置された発電、送電、配電並びに需要家施設の高電圧電力設備のシステムエンジニアリング及び施工、特に安全面に関する共通規則及び固有の要求事項。 高電圧(HV)は、交流 1.0 kV 超過・直流 1.5 kV 超過の公称電圧をカバーし、中電圧(MV)、超高電圧(EHV)および(UHV)と呼ばれる電圧を含む。	
TC 100	オーディオ・ビデオ・マルチメディアシステム及び機器
オーディオ、ビデオ、マルチメディアのシステムおよび機器の分野で国際的な出版物を準備する。これらの出版物には、主に、性能の仕様、消費者および業務用機器の測定方法、システムへの応用、および他のシステムまたは機器との相互運用性が含まれている。 注記：マルチメディアとは、あらゆる形式のオーディオ、ビデオ、グラフィック、データ、および通信の統合であり、統合は、こうした情報の作成、保存、処理、送信、表示、および複製を含む。	
TC 101	静電気
静電気分野における次の 4 項目に関する一般的なガイダンスを提供するための標準化を行う。 ① 静電気電荷の発生、保持、散逸を評価するための試験方法。 ② 静電気放電の影響の確認方法。 ③ 静電気現象のシミュレーションのための試験方法。 ④ 静電気の危険性や悪影響を軽減・排除するために使用する保護区域または手順、機器や材料の設計と運用方法に関する要求事項。 除外・制限事項：TC 77 対象の給電状態の電気・電子機器、システム、設備に適用する静電気放電のシミュレーション。	

TC/ PC/SyC	名称
業務範囲	
水平機能：静電気の発生、保持、散逸を評価するための試験方法。	
TC 103	無線通信用送信装置および受信装置
無線通信を目的とした送受信機器、および同様の技術を採用した電子機器や光学機器の標準化。標準化作業では、測定方法、安全要件、トランスミッターの制御と相互接続を扱う。	
TC 104	環境条件、分類及び試験方法
1. 製品が輸送、保管、設置、および使用時にさらされる可能性が高い条件を示す環境条件分類の標準化。環境分類では、確認された環境パラメータを使用して、製品規格の作成を目的としたクラスの選択および使用に関するガイダンスを提供する。 2. 製品規格の作成を目的として、環境試験方法の選択と使用に関するガイダンスを提供するための環境試験方法の標準化。 3. 環境試験に対する環境条件分類の相互関係と作り替え。 4. この委員会の業務範囲から除外されるのは、電磁両立性(TC 77 および CISPR)、安全性(TC 62、TC 66 および TC 74)、火災危険性試験(TC 89)、原子力計測(TC 45)、爆発性雰囲気で使用される機器(TC 31)、およびディペンダビリティ(TC 56)などの IEC 委員会の業務範囲の事項である。範囲から明確に除外されている IEC 委員会とのリエゾン関係は維持されている。	
TC 105	燃料電池技術
全ての燃料電池及び関連するアプリケーションに関する国際規格を整備する。 対象とするシステムとしては、分散型電源として用いる定置式の燃料電池発電システム、燃料電池式コジェネレーションシステム、移動体向けの推進用、レンジエクステンダー用及び補助電源ユニット用の燃料電池、可搬形燃料電池システム、マイクロ燃料電池システム、燃料電池の逆反応としての水電解システム、及び関連技術となるフローバッテリーシステム、等がある。 注記：自動車向けの推進用燃料電池は、ISO TC 22 及び関連 SC と連携しており、ISO/IEC Directives に規定されるリエゾンを確立している。 注記：燃料電池及びそのコンポーネントを除く水素技術は、ISO/TC197 及び関連 SC と連携しており、ISO/IEC Directives に規定されるリエゾンを確立している。	
TC 106	人体ばく露に関する電界、磁界及び電磁界の評価方法
電界、磁界、電磁界への人間の曝露を評価するための測定および計算方法に関する国際基準を整備する。 タスクには以下が含まれる。人体への曝露に関する電磁環境の特性評価。 -測定方法、計装および手順 -計算方法 -特定の情報源によって生成された曝露の評価方法(このタスクが特定の製品委員会によって実行されない限り) -他のソースの基本標準 -不確実性の評価。0 Hz～300 GHz の全周波数範囲をカバー。基本的な制限と参照レベルに適用。 以下は除外 -暴露限度の設定(2009-11-27 の AC / 38/2009 を参照) -関連する製品委員会が対処する必要がある緩和方法 -電気的安全性(ただし、電磁場への人間の曝露の間接的な影響に関連する接触電流の問題は含む)	
TC 107	航空用電子部品のプロセスマネジメント
アビオニクス分野で使用されるシステムおよび装置に関するプロセス・マネジメント規格の開発。アビオニクスには、商業用、民間用および軍事用の航空宇宙アプリケーションに使用される電子機器を含む。	
TC 108	オーディオ・ビデオ、情報技術、通信技術分野における電子機器の安全性
オーディオ・ビデオ及び類似の技術、情報技術、通信技術機器の安全分野における標準化。 水平安全機能： ● タッチカレント及び保護導体電流の測定方法(IEC 60990) — さまざまなタイプの機器についての、生理学的影響に関するタッチカレント、及び設置目的の保護導体電流の測定方法を含む。測定方法は、通常状態及び一定の故障状態の両方を考慮している。 ● 電気通信網に電氣的に接続された機器の安全性(IEC 62151) グループ安全機能： ● オーディオ・ビデオ及び類似の電子機器-安全性要求事項(IEC 60065) ● オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器-安全性-パート 3: リモート給電(IEC 62368-3)	

TC/ PC/SyC	名称
業務範囲	
TC 109	低圧系統内機器の絶縁協調
すべての低電圧機器に適用可能な絶縁協調の原則に関する国際規格を整備する(最大 1,000V AC および 1,500V DC を含む)。 IEC TC に以下を提供する。 -絶縁協調のための定格電圧決定に関する規則 -要求された定格電圧に対する絶縁体を決定するための物理データ -空間距離および沿面距離を決定するためのガイダンス、および最大 2000 V AC および 3000 V DC 動作電圧の絶縁協調と安全性に関する固体絶縁の要件を決めるガイダンス 水平安全機能:空間距離と沿面距離の決定および絶縁協調に関する固定絶縁の要件を含む最大 1000V AC/1500V DC 以内の電圧の絶縁協調。これには、絶縁協調に関する誘電試験のすべての手法が含まれる。	
TC 110	電子ディスプレイ
電子ディスプレイおよび特定の関連コンポーネントの分野における、用語と定義、文字記号、基本的な評価と特性、測定方法、品質保証の仕様と関連する試験方法、および信頼性の標準化。 注記: IEC / TC 47、SC 62B、TC 76、TC 77、TC 100、TC 111、TC 119、TC 124 などの他の TC / SC と業務範囲が実際にまたは潜在的に重複する場合には、関係する TC/SC とのリエゾンや合同作業グループによる調整が積極的に行われる必要がある。	
TC 111	電気・電子機器、システムの環境規格
・IEC の各製品別委員会と緊密に連携して、製品に関する環境側面の自主的管理に資する、環境分野の規格・ガイドライン・技術レポート等の水平規格開発を行う。 ・環境課題に対し共通な技術的アプローチと解決策の検討を促進するために、そして、結果として IEC 規格間の整合性を確保するため、製品規格の環境要件の作成において各製品別委員会と連携する。 ・ACEA 及び ISO/TC 207 と連携を図る。 ・環境分野における標準化議論の中心的存在となるために、世界各国・地域の動向把握を行う。(EMC、EMF を除く)	
TC 112	電気絶縁材料とシステムの評価と認定
電気および電子絶縁材料、および電気絶縁システムの評価および認定の方法を対象とする国際規格を整備する。水平安全機能:トラッキングに対する耐性のテスト方法。 注:電気絶縁材料の導電率は無視できるほど低く、異なる電位の導電部品を分離するために使用される。電気絶縁システムは、1 つ以上の電気絶縁材料と電気技術装置で使用される関連する導電部品を含む絶縁構造。	
TC 113	電気・電子分野の製品及びシステムのナノテクノロジー
IEC 及び ISO における他の委員会との緊密な協力のもとに、電気・電子分野の製品及びシステムのナノテクノロジーに関する標準化。	
TC 114	海洋エネルギー(波力・潮力変換)
海洋エネルギー変換システムの国際標準を整備する。他の変換方法、システム、および製品が含まれるが、主な焦点は波、潮および他の水流エネルギーの電気エネルギーへの変換。 TC 4 でカバーされている防潮堰とダム の設置は除外。 TC 114 によって作成された標準は、次のことに対処する。 -用語 -技術およびプロジェクト開発の管理計画 -海洋エネルギー変換器の性能測定 -リソースの評価 -信頼性と残存性を含む設計と安全性 -配置、試運転、運用、保守、復旧、および廃止 -アレイ統合および/またはグリッド統合を含む電気インターフェース -実験室、製造、および工場での受け入れのテスト -追加の測定方法とプロセス	
TC 115	100kV を超える高電圧直流送電システム
100kV を超える HVDC 伝送技術の分野での標準化。活動は、設計面、技術要件、建設と試運転、信頼性と可用性、および運用と保守といった HVDC におけるシステム指向の標準化である。	

TC/ PC/SyC	名称
業務範囲	
システムの側面に立った従来の HVDC 機器の規格は、関連する TC/SC と緊密に協力して作成される。	
TC 116	電動工具の安全性
手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の国際安全規格の整備	
TC 117	太陽熱発電
太陽熱エネルギーを電気エネルギーに変換するための太陽熱発電(STE)プラントのシステム及び STE エネルギーシステム全体の要素(全てのサブシステムとコンポーネントを含む)の国際規格の整備。 規格は、以下に示すような STE 分野の様々なシステムを全て対象とする。 -パラボリックトラフ形 -タワー形 -リニアフレネル形 -ディッシュ形 -蓄熱システム 規格では、上記の各システムの用語、設計および設置要件、性能測定技術と試験方法、安全要件、「電力品質」の問題を定義する。 規格では、接続、双方向通信、集中制御(スマートグリッド)及び環境側面に関する電力グリッドとの接続性および相互運用性の問題にも対処する。	
TC 119	プリントエレクトロニクス
プリントエレクトロニクス分野における用語、材料、プロセス、機器、製品、及び健康／安全／持続可能性の標準化。	
TC 120	電気エネルギー貯蔵システム
以下の分野の標準化 1. 系統の要求事項を支えるために系統に接続された電気エネルギー貯蔵(EES)システム分野の標準化を進める。 -TC 120 は、エネルギー貯蔵の個別機器よりは EES のシステム側に焦点を当てた規格開発を進める -TC 120 は、EES システムのためのシステムの側面と新しい規格の必要性を調査する -TC 120 は、EES システムと電力システム(EPS)間の相互作用にも焦点を当てる 2. TC 120 では、「グリッド」には以下のアプリケーションが含まれるが、これらに限定されない。 a) 送電網 b) 配電網 c) 島嶼用系統 d) 顧客用設備 また、TC 120 に「スマートグリッド」を含めることができることも確認されている。鉄道システムのストレージは、2 a) d)に示されたグリッドに EES システムとして寄与している場合は考慮される。 注: グリッドは電力供給網と同義語(ISO / IEC 15067-3) スマートグリッドは情報交換および制御技術、分散コンピューティング、および関連するセンサーとアクチュエータを利用する以下のような電力システムである: -ネットワークユーザーと他の利害関係者の振る舞いと行動を統合するため -持続可能な、経済的で安全な電力供給を効率的に提供するため(IEV 617-04-13) 3. EES システムには、グリッドまたはその他のソースからの電気エネルギーを貯蔵し、電気エネルギーをグリッドに提供することができる、あらゆるタイプのグリッド接続 EES システムが含まれる。 その特徴により、一定期間にわたって電気エネルギーの需要と供給のバランスを維持する。 TC 120 は、電気エネルギーを貯蔵および放出するすべての貯蔵技術を対象とする。(エネルギー貯蔵自体は範囲外である) 注)蓄熱システムは、電気抽出および電気注入の観点のみスコープに含まれる。UPS などの単方向エネルギー貯蔵システムは、TC 120 の範囲に含まれない。 4. TC 120 のスコープは、EES システムのシステムの側面を扱う規格を作成することである。 たとえば、TC 120 は、ユニットパラメータの定義、試験方法、計画および設置、環境問題およびシステムの安全性に取り組む。	
TC 121	低圧開閉装置及び制御装置並びにその組立品
定格が 1 kV a.c 以下の産業、商業、および同様の用途向けの低電圧開閉装置および制御装置、1.5 kV d.c 以下の電気機械および半導体(固体)機器の国際規格を整備。 適用範囲には、個別に密閉された機器と機器をアセンブリした組立品である機能ユニットとがある。	

TC/ PC/SyC 業務範囲	名称
TC 122	UHV 交流送電システム
800 kVを超える超高圧AC送電技術の分野の標準化、特に計画、設計、技術要件、建設、試運転、信頼性、有用性、運用、保守などのシステム指向の仕様書を整備する。 UHVシステムに求められる性能が保証されているかについて、要求の明確化と実証のプロセス開発を行う。 既存 TC のスコープに無く、UHV 送電システムにとって不可欠な特定の機器以外の機器規格に対する責任は、各機器を所掌する TC に残る。 IEC TC 122 は、製品規格に係るすべてのシステム関連の観点において、各機器を所掌する TC と協議、調整を行う。	
TC 123	電力流通設備のアセットマネジメント
他の TC / SC および国際組織と協力して、優れたアセットマネジメントをサポートするための電力システムにおけるネットワークアセットの集約された長期的管理のための一般的な手法及びガイドラインを提供する標準化を行う。 さらに、これには新しい手法とガイドラインの開発が含まれる場合があります。 除外： -発電事業アセット -TC 8、TC 56、TC 57 など、他の IEC TC の範囲	
TC 124	ウェアラブルエレクトロニックデバイス及びテクノロジー
貼り付け可能な材料及びデバイス、埋め込み可能な材料及びデバイス、摂取可能な材料及びデバイス、電子繊維材料及びデバイスを含むウェアラブルエレクトロニックデバイス及びテクノロジー分野の標準化。 除外: TC 47、TC 62、TC 100、TC 108、TC 110、TC 119、SyC AAL 及び JTC 1 が取り扱う分野の標準化を除く。	
TC 125	e-Transporters
道路または公共空間で用いられる電動輸送機器(e-Transporters)の標準化 これらの電動輸送機器は、乗客および／または物品を輸送するための問題点や社会的課題の技術標準によって解決する策(ソリューション)を提供する。 これらの機器は次のことが可能であるものをいう ・ マニュアル操縦が可能である ・ 自動機能を有する ・ 自律的な自動運転が可能である これらは、電動輸送機器の以下を含む領域標準化を意味するが、これらに限定されない。 ・ 電気的および機械的安全性 ・ 性能および耐久性 ・ 機能安全 ・ 電磁両立性 ・ メンテナンス性、修理性、リサイクル性 ・ ドッキングステーション及びストレージシステムを含む電力交換インフラ 他の TC で扱っている電動輸送機器に関する標準化を除く。 -IEC TC 69 -ISO TC 149 -ISO TC 22	
PC 126	バイナリー発電システム
再生可能エネルギーや産業分野の廃熱により生成された熱水を利用する有機ランキンサイクル(ORC)を用いた 500kW 未満のバイナリー発電システムを対象に、発電効率を定める標準試験条件と、安全にかかわる要求事項を国際標準化する。 (注) 回転機、蒸気タービン、太陽熱発電分野に関わる案件は、ISO/IEC 指針に基づき、それぞれ関連する SCs を含む IEC TC 2(回転機)、IEC TC 5(蒸気タービン)、IEC TC 117(太陽熱発電)と調整されるものとする。	
PC 127	発電所及び変電所用低電圧補助電力システム
以下を含む発電所及び変電所用低電圧補助電力システム分野における標準化 - システムデザイン - 据え付け及び検収	

TC/ PC/SyC	名称
業務範囲	
- 試運転 - 維持管理 - 安全性及び信頼性 ただし、原子力及び鉄道は除く。	
PC 128	電気設備の運用
電気設備の運用に対する一般的な指針の標準化 電気設備に対するこれら運用上の指示項目は、あらゆる電気設備の運用またはこれら電気設備における作業を安全に遂行することを目的としている。 また、対象は、特別低電圧から高電圧を含む発電、送電、変圧、配電及び電気を使うための電気設備である。 これらの電気設備は、工場又はオフィスビルの配電設備のように恒設据付のものから、建設現場の仮設設備、そして可搬、通電中または非通電(充電)中に可動なものである。	
TC 129	発電・送電・配電システムにおけるロボット活用
発電所、変電所、送電線、配電線などの電力システムに適用されるロボットの標準化であり、主に用語、設計、機能と性能、試験方法、ロボットと情報システム間のインターフェース、操作方法、そして安全性とセキュリティ要求が含まれる。 電力システムで使用されるロボットシステムは以下を含む。レール上を移動するもの、(無人車両によって)陸上を移動するもの、(無人飛行機ベースの検査ロボットのように)空中を移動するもの、(無人潜水機によって)水または液体の中を移動するもの、そして機器上または機器内部を移動するもの等。 ロボットシステムによって得られる情報の診断と分析と同様に、エッジコンピューティングの標準化も本 TC のスコープである。 本 TC は、ISO/TC 299 のように他の規格の関連する分野と連携する。また、IEC の TC 82,TC 88,TC 114 のような特定の産業に適用される他 TC とも連携する。但し、原子力発電所向けロボットは本 TC のスコープ外である。 *電力システムに適用されるロボットとは、ある程度の自律性を持ち、人間を補助あるいは人間に代わって、電気機器の建設、巡視、検査、操作、保守などを行うロボットのことである。	
PC 130	医療用冷蔵機器
医療行為や医学研究において使用する試薬、医薬品、ワクチン、生物学的標本などを保管するための冷蔵装置の分野における標準化。PC 130 の作業には、用語、分類、信頼性、性能要件、試験方法、動作中の保守・監視、検査、エネルギー効率の標準化などが含まれる。安全性については、当 PC 130、TC 66、その他の関連委員会間の共同作業として取り組むことが期待されている。	
PC 131	自動車駆動用電動機
交流 1000 V/直流 1500 V 未満の電圧、出力(電力、トルクおよび速度)、もしくは寸法に、制限のない、自動車駆動用電動機の標準化 ただし、以下は除く - IEC/TC 9: 鉄道用電気設備とシステムのスコープの適用範囲内の駆動用モータ(トロリーバス駆動用モータを含む) - IEC/TC 2: 回転機械の範囲内のモータ、および発電機 - 航空、もしくは宇宙用のモータ、および発電機 - 自動車用のモータ、および発電機で、駆動を目的としないもの - パンタグラフを有する自動車	
PC 132	業界横断的な一貫した効果的な電子ラベリング(仮称)
本文書は、産業分野を問わず幅広い製品に使用される電子ラベルの設計と実装に関する要求事項と指針を規定する。 この文書では、消費者向け製品、工業製品、医療機器などで使用される電子ラベルの設計原則、技術仕様、実装ガイドラインについて扱うが、これらに限定されるものではない。 電子ラベルに関する本文書の適用範囲には、以下のものが含まれる: 1. 本文書は、製品データをカプセル化し、その情報を電子的に提供するための要求事項と指針を規定する。 2. 本文書は、電子ラベルの仕様を規定する。 3. 本文書は、電子ラベルを製品に統合する方法に関する要求事項及び指針を規定する。 電子ラベルは、消費者、製造者、設計者、および管轄当局による使用を意図している。 本文書は、電子ラベルの内容を規定するものではない。 本文書は、幅広い分野や製品において、一貫した効果的な電子ラベルの使用を促進することを目的としている。 電子ラベルは機械可読であることを意図している。 電子ラベルは、その中に情報が埋め込まれているか、または電子記憶場所を指示するものであるか、あるいはその両方の組み合わせである。	

TC/ PC/SyC	名称
業務範囲	
機器にアクセスするか、または遠隔操作でアクセスする機器に埋め込まれた情報である場合もある。	
CISPR	国際無線障害特別委員会
以下を含む電磁両立性(EMC)分野における標準化。 1) 電磁環境において電気電子機器及びシステムの動作に起因する障害から 9 kHz～400 GHz の周波数範囲の無線受信を保護すること。 注1: EMC 保護要件に関する作業は、EMC 問題が発生もしくは顕在化する前に積極的に行われる性質を持つものである。特に、妨害事象、無線システムのパラメータ、保護すべきアプリケーション、電磁環境、妨害事例の数などを考慮したものである。 注 2: 干渉事例の数または再現された干渉事例は、1 つのパラメータに過ぎない。干渉は、報告された事例がなくても発生する可能性がある。報告された干渉事例がない、または、あったとしても少数しか存在しないことは、特に問題となる機器の市場浸透度が(まだ)高くない場合、判断の完全な根拠となるような信頼できるパラメータではないことがある。 2) 妨害波測定のための測定機器、施設、方法及び統計分析に関すること。 3) 電気電子機器及びシステムに起因する無線周波妨害波の許容値に関すること。 4) 電気製品、マルチメディア機器、情報技術装置及び音声・テレビ放送受信設備の障害に対するイミュニティ要求事項に関すること。 5) 上記のイミュニティ測定法の規定で引用する基本規格を維持している IEC 専門委員会とのリエゾンをとること。上記のイミュニティのテストレベルは、CISPR によって関連する製品規格で設定する。 6) CISPR 規格の各要求事項に合致しない EMC 要求事項をカバーする規格において、デバイス及び製品のエミッション及びイミュニティ要求事項を他の IEC 及び ISO 委員会と共同で検討すること。 7) 電気機器の安全規則が妨害波の抑制とイミュニティに及ぼす影響を考慮すること。	
SyC AAL	Active Assisted Living (自立生活支援)
市場の進展に即した自立生活支援のビジョンの策定。 下記を可能とするような標準化の促進： - AAL システム及びサービスのユーザビリティ及びアクセシビリティ、 - AAL システム、サービス、製品及び部品のベンダー横断的なインターオペラビリティ、 - 安全、セキュリティ及びプライバシー等のシステムレベル側面への対処。 コミュニティにおけるステークホルダー醸成に向けた、Systems Committee 活動の適切な広報。	
SyC BDC	バイオ・デジタル・コンバージェンス
ISO/IEC JTC 1、IEC/ISO JTC 3 を含む IEC 及び ISO のバイオ・デジタル・コンバージェンスの領域におけるシステムレベルの標準化活動。 - 関連する IEC 及び ISO 組織との連携の下、ISO、他の SDO、産業コンソーシアムへのバイオ・デジタル・コンバージェンスに関する作業のアウトリーチと連携を促進し、バイオ・デジタル・コンバージェンス標準化の推進と調整を図る。 - バイオ・デジタル・コンバージェンス分野に関連する既存規格の収集、評価、分類。ギャップの特定。 - IEC・ISO 活動に関連する可能性のある新しいバイオ・デジタル・コンバージェンスのトピックや問題点を特定し、評価し、グローバルコミュニティのニーズを満たすための適切な行動方針を IEC/SMB 及び ISO/TMB に提言する。	
SyC COMM	コミュニケーション技術及びアーキテクチャ
通信技術及びアーキテクチャ分野における標準化 - IEC における通信分野の活動の推進と協調を図るために、通信技術と通信アーキテクチャ分野における手助けと助言を行う。 - SG 13 と協調を取りながら、他の SDO および業界コンソーシアムの通信技術とアーキテクチャに関する活動へのアウトリーチと関与を行う	
SyC LVDC	低圧直流給電システム
各種低電圧直流(以下 LVDC)利用及び未電化地域の電化促進のための、LVDC 分野におけるシステムレベルの標準化、調整、及びガイダンスを提供する。 IEC コミュニティ及びより広範な利害関係者のコミュニティにて幅広く相談し、IEC 内外の TC 及びその他の標準開発グループに全体的なシステムレベルの価値、サポート及びガイダンスを提供する。 あらゆるコミュニティの包括的な開発を可能にする未電化地域の電化促進に資するための標準化開発に緊急性をもたらす。	
SyC SET	持続可能な電気輸送
持続可能な電気輸送(SET)の全体的なシステムとインフラの側面について、エンドツーエンド及び分野横断的なシステムレベルの標準化、協力及びガイダンスを提供する。 本 SyC の目的は以下の通り： - 道路交通及び非道路交通を含む全てのタイプの SET を対象とする。	

TC/ PC/SyC	名称
業務範囲	
– この分野における IEC 作業プログラム全体の調整を促進し、IEC 内外の既存の活動を 考慮して、IEC 内部、ISO 及び他の SDO との深い協力を促進する。 – 特に輸送、自動車、電気通信セクターから新しい利害関係者や専門家を集め、輸送、自動車、 エネルギー、電気通信、その他の関連産業にわたる SET 分野での標準化作業の連携を促進する。	
SyC SM	スマートマニュファクチャリング
IEC、他の SDO、およびコンソーシアムでのスマートマニュファクチャリングアクティビティを調和および推進するために、スマートマニュファクチャリングの領域で調整とアドバイスを提供する。	
SyC Smart Cities	スマートシティ
都市システムの統合、相互運用性、有効性を支援するため、電気技術分野における標準の開発を促進する。 注 1:これは以下によって行われる: ・都市システムの標準化に関して、IEC/TC、SyC、その他の SDO 間の連携とシステム思考を促進すること。 ・標準のニーズを理解し、都市システムに関連する新規作業項目提案(NWIP)を評価するためのシステム分析を行うこと。 ・必要に応じてシステム標準を策定し、既存の SyC、TC/SC、その他の SDO に勧告を提供すること。 注 2: 全体的な共通の都市目標には、例えば、持続可能な開発、効率性、回復力、安全性、市民の参画と参加の支援などが含まれる。ただし、個々の都市は独自のアプローチをとる。 注 3:「都市」とは、いかなる地理的に位置する集団も指す。	
SyC Smart Energy	スマートエナジー
熱・ガスの相互作用を含む、スマートグリッドおよびシステムレベルの標準化・調整・ガイダンスを提供するための、スマートエネルギー分野での標準化を目指す。 IEC 内外の TC その他の標準開発グループに向けたシステム全体の価値・サポート・ガイダンスを提供するために、SEG スマートシティ・将来の SEG・将来のシステムリソースグループと幅広く連携および協力する。	
JTC 1	情報技術
情報技術分野の標準化。	
JTC 3	量子技術
量子技術分野の標準化 量子情報技術(量子コンピューティング、量子シミュレーション)、量子計測、量子ソース、量子検出器、量子通信、量子基盤技術を含む量子技術分野の標準化を対象とする。本 JTC は、量子技術の特定分野への応用を開発する関連専門委員会及び分科委員会との調整を行う。 除外: 情報技術(JTC 1 及びその SC)、ナノテクノロジー(IEC/TC 113 及び ISO/TC 229)、光ファイバー(IEC/TC 86)、極低温容器(ISO/TC 220)、半導体(IEC/TC 47)の各分野における特定分野の応用及び標準化。	

参考6. 各国の活動状況

表 28 TC/SCメンバー及び役員(2025年3月時点)

国名	コード	P メンバ	O メンバ	議長国 (TAM含)	幹事国 (TAS含)	幹事国引受けTC/SC
アルジェリア	DZ	19	0	0	0	
アルゼンチン	AR	8	23	0	0	
オーストラリア	AU	90	45	1	2	TC 99, CIS/F
オーストリア	AT	122	61	0	3	TC 26, TC 94, PC 131
ベラルーシ	BY	4	90	0	0	
ベルギー	BE	129	64	1	3	TC 23, TC 69, TC 125
ブラジル	BR	45	75	2	0	
ブルガリア	BG	2	142	0	0	
カナダ	CA	113	1	3	2	TC 4, TC 42
チリ	CL	4	6	0	0	
中国	CN	196	0	13	13	TC 5, TC 7, SC 8A, SC 8B, SC 8C, SC 32C, SC 59A, TC 85, TC 115, PC 127, TC 129, PC 130, SyC SET
コロンビア	CO	5	11	0	0	
クロアチア	HR	12	70	0	1	SC 31J
チェコ	CZ	60	131	0	0	
デンマーク	DK	115	69	2	2	TC 29, TC 88
エジプト	EG	31	65	0	0	
フィンランド	FI	128	65	3	0	
フランス	FR	174	22	23	22	TC 9, TC 21, SC 21A, SC 23H, SC 22H, SC 23K, TC 32, SC 32A, SC 45A, SC 45B, SC 46C, TC 65, SC 65C, SC 77A, SC 77B, TC 78, TC 79, SC 86A, TC 95, TC 121, SC 121A, PC 128
ドイツ	DE	196	0	53	36	SC 3D, SC 17C, TC 20, SC 22E, SC 23G, SC 23J, SC 31M, SC 32B, SC 34B, SC 46A, SC 48D, TC 57, TC 59, SC 59C, SC 59K, SC 61B, SC 61C, SC 61J, TC 62, SC 62B, SC 62C, TC 64, TC 68, TC 70, TC 77, TC 89, TC 96, TA 19, TC 101, TC 105, TC 106, TC 109, TC 112, TC 113, SC 121B, CIS/D
ギリシャ	GR	17	91	0	0	
ハンガリー	HU	45	127	0	1	TC 13
インド	IN	130	51	1	0	
インドネシア	ID	25	45	0	0	
イラン	IR	55	108	0	0	
イラク	IQ	6	2	0	0	
アイルランド	IE	61	63	1	0	
イスラエル	IL	45	65	0	0	
イタリア	IT	180	15	8	14	TC 8, TC 10, SC 18A, SC 23B, SC 23E, TC 25, TC 33, SC 36A, SC 59D, , SC 59L, SC 59MTC 38, TC 81, TC 111
日本	JP	190	5	19	24	SC 3C, SC 47A, SC 47D, TC 35, SC 47F, TC 49, TC 51, SC 86B, TC 90, TC 91, TC 100, TA 5, TA 6, TA 18, TA 20, TC 103, TC 110, TC 120, TC 122, TC 123, PC 126, CIS/B, CIS/I, SyC AAL
韓国	KR	163	23	5	9	TC 47, SC 47E, TA 1, TA 15, TA 17, TA 21, TC 119, TC 124, CIS/H
クウェート	KW	1	6	0	0	

国名	コード	P メンバ	O メンバ	議長国 (TAM含)	幹事国 (TAS含)	幹事国引受けTC/SC
ルクセンブルク	LU	6	11	0	0	
マレーシア	MY	42	56	0	0	
メキシコ	MX	36	60	1	0	
オランダ	NL	125	50	4	1	TC 40
ニュージーランド	NZ	12	119	0	1	SC 61H
ナイジェリア	NG	24	2	1	0	
ノルウェー	NO	95	86	2	2	TC 18, TC 73
オマーン	OM	2	25	0	0	
パキスタン	PK	15	60	0	0	
ペルー	PE	4	1	0	0	
フィリピン	PH	14	27	0	0	
ポーランド	PL	57	133	0	1	TC 27
ポルトガル	PT	69	72	1	0	
カタール	QA	2	2	0	0	
ルーマニア	RO	33	138	0	0	
ロシア	RU	135	57	0	0	
サウジアラビア	SA	30	22	0	0	
セルビア	RS	14	133	0	0	
シンガポール	SG	24	53	0	0	
スロバキア	SK	7	95	0	0	
スロベニア	SI	28	73	1	0	
南アフリカ	ZA	71	67	1	1	TC 11
スペイン	ES	122	71	2	2	TC 97, TC 117
スウェーデン	SE	139	57	5	6	TC 3, TC 17, SC 17A, TC 36, SC 59F, TC 104
スイス	CH	147	35	3	1	TC 22
タイ	TH	29	59	0	0	
トルコ	TR	39	72	0	0	
ウクライナ	UA	12	155	0	0	
アラブ首長国連邦	AE	23	14	0	0	
英国	GB	174	19	15	19	TC 2, TC 14, SC 23A, TC 31, SC 31G, TC 34, SC 34A, SC 34C, SC 34D, TC 44, TC 56, SC 65A, TC 66, SC 77C, TC 80, TC 87, TC 107, TC 114, CISPR
米国	US	175	1	27	27	TC 15, TC 61, SC 22G, TC 37, SC 37A, SC 37B, TC 46, SC 46F, TC 48, SC 48B, TC 55, SC 59N, SC 61D, SC 62A, SC 62D, SC 65B, SC 65E, TC 72, TC 76, TC 82, TC 86, SC 86C, TA 2, TC 108, TC 116, CIS/A, SyC SM
(事務局)	SEC	-	-	-	8	TC 1, SC 22F, TC 45, SyC BDC, SyC COMM, SyC LVDC, SyC Smart Cities, SyC Smart Energy
合計		4,076	3,366	198	201	

※数値はIEC事務局から提供された情報をもとに集計したものである。

※SC 22G、SC 77B及びSC 86Aの3委員会について議長不在(2025年3月現在)

参考7. 略語

AC*	<u>Administrative Circular</u> 事務連絡文書
AC	<u>Advisory Committee</u> 技術諮問委員会
ACART	<u>Advisory Committee on Applications of Robot Technology</u> ロボット技術応用諮問委員会
ACDC	<u>Advisory Committee on Digital Content Management</u> デジタルコンテンツ管理諮問委員会
ACEA	<u>Advisory Committee on Environmental Aspects</u> 環境諮問委員会
ACEC	<u>Advisory Committee on Electromagnetic Compatibility</u> 電磁両立性諮問委員会
ACEE	<u>Advisory Committee on Energy Efficiency</u> エネルギー効率諮問委員会
ACET	<u>Advisory Committee on Electronics and Telecommunications</u> 電子・通信諮問委員会
ACOS	<u>Advisory Committee on Safety</u> 安全諮問委員会
ACSEC	<u>Advisory Committee on Information Security and Data Privacy</u> 情報セキュリティとデータプライバシー諮問委員会
ACTAD	<u>Advisory Committee on electricity Transmission And Distribution</u> 送電及び配電諮問委員会
ACTEL	<u>Advisory Committee on Telecommunications</u> 通信諮問委員会
AGM	<u>Advisory Group on Management</u> (TC 100)運営諮問グループ
AGS	<u>Advisory Group on Strategy</u> (TC 100)戦略諮問グループ
APCF	<u>Asia-Pacific Corporation Forum</u> アジア太平洋協力フォーラム
APEC	<u>Asia-Pacific Economic Cooperation Conference</u> アジア太平洋経済協力閣僚会議
AudCom	<u>Audit Committee</u> 監査委員会 (GRACの前身組織)
BAC	<u>Business Advisory Committee</u> ビジネス諮問委員会
BIPM	<u>Bureau International des Poids et Mesures</u> 国際度量衡局
BT	<u>Technical Board</u> (CENELEC)技術評議会
C	<u>Council</u> 総会 (GAの前身組織)
CA	<u>Committee of Action</u> 技術管理委員会
CAB	<u>Conformity Assessment Board</u> 適合性評価評議会
CABC	<u>Conformity Assessment Bodies Committee</u> (IECQ-CECC)認証機関調整委員会
CANENA	<u>Council for Harmonization of Electrotechnical Standards of the Nations of the Americas</u> [<u>Consejo de Armonizacion de Normas Electrotecnicas de las Naciones de America</u>] 米州電気技術標準調整会議
CASCO	<u>Committee on Conformity Assessment</u> (ISO)適合性評価委員会
CB	<u>Council Board</u> 評議会 (IBの前身組織)
CB	<u>Certification Body</u> 認証機関
CBTL	<u>CB Testing Laboratory</u> 認証機関試験所
CC*	<u>Compilation of Comments on CD</u> CDに対するコメント集
CD*	<u>Committee Draft</u> 委員会原案
CDF	<u>Finance Committee</u> [<u>Comité des Finances</u>] 財務委員会
CDV*	<u>Committee Draft for Vote</u> 投票用委員会原案
CECC	<u>CENELEC Electronic Components Committee</u> CENELEC電子部品委員会
CEE	欧州電気機器統一安全規格委員会
CENELEC	<u>European Committee for Electrotechnical Standardization</u> [<u>Comité Européen de Normalisation</u> <u>Electrotechnique</u>] 欧州電気標準化委員会
CEO	<u>Chief Executive Officer</u> 最高執行責任者
CIGRE	<u>International Council on Large Electric Systems</u> [<u>Conseil International des Grands Réseaux</u> <u>Electriques</u>] 国際大電力システム会議
CISPR	<u>International Special Committee on Radio Interference</u> [<u>Comité International Spécial des</u> <u>Perturbations Radioélectriques</u>] 国際無線障害特別委員会
CMC	<u>Certification Management Committee</u> 認証管理委員会
CO	<u>Central Office</u> 中央事務局 (IEC SECの前身組織)
COPANT	<u>Pan American Standards Commission</u> [<u>Comisión Panamericana de Normas Técnicas</u>] 汎アメリカ標準化委員会
CTL	<u>Committee of Testing Laboratories</u> 試験機関委員会

注:本文中に使われている略語と文書区分を示す文字コードをリストアップした。文書区分には*を付した。

DA*	<u>D</u> raft <u>A</u> genda 議題案
DAC	<u>D</u> iversity <u>A</u> dvisory <u>C</u> ommittee 多様性諮問委員会
DC*	<u>D</u> ocument for <u>C</u> omments コメント用審議文書
DL*	<u>D</u> ecision <u>L</u> ist 決議リスト
DMT	<u>D</u> irectives <u>M</u> aintenance <u>T</u> eam ディレクティブメンテナンスチーム
DPAS*	<u>D</u> raft <u>P</u> ublicly <u>A</u> vailable <u>S</u> pecification 公開仕様書原案
DRM	<u>D</u> igital <u>R</u> ights <u>M</u> anagement 著作権管理
DTR*	<u>D</u> raft <u>T</u> echnical <u>R</u> eport 技術報告書原案
DTS*	<u>D</u> raft <u>T</u> echnical <u>S</u> pecification 技術仕様書原案
DV*	<u>D</u> raft for <u>V</u> oting (GA/SMB only) 投票用原案 (GA/SMBのみ)
EASC	<u>E</u> uro <u>A</u> sian Interstate Council for <u>S</u> tandardization, Metrology and <u>C</u> ertification ユーロアジア州標準 化・計測・認証会議
EBRD	<u>E</u> uropean <u>B</u> ank for <u>R</u> econstruction and <u>D</u> evelopment 欧州復興開発銀行
EDR*	<u>E</u> ssential <u>D</u> ifferences in <u>R</u> equirements
ETSI	<u>E</u> uropean <u>T</u> elecommunications <u>S</u> tandards <u>I</u> nstitute 欧州電気通信標準化協会
EURELECTRIC	Union of the Electricity Industry 欧州電気事業連盟
ExCB	<u>E</u> x <u>C</u> ertification <u>B</u> ody (IECEX) 認証機関
ExCo	<u>E</u> xecutive <u>C</u> ommittee 執行委員会 (PresComの前身組織)
ExMarkCo	IEC <u>E</u> x <u>C</u> onformity <u>M</u> ark <u>C</u> ommittee 適合マーク委員会
ExMC	<u>E</u> x <u>M</u> anagement <u>C</u> ommittee (IECEX) 管理委員会
ExTAG	<u>E</u> x <u>T</u> esting and <u>A</u> ssessment <u>G</u> roup (IECEX) 試験評価グループ
ExTL	<u>E</u> x <u>T</u> esting <u>L</u> aboratory (IECEX) 試験機関
FDIS*	<u>F</u> inal <u>D</u> raft <u>I</u> nternational <u>S</u> tandard 最終国際規格案
FIC	<u>F</u> actory <u>I</u> nspection <u>C</u> ommittee 工場検査委員会
FinCom	<u>F</u> inance <u>C</u> ommittee 財務委員会
GA	<u>G</u> eneral <u>A</u> ssembly 総会
GMT	<u>G</u> eneral <u>M</u> aintenance <u>T</u> eam (TC 100) ゼネラルメンテナンスチーム
GPC	<u>G</u> eneral <u>P</u> olicy <u>C</u> ommittee 政策委員会
GR	<u>G</u> lobal <u>R</u> elevance 国際市場性
GRAC	<u>G</u> overnance <u>R</u> evision and <u>A</u> udit <u>C</u> ommittee ガバナンスレビュー及び監査委員会
GRTF	<u>G</u> lobal <u>R</u> elevance <u>T</u> ask <u>F</u> orce 国際市場性タスクフォース
IAF	<u>I</u> nternational <u>A</u> ccreditation <u>F</u> orum 国際認定機関フォーラム
IB	<u>I</u> EC <u>B</u> oard 評議会
ICC	<u>I</u> nspectorate <u>C</u> o-ordination <u>C</u> ommittee 検査機関調整委員会
IEC	<u>I</u> nternational <u>E</u> lectrotechnical <u>C</u> ommission 国際電気標準会議
IEC-APC	<u>I</u> EC <u>A</u> ctivities <u>P</u> romotion <u>C</u> ommittee IEC活動推進会議
IEC-APRC	<u>I</u> EC <u>A</u> sia- <u>P</u> acific <u>R</u> egional <u>C</u> entre IECアジア太平洋地域センター
IEC-LARC	<u>I</u> EC <u>L</u> atin <u>A</u> merica <u>R</u> egional <u>C</u> entre IECラテンアメリカ地域センター
IEC-ReCNA	<u>I</u> EC <u>R</u> egional <u>C</u> entre for <u>N</u> orth <u>A</u> merica IEC北アメリカ地域センター
IEC SEC	<u>I</u> EC <u>S</u> ecretariat IEC事務局
IECEE	IEC System for Conformity Testing and Certification of Electrical Equipment and Components IEC電気機器・部品適合性試験認証制度
IECEX	IEC System for Certification to Standards Relating to Equipment for use in Explosive Atmospheres IEC防爆機器規格適合性認証制度
IECQ	<u>I</u> EC <u>Q</u> uality Assessment System for Electronic Components IEC電子部品品質認証制度
IECRE	<u>I</u> EC System for Certification to Standards Relating to Equipment for Use in <u>R</u> enewable Energy Applications IEC再生可能エネルギー機器規格試験認証制度
IEEE	<u>I</u> nstitute of <u>E</u> lectrical and <u>E</u> lectronics <u>E</u> ngineers 電気電子学会
IF	<u>I</u> EC <u>F</u> orum IECフォーラム
IFAN	<u>I</u> nternational Federation of Standards Users 規格ユーザーの国際連盟
ILAC	<u>I</u> nternational <u>L</u> aboratory <u>A</u> ccreditation <u>C</u> ooperation 国際試験所認定機関協力機構
ILO	<u>I</u> nternational <u>L</u> abour <u>O</u> rganization 国際労働機関
IMF	<u>I</u> nternational <u>M</u> onetary <u>F</u> und 国際通貨基金

IMO	International <u>M</u> aritime <u>O</u> rganization	国際海事機関
INF*	Document for <u>I</u> nformation	参考文書
IS	International <u>S</u> tandard	国際規格
ISH*	<u>I</u> nterpretation <u>S</u> heet	解釈票
ISO	International <u>O</u> rganization for <u>S</u> tandardization	国際標準化機構
ITA	Industry <u>T</u> echnical <u>A</u> greement	産業技術協定
ITAG	Information <u>T</u> echnology <u>A</u> dvisory <u>G</u> roup	IT諮問グループ
ITU	International <u>T</u> elecommunication <u>U</u> nion	国際電気通信連合
ITU-R	<u>I</u> TU-Radiocommunication Sector	国際電気通信連合・無線通信部門
ITU-T	<u>I</u> TU-Telecommunication Standardization Sector	国際電気通信連合・電気通信標準化部門
JDMT	<u>J</u> oint <u>D</u> irectives <u>M</u> aintenance <u>T</u> eam	ISO/IEC合同ディレクティブメンテナンスチーム
JETRO	<u>J</u> apan <u>E</u> xternal <u>T</u> rade <u>O</u> rganization	日本貿易振興機構
JISC	<u>J</u> apanese <u>I</u> ndustrial <u>S</u> tandards <u>C</u> ommittee	日本産業標準調査会
JPC	<u>J</u> oint <u>P</u> roject <u>C</u> ommittee	ISO/IEC合同プロジェクト委員会
JPCG	<u>J</u> oint <u>P</u> residents' <u>C</u> oordination <u>G</u> roup	ISO/IEC合同会長調整グループ
JSA	<u>J</u> apanese <u>S</u> tandards <u>A</u> ssociation	(一財)日本規格協会
JTC	<u>J</u> oint <u>T</u> echnical <u>C</u> ommittee	ISO/IEC合同専門委員会
JWG	<u>J</u> oint <u>W</u> orking <u>G</u> roup	合同WG
MAC	<u>M</u> anagement <u>A</u> dvisory <u>C</u> ommittee	運営諮問委員会
MC	<u>M</u> arketing <u>C</u> ommittee	マーケティング委員会
MC	<u>M</u> anagement <u>C</u> ommittee	(IECQ-CECC)認証管理委員会
MERCOSUR	<u>M</u> ercado <u>C</u> omún del <u>S</u> ur	南米南部共同市場
MSB	<u>M</u> arket <u>S</u> trategy <u>B</u> oard	市場戦略評議会
MT	<u>M</u> aintenance <u>T</u> eam	メンテナンスチーム
MTG*	<u>M</u> eeting document	会議用文書
NC	<u>N</u> ational <u>C</u> ommittee	国内委員会
NCB	<u>N</u> ational <u>C</u> ertification <u>B</u> ody	国内認証機関
NCC*	<u>N</u> ational <u>C</u> ommittee <u>C</u> omment (GA/SMB only)	NCのコメント(GA/SMBのみ)
NCP*	<u>N</u> ational <u>C</u> ommittee <u>P</u> roposal	NCの提案
NP*	<u>N</u> ew Work Item <u>P</u> roposal	新業務項目提案
NRG	<u>N</u> ew <u>R</u> evenue <u>G</u> eneration	新収入創出グループ
NSO	<u>N</u> ational <u>S</u> tandards <u>O</u> rganization	国内標準化機関
OIML	International Organization of Legal Metrology [<u>O</u> rganisation <u>I</u> nternationale de <u>M</u> étrologie <u>L</u> égale]	国際法定計量機関
PA	<u>P</u> eer <u>A</u> ssessment	相互査察
PACT	<u>P</u> resident's <u>A</u> dvisory <u>C</u> ommittee on future <u>T</u> echnology	未来技術会長諮問委員会
PAR	<u>P</u> roject <u>A</u> uthorization <u>R</u> equest	(IEEE)プロジェクト承認要請
PAS	<u>P</u> ublicly <u>A</u> vailable <u>S</u> pecification	公開仕様書
PASC	<u>P</u> acific <u>A</u> rea <u>S</u> tandards <u>C</u> ongress	太平洋地域標準化会議
PC	<u>P</u> roject <u>C</u> ommittee	プロジェクト委員会
PCA	<u>P</u> olicy on <u>C</u> onformity <u>A</u> ssessment Committee	適合性評価政策委員会
PL	<u>P</u> roject <u>L</u> eader	プロジェクトリーダー
PMC	<u>P</u> rovisional <u>M</u> anagement <u>C</u> ommittee	認証準備委員会
RR*	<u>R</u> eview <u>R</u> eport	レビュー報告書
PresCom	<u>P</u> resident's <u>C</u> ommittee	会長委員会
PT	<u>P</u> roject <u>T</u> eam	プロジェクトチーム
PW*	<u>P</u> rogramme of <u>W</u> ork	作業計画
PWI	<u>P</u> reliminary <u>W</u> ork <u>I</u> tem	予備業務項目
Q*	<u>Q</u> uestionnaire	質問票
QP*	<u>Q</u> uestion of <u>P</u> inciple (SMB only)	原則的質問(SMBのみ)
R*	<u>R</u> eport to General Assembly or SMB	GA又はSMBへの報告
RM*	<u>R</u> eport on <u>M</u> eeting	会議議事録
RQ*	<u>R</u> eport on <u>Q</u> uestionnaire	質問票回答結果
RV*	<u>R</u> eport of <u>V</u> oting (GA/SMB only)	投票結果(GA/SMBのみ)

RVC*	<u>R</u> esult of <u>V</u> oting on <u>C</u> DV	CDV投票結果
RVD*	<u>R</u> esult of <u>V</u> oting on <u>F</u> DIS	FDIS投票結果
RVN*	<u>R</u> esult of <u>V</u> oting on <u>N</u> P	NP投票結果
SAG	<u>S</u> ales <u>A</u> dvisory <u>G</u> roup	販売諮問グループ
SB	<u>S</u> ector <u>B</u> oard	セクターボード
SBP	<u>S</u> trategic <u>B</u> usiness <u>P</u> lan	戦略ビジネスプラン
SC	<u>S</u> ubcommittee	分科委員会
SDoC	<u>S</u> upplier's <u>D</u> eclaration of <u>C</u> onformity	自己適合宣言
SEG	<u>S</u> tandardization <u>E</u> valuation <u>G</u> roup	標準化評価グループ
SG	<u>S</u> trategic <u>G</u> roup	戦略グループ
SMB	<u>S</u> tandardization <u>M</u> anagement <u>B</u> oard	標準管理評議会
SMBNC*	<u>S</u> M <u>B</u> documents for vote by <u>N</u> ational <u>C</u> ommittees	SMB所掌のNC投票案件
SPC	<u>S</u> ales <u>P</u> olicy <u>C</u> ommittee	販売政策委員会
SRG	<u>S</u> ystems <u>R</u> esource <u>G</u> roup	システムリソースグループ
SRD	<u>S</u> ystems <u>R</u> eference <u>D</u> eliverable	システムリファレンスデリバラブル
STTWG	<u>S</u> ocietal and <u>T</u> echnology <u>T</u> rends <u>W</u> orking <u>G</u> roup	社会・技術動向作業グループ
SWG	<u>S</u> pecial <u>W</u> orking <u>G</u> roup	特別作業グループ
SyC	<u>S</u> ystems <u>C</u> ommittee	システムコミッティ
TA	<u>T</u> echnical <u>A</u> rea	テクニカルエリア
TAG	<u>T</u> reasurer's <u>A</u> dvisory <u>G</u> roup	財務監事諮問グループ
TAM	<u>T</u> echnical <u>A</u> rea <u>M</u> anager	テクニカルエリアマネージャ
TBT協定	<u>A</u> greement on <u>T</u> echnical <u>B</u> arriers to <u>T</u> rade	貿易の技術的障壁に関する協定
TC	<u>T</u> echnical <u>C</u> ommittee	専門委員会
TMB	<u>T</u> echnical <u>M</u> anagement <u>B</u> oard	(ISO)技術管理評議会
TR	<u>T</u> echnical <u>R</u> eport	技術報告書
TS	<u>T</u> echnical <u>S</u> ecretary	テクニカルセクレタリ
TS	<u>T</u> echnical <u>S</u> pecification	技術仕様書
UNDP	<u>U</u> nited <u>N</u> ations <u>D</u> evelopment <u>P</u> rogramme	国連開発計画
UNECE	<u>U</u> nited <u>N</u> ations <u>E</u> conomic <u>C</u> ommission for <u>E</u> urope	国連欧州経済委員会
UNO	<u>U</u> nited <u>N</u> ations <u>O</u> rganization	国際連合機構
WD*	<u>W</u> orking <u>D</u> raft	作業原案
WG	<u>W</u> orking <u>G</u> roup	作業グループ
WHO	<u>W</u> orld <u>H</u> ealth <u>O</u> rganization	世界保健機関
WSC	<u>W</u> orld <u>S</u> tandards <u>C</u> ooperation	世界標準協力
WTO	<u>W</u> orld <u>T</u> rade <u>O</u> rganization	世界貿易機関

巻末資料

ISO, IEC が発行する規格・出版物の著作権について

品質マネジメントシステムに関する ISO 9000s, 環境マネジメントシステムに関する ISO 14000s 関連の国際規格, その他, 自動車・情報セキュリティー・医療・食品等のマネジメントシステムに関するセクター規格が発行され, 近年は社会システムや SDGs 等にも国際規格開発の分野が拡大され, 日本国内でも, その対応が大きくクローズアップされております。また, EU 加盟国拡大, 国内法規・技術基準等における国際規格・ガイドの採用促進, IT (情報技術) の国際標準化の進展, 並びにインターネット等での規格電子媒体活用の普及に伴い, ISO 及び IEC が発行する国際規格の著作権の保護の問題が, 大きな国際問題として扱われるようになってきました。

一方, こうした分野に関して, 規格開発・履行とは無関係のビジネスにおいて, 国際規格原文, 又は翻訳版の無断での複製・転載・引用等が行なわれ, また, 商業ベースでの出版物, セミナー等におきましても, 無許可での発行・使用・販売等が行われ始めているのも事実です。特に, 不特定多数のユーザーを対象とした商業ネットワークにおいて, ISO, IEC 規格のコンテンツがそのまま無断で転載され, 大きな混乱を生じさせています。しかし, ご存知のとおり ISO や IEC が発行した国際規格及び出版物には, 全て著作権が存在します。メンバー国における国家規格への採用, 国内審議委員会での国際規格審議目的を除いて, 無断での複製, 翻訳, 転載・引用等は禁止されており, 必ず ISO, IEC 事務総長の書面による事前許可が必要となっております。また, 特に「営利を目的とした商業活動・出版事業等」である場合には, 所定の著作権使用料等の支払契約締結が必要となりますのでご注意ください。

関係者各位, 国内関係諸機関の皆様には, ISO, IEC の規格 (電子媒体を含む) 等に著作権が存在していることを再度ご認識いただき, その対応には十分配慮されるよう改めてお願い申し上げます。

- 企業内・機関, 団体会員間での国際規格の複製, 翻訳, 転載・引用, 配布 (有料・無料を問いません) 等が対象となります。
- 発行されている規格・出版物だけではなく, 国際規格原案 (FDIS, DIS, CDV, CD, WD) にも適用されます。
- インターネット, オンライン・ネットワーク, イン트라ネット, DVD, CD-ROM 等電子媒体での利用に関しても適用されます。
- 商業目的とした活用, コンテンツの取り込み, あるいは多国籍間の販売などについても適用されます。



日本国内でのご連絡, 相談窓口は, 日本規格協会グループが担当しておりますので, JIS (日本産業規格) の著作権に関する一般的なお問い合わせも含めて詳細は, 同グループへお問合せ下さい。

日本規格協会グループ 出版情報ユニット 出版情報サービスチーム

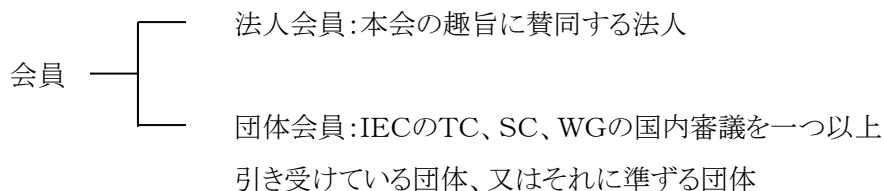
住所: 〒108-0073 東京都港区三田 3 丁目 11-28 三田 Avanti

電子メール: copyright@jsa.or.jp

IEC 活動推進会議 入会のご案内

(1) 会員種別

会員の種別は、法人会員と団体会員からなります。



(2) 会費

法人会員の年会費は、1 口:95,000 円(税別)とし、口数は次のとおりとしますが、可能な限り多くの口数をお願いします。

なお、団体会員の会費は無料です。

会員種別	資本金(億円)	口 数
主に電気・電子技術に関連する製造業を含む法人	10未満	1口以上
	10以上 50未満	2口以上
	50以上100未満	3口以上
	100以上200未満	5口以上
	200以上500未満	7口以上
	500以上	10口以上
それ以外の法人		3口以上

(3) 総会委員及び連絡担当者の登録

個人ではなく法人として入会していただきますが、貴社・貴団体の代表として、本会議に対しその権利を行使する総会委員1名及び連絡担当者を所定様式により登録していただきます。

入会を希望される場合は、申込用様式をメールでお送りしますので、下記 IEC 活動推進会議事務局までご連絡ください。

活動の詳細については、ホームページ <https://www.iecapc.jp/> をご覧ください。

---問合せ先---

IEC 活動推進会議事務局

〒108-0073 東京都港区三田3丁目11-28 三田 Avanti 7 階

TEL: 050-1742-6148 E-mail mail2iecapc@jsa.or.jp

2025 年 5 月 発行

IEC 事業概要
— 2025 年版 —

発 行 一般財団法人 日本規格協会
IEC 活動推進会議事務局
〒108-0073
東京都港区三田 3 丁目 11-28
三田 Avanti 7 階
TEL 050-1742-6148
E-mail mail2iecapc@jsa.or.jp
URL <https://www.iecapc.jp/>

© Japanese Standards Association 2025.

Printed in Japan

— 禁無断転載 —

無保証宣言

この「IEC 事業概要」は、IEC 活動推進会議(IEC-APC)が編集・発行するものであり、その編集にあたっては正確性を期すべく対応しておりますが、日本規格協会及び IEC-APC、その会員は、本「IEC 事業概要」について、その内容の正確性、特定の目的への適合性、品質、知的財産の非侵害性等について、明示的にも、暗黙的にもその保証を負うものではありません。本「IEC 事業概要」の使用により使用者及び第三者に発生する損害に対して、日本規格協会及び IEC-APC、その会員は責任を負うものではありません。